

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

地域開発と経済政策

—日本経済政策学会年報XXXIII—

1985



勁草書房

日本経済政策学会編

地域開発と経済政策

—日本経済政策学会年報XXXIII—

1985



勁草書房

本年度共通論題

『地域開発と経済政策』

日本経済政策学会第四十一回大会が、昭和五十九年五月二十四日～二十六日の三日間に亘って琉球大学及び沖縄国際大学の共催により、沖縄で開催された。

本大会では、共通論題として「地域開発と経済政策」、準共通論題として「沖縄の地域開発」を設定し、活発な討論がなされた。

わが国の戦後の地域開発の基本理念は、戦後の経済政策の歴史的課題（日本経済の復興、自立、高度成長、高密度高福祉社会の建設、定住環境の創造のための発想の転換）とはほぼ対応して推移してきた。

わが国の経済構造は昭和三十年代から昭和四十年代前半という長期にわたる高度成長と、昭和四十八年秋の石油ショックに伴い急速な構造変化をとげてきた。経済構造の変化はおのずと地域経済構造の変化を惹起する。石油ショック以前の構造変化としては、民間設備投資主導による経済の高度成長によって、地域間の所得較差の拡大を生じたことであった。そのために人口移動が所得の低い地域から高い地域へと急速に行なわれるようになった。このことは人口の流入する地域と流出する地域、いわゆる過密地域と過疎地域へと二極分解する地域とそうでない地域とを形成した。さらに民間設備投資主導による高度成長は、生活関連社会資本の不足を生じさせ、工業集積地域における過密問題・公害問題という大きな社会問題を発生させた。しかし他方では、過密問題、公害問題に加えて労働力の不足という面から、工業の地方分散化も胎動し始めていたのである。

高度成長期における地域開発政策は、次のような特徴を持つものであった。すなわち、「規模の利益」と「集積の利益」を追求する産業政策を中心とし、さらに開発拠点への公共投資の地域配分の集中化による先導産業の当該地域への誘導であった。

このような効率の追求は、地域間較差、過密・過疎問題、公害・環境問題、生活関連社会資本の不足等いくつかの面で同一地域内および地域間にさまざまな歪を発生させた。さらに効率の追求は地域特性を失わせる傾向を持ち、雇用も地域が期

待したほどは創出されなかった。

しかしながら、昭和四十年代に入ると経済の高度成長によって生じた歪の是正を政策課題とした地域開発政策が積極的に推進されるようになった。そのため昭和四十年代後半には、地域間較差や過密・過疎問題は縮小ないしは緩和の方向へと向っていた。

こうした状況のなかで、石油ショックが発生し、一〇％前後の成長から四％前後の成長にとどまる低成長経済への移行、比較優位の急激な変化による産業構造の転換、大幅な財政赤字等、マクロの経済環境に大きな変化を惹起した。高度成長から低成長への急激な経済環境の変化は、これまでの政府主導による産業優先の開発政策を見直し、効率の原則だけでなく、必要の原則、公平の原則との調和を考慮した新しい地域開発政策の探求を迫った。また、国際化の進展や情報・通信系の技術革新の浸透、民間活力の活用等はこれからの地域開発政策において特に考慮しなければならない要因である。

日本経済は、いまや高度成長と低成長とを経験してきて、地域政策も三全総を見直し、四全総の策定作業に入り、地域政策と経済政策との関連を回顧する好機にある。

ところで、準共通論題として沖縄の地域開発がとり上げられたが、沖縄はその政治的特殊性（戦後二七年に亘る本土との分断）や地理的条件（離島県である）等の諸要因から本土とは異なった特異な産業構造（第三次産業偏重）を形成してきた。第三次産業偏重の産業構造は、主として第二次産業の振興を意図して策定された「沖縄振興開発計画」（昭和四十七年〜五十六年）の計画期間においても大きな変化はみられなかった。しかし、沖縄の産業はそれ自体大きな内部変化をきたしており、先の政治的、地理的条件等の諸要因から、その変化の仕方や過程は本土とは異なっている。沖縄は復帰一〇年を経て、第二次振興開発計画（昭和五十七年八月内閣総理大臣決定）が策定され、本格的な地域開発への取り組みがなされているところである。

このように、地域政策の回顧が必要とされる現状をとらえ、本大会で経済の専門家が一堂に会し、活発かつ高水準の論述、討論が展開されたことは極めて有意義なことであった。

一九八四年五月

第四十一回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『地域開発と経済政策』	第四十一回全国大会共通論題プログラム委員会	1
〈共通論題〉		
高度成長期の地域開発と経済政策	星野進保	7
— 国際化と地域問題 —		
地域開発政策の今後のあり方	河野博忠	17
産業構造変革期における地域の「構造政策」	安部一成	28
共通論題コメント	米花隆稔 藤井嘉治 清水嘉治	36
総括	加藤寛	45
〈専門部会〉		
経済政策の主体をめぐって	川野辺裕幸	47
— 公共選択論の成果と課題 —		
専門部会コメント	阪本靖郎 柏崎利之輔 高橋良宣	57

△自由論題▽

戦後沖繩における開発政策の推移	宮城辰男	62
——主な地域開発計画を中心として——		
沖繩の地域開発——回顧と展望	伊藤善市	68
発展過程と所得分配の変動	大西高明	72
——いわゆるクズネツのU字型仮説——		
リチャードソン・プロセス・モデルの再検討	今井良夫	77
ケインズ政策と賃金決定制度	塩野谷祐一	82
ハロッドの投資規制策の展開	北野正一	87
わが国生命保険産業における規模の経済性	松岡憲司	91
土地開発過程と土地税制	青野勝広	96
財政依存型地域経済の構造とあるべき開発の方向	阿部亮一	100
地域開発と商業調整	杉岡碩夫	104
つくばの地域開発と産業政策	大庭治夫	108
——政策主体関係の問題を中心として——		
地域産業政策の二元性	中尾久	112
——日仏比較をうけて——		
地域開発と産業の国際化	田中則仁	116
——静岡県における産業政策と企業——		
地域環境管理政策に関する一考察	熊谷彰矩	121
——所有権からの接近——		
産業政策に関する一考察	原豊	126
——各国の経験をふまえて——		
公企業の料金設定について	今泉博国	130
——二部料金制を中心として——		
マイクロコンピュータ市場の産業組織的分析	山崎和郎	134
——技術革新競争を中心に——		
IS-LMモデルとマネーサプライコントロールについて	名取昭弘	139
中国の環境政策	植田和弘	144
——経済開発とのディレンマ——		
アジア諸国の地域開発と農村工業化	田部昇	149
——政策論の視点から——		
インドネシア経済の開発と経済構造の変化	金子敬生	154
一次産品のモデル分析・コーヒーの例	太田辰幸	160
多国籍企業の技術移転に関する一考察	前田昇三	164
——わが国合成繊維産業について——		

〈第一回専門部会研究集会〉

合同セッション座長総括

藤井隆……………170

〈書評〉

F・M・シエアラ著『革新と成長——シムペーター主義的観点』

箱田昌平……………174

リチャード・E・ジャスト、ダーレル・L・ヒュース、アンドリュー・

シュミッツ著『応用経済学と公共政策』

梅下隆芳……………176

デビット・S・エバンズ編著『ベル電話会社の解体』

永井進……………178

学会記事

……………179

学会紹介(英文)

……………1

〈共通論題〉

高度成長期の地域開発と経済政策

——国際化と地域問題——

星野進保

〈経済企画庁〉

法律、各種行政計画、審議会報告等公表資料を中心に地域開発と経済政策の関連を整理し、共通論題討論の資料としたい。

一 三層化した地域開発課題領域の展開

①地理的・自然的(制約)条件に対処する課題、②明治以降続く工業化Ⅱ都市化の流れから生じる課題、③いわゆる地域経済問題としてとらえられる過密、過疎、所得格差解消の課題、といった三つの課題領域が戦後地域開発の課題として重層的に展開してきた。

三層化あるいは重層的展開と整理するのは、これら三つの課題領域が次元の異なる視点をもつものとの認識に基づく。戦後直後の自然災害復旧対策、戦災復興のための都市計画を中心課題とした段階から、経済、社会の発展につれていわゆる地域経済問題という課題の段階へ、さらに今日的課題の段階へと発展しているようにもみえるが、そのように整理することは地域開発問題をあまりにも単純化しすぎる見方だと考える。

経済発展、経済政策の方向とのかかわりにおいて、三層の課題の

いずれかが強調され、最重要課題として浮かび上がってくるという本質的性格を地域開発問題はかかえている。

このような観点から要約すれば、高度成長期の地域開発は、「地域経済問題」が突出した課題となり、他の二つの課題を質的、量的に増幅したものとみることが出来る。今日の安定成長期においては、例えば①地震予知などの自然災害対策、②都市のアメニティー課題、③テクノポリスの整備、などが中心課題で、ほぼ三つの課題領域が平均化した形で重層化しているととらえることができる。

各課題領域の具体的事例を列挙してみよう。

(1) 地理的・自然的(制約)条件への対応

自然的条件として気温、地高度、降雨・雪、土壌、地形等が考えられる。

対策例…

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年)

台風常襲地帯における災害防除に関する特別措置法(昭和三十三年)

年)

豪雪地帯特別措置法(昭和三十七年)

地理的(制約)条件としては離島、山村、河川流域、沿岸等が考
えられる。

対策例:

離島振興法(昭和二十八年)

北上川総合開発等二地域について特定地域総合開発計画(昭和
二十八年)

山村振興法(昭和四十年)

過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年)

さらに、この課題の観点を広げると、①臨海工業地帯における、
高炉、石化プラント、原子力発電立地の地耐力、水供給等の立地条
件、②台風常襲地帯と雪積地帯には生まれた太平洋沿岸ベルト、瀬
戸内海の開発可能性の評価、③和辻哲郎博士の「風土」に基礎をお
く、流域圏に着目した風土的歴史、歴史的風土の再認識、さらには
人間の活動とそれをとりまく環境容量との調和を意識した「定住
圏」論など、国土と人間活動とのかかわりに関する壮大な構想にま
で発展する可能性を秘めた課題領域となる。

(2) 工業化Ⅱ都市化の流れへの対応

都市化の流れは古く、都市問題についての明示的な認識をもって、
明治四十年には内務省地方局有志が「田園都市」なる著作を公表し
ている。行政的には明治二十一年の東京市区改正条例時代の過大都
市の救済という問題意識に始まり、幾多の変遷を経て、大正八年に

は、過大都市の予防をめざした「都市計画とは交通、衛生、保安、
経済等に関して永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進するため
の重要施設の計画……」(都市計画法第一条)を内容とする都市計画
法の制定、同時に都市建築法、市場法の整備もなされて施策の体系
が一応できあがった。

この課題接近の系譜は、戦後復興の進展とともに大都市への人口
流入激化を背景とした首都圏整備法(昭和三十一年)にみられる。
「……、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都
圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」(同法第一
条)として、既成市街地をグリーン・ベルトで囲み、その外側に新
市街地を形成して、秩序ある都市の発展による人口の吸収を図ろう
とした。

しかし現実には既成市街地からのスプロールの拡大という形での急
張が急激であり、昭和四十年には、スプロールの拡張を是認せざる
を得ない法改正へと進んだ。

経済の発展とともに、工業開発、人口配置の観点から地域を総合
的にとらえようとする動きが強くなり、東北開発促進法(昭和三十
二年)をはじめ、九州、中国、四国等のブロック促進法および近畿
圏(昭和三十八年)、中部圏(昭和四十一年)の整備法が定められた。

工業化Ⅱ都市化の流れは、地域問題の源流である。人口の都市集
中、都市の過大化は戦後に始まったことではなく、工業化に伴なう
世界的な共通課題である。都市の起源、規模、構造、都市と農村の
関係等、研究の蓄積、経験の深さは計り知れない。

示唆される問題への接近の方法として、丹下健三教授『日本列島

の将来像』(昭和四十年)のような都市工学的アプローチ、松下圭
一教授『都市政策を考える』(昭和四十六年)のような政治運動論的
アプローチなど、あげられ、都市化を核に据えながら広範な現代
的視野をもった議論に発展させうる素地があるということである。

(3) いわゆる「地域経済問題」への対応

「地域経済問題」が政治的、行政的にクローズアップされたのは、
国民所得倍増計画(昭和三十五年)産業立地小委員会報告が工業立地
に関する「太平洋ベルト地帯構想」を提示したときに始まる。

既成工業地帯では、もやは増大する立地需要を受けとめきれない
との認識から、既成工業地帯との連携による効率性を考慮しつつ、
太平洋臨海地域を工業立地の中核に据えようとしたのがこの構想の
骨子である。

これに対し、自民党政調調査会が、とくに後進地域の格差拡大の
おそれが大きいと反対し、経済計画に「国民所得倍増計画の構想」
という閣議決定の別紙を添付して調整を図るという複雑な事態に立
ち至った。その別紙の中で、「後進性の強い地域(南九州、西九州、
山陰、四国南部等を含む)の開発促進ならびに所得格差是正のため、
速やかに国土総合開発計画を策定し、その資源の開発につとめる。」
として、地域間の所得格差という地域経済問題を正面からとりあげ
ることとなった。

これを契機に、各都道府県の振興計画策定ブームが起こり、目標
を人口増加、所得格差是正におくことが共通のテーマとなった。

このような事態の進展を背景に、第一次全国総合開発計画が昭和

三十七年に閣議決定され、過密と所得格差への対応を目標に拠点開
発方式が提起され、新産業都市建設などの行政処置が進められた。

明示的に「地域経済問題とその対策」という表題のもとに地域経
済問題にとりくんだのが、経済企画庁における地域経済問題調査会
(昭和三十八年)であった。

さらに、昭和四十年代に入ると、社会開発論との関連を踏まえな
がら、経済審議会地域部会が「過疎」に注目し、巨大都市と過疎の
相互関連をとらえた報告書を出した。これによって、地域経済問題
のキー・ワードである過疎・過密・所得格差が出そろうことになる。

政策推進上大きな影響力をもったのが、自民党都市政策調査会
「都市政策大綱(中間報告)」であった。これが昭和四十年代の開発
政策の基本となったといってもいいすぎではない。第二次全国総合
開発計画(昭和四十四年)も、この延長線上にあるものとみとめてよ
いであろう。

結論的に要約するなら、①太平洋ベルト地帯構想は工業化を地域
的にどう受けとめるかの受皿構想であり、それ以降の総合開発構想
は、高度成長に伴って生じるいわゆる地域経済問題の解決案を提示
しようとしたものといえる。なお三十年代の課題解決型から、四十
年代は未来学の影響もあって、未来志向的にデザインが描かれてい
るという特徴がみうけられる。②いわゆる「地域経済問題」は、す
ぐれて高度成長期の産物である。したがって、高度成長期から安定
成長長期に推移するにしたがって「地域経済問題」のウエイトは縮少
しつつあるといえよう。

二 高度成長を推進した経済政策

高度成長期をおよそ国民所得倍増計画（昭和三十五年）からニクソン・ショック（昭和四十六年）までの一〇年間程度とすると、①重化学工業化の産業政策を選択したこと、②開放圧力（貿易、資本、技術の自由化）を計画的に活用しつつ、産業の国際競争力を強化したこと、③インフラ整備需要の急増に応じることを可能にした公団方式等の制度面の整備、が政策面から高度成長を実現する原動力となった。同時に、高度成長期へつなげていく環境条件となったのが、戦前水準回復をまずその目標とし、その実現とともに欧米生活水準へ目標を移していった生活様式の変化である。以下、詳しい議論を省略し、資料を列挙して、その間の経緯を確認してみよう。

(1) 重化学工業化の選択と自由化

「通産省は比較生産費的にみると日本に最も不適當な産業である資本集約的ないし技術集約的な産業、即ち鉄鋼、石油精製、石油化学、自動車、航空機、各種産業機械、電子計算機を含むエレクトロニクス等の諸産業を日本に確立することを決意しました。これらの諸産業を育成することは、短期的、静態的にみれば経済合理性に反します。しかし、長期的にみれば、これらは需要の所得弾力性が高く、技術進歩が速く、労働生産性の向上が速い産業であり、これらの産業をもたずして軽工業のみで一億の国民を雇傭し、一億の国民の生活を欧米なみの水準にまで引き上げることが困難であることは明らかでありました。」（昭和四十五年「日本の産業改革」OECD工業

(参考)

1. 大都市圏地域への人口流入の長期的傾向 (単位:千人)										
	大正 9—14	昭和 14—15	昭和 15—10	昭和 10—15	昭和 22—25	昭和 25—30	昭和 30—35	昭和 35—40	昭和 40—45	
東京圏	606	619	619	751	902	1,472	1,580	1,917	1,356	
阪神圏	456	434	778	453	395	618	732	948	515	

人口問題研究所算定「日本人人口の動向」

(注) 東京圏—東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪圏—大阪、兵庫、京都。

2. 人口減少県の推移						
	S 25—30	30—35	35—40	40—45	45—50	50—55
	7	26	30	20	3	1 (東京)

大都市圏への流入は長期的趨勢であったが、高度成長期に加速されている。

3. 1人当り県民所得 (東京=100) の推移						
	S 30	35	40	45	49	
50 未満の県数	25	31	17	14	6	
40 未満の県数	3	9	2	2	0	

委員会通商産業事務次官演説

これを裏付ける事実を列挙してみよう。昭和二十七年のサンフランシスコ条約発効（独立）と軌を一にして臨時物資需給安定法が同年三月に失効し、統制経済から自由経済への道を踏み出した。まさにその出発点において重化学工業化の方向が着々と進められた。

- 第一次鉄鋼合理化計画（昭和二十五年）
- 外航船舶建造利子補給法（昭和二十八年）
- 合成繊維育成五カ年計画（昭和二十八年）
- 石油化学工業育成五カ年計画（昭和三十年）
- 第二次鉄鋼合理化計画（昭和三十一年）
- 機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年）
- 電子工業振興五カ年計画（昭和三十三年）
- など、

このように戦略産業のいわば基礎固めの時期を経て、いよいよ国際競争場裡での競争を通じて一段の飛躍拡大を期待し、もたらしたのが自由化政策であったといえよう。自由化スケジュールによって各企業の合理化、競争力強化を促すことを基本に、外国為替管理、技術導入認可、外貨予算等の政策手段によって調節していくところに当時の官民一体の開放政策の妙があったともいえよう。重要事項の経年的事実を確認してみよう。

- 貿易・為替自由化計画大綱決定（昭和三十五年）
- IMF理事会日本の八条国移行一年延期決定（昭和三十六年）
- IMF理事会日本に対し八条国移行勧告（昭和三十七年）
- 外貨予算制度廃止（昭和三十九年）

- IMF八条国移行（昭和三十九年）
- OECD正式加盟（昭和三十九年）
- 完成乗用車の自由化実施決定（昭和四十年）
- 資本自由化基本方針（昭和四十二年）
- 技術導入完全自由化（昭和四十三年）

(2) 社会資本の整備

重化学工業化を支える社会資本整備には、特定財源、公団方式等時代の要求に対応した制度的発明が特筆すべき基本装置として活用された。

「すなわち、三十年代に設立された日本住宅公団を始めとして、愛知用水、森林開発、農地開発、日本道路、首都高速道路等の各種公団の設立による公共投資の推進、及び特定ダム、特定土地改良工事、道路整備、治水、港湾整備等の一連の特別会計の設立による財政投融资資金の活用、それによる事業量の増加等は、従来方式であれば地方公共団体の財政負担に依存すべき事業を、公団、特別会計等の制度によって地方財政の負担を伴わずに推進しようとしてられたともいえるであろう。」（宮崎仁「公共事業と財政」一四五頁）

主要事項を列挙してみよう。
(交通関連)

- 道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年）
- 港湾整備促進法（昭和二十八年）
- 第一次道路五カ年計画（昭和二十九年）
- 道路公団法（昭和三十一年）

	26 — 32		33 — 39		40 — 45	
	T	P	T	P	T	P
	(10—12)		(0—6)		(10—12)	
	(4—6)		(10—12)		(7—9)	
実質成長率	7.4		11.0		11.8	
個人消費	64.0		51.4		42.1	
政府消費	0.4		7.4		3.7	
民間住宅投資	5.3		7.3		7.8	
民間設備投資	17.5		21.6		32.2	
政府投資	5.1		9.8		5.6	
海外経常余剰	△ 7.0		0		0.4	

(注) Tは景気の谷、Pは景気の山で、いずれの期間も景気の谷から山への景気上昇局面の最終需要項目別の寄与をみるために()内の四半期季節調整済山、谷をとった。

26—32は個人消費がリード。33—39は民間設備投資と政府投資が、そして40—45は民間設備投資が主役となるという経緯がみうけられる。長期的にみると、戦後復興需要の加速度が高度成長期を誘発したともいえそうにみえる。

「……この計画では、成長を軸に安定を必要条件と考え、以下の諸点を計画の中心課題としてとりあげる。」「第一は社会資本の充実である。」「第二は産業構造高度化への誘導である。」「第三は貿易と国際経済協力の推進である。」「等(国民所得倍増計画 第二章 計画の課題—計画の主要目的)

「工場の分散化、後進地域の開発は重要であるが、それはあれもこれもと工場地帯をふやし、中途半端な、効率の低い工場地帯を造るということではならない。したがって徒らに所得格差、地域格差の是正を焦って、やたらに工業の分散を図るべきでなく、工業の分散化自体にも計画性が必要であり、総花的な地域開発に墮さないよう、あらかじめ十分な配慮が必要である。」「A、四大既成工業地帯(東京、名古屋、大阪、北九州)を連ねるベルト状の太平洋臨海地域が、最近の立地傾向からみて所得倍増計画に伴なう工業立地の中核を形成する。」「(同計画、産業立地小委員会報告)。

これに対し先述したとおり自民党地方議員を中心に、後進地域開発、所得格差是正をおりこんだ国土総合開発策定の要求が強まり、昭和三十七年に、第一次全国総合開発計画が策定された。

「わが国経済発展の起動力である工業の既往の配置が、過大都市

国土開発縦貫自動車道法(昭和三十一年)
 名神高速道路着工(昭和三十一年)
 東海道新幹線建設計画発表(昭和三十三年)
 (工業基盤関連)
 電源開発促進法(昭和二十七年)
 工業整備特別地域整備促進法(昭和二十八年)
 工鉱業地帯整備促進法(案)(昭和二十八年)
 佐久間ダム完成(昭和三十一年)
 特定多目的ダム法(昭和三十一年)
 臨海工業地帯開発公団(案)(昭和三十三年)
 臨海地域開発促進法(案)(昭和三十三年)
 水資源開発促進法(昭和三十六年)
 新産都市建設促進法(昭和三十七年)
 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年)
 社会資本整備で特筆すべきことは、社会資本整備の需要が強いことと予算制約との調和を図るため、各種公共事業五カ年計画と経済計画とが国民所得倍増計画(昭和三十五年)以降リンクすることにより、社会資本配分が総合的観点から整備されることになったことである。

また、概して高度成長期には民間設備投資の増加テンポが社会資本投資の増加テンポを上回りがちで、実態的にも社会資本不足が叫ばれ、民間設備投資と社会資本投資の比率について論争がたたかわされた。この議論は、経済計画の成長率論争とも関連して、経済計画策定の中心的課題に発展した。

(3) 生活水準の欧米先進国へのキャッチ・アップ・コンセンサス
 生活水準を欧米生活水準にキャッチ・アップさせるといふ嗜好の変化を軸とした生活様式の変革については、消費革命等々の慣用語で呼ばれる分析、記述に枚挙のいとまがない。

以下では、万言にも優る鶴見先生の表現を引用させていただき、また、戦前と異なる消費指標の特徴を列記しておく。

① 生活が政治目標に

「かつて登場した池田勇人総理大臣は国体論の語彙と変形規則とはかけはなれた語彙と変形規則を用いて、経済成長の説明を中心とする施政方針演説を発表しました。経済成長、国民総生産、生活水準などが政治言語の主要な語彙となりました。」「(鶴見俊輔『戦後日本の大衆文化史—一九四五—一九八〇年—』昭和五十九年)

② 生活の戦前水準回復時の戦前と異なる動き

新中間層(医師、教師、弁護士、芸術家、管理的職業)の増加(昭和五年、五・一%→昭和三十年、一三・六%)
 家事女中(昭和五年、七〇万人→昭和三十年、三〇万人)
 月賦販売(昭和三十四年、都市世帯の四九・三%)
 新耐久消費財(戦前・ミシン、ラジオ、自転車→昭和三十四年・電気洗濯機、テレビ、電気冷蔵庫、普及率約四〇%)

週刊誌(昭和三十三年、急増月刊五〇〇〇万部、通勤遠距離化と比例)

③ 実質国民総生産増加額の最終需要項目別割合(次頁表参照)

三 地域開発政策の評価

高度成長期の地域開発政策は、第一に、貿易自由化等開放経済化の圧力の下で産業構造の高度化を急速に進めた産業政策を、工場立地等の面で補完する役割を果たすことを出発点にしたが、第二に漸次過密、過疎、格差問題等のいわゆる地域経済問題の解消のための各種の対症療法的対策に重点を移してきたが、高度成長過程の終焉そのものが最も有効な対策であった。

ここいらの経過をみてみよう。

問題と地域格差問題の発生に大きな役割を演じたといえる。したがって都市の過大化を防止し地域格差を縮小するためには、まず工業の分散をはかることが必要である。」「また、資本投下量にはおのずから限度があるので、工業の適正な配分は開発効果の高いものから順次に集中的に」「計画の目標を効果的に達成する方策として拠点開発方式をとった。」「(全国総合開発計画―昭和三十七年― 第四部 地域開発の基本構想)と、なおかつ投資配分の効率性の重視がみられる。

当時の雰囲気を集約的に表わしているのが、「第二は、臨海性装置工業については、貿易自由化等国際的諸条件の変化に対応してその国際競争力をより強化するため、大規模な工業基地の建設を図る必要がある。したがって小規模な臨海性装置工業の基地を全国に散在させることは、慎重な検討を必要とする。」「(地域経済問題調査会「地域経済問題と対策」昭和三十八年)という見解である。

まさに優先さるべきは、自由化に対応するための規模の拡大であり、その効率的な集中であった。このような主題を伴奏する地域対策の手法は、概略次のようなパターンが一般的であった。

まず、地域の指定(辺地、新産都市、山村、近郊整備地帯など)である。行政区分上の市町村は、今日では、おそらく二―三の地域指定を重層的に受けていると思われる。この地域指定された地域に、指定施設(道路、林道、用水道など)について地方債発行、利子補給、補助率嵩上げ、地方税減免などの優遇措置を行うのが一般的な手法である。地方公共団体の首長にとって、これらの施策をどう組み合わせて、自らの地域の発展に役立たせるかが大きな関心となっている。一つの市、町村をとっても、その施策の数は相当なものにの

昭和四十五年)と、自由化から国際化へという視点がうかがわれ出す。自由化への産業対応という主題が、国際収支の黒字基調、その背景となる国際競争力への自信などから、国際的な貢献の方向へと変化しはじめる。

また、昭和四十五年は、第六十四回国会がいわゆる公害国会といわれた国会で、公害対策基本法第一条の経済発展との調和条項が削除されたことに象徴される、公営諸法が整備された年である。昭和四十六年には環境問題全般を所管する環境庁が発足し、恒常的に環境問題に対応する体制が一応ととのった。

このような事態の流れを予感しながら、地域開発政策も、地域開発という視点から国土経営という広範な視野から地域開発をみるという視点に変わってきた。

「技術革新の進行、情報化社会の形成および全国的な都市化の進行に対応し、長期的、持続的、飛躍的に国土の発展に活力を与えるため、新しい国土経営の生成システムをつくり上げる必要がある。

このため、今後二〇年間に予想される国土開発の新骨格の建設、産業開発プロジェクトの実施および環境保全のための計画について巨額な投資のうち、国土経営の生成システムをつくりあげるような戦略的な投資を大規模プロジェクトとして構成する必要がある。大規模プロジェクトは新しい技術を駆使して地域開発の始動条件を創出し、国土を有効に利用するための事業計画であり……」「(全国土にわたる開発整備が進み、広域生活圏が整備されるにつれて、当面の地域課題(過密、過疎、地域格差)についても根本的な解決の方途が開かれる。」「(新全国総合開発計画、昭和四十四年)

ぼるものと思われる。しかし、それにもかかわらず、人口の三大都市圏への大移動(皮肉にも人口の移動があったからこそ一人当りで計算する県民所得の格差が縮小した面がある)、経済活動水準の格差はさききのべた主題の力によって広がっていった。

むしろこのような流れがとまり出すのは、高度成長を支えた主題がその役割を終了し、次の段階へ変容していくという自動調整メカニズムの力による。

昭和四十年代に入ると、より一層広い観点から地域経済問題がとりあげられ、社会開発あるいは環境問題としてその論点を広げていった。

「本審議会は、生活をそうした個人の所得や消費に限らず、道路や公園などの社会消費の面を加え、さらに精神的な面の重要性を再認識して検討した。」「2、生活に奉仕する経済へ」(国民生活審議会「将来における望ましい生活の内容とその実現のための基本的政策に関する答申」昭和四十二年)と経済政策の目標そのものにかなり明確な変化を要求している。

「……、従来の国内中心的な視野にとどまらず、国際的視点にたつてわが国経済の効率化をいっそう推進していかなければならない。」「従来にくらべゆとりをもつにいたつたとみられる国際収支基調のもとでより意欲的に貿易、資本取引の自由化、為替管理の緩和、関税率の引下げ、経済協力の推進、海外投資の促進等、対外経済活動の総合的展開をはかり、世界経済の発展に貢献するとともに、これらわが国経済の長期的な繁栄の基礎固めとして活用しなければならぬ。」「(新経済社会発展計画 第一部 3、計画における四つの課題、

むつ小川原、西瀬戸地域などの大規模工業基地が形成される以前に、オイル・ショックなどの要因が加わって産業構造の変化が起こり、人口の大移動は取れんしたことはすでに統計的にみてきたところである。

産業構造の高度化という、経済の効率化を求めるモチーフが、地域格差の是正という公平化を求めるモチーフを圧倒したのが高度成長期の特色である。地域政策は高度成長政策の陰であった。

四 若干の展望

オイル・ショック後一〇年、今その調整期間を終えようとしている。この間、明らかに世界的に産業構造の変化があった。それは、本稿のコンテキストでいえば、重化学工業はなれである。サービス経済化、高度情報化社会、先端技術産業等に、いろいろの角度から新しい産業構造の特色を拾い出し、立地面からいえば立地自由度の高い産業が主役になりつつあるということがいえる。

また、この間、わが国は自由化の段階から国際化の段階に入った。このような表現を使うのは、企業、個人の活動領域が、海外に対しオープン・ドアになることを自由化とし、境界をとりはずし相互に出入自由になることを国際化として定義しなかったからである。明らかに今日、わが国は国際化の流れに乗っており、貿易摩擦等の問題解決策に代表されるように、国際化を促進していくこと、すなわち、政策論的には各種規制をはずしていくことが基本政策となっている。

このような産業構造の変化、国際化の流れは、今後の展望のため

の出発点である。

第一に、国際化の流れについては、「世界経済の要因としての国家の意味が低下していくことだ。」「資本主義諸国で懸念されている保護貿易主義的な傾向が大勢になるとは考えていない。国際貿易の基本的な単位は、国家ではなくて企業だからである。」「私は、国家の経済的役割が縮少することで、経済世界は今日以上に一体化すると思う。」「(K・J・アロー「二世紀の国際経済秩序と国家の役割」、『エコノミスト』一九八三・九・二七)という見解に共感を覚える。

第二に、国の政策としては、産業の選択の時代ではなく、技術開発の支援に中心が移る。わが国の経済力の国境をこえた爆発力こそ国際化の契機であり、産業、企業への非干渉こそ、円滑な自律的發展を保証するものである。科学、技術開発の水準を維持向上していくことが、ある段階での新たな「国民的産業」を育くむ基礎になるという枠組のもとで、国家としての政策の中心をなす時期であろう。何故なら現在の国民的産業は世界市場の中で圧倒的に比較優位にあるのだから。

第三に、産業構造の方向は立地自由度の高い産業が中心となり、政策の中心が科学・技術開発に向かいつつあるとなると、地域政策の重点は、三層の地域問題領域のうち、高度成長期のいわゆる地域経済問題の領域が後退する。むしろ、風土的歴史、歴史的風土の豊かな地域、自然の環境容量との調和のとれた地域の形成こそ重要な課題となり、そのような地域の形成が産業や人口の吸引力をもつことになることすら予想される。また、大都市問題にかぎらず、都市化がさらに進むことからあらゆる地域の都市のアメニティの問題

地域開発政策の今後のあり方*

一 地域開発とは何か

(1) 地域開発・地域発展とは

地域開発とは何か。まず直截な「実感」感覚で表現すれば、それは「地域」の「何らかの指標」を全国平均まで押し上げ、さらに出来ればその全国平均を越えて先進地域に迫っていくことと規定できよう。

ここで「地域」とは、通常、地方自治体の県、市、町、あるいは村単位の「空間的領域」と考えられている。しかし、このような地政学的領土としての地域とは別に、地域開発が云々されるときには、そこに住む住民が問題であり、計画の初期から最終目標時点までの全計画期間内において、そこに住む「住民実体」はどのような人々であろうかと問われよう。期初における原住民とその家族が計画期中一〇〇%そこに生活の本拠を置き続ける場合は何ら問題はない。しかし、現実には、開発が始まれば、移住民の流入が始まり、極端な場合には計画の終期においては移住民が原住民を完全に駆逐しているかもしれない。このような場合、当該地域がマクロ指標において如何に繁栄しようとも没落した原住民の厚生尺度からみて、その地域開発計画は決して評価されるものではなからう。

が中心的課題にならう。つまり三層の課題領域①、②への重点の回帰である。

ここで、国際化は窮極的に地域開発と表裏一体の関係になることが予想される。

つまり、国境を越え、民族を越えた交流の深まりは、世界を一樣化するものではなく、益々多様の異相の交流を意味するのである。それでこそ、人間社会の豊かさが練りあげられてゆくのであろう。その多様性の根拠地こそ地域であろう。いかたを変えれば個人々の活動はグローバルに、個人々のアイデンティティは地域にとりう構図の中で人々は生きていくのだらう。

この際、国民経済発展のメカニズムはどのようになり、国家経済政策に何を期待することになるのであろうか。

現在、いわゆる民間活力の發揮を課題に、「大きくならない政府」を目指して、財政改革、許認可等についてのデレギュレーション政策が現実の場で進められている。この段階を越えたところでの議論の展開をそろそろ始めるべきではなからうか。大塚久雄教授の国民経済についてのオランダ型、イギリス型の「国民的産業」の発展に視点をおいた歴史的考察はきわめて示唆的である。(大塚久雄「国民経済―その歴史的考察―一九八〇年二月」)

河野博忠

〈筑波大学〉

かつて、明治維新にあれば貢献した(犠牲を払った)薩摩が昔日の面影なく現在一人当たり県民分配所得は沖繩を除いて最下位であり、またかつて十数年前、八幡市を見学した時、八幡製鉄の主力工場として、市民生産額は全国有数であったであろうが、町全体が煤煙に覆われ、黒ずんで住民居住環境は最悪という印象を受けた。しかし、この二例とも、計画期間の期初における当該地域の上層の管理者の住民はそれぞれ離陸して大都市(特に、東京)市民となつてそれなりに暮らし向きも向上しているのであるから、属人的観点からは十分に地域開発目的は達成されているといえよう。

一方、このようなケースとは別に、地方自治体そのものの管理者層はひたすらに前者の空間的属地的な地域開発・発展を企図するようであるが、これはこれで規模の効果による管理効率の向上を目指すものといえよう(その点だけから言えば当然の施策)。

このように、地域開発には属地的地域開発と属人的地域開発とが考えられるが、われわれはどちらをベースとして「地域開発」を評価してゆくべきであらうか。

なお、ここでは地域開発は平均以下の指標からスタートしてゆく場合についての称呼であり、一方「地域発展」は必ずしも後進地域ではないが、これまで以上に成長速度を速めてより高い「指標」水

準に到達しようとしている場合の称呼とする。

次に、冒頭で取り敢えず、定義なしで用いた地域開発目標に関する「何らかの指標」についてふれておこう。まず、当該地域の相対的な人口増加、生産数量(額)の増加、総地域所得等をもって地域開発の成果とする素朴な、そして属地主義的「開発規準」もあるが、通常、

- ① 一人当たり平均生産力(平均所得)
- ② 生産要素の限界生産力(賃金率、収益率)

のどちらかが開発規準に選ばれている。

労働と資本という生産要素の地域間の自由な移動を前提にしての競争均衡においてはやがては地域間の労働の限界生産力としての賃金率、および資本サービスの限界生産力としての収益率は均等化してゆくはずである(地域間で)。後進地域での労働者がより高い賃金率オプファのある地域へ移動することによって彼自身の厚生水準を高める。属人主義の開発理念に照らせばこれは理に適った行動であり、事象ということであり、また労働力人口の流出のあった後進地域では労働に対する需給がタイトになり、ここでもある程度労働の限界生産力は高められ、かくして地域格差は縮小の方向にむかう。ただし、これはある程度、条件の整ったところで言えることであり、これと過疎問題とは別のことである(念のため)。一方、①の平均所得(一人当たり)規準については、たとえ生産資源の地域間移動が完全に自由であったとしても地域間で均等化はしない。これは地域間の技術格差、つまり資本労働比率の地域差に起因することがらであるからである(坂下[15]一三〇〜一三五頁、目良[12]

これらの援用がなくても理論的には均衡に到達するはずである。しかし、地域経済の場合には、理論的にも均衡化がむずかしい。

つまり、地域別土地と距離との存在は、公共財、技術的外部性、独占、収益増進性等と並んで競争均衡の阻害要因(市場の失敗因)となるのである。

労働、資本、土地という生産要素のうち前二者については、地域間完全移動性を許容することによって、前項でみたように地域間での等賃金率、等収益率、すなわちこれら要素それぞれについてその地域間での限界生産力の均等化が達成できるのである。地域科学の場合、労働、資本、土地に、「距離」という一種独特な、負の効果をもち「要素」を組み入れて、労働、資本、地域別土地、および距離の四要素について一般均衡論的に考察してゆかねばならない。これが地域科学の究極の課題であるということもできる。

しかし、地域別土地の賦存状況(特性、品位)の際立った相違に起因しての、地域別生産技術格差の存在によって、当分、尋常一様には均衡化は達成されそうにない。

土地ストックは事前的にも事後的にも動かし得ない、パテ・パテ・タイプ(漆喰・漆喰型)の資本財であるが、フローとしての用地造成は、クレイ・パテ・タイプ(粘土・漆喰型)となる。それゆえ、限界的に有利な地域に用地を造成することは、上述の看過しがたい不均衡を緩和させる役割を果たす。これが鹿島、大分等のコンピナート用地の造成の意味である。

また、高速道路、新幹線等の建設は経済的距離の短縮という役割を果たしてきている。

第5章および第10章)。

以上の一人当たり平均所得規準と限界生産力としての要素報酬率規準との比較においては、もちろん厚生経済学的観点からは限界規準の方が選ばれるであろう。

従って、このような属人主義的限界規準に則れば、「地域開発」とは競争均衡の環境整備、すなわち「資源の地域間移動性を高めること」であると規定される。

なお、別の観点からの格差問題へのアプローチは藤井[1]にみられる。

(2) 地域経済政策対象の特性

一点経済についての経済学の精緻化の一つの到達点はワルラス的一般均衡論であるが、これをさらにソフィスティケートする場合には「動学化」と「多地域化」という二つの方向が考えられる。前者は現在から将来へという時間軸を中心として一方向的に進展してゆくのに対して、後者は「地域別土地(用地ストック)の移動不可能性」と「市場の中心からの距離の存在」という諸特性によって明確な方向づけが非常にむずかしい。この後者の「多地域化」という課題がまさに「地域科学」の課題であり、またそこに一般の「理論経済学」と峻別すべき存在理由があるのである。

混合経済体制における政策手段としての、①社会的間接資本の増設、②補助・助成金の交付、③低割引利率による融資、④直接規制、等は地域経済政策においても同様に適用される。一点経済の場合、これらの援用によってスムーズに均衡化が達成されるが、逆に

しかし、あらゆる地域経済政策手段を駆使して、「用地の造成」と「経済的距離の短縮化」を押し進めて、かつ巨大都市を分散して、ほぼ完全に均質的な多数の地域を編成しさえすれば、上述の地域科学の究極の目標が達成されるであろうか。これについての解答は当分否定的である。それは立地条件の完全な均質化のために多大な資源を費消するよりも、適当なところである地域での規模と集積の効果を最大限享受して生産と消費の効率性を高めることの方がより望ましいからである。ここに、地域科学の他に比すべくもない困難性が存在するのである。

(3) 「全国総合開発計画」批判

前述したように、地域経済学ないし地域経済政策の究極の目標は「地域別土地」と「距離要素」とに焦点をあて、陽表的に取り扱うことであるが、現実的短期的な焦眉の急務は労働、資本の地域間での限界生産力均等化政策だといえよう。

しかし、この究極の目標に直接対処する姿勢を示している政策がある。それは一連の全国総合開発計画(II)である。

全総、新全総、三全総とも、生産要素としての用地、資本、人的資源のうち、「用地」が最も重要なそれであるかの如き前提に基づいての計画編成がなされているが、現実的短期的な政策順位は、①資本、②人、③用地であり、広域で考えれば土地はそれほど制約要因ではないと考えるのがより妥当であろう。ここに全総計画の現実遊離性と不毛性があるのである。

全総計画は少なくとも短期的には非経済学的幻想に基づいている

と言わざるを得ない。それは、(1)計画策定者の視野のきく範囲での建築設計、都市計画の技法の、全国土計画への単純かつ相似拡大的類推適用である、(2)遠い将来までの究極の目標と短期的なそれとの間の遠近感覚の欠如、(3)つまり、きわめて低い社会的割引率、ないしゼロのそれを仮定する非現実性、(4)市民の厚生を最大化よりも、地域別均等発展によりウエイトをおく属地的地域政策である、(5)大都市における規模・集積の効果を忘れた過度の分散政策の唱導、(6)現在から将来にわたっての各時点での資本、労働、用地の、一般均衡的な枠組の中においての、機会費用 (opportunity costs) を考慮する、つまり価値の論理に従うという社会経済効率率マインドの欠如した物的計画主義 (価値計画 vs. 物的計画)、という諸々の問題点をもつ。反面、この一連の全国総合開発計画の策定によって、(a)中央と全国の各地方とが直結して連絡がとれるという中央集権的行政・計画効率の上昇、(b)情報伝達効果 (announcement effects)、(c)一連の統計データの整備水準の向上、(d)各地域に地域開発の拠り所を与えた、等の長所も見い出せる [16]。

(4) 「経済政策」とは何か

前項でみたように、いくら究極の目標といえどもいまだその時期の到来しない時に稀少資源の尨大な費消をとまらざる政策を策定してみてはいたらずに現世代に犠牲を強いるのみであり、空理空論となる。

結局、(1)でみたように、全地域における競争均衡が容易に達成できるような市場環境の整備ということが計画視野内 (たとえ、これ

隔たりはないのである。

(5) 研究課題

前項のような比較的当面の目標と、(2)で述べた、労働、資本、地域別土地、距離という四要素についての一般均衡論的考察、つまり地域科学の究極の目標とを如何に総合化してゆくべきか。これが本研究の主要な研究課題となる。

まずそのために二では、既存の地域科学の成果が「地域開発」に如何に貢献してきたかという点についての展望をおこない、それを受けて三で地域開発政策の今後のあり方が論ぜられる。

それは、最近、学界で進展のみられた、「新都市経済学」、「都市再開発」に関する諸成果をふまえての、「地域開発と都市再開発との動学的同時連動最適化」という課題を社会工学的解法アルゴリズムに依拠して実証的に解くことによって解決を与えようとするものである。

これは System of Cities の最適編成の実証ということであり、地方における「地域」は当然この中の小さな city と看做されるわけである。大都市と地方の地域とが有機的に連動する非線型動学の最適化モデルによって巨大都市での集積の経済を享受しながら諸地域の格差を是正しつつ諸地域が発展する処方箋を見い出すことに挑戦がなされよう。

二 地域科学理論は地域開発に寄与し得たか(1)

1 立地理論の進展

が二〇年、三〇年としても)における最も効率的な、かつ種々な機会費用を考慮した、ここでいう「経済政策」であるといえよう。つまり、それは資本と労働という生産要素の自由な地域間移動を促進せしめる諸施策ということになる。それらはある場合には社会的間接資本の増設であり、他の場合には補助金交付、あるいは低利融資という形態をとることになる。これはいうまでもなく、資本、労働の地域間での限界生産力がそれぞれ均等化することが厚生最大化の技術的必要条件であるからである(経済体制の如何を問わず)。

このような市場環境整備という夜警国家的経済政策理念はマルクス経済学に基づく経済政策にもみられる。すなわち、「資本主義自身が自力で自らの社会的体制を確立してゆく傾向にある」ということは、極めて重要な、注目すべきことである。それは経済学の原理の成立する客観的基礎をなすものであるが、同時にまた資本主義にとってその経済政策なるものが如何なるものであるかを示す科学的基準を与えるものといえてよい。端的にいえば、それは資本家的商品経済が徹底すると、何等の特殊な経済政策をも必要としないものとなることを示すのである。[宇野「17」八頁]。『……たといこの発展の過程に逆行する政策が行われたとしても補修せられるというのは、この過程の動向がかかる政策によって任意に変更されえないからである。』[宇野「17」一七頁]。つまり、資本主義経済の大きな発展動向が敢然と存在し、経済政策のせいぜいなし得ることはその動向を助長したり、補正することのみであるという認識である。

マルクス経済学も近代経済学も経済政策の本質においてそれほど

(1) 立地論の系譜

(2) 立地論の現代的展開

① ウェーバー問題の現代的展開

② 端点定理

2 地域開発政策の評価理論の進展——ポジティブ・アプローチ——

3 地域計量経済学の寄与

4 地域格差是正と地域経済成長の両立性問題

5 地域の経済成長課題への動学的最適制御理論の適用

6 地域環境制御課題への動学的最適制御理論の適用

7 地域開発政策の総合評価理論の進展——ノーマティブ・アプローチ——

(1) 総合評価論

(2) 機会費用規準

① 静学的最適編成モデルでの機会費用規準

② 動学的最適編成モデルでの補助変数

8 地域別業種別公共施設別資源配分の数量的最適化——社会工学的解法アルゴリズムの進展——

9 非線型動学的巨大都市最適再発展モデル(2)

(1) 都市システム・モデル管見

① 都市モデルの動学化

(a) 連続時間—連続空間モデル

(b) 離散時間—連続空間モデル

(c) 連続時間—離散空間モデル

- (d) 離散時間・離散空間モデル
- ② 都市システム・モデルの動学化
- (2) 非線型動学的巨大都市最適再発展モデル(3)——社会工学的解法アルゴリズムの進展II——

- ① 基本的な考え方
 - ② 多地域多部門動学的巨大都市環境保全付最適再発展モデル
 - ③ 三地域・三期間・一業種・六資本財・八生活環境質・二住宅構造・二交通施設の具体的特定化最適モデル
- 三 地域開発政策の今後のあり方

(1) 最近における実際の地域開発のフロンティア(4)
 高度成長のあと、石油ショックと公害問題の台頭を契機として、以後約一〇年間の経済の停滞期の中に、火の発見と蒸気機関の発見に続き、第三次産業革命の原動力の役割を果たすに足ると予想される「技術革新」が静かに醸成されてきた。それは「半導体」(現在、VLSIの段階)と「ニューメディア」(就中、光ファイバー)の急速な発展である。

いまや、地域開発の最前線においては、このような技術革新を契機として、素材型産業から情報型へ、重厚大型から軽薄短小型へ、臨海コンビナート立地型から内陸立地ないし臨空港立地型へ、大型タンカー輸送から航空輸送へと、産業構造が音をたてて急変しつつある。

これはLSIを装備することによって、従来の動力機械・作業機

械の「知能機械化」の傾向を強め、効率向上、高精度化、無人化等が可能になる。また、これまでの「単一品種多量生産形態から、多品種少量生産のFMS (flexible manufacturing system) が可能な形態へと移行すること」(3)上)ができるようになった。

これの技術革新の意義はいくら強調しても過ぎることはない。これによって多数のプログラム(ソフトウェア)を前もって用意しときさえすれば、多様化高品質化にいくらでも対応できるわけだ。「多様化・小ロット・経済性の低下」(同上同頁)を意味しなくなった。これとは別に、情報伝達の高速度道路といわれる「光ファイバー」によって情報の地域格差が一挙に解消可能になるうとしている。

要するに、これら二大技術革新によって、これまでの規模の効果を享受し得ない非効率な「中小企業」から脱皮しうるし、また「地方立地」のハンディキャップも解消しうるファンダメンタルズが用意されたわけである。

すなわち、これからの地域開発においては一でふれた、一点経済の理論に比して、地域経済学を途轍もなく困難にしている「地域別土地」と「距離」の存在のウエイトを緩和させる方向に進めることを意味する。

(2) 「地域」開発と「都市」再開発との動学的同時連動最適化
 二の9の(2)で示した現代の地域科学、特に新都市経済学の成果をふまえて構築されている「三地域・三期間・一業種・六資本財・八生活環境質・二住宅構造・二交通施設の具体的特定化最適モデル」は、初期条件設定、パラメータの計測については暫定的という意味

で「pilot study」に過ぎないが、①大規模な数値解析の可能な最適化シミュレーション・モデルとなっている点、②非可塑型の資本の蓄積過程が内生的・陽表的に処理されている点、③物的資本財(建物等)の取り壊しアクティビティを含み、空地となった当該土地を別の用途に転用可とする、すなわち都市再開発(urban renewal)を許容するモデルとなっている点、④一財モデルではなく多部門かつ多地区のそれである点、⑤二時点一括配分(cons stage allocation)という実質的に「空間」のひろがりを見無視した一点経済的動学モデルではなく、空間の存在が本質的な形で組み込まれた動学的最適モデルとなっている点、⑥巨大都市の本質的特性である規模と集積効果を内生的に取り扱える点、等のいくつかの特徴、長所を備えている。

いובה、このモデルはこれまでの新都市経済学の種々のモデルの不備な点をほとんど改良しているという点でまさに新都市経済学の第三世代モデルの一つのフロンティアであるといえよう。ただし、数値計算モデルの常として定性的な命題が導けないという点と数値計算プログラムに誤差の関係で現在のところ上限制約があるという点で問題がある。前述の三地域・三期間・一業種・六資本財・八生活環境質・二住宅構造・二交通施設モデルで、一、三二行×四、六九四列の制約行列規模となり、この大きさは地域数の三乗に比例して大きくなる。

線型計画解法のソフトウェアのネック(二、〇〇〇行×六、〇〇〇列でデータ密度一〇〇分の一)が解消しさえすれば、当該モデルは複数の大都市でしかも規模の異なる大都市を対象としうるわけであ

るから、このうちの一つの都市、就中「小さな都市」を広域市町村的な都市とすれば、それはまさに「地域」である。

それ故、異種の大都市へのこの汎用モデルをグローバルかつロードな全国の各地域に適用すれば一挙に、標記のような「地域」開発と「都市」再開発との動学的同時連動最適化が可能となるのである。

このことを図1に示してみよう。横軸は東京を原点とした距離座標であり、農業地代あるいは荒地のそれを第一次接近として全国一律と仮定すれば、各都市の限界社会的便益評価率曲線の裾野が荒地のそれと一致するところでそれぞれの都市の規模が自然な形で決まることになる。

図1は、資本と労働とに完全移動性が仮定されている場合の超長期の各地域の均衡、すなわち「都市」と「地域」の規模と数を表わしている(一の(1)参照)。

図2では、巨大都市での非線型な集積効果形成加速化システムによって、図1での長期の均衡状態よりもより早い時期(より短期間で)に同様な均衡状態を実現させることが示されている。

最後の図3では、全国総合開発計画が必ずしもJust In Timeでない時に発動されたとすれば、すなわち工業、人口の執拗な地方分散政策をとり、巨大都市の規模を縮小し、地方都市の育成をいまだその時期でない時に実行したとすれば、大都市の限界社会的便益評価率曲線は下方シフトし、代わりに地方都市のそれは若干上昇するとしても、大都市における規模縮小により、斜線で示された、さもなければ実現したであろう社会的便益が実現されないことになる。

図1 自然な都市システムの均衡

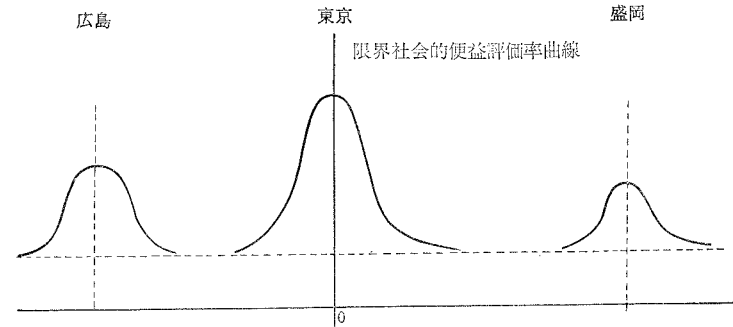


図2 集積効果非線型加速化システムを採用した都市システムの均衡

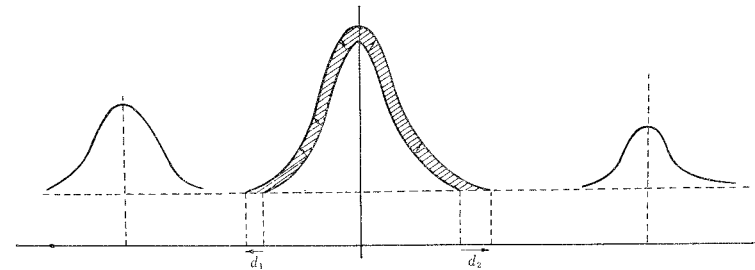
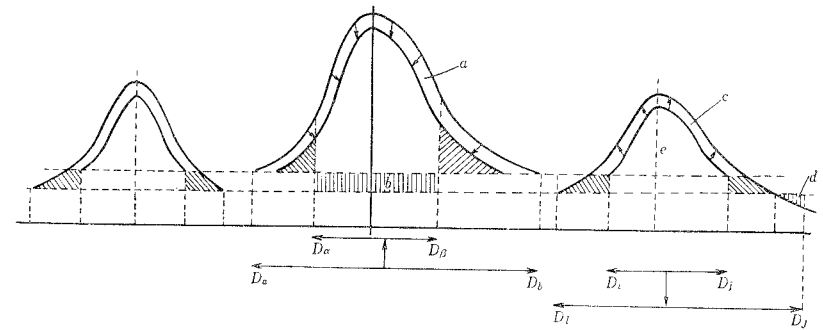


図3 全国総合開発計画のような非経済学的計画のもたらす都市システムによって失われる便益



地方においても本来ならば、開発されないような空間にまで補助政策によって都市規模が拡大してゆき、やはり斜線付面積によって示される社会的便益が他の地域(都市)の犠牲(機会費用)によって開発されることとなる。

これが適格な動学的最適編成モデルに依拠しない、たとえば全国総合開発計画のような計画のもたらす比喩的な帰結であろう。

もう少し敷衍してみよう。まず、分散政策が採択された大都市の規模が $D_a D_b$ (の直径) から $D_c D_d$ に小さくなり、便益率曲線も下方シフトし、かつ実質価格水準も下落したとしよう(不適切な政策に起因して評価が下がると解釈しておこう)。一方、地方では都市の規模が $D_e D_f$ から $D_g D_h$ へと大きくなり、便益率曲線はわずかながら上方にシフトするとする。

ここで、大都市の政策ロス(L)はaの面積から価格低下によるゲイン(b)を控除した、

$$L = a - b \quad (1)$$

となろう。同じく地方については、新しく分散政策によって増大した便益(c)から分散(開発)し過ぎに起因するロス(d)を控除した便益(G)が

$$G = c - d \quad (2)$$

の如く形成されている。従って、ネット・ロスは

$$NL = L - G \quad (3)$$

となり、適切な分散政策でない限り、これは

$$NL < 0 \quad (4)$$

の可能性がむしろ大きいのではなからうかということである。ただ

し、これは実証すべき課題である。

『都市の復讐』(加藤[4])にも示されているように、半永久的な都市から地方への補助というのはあまりにも問題が多い。図1ないし図2のような形の均衡が望ましいのである。各地域の中心における限界社会的便益評価率はその地域の特徴に応じた、しかも規模と集積の効果が十分発現させられた結果を示すものでなくてはならない。

今後における地域開発はたとえ地方の地域といえども、図1、図2に示されるような他の諸地域と生産効率的な観点からバランスのとれた形のものでなくてはならない。

おわりに、これまでの地域開発施策の大部分が時期尚早であったとしても、幸い、LSI(エレクトロニクス)と光ファイバー(ニュー・メディア)とに依拠するこれからの「新地域開発政策」(New Regional Development Policy)は三の(1)で述べられたように社会経済的効率規程に照らして十分に妥当性、存在理由をもつものとなってくるであろうと期待される。しかしそれは、過度の助成政策による図3のような形ではなく、図1、図2のようなそれであるべきである。

注

* かつて、日本経済政策学会年次大会(昭和五十四年)にて、大石泰彦教授によって、「経済成長と地域政策—回顧と批判と展望と—」(14)という論題の御報告があった。

本稿[5]は、「地域開発」に関する共通論題という好機会に、

この垂範例に従いつつ、しかし重複を避けそこで扱われた議題とは別のそれについて浅学をも顧みず出来うるかぎりの管見を開陳させていただいたものである。有りうべき誤謬を恐れつつ、ここで先生の長年の御指導に感謝の意を表す。

- 大会当日のDPPは「地域開発と経済政策：回顧と展望」〔5〕と、うち共通論題そのものの展望論文であったが、最終稿では紙幅の制約もあり、そのうちの二と三の一部に限定したものとせざるを得なかった。あしからず了承を。
- (1) 本節の内容を年次大会で発表した形で纏めることは紙幅の関係で無理がある。詳細は大会当日のDPP〔5〕、および河野・水鉤〔8〕等にゆずる。
- (2) 本項の詳細は〔5〕二〇～二二頁、または「情報化社会と地域開発」第二十一回日本地域学会年次大会DPP〔7〕、昭和五十九年十一月四日、一～三六頁参照。
- (3) 本項については、「地域科学の今後の課題—巨大都市再発展策のフロンティア—」〔6〕で敷衍されている。
- (4) 詳細は河野・水鉤・松村〔9〕、〔10〕参照。

参考文献

- 〔1〕 藤井隆、「格差とはなにか—発展過程における格差の本質—」『地域開発』、通巻五〇号、日本地域開発センター、一九六八年十一月、一～二二頁。
- 〔2〕 藤井隆、「経済政策学における空間と時間」、荒憲治郎他編『戦後経済政策論の争点』（篠原三代平還暦記念）、勁草書房、一九八〇年四月、二二～三九頁。

- 六巻、《人と国土》別冊、財団法人国土計画協会、昭和五十三年五月二十五日、平均一～五七〇頁。
- 〔12〕 Koichi Mera, *Income Distribution and Regional Development*, University of Tokyo Press, 1975, pp. 1~242.
- 〔13〕 大石泰彦、「経済政策と価値判断」、『理論経済学』Vol. 27, No. 1, 理論計量経済学会、一九七六年四月、一～二二頁。
- 〔14〕 大石泰彦、「経済成長と地域政策—回顧と批判と展望と—」、『日本経済政策学会編』『戦後30年のわが国経済政策—回顧と展望—』(年報XVII)、勁草書房、一九七九年、七～三三頁。
- 〔15〕 坂下昇、「地域経済学の課題と方法」、貝塚編『社会科学への招待』、日本評論社、昭和五十二年六月、二二～三三六頁。
- 〔16〕 日本列島改造問題懇談会委員、『日本列島改造への提言—日本列島改造問題懇談会委員意見—』、大蔵省印刷局、昭和四十七年十月二十五日、一～四六〇頁。
- 〔17〕 宇野弘蔵、『経済政策論』、経済学全集Ⅹ、弘文堂、昭和二十九年十二月十五日、一～三三八頁。

〔3〕 石井威望、「地域産業とテクノポリス⑧&⑨、—歴史的意味⑩と⑪—」、『日経』、昭和五十八年十一月二十八～二十九日、一九、一七頁。

- 〔4〕 加藤栄一、『都市の復興—都市はこれ以上地方を養えない—』、太陽企画出版、昭和五十八年十一月十五日、一～二二頁。
- 〔5〕 河野博忠、「地域開発と経済政策：回顧と展望」、日本経済政策学会第四十一回大会 Discussion Paper、昭和五十九年五月二十五日、一～三九頁。
- 〔6〕 河野博忠、「地域科学の今後の課題—巨大都市再発展策のフロンティア—」、『地域学研究』第十四巻、昭和五十九年十二月三十日（五十八年十月三十日発表）、一三九～一五三頁。
- 〔7〕 河野博忠、「情報化社会と地域開発」、『第二十一回日本地域学会年次大会DPP』、昭和五十九年十一月四日、一～三六頁。
- 〔8〕 河野博忠・水鉤揚四郎、「日本における地域学：展望」、『地域学研究』第十一巻、昭和五十六年十月、二二二～二三〇頁。
- 〔9〕 H. Kohno, Y. Higano, and Y. Matsumura, "Optimal Reorganization of Greater Tokyo—an Industrial Complex of Agglomeration and Scale Economies—", a paper read at the Second World Congress, Rotterdam, The Netherlands, June 4~15, 1984, pp. 1~67; Appendix 1 pp. 1~38, Appendix 2 pp. 1~14, Appendix 3 pp. 1~27, Appendix 4 pp. 1~34.
- 〔10〕 河野博忠他、「大東京最適再発展策—理論篇—ハイロッドスタダ4篇—」(筑波大学昭和五十八年度学内特別研究プロジェクト)、昭和三十九年三月三十一日、上巻一～二三頁。下巻二四～一九一頁。
- 〔11〕 国土庁計画・調整局編、『第三次全国総合開発計画』、第一巻、第

産業構造変革期における地域の「構造政策」

安部 一成

（山日大等）

一 論 点

私がここで念頭におくのは、いわゆる「地方」である。日本の地域構造は階層序列的な組織をとっている、私は考えている。すなわち各地域は、民間、公共いずれのセクターにおいても、「中央」（各省庁、本社など）のどのクラスの代理機能がいかなる程度集積しているのかによって格づけされる。西日本についていうと、広島市、福岡市の序列が高い。この二つの都市は、県域を越えた広い範囲の地域を管轄下に収める多くの管理機能を集めているからだ。この二つの都市は、広域「中核管理機能」都市として位置づけられている。そして福岡市の方が広島市よりも「中央」の代理機能の集積が、質、量ともにまさっているようであるから、福岡市の方が位が上である。この序列と一人当り所得（純生産）水準の傾斜的な格差とが、だいたいの対応しているように思われる。各地方は、序列をめぐる競争でしるぎを削っており、かかる競争意識は、小売業における「地域間競争」にまで及んでいる。各地方においては、この序列の向上が地域開発政策を動機づける有力を一要因となっている。

現在ホットな関心を集めているいわゆる「情報革命」が、地域の起されたのである。医療、文化、教育などは第三次産業（私のかねてからの分類では、情報、学術、研究・開発とともに高度知識集約的サービス業として第四次産業として分離独立させている）⁽²⁾として就業機会を形成するのであるが、これらの産業が自律的に拡大できるような都市は地方ではだいたいにおいて県庁の所在地に限定されていて、従って多くの地域はいぜんとして第二次産業、つまり製造業の拡大に絶大な望みをかけようとする。だとすれば、どのようにすればこの期待は満たされるというのか。

その一つの方向が、「地域主義」の唱導を受けての地域特産品の創出、さらには既にある特産品の集積を高めつつ地場産業を築き上げることである。もちろん既存の地場産業の新しい展開も重視される。「一・五次産業」と呼ばれるような特産品の創造は、「地域主義」との関連でいろいろな意義づけがなされてきたが、ただ就業機会の拡大への寄与は極めて小さいし、特産品の創造から地場産業の形成までの道のりは長く、短・中期の効果は限られたものとならざるをえない。もっともその効果については、生産所得、就業者数といったような量的側面のみを重視してはならず、働きがいとか土着の小型技術開発力の蓄積といった面を評価に入れるべきであるが、さりとて量の面を軽視するのも地方にとっては現実的ではないとの見方が支配している。なおここで付け加えておきたいことは、どうして農林水産物を原材料とする加工産業をもって「一・五次産業」と呼ぶのか、私たち自身がこの呼称を安易に使っていることについては反省を要する。特産品を開発し、その本格的な生産を軌道に乗せるためには、第一次産品の安定的供給はもとよりのこと、すぐれ

ヒエラルキー構造にどのような変化をもたらすことになるのかが問題にされている。この「革命」が、「中央」、「地方」といった区分けの有意性を小さくし、東京⁽¹⁾を頂点とする階層序列組織を徐々に解体していくような働きをするとみるべきかどうか、ということである。私は、情報装置がいかに発達しようとも、ただそれだけでは地域間の地位の格差縮小をもたらすことはありえないとみている。このことはともかくとして、私は序列が上位ではない地方を念頭においている。県単位でとらえると、殆どの県では昭和四十五年で人口の減勢がとまり、微増に転じ、そして「石油危機」を経た昭和五十年以降増勢が定着した。だが多くの県は、ましてや大都市や町村部では、人口の増加とその基底条件をなすとみなされている就業機会の拡大をいぜんとして最上位の政策目標としている。「第三次全国総合開発計画」（昭和五十二年）の基調となった「人口定住構想」で国土庁はいくつかの地域を指定してこの構想の計画編成を試行させたことがある。「定住」の誘因として重視されたのが、医療、文化、教育、コミュニティなどの特にそれにかかわる施設であった。不可欠な「定住」因子をなしているかかかわる機能を、広域圏内で重層的に配備しようとする計画がつくられたのであるが、多くの指定地域から「就業機会の創出と拡大が優先課題である」という訴えが提

た加工技術と流通機能さらには情報機能が必要とするからだ。第二が、地域産業の圧倒的な担い手である中小企業のレベル・アップである。中小企業に新しい角度から照明を当てて、中小企業が「あわれで、みじめで、独り立ちできない」、だから保護の対象になるといふ通念を批判し、中小企業を産業と地域の革新者（イノベーター）としてとらえ、保護政策ではなくて「適応政策」に重きをおくべきだとよく主張されている。たしかにイノベーターな中小企業は存在するし、少しずつ増え続けている。だが全体としてはなお少数であり、いぜんとして猛烈な増勢を続ける企業（法人で年間四万増、自営業で年間一〇万増）の多くはいわゆる「生業」タイプである。そして着目すべきこととして、製造業における大企業と中小企業との間に所得生産性格差が再び広がり始めているのである。単なる統計数字上のことにすぎないとみるのか、実態を正しく反映しているかとみるのか問題となるであろうが、もし後者だとすれば先端を走るごく一部の中小企業が存在と中小企業全体をとった場合の大企業に対する劣位格差の拡大傾向とが併存する現象が発生しているわけだ。「新二重構造」⁽³⁾と特徴づけうるゆえんである。イノベーターな中小企業層が目立つ厚さとなるにはかなりの年月がかかるが、しかし詳しく後述するように、地域の「開発」の本来的な趣旨からして取り組むべき切実な課題となる。

そこで最も効果的とみなされているのが工場誘致である。工場誘致は殆どすべての地方の県における、さらには殆どどの市町村における強烈な潜在欲求をなしている。それを具現化するために、用地・用水、エネルギーの確保、交通条件の整備、それに加えてさまざま

な優遇措置が用意されている。工場誘致が就業人口の増大と所得拡大のための最も有力かつ確実な施策として重視する姿勢は、地方においてずっと保たれてきたとみなしてよいと思う。昭和五十年以降、大企業の工場増設の勢いはひどく鈍ってきたが、そのなかでの例外がエレクトロニクス産業であり、しかもこの産業は空港などの高速交通条件さえ満たされれば内陸部においてすら立地できるというわけで、従来近代的工場が希であったところをも含めた多くの地域が先端的で、成長的で、かつ広い応用性のあるエレクトロニクス産業を導入しようとするようになってきている。そしてかかる工場誘致が産業構造の変革に帰結するという見地から、最も有効で強力な産業構造政策として位置づけられている。

エレクトロニクスはその応用範囲が広いという特性を有していることもあって、進出工場の進んだ技術が地方の中小企業に伝えられて、中小企業の新展開を促す、あるいは先端産業の工場進出がきっかけとなって、先端技術を応用した多様な製品を開発する中小企業が内から多く出てきて、革新的中小企業の層を厚くしていくといったことも、盛んに喧伝されている。

さらに関心を集めたのが、「テクノポリス構想」である。この構想は、研究・開発機能、先端産業、高度都市機能のコンプレックスを形成することを目指した計画であり、従来の工業開発とは異なるユニークな発想の上に立っているが、ただししかし一部の地域は別として、中軸となる先端産業の工場をどれだけ引張って置くことができるかどうかがこの構想具現化の成否のポイントをなしているのとらえられている。

大きい差が出てくるのであろうか。

第一の原因は、産業構造の違いによる附加価値率の差にある。第二は、素材産業であるために関連、下請け企業が少なくて外来工場の生産活動の地域波及効果が小さいことが影響している。しかし産業構造の違いだけで製造業の純生産額・出荷額比率における極端な開きのすべてを説明し尽くすことはできない。だとすれば山口県の工場の本社が東京など県外にあることにもとづく所得の生産と所得の帰属の背離こそが、その重要な一原因をなしているともみなくてはならないことになる。

今日多くの地方の県が産業構造改革の最重点策としている先端産業の分工場の誘致は、山口県などにおけるような状況に陥らないですむのであろうか。第一に先端産業の分工場の本社が東京などにあるという点ではこれまでと変りはない。従って所得の生産と所得の帰属の背離は消えない。第二にエレクトロニクス産業といっても地方に立地する多くの工場は素材型のなかに入るから、素材型工場に由来する所得創出効果に対する制約が働く。第三は、一工場当たり平均の就業人数はそう多くはなく、そのうえ労働係数は下がることはあっても上がることはないともみなくてはならない。就業人口の拡大効果は限定的である。

以上からエレクトロニクス産業であっても、山口県的な状況を大幅に改善することは望めないであろう。そこですでに述べたように進出工場による技術移転、あるいは中小企業の能力向上を前提とした大企業との連携などが求められている。かかる要望が満たされること、工場誘致だけに起因する限界はある程度押し広げることができ

二 地方の工場誘致による経済効果の限界

さて、分工場立地の地域開発効果には一般的にいつて限界があることを明らかにしておきたい。山口県を例にとってみる。山口県は、外来分工場主体の素材供給地として日本の高成長に大きく貢献した。

① 素材型のシェアは、昭和四十年八九%、最近年八六%と極めて高い(ちなみに日本全体は昭和四十年五八%、最近年五二%)。

- ② 工場出荷額は、昭和四十年一二位、最近年一七位。
- ③ 人口一人当り工業出荷額は、全国平均を一〇〇として、昭和四十年一四二(全国第五位)、最近年でも一四五(全国七位)。
- ④ 人口一人当り分配所得は、一貫して全国水準を下回り、最近年では全国平均の八五%、全国で二八位。一人当り雇用者所得は全国平均の九〇%で二〇位。

すなわち素材型産業の大企業の工場の立地とその拡張が地域開発の根幹をなしたのであるが、高度成長期においてすら県の地位は向上することはなかった。その主因の一つが、地域外からの工場導入による重化学工業化の地域開発効果の小ささにある。私は、このことの端的な表われが製造業における純生産額の工業出荷額に対する割合の低さにあるとみてゐる。ソースの異なる統計数値であるために、この比率の値の有意性に疑いがあるという留保条件をつけたうえでこの値に注目すると、昭和五十五年一五・四%である。この比率が全国的にみて特に低い主要県をあげてみると、千葉県一六・九%、三重県一七・〇%、大分県一七・〇%である。他方東京都は五七・〇%である。どうして東京都と山口県などとの間でこんなに大

らるだろうが、はたして実際問題としてこのようなことが実現できるであろうか。大企業は系列の中小企業には技術移転を行うことがあるかもしれないが、進出地域だからといって当該地域の中小企業にすすんで技術を移転する理由はない。そして大企業は当然のこととして企業の論理にしたがって工場を経営するのであるから、地域の中小企業のために産業複合体を組むことはないだろう。

地方が先端産業の工場誘致を果たしたとしても、そのことによる第二次産業先端的業種のGNPの増額とGNP構成比の上昇だけをもって、産業構造の高度化が進んだとはとてもいえないのである。ただ生産される「もの」が変わっただけのことであって、「中央」と地方の地域間分業体制は殆ど修正されることはなく、従って地方の地位が本質的に改善されたことにはならない。工場附設の研究所が地方に若干配置されていっても、事態はあまり変らない。そして「情報化」の進展は、地方の分工場の管理機能を一段と小さくしていくであろうし、さらにいえば広域拠点都市における支店、その他中小都市の出張所、営業所はその機能が縮小されるようになるかもしれない。すなわち「情報化」の進展は、日本における地域構造のヒエラルキー性をいっそう強める可能性を内包しているように思われてならない。

ここで留意しておくべきことは、産業構造の変革を製造業内の業種構成だけに局限して理解されてはならないという点である。第三次そして第四次産業あるいは第三次・第四次機能における「中央」支配による劣位性の是正、さらには地域独自の機能の創出が、製造業内の構造変革にもまして重要な課題となるべきであるが、この点

についての認識は極めて薄弱である。

三 創造的な営為による地域変革

われわれが地域を単位としてその「開発」を問題にし、そして「開発政策」のあり方を問うことが、はたしてどのような意味があるのかあらためて問われるべきであろう。第一に、かつての高度長期におけるような著しい不均衡を引き起す過度な不均等な発展を避けることが、日本全体の長期にわたる「福祉」を大きくする道であるとの観点からすると、特に遅れた地域を「開発」して底あげをしていくべきだという考え方が成り立つてであろう。

第二は、出身地での定住志向が強まってきたことである。われわれはこれまで、多くのところで何回か地域住民に対するアンケート調査やヒヤリングを繰り返してきたが、その結果によると親たちは子供たちが地元に住み着いてくれることを熱望している。さらに高校生最高学年へのアンケートにおいても、地元に住むことを希望するものが多数をなしている。もし親子の希望が充足されて当該地方の出身者の比重が高められていった場合に、はたしてどのような状況が起こるのかというあらたな問題が提起されることになるが、このことは一応別とすれば親や子供たちの要望にこたえることが政策的課題とならざるをえない。地域住民は定住の念願を満たすために優良な就業機会を求める。地域住民は概して、一部の例外的なケースを除いて、地域の中小企業を高く評価しない。従って住民の期待にこたえる方策として外部からの工場誘致政策が優先し、それも産業界の動向に反応して「先端産業」の誘致が目指されることになる。

個々の産業の革新にとどまらず、新産業の創設をも目指していくべきであろう。そのためには、同業種の協業だけにとどまらず異業種の共同事業が必要となってくるし、公共の研究機関や大学などがそれ自体学際化を広げかつ深めながら積極的にかかわりを持つようにならなくてはならない。

地域内での創造力の発現によるイノベーター的な営為が、定住人口の増大と人口一人当り所得の向上をもたすにしても、それだけではかならずしも所期の目標水準を達成することができないかもしれないとしても、地域で生み出された技術や知識の集積、そしてより一般的な言い方をすれば新しい価値の創造主体の存在とその増大は、人口や所得などの増勢の低さを相殺してあまりある程の成果として重視してかかるべきである。

ところで、このような地域、産業、企業の一體的な発展のための創造活動を起こし、推進していくうえで、三つの解決すべき課題がある。

一つは、各産業ごとのイノベーター、さらには産業体系のオーガナイザーなどをどのようにしてつくり出していくのかという問題である。中小企業の経営者が地元出身者によって占められているような状況のもとで、はたしてこの種の人材がどれだけ生まれ出てくるのかはなほ疑問である。外国人をも含めて地域外からの人材の導入を積極的に図っていくことによって、意識の停滞をすこしでも是正していくべきだ。他地域からの進出工場に技術移転、産業複合体の創設などを求めることはできないとしても、地域との交流による刺激効果を期待したいところだ。

だけ。

かかる方策は、所得拡大や就業人口増大においていくらかの効果をあげたととしても、真の意味での地域開発政策というに値しないのではないかと。というのは、地域主体の内発的な「開発」を志向してこそ、地域の「開発」を特に問題にする有意性があると考えなくてはならないからだ。すなわち地域「開発」が自己を主張しうるためには、地域の人たちが母体となって、もちろん長期的な視野のもとで、地域を創る、地域の基盤をなす産業を創る、従って産業の担い手である企業あるいはその他の組織を創っていく努力がなくてはならないわけである。

地方で今切実に求められているのは、産業界にとどまることなくすべての領域における創造力の涵養とその蓄積である。地域中小企業の若年就業者を対象とするわれわれのアンケート調査において、「働きがい」が収入とともにあるいはそれ以上に就業先の評価で重視されていることが明らかにされている。この「働きがい」は創造力の発現を条件とする。創造力は、産業に即して言えば、地方において圧倒的多数の経済主体である中小企業さらには農林水産の専従者におけるイノベーター的な営みのかたちをとる。従って政策の中心は、「革新」的営為を起こしやすくし、それを助長するようなものでなくてはならない。研究・開発に対する積極的な助成、アメリカの国立科学財団(NSEF)が行っているのであるが、いろいろな地域での特定分野の技術開発のための中小企業の産学共同研究システム、さらには情報収集と伝達の機能の充実、そして若い人たちの国内外への留学制度など、が望まれる重点施策となる。

第二は、地方における地域定住希望者は概して、「安定志向」であって、「ベンチャー」回避的である点の問題となる。そして「ベンチャー」がたまに出現しようとしても、「年功序列」型支配によってつぶされるケースが少なくはないのである。いわゆる「ニューター」現象を安易に歓迎すべきではない。このことは、「人」については量的視点よりも質の面を重視しなくてはならないことを示している。

第三は、地方における行政の姿勢である。「中央」の補助金つきメニューの選択だけに終始して、創造力の発現の余地が極めて狭いことである。沖縄県の産業政策は、山口県のそれとは共通面もあるが、異なる面が多いのである。しかし現在の体制では独自性を現出せる余地は狭いし、自らもその余地を狭くしているのではない。「テクノポリス」といった構想すら自らでは編成できない創造力の貧困さはなにに由来するのか。

縦割り行政の弊害は、今さら指摘するまでもなく大きい。農業、水産業などをとするとする産業複合体の形成などに行政が関係を持つことは極めて難しいし、産業複合体といった発想すら生まれてこない。

このようにみえてくると、今から進めていかななくてはならない地域「開発」は、地域自体を根底から変えていくし、また変えていかななくては「開発」というにふさわしい展開を行うことは不可能であろう。

四 地方における新産業構造確立の方途

「開発」主体の確立に努めながら取り組むべき地方における産業構造変革をとらぬ地域「開発」として、すでに若干触れたことであるが、次の四つの方向を重視したい。

(1) 地域の企業が提携することによってさまざまな産業体系を構築する(4)。さまざまな型が考えられるが、その主なものの一つは、第一次産業産品、鉱物資源をもととする完成品までの垂直的な体系、さらには素材産業を起点とする加工産業の垂直的な展開も考えられる。第二の型としては、あくまでも一つの例であるが、海洋開発のような領域に多くの業種の企業が連携する複合的な体系である。そしてこの二つの型が組み合される型もある。もちろんかかる体系のなかに、先端産業の外来工場を含めることができるし、先端技術が積極的に援用されることになる。

(2) 産業体系の主要領域のなかに、地方ならではのゆとりのある良質の住宅地、他にかげがえのないリゾート地、そしてまたユニークな都市づくり、その一部分である商業地の形成など、を含めることができる。つまり産業体系は製造業に限定されることはないし、さらには産業構造は地域住民の生活の質の向上にすぐれてきたえるものでなくてはならない。

(3) 「中央」支配の経路の一つが流通であり、急速に進む「情報化」が「中央」の流通支配力を強める可能性があることを考えると、地方独自の流通機能の強化が重要な課題となる。今日の地域間所得格差をもたらす原因として、地方の流通機能の劣位性が大きく出現していること(1)、「二重構造」の新しい面を見出したいのである。

(4) 「産業体系」の着想は、地域内における所得循環を向上させるためにはどうすべきなのかというわれわれが設定した論点の検討から生み出されたものである(広島通産局編『八〇年代の中国地域産業ビジョン』昭和五十六年三月、中国地方経済連合会『中国地方の産業構造と物的流通形態』昭和五十九年三月)。

(5) 吉村弘氏(山口大学)によると、潜在卸売需要額に対する現実の卸売額の比率(卸売実現率)は、東京都二・九六、大阪府二・一九、そして北海道、宮城、福岡などの各県を除く殆どの県では、一をかなり下回っている(吉村弘「中国地方の流通連関分析」、中国地方経済連合会、前掲書)。潜在需要の規模の差もさることながらこの実現率におけるたとえば山口県(〇・五三)と福岡県(一・二七)と広島県(〇・八七)の差、そして山口県や島根県などに対して優位格差に立つ広島県ならびに九州各県に対して著しく優位に立つ福岡県と東京都との開きは、地域構造のヒエラルキー組織を端的に表現している。

作用している現実を認めてかかるべきである(5)。

(4) 第四次機能、そして第四次産業の集積を進めていくようにしなくてはならない。第四次機能は、第一に生活の質を高めていくためにますます必要性が増大している。第二はいうまでもなく地方独自の産業「開発」を推進するうえで不可欠な機能である。この課題は、それを果たすのに最も年月がかかるものであるが、第四次機能の担い手の養成、研究・開発、情報、さらには設計・デザイン、経営コンサルタントなどの創業の促進と育成の施策を講ずるようになる。

産業構造の変革において第三次・第四次が主導的地位を占めているにもかかわらず、政策はこの領域に及びえていない。この点と工場誘致策にウエイトがかかりすぎていることは、各地方における独自の地域「開発」政策を十分に確立できていないことの証拠となすことができよう。

(1) 東京も一つの地域であるが、しかし「中央」機能を具備しているから特殊な立場にある。

(2) 産業分類改変の試みが行われるようになっていくが、例えば館龍一郎「経済の構造変化と政策の研究会『ソフトノミックス』(日本経済新聞社、昭和五十八年)も、第四次産業という範疇は設けていない。

(3) 大企業と中小企業との間に格差が再び発生したことが、「新二重構造」ではない。なぜなら一部の論者の主張とは異なって、「二重構造」解消がこれまで発生したことはないからだ。大企業対中小企業間の格差状況のなかで、企業数ではごくわずかな割合にとどまる

共通論題コメント

コメント I

米花 稔

星野報告は、戦後三〇余年、とりわけ高度成長期に、国の経済政策、地域開発政策の時の推移に伴う展開によって、わが国の地域経済の動向を克明におつて、当初相違がびしく当面していた過密過疎課題、そして地域格差問題を次第に解消しつつある推移を明らかにし、今や自由化から国際化のなかで、新たな地域政策への展開を必要とするに至った過程を、豊富な資料によるあとづけから明らかにしている点を評価したいと思う。このような意味の評価を前提として、討論者として指名されたものの役割として、私見にもとづくこの報告に関する若干のコメントを展開することとした。

まず第一に報告者は地域開発課題を三分野から接近するために、一は自然的地理的条件への対応、いわば空間的課題に対する国の政策を法的措置なり諸計画について時系列的にあとづけ、二は工業化の展開を都市化と関連づけてその政策的推移を、そして三は全国総

米花 稔 〈福山大学〉
藤井 隆 〈名古屋大学〉
清水 嘉治 〈神奈川大学〉

合計画、新全国総合計画などの地域経済の推移を特徴的に展開されている点についてである。それらは全国的視点、マクロ視点からの推移の把握に役立つのであるが、これを地域なり都市レベル、換言するとこれらの諸政策の展開の具体化される現場からこれを見ると、その間の諸問題のダイナミックな展開があまり指摘せられていない。むしろその間のきびしい諸問題に当面したことに伴う経験の逐次の蓄積が、発表者の指摘する現段階での成果と新展開にかかわっていると思われるのである。

第二に、報告では、高度成長を推進した経済政策として、この間の重化学工業化の選択、自由化スケジュール、それらに伴う生活水準向上の実態、そしてそれらのための産業基盤のための社会資本の投入などにわたつてのあとづけがあった。これらによって結果としての現段階への到達の説明があつたわけであるが、その間昭和四十年代におけるさきふれた地域なり都市レベルで、産業と人間と環境の間のきびしいかわりあい、いわば相当高い授業料を払うという意味での経験の時期、地域問題におけるひとときの混沌期のあつたことが浮かびあがってこない。むしろこの混沌期を経験したこと

が、現段階ならびにその将来への期待とかかわっているという側面のあることが看過できないと思う。

第三に自由化を中心とする経済政策を補完するための地域開発政策の推移の評価として、産業配置、地域の社会開発、さきの筆者の指摘する昭和四十年代における一連の公害対策、産業再配置などの諸施策の位置づけが報告でも行われている。私見をもってすれば、わが国の場合戦後ひととき当面の戦災復興のため都市レベル、地域レベルでの視点からのとりくみも相当積極的のみられたが、自由化のプロセスで、経済成長時代になると、全国的視点からの地域開発、産業配置視点中心に施策展開がみられ、そのなかで計画自体ではもちろん地域なり都市レベルへの配慮もあつたわけであるけれども、実態の推移はその点が看過され勝ちであった。昭和四十年代後半からその点への反省が行われ、第三次全国計画に至って定住構想と関連して、都市的視点からの見直し本格化してきたと見られるのである。このような視点への言及が不十分であつたように思う。

以上発表者の展開せられた重点とみられる三点それぞれについて逐次私見を加えたのであるが、既に明らかのように、ほとんど同様の主旨を若干の表現をかえつつ述べる結果となつた。この三〇余年の推移について、全国的視点からの詳細な政策の展開とその実態とのかかわりを、限られた短時間に説明せられた成果を評価しつつも、筆者のこの間の推移を見つけてきた視点から、かねて感じていた点を、この報告に触発せられて、あえて述べた次第である。いずれにしても、全国的視点からの接近と、地域なり都市レベルの視点からの接近のバランスということであろう。あわせて、経済政策、その

地域政策、産業、ならびに生活なり社会という機能の側面と、土地利用なり都市なりのフィジカルな側面との、各時期についてのたえざるシステムの考察の欠くことのできないことを指摘したかったのである。

なお最後にここでコメントとしての私見の背後にある筆者の前提的な視点を簡単に述べておきたい。わが国の地域問題は、第二次戦争前に全くなかつたというわけではないけれども、全体としては戦後の課題であつた。しかも戦後四つの島で当時の八千万人口という制約から必然的に全国的視点からの地域政策を先行せざるを得なかつたとみられる。これに対して地域問題の先進国である欧米諸国は、すくなくみても、一九世紀末から二〇世紀はじめ、産業の発展と人口の都市集中からの各地での地域問題の発生という、地域レベル、都市レベルで相当きびしい土地利用などを中心とする地域課題に当面することから出発しているといえよう。身近かな地域問題に習熟するうちに、一九二九年からの経済恐慌に伴う地域問題、さらには第二次大戦後の技術革新による地域問題など、次第に、より広域、さらには全国レベルでとりくまざるを得なくなるといふ推移を辿つたとみられるのである。これを要するに、日本と欧米諸国と比較して、地域問題に関する限り、すくなくみても半世紀の経験のギャップ、しかもそれが都市レベル、地域レベルでの経験の蓄積という前提の相異ということであると思つている。今回のコメントのよりどころは、主として筆者のこのような視点にもとづくものであることを付言しておく次第である。

経済政策学における地域開発とそのモデル分析の意義

本日の共通論題は、経済政策学として地域開発政策をいかに位置づけるかにあるので、討論に入る前に、私の立場を明らかにしておきたい。

(1) 経済政策学の対象と学の内容

経済政策学とは「自律的に発展する力をもった経済を、その中に内包され、参加しているものが、自ら主体的にいかに関与するかという学問体系」である。したがってその運営の行動原理たる経済政策にあつては、単なる効率とか公正だけでなく、科学的正常と人間の健全の調和がはからなくてはならない。

経済循環のこの自律性を前提として、その運営をはかる場合、これを発展政策という。それは安定政策・成長政策・構造政策を含むが、あくまで自律的発展力を前提としての調整が、人為としての政策の中心である。

これに対して、自律性の存立条件や運行条件が、阻害されたり、なお存在しないときあるいは強化を必要とするとき、なんらかの人為的主体的努力によって、新たな経済循環の自律性を創造しなくてはならない。この自律性を創造する人為的努力を開発政策と考える。開発政策によって自律性が成立し、発展がティクオフするとき、

再配置の理論となった。貿易ゼロでも要素の完全な自由移動（直接投資・技術移動・所得移転）によって世界経済は発展するのである。ここに地域の概念は、二つに分化した。国や県境など、行政圏域としての特定化した地域を region と呼び、境界をもたない経済空間を area と呼ぶのである。region ではマクロの国民経済モデルのミニアチュアを考えて、国際・域際といった経済分析が可能である。だが、大都市経済やインダストリー・コムプレックスの分析では、企業にも個人にもその行動には、強権による制約がない限り国境も県境もない。集中分散という移動はロケーションの魅力度によることである。

要素の運動としての集積 (concentrated accumulation) は、最適密度を軸に展開するので、地理学上の聚積 (当用漢字では集積) 或 pronation のように過密過疎の問題はない。それは要素の正しい運動が阻害されているときに発生するのだから。ここに地域経済学は、経済政策学としての地域開発政策の課題へと移行する。

投資は一般にロケーションをもったストックとしての物的側面をもつから、開発政策がつねに地域開発政策としての側面をもつのは自然である。地域政策が常に空間的連続的再開発の意味をもつのはこのためである。

さて、民主主義のもとでは、企業も個人も移動の自由を保有する。参入と撤退の自由がないところに自由競争はない。

そこで、国境や県境・市境にこだわりをもつ行政主体の立場では、所得格差など、成長力や競争力の差が問題になる。だが、貿易や所得、したがって雇用は事後統計である。

人間の健全の上での社会的生命の誕生として経済は進歩したとみる。この開発と発展が、連続的再開発として反覆する、つまりシムペーター的創造的破壊の連続をふくむ全体系が、動態過程として、経済政策学の対象であるとみると、開発の経済学は、経済政策学の主要な内容をなすに至ったといえることができる。

したがって、自律性を前提とした伝統的経済学と比べれば、経済政策学の内容は、主体的開発努力を含む体系であり、領域としてもそれだけ広いことになる。

(2) 地域開発政策と地域経済学

一般均衡理論以来、静学理論は無時間的無空間的均衡を問題にしてきた。動学化が時間要素を導入したのに対して、空間要素の導入によって、地域経済学が成立する。

古典派の土地あるいは表土という生産要素の導入に対して、地域経済学は地点及び距離したがって運送費を導入、土地の生み出すサービスを規定することから地価の理論へと進んだ。その内容は価格理論の世界であった。モザックやマンデルの国際経済学もティンバーゲンの解釈ではこの意味の地域経済学であった。

経済循環の自律性がフローの均衡だけでなく、ストックの均衡重視となったとき、経済空間、エコノミック・スペースという概念が生れ、資本の集中分散が問われ、資本理論としての集中と蓄積の分析から、集積理論によって大都市形成が解明された。資本理論や成長理論の世界に対応する地域経済学の分野である。

資本すなわち要素の移動を許容するこの理論は、地域間だけでなく、国際間の要素移動を許容し、貿易の理論に対して、国際的産業

行政主体である地域 (region) の政策主体にとって、産業政策や、福祉政策は、構造政策や所得保障政策から、急速に経済空間としての基盤政策に移動しつつある。

基盤整備をして、競争力のある企業が育ちかつ流入して、しかも生活立地というようにその企業の生産性を支える人達に魅力ある国・県・自治体にならなくては、競争力のある活力のある地域になり得ない。

地域 (area) としてこれらが集まり、空間的集積をしていく過程が、経済統合の過程である。市場統合からはじまり経済循環そのものが統合されてより大きな経済統合となるのが集積理論の結論であり、連続的再開発はそのための地域開発政策手段である。

だが、この過程が、空間的集中でないことは集積理論の結論である。空間的には、生産され循環する財が抽象財 (知識・サービス・システム財) となる程、広域の集積ネットワークとなる。輸送から即時コミュニケーションに移行する程、空間構造は、地域特化 (適地適産) から機能特化 (重層ネットワーク) するであろう。そしてこのことが急速に地域や都市そして生活を変えていきつつある。さて討論であるが、手段と目的と主体の三点について述べよう。

(1) 地域経済学のモデルの手段性

河野氏も私も地域経済モデルの研究自体については同類であるから、モデルの内容よりその地域開発政策における役割について考えよう。カメラ狂にメカ派と芸術派があるように、数十万円のカメラの先端技術の争いもあるが、一方では苦心してシャッターチャンスを選べば、一万円のカメラでも芸術大賞が得られるのが現実である。

政策学の目的からいえば、月面へ到達できる軌道計算の技術モデルも、所詮は語学と同じ手段の一つであるから、環境と目的の変化と共に変化しよう。連続的再開発の中で軌道をいうとすれば、フィージブルベースの集合の性質の分析が政策可能領域として重要であろう。経済政策とくに地域開発政策の現実の責任は、報告にいう金魚の品種改良を楽しむ余裕をもてる地域社会をいかにつくるかである。専門の特化はあるとしても、地域経済学のモデル分析も金魚の品種改良よりせめてカメラのメカ改良ほどの現実性を理解することが望まれる。

(2) 政策計画と地域開発の目的

一般に経済政策の課題は、唯一つが特定の地域にあるというものではない。時間空間的配置をもって簇生するし、当事者にとっては逃げ水のようなものである。またそれぞれの課題が、ライフサイクルをもっているのが一般である。したがってそれと対応する政策行動もまた時間空間的配置と課題にふさわしいライフサイクルやスケールを持たなくてはならないことはいうまでもない。

限られた資源のもとでの政策努力の配分であるから、先行する政策、隣接する政策の効果やエネルギーを最大限に生かさねばならぬいし、その相関によって採用すべき政策の順序もスケールも内容も変化する。一般型よりもケースモデルを、単一モデルよりも、必要に応じた多数モデルの組合せによるものがより重要であろう。シミュレーションによって得たデータは、実際の政策判断の資料としては図上演習として常に多数の中の一つである。

時々刻々の変化をする目標という意味からいえば、いつも同じモ

で発現していくものである。

個人もまた、境界から自由である程、多くの組織に多重に参加しているから、一方では、政策主体の形成と意志決定に参加し、他方では、政策の実行過程とその効果に参加しているのが一般である。

地域開発政策にとって、こういった主体的側面の構造とその変化は、きわめて重要な要素である。地域経済学にこれらをつくみ難いのは、最初に述べた、経済学と経済政策学の主体的意志による開発をふくむかふくまないかというのと同じく、前提としての境界にこだわりをもつかもたないかの相違であろう。

地域開発は area development であることを基本とする経済政策学の空間的側面である。

配布「政策計画」の Planning Concept について『経済科学』一九八四年二月、名古屋大学、抜刷。

デルでというのではなく必要に応じて、理論やモデルも連続的再開発をすすめながらというのが本来であろう。

経済学の学説史の中で学問として飛躍したのは、現実の課題に対して開拓された理論の時代であって、課題が仮空なら常に訓練である。訓練から新しい課題に対する理論は生れない。

現実の歴史的空間的課題に対しての政策計画を不断に改善していく努力が、地域開発政策にとっては特に重要であろう。

(3) 地域開発政策の政策主体

経済政策主体は、経済を構成している経済主体によって形成され、参加経済主体の主観的意志を社会的に止場して政策意志を形成しなくては民主的な政策主体とはいえない。

そうはいっても、現実には、ここから二通りの政策主体が生れてくる。一つは自治体や政府といった、行政圏域、領土をもった、地域主体であり、いま一つは、巨大企業グループとか、パチカンなどのように国境とは、あるいは、行政圏域とは独立の集団の政策主体である。両者共、自己の領域内では公共政策主体であるが、他に対しては、地域エゴ、集団エゴ主体である。したがって経済主体と政策主体の両面をもつ。この関係でいえば、地域間、国際間の関係での政策主体形成が、地域開発としての基盤政策を担当する主体として益々重要となる。他方、界際間、産業間といった関係は、組織の再編や、技術変化に伴う競争の内面化などと共に、経済主体の空間的立地を大きく動かすから、地域開発の中の発展の主体的側面を大きく変えるであろう。地域開発政策は、この二種類の政策主体の行動の対応とその調和の上に region ではなく area の発展とし

コメント III

清水 嘉治

安部氏の産業構造変革期における地域の「構造政策」の基本主張に対して原則的に同感である。だが同時に、私なりのコメントを主体的に展開することによって、「地域の構造政策」論の問題点を明らかにしたい。

一、まず安部氏はいう。「地域の構造政策は、地域を対象とし、それは国・県市町村というタテワリ行政管理機能をもった階層序列構造を形成している」と。この序列は、民間、公共のいずれの領域においても、中央のどのクラスの代理機能がどの程度集積するかによって決まるといふ。こうした序列構造の中で大企業と中小企業と関係が規定されるという問題意識がある。この点は一面で正しい指摘であるが、問題は、こうした序列構造が、一九六〇年代の「成長」時代、七〇年代の「通貨」と「石油」の「危機」の時代、八〇年代の「危機管理」の時代に、どのように変化しているかを明確にすべきではないか。私は、一九七〇年代の後半から八〇年代においては、「中央集権型」の地域の「構造政策」が、地域経済のニーズに基づいて、「地方分権型」の構造政策を展開せざるをえなくなっていると考えられる。この点の分析を明示すべきではないか。このうえに立って、改めて地域政策の主体とはなにかを示すべきではないか。

二、地域経済のひとつの担い手である既存特産品の地場産業を、産業構造のなかに、どのように位置づけるかである。たしかに安部

氏がいうように、地域経済主義は、「第三次全国総合開発計画」の基調である定住構想を誘因としている。その中味は、医療、文化、教育、コミュニティなどの充実にあった。だがこの「定住構想」の政策は、指定地域の「就業機会の創出と拡大」にはある一定の効果を示したが、指定以外の地域では、効果をあげなかったことを実証した。この点は、私も同じ意見である。すなわち高度集約的第三次産業は、県庁所在地の都市に定着し、多くの地方都市は、雇用吸収力を図るために第二次産業の拡充に期待をかけたが、期待されたようには進行しなかった。部分的には、地域特産品の創出、すなわち「既存特産品の地場産業化の進行」となって具体化された。だがこの「一・五次産業」は雇用吸収力の拡大に貢献しなかった。この点で、従来の地域経済主義は、下からの「既存特産品の地場産業」を総合産業政策の中で位置づけていなかった。したがって、今後地方自治体は、地域住民のニーズに対応して地域経済の内容を豊富にしていく必要がある。この点について改めて、既存の序列的産業構造政策を軌道修正しつつ、地域の居住者の雇用吸収力を図るための総合的産業政策を着実に定着させることが大事ではないか。この点、安部氏の考え方を改めて提出して頂きたいとおもう。

三、新二重構造の性格をどのように把握すべきなのか。この報告のメリットでもある。

安部氏は、一方で従来の地域の中小企業の高度化を評価し、中小企業を地域と産業の革新的担い手として把握する。だが他方では、山口県の中小企業をみると、革新的な企業は少数である。したがって中小企業論を新しい視点で考えるべきであるという。安部氏はこ

う主張する。「重要なことは、製造業においては、大企業と中小企業間の所得生産性格差の拡大、先端中小企業存在、中小企業全体と大企業との劣位格差の拡大を新二重構造として特徴づけることができる」と。それではこの新二重構造の性格を理論的に、どのように把握すべきなのか。残された課題である。つまり大企業と先端中小企業・中小企業間の生産性格差、所得格差、資本規模格差、技術格差、賃金格差、労働力構造の格差など、多面的に究明する必要がある。それと同時に、こうした新二重構造を、どのような経済政策と産業政策によって解消するかが問題なのである。この点、地方の工場誘致政策は、市町村にとって潜在的欲求であり、これを実現するには、用地、用水の確保、交通条件、住宅などの整備、すなわち社会資本投資を必要とする。だがこうした社会的基礎投資は、山口県の場合、依然として低い。ところが、昭和五十年以降、大企業の分工場増設とエレクトロニクス産業の導入がある。とくにテクノポリス構想は、従来希薄であった高度な研究開発機能を地方に分散させ、地方の技術水準を向上させて、異なる業種の多数の中小企業が参加する「新産業体系」の形成を強調しているが、この新産業体系は、安部氏のいう新二重構造をつくるのではないであろうか。この点改めて問題にしたいとおもう。とくに私が心配しているのは、「新産業体系」がどの点で、地域の雇用吸収力をもち、所得格差を解消し、全体としての所得増大をもたらすかを明確にしていない点である。この点については安部氏と同意見である。にもかかわらず、新二重構造を改めて示してほしい。

四、工場誘致政策は、地域開発効果をもたらしていないことを、

山口県の事例で示した点を評価したい。安部氏によると、山口県の実態をみる限り、製造出荷額の中での素材型製品のシェアは、昭和四十年度を基準に最近年を比べても、あまり変わらないし、工業出荷額も、昭和四十年に全国で二位であったが、最近年では一七位に低下した。人口一人当り出荷額をみても、それ程増大していない。さらに人口一人当り所得は、一貫して全国平均水準以下であるという。つまり安部氏によると重化学工業化の地域開発効果は小さいという。では、なぜこうした開発効果は、限界なのであるのか。さらに先端技術産業の分工場誘致は、山口県の製造業における純生産比率の低位性をどれほど克服できるのか。所得の生産と所得の帰属の乖離はどうして消滅しないのか。こうしてみると、全国的にみた場合、依然として、集権的地域中心の「新産業体系」の政策は、問題であるといわざるをえない。この問題をどのように克服していくか政策科学者に課せられた大問題である。

五、地域開発政策のあり方の問題である。

成長政策の結果の不均衡は正の問題は依存として低成長下にあっても残された課題である。国民、地域住民のニーズの立場に立って、福祉政策の視角から、改めて地域経済の充実を図ってゆくべきである。この点について、「定住志向」が強まるなかで、「地域を創造する」「産業を創造する」新しい次元で産業のあり方を学界と市民との協力体制のもとで、考えていく必要がある。市民不在の地域産業構造政策は片手落である。したがって安部氏のいう「地域と産業の一体的な創造活動を、さまざまな形でおこしていくこと」ではあるまいか。安部氏がいうように、各産業毎のイノベーター、「産業体

系」のオーガナイザーをどのように生みだしていくかである。

この点で、地方自治体や大学や研究所の役割は重要である。また安部氏のいうように、「地域定住希望者は安定志向であって、ベンチャー回遊的である」。この問題を具体的にどう進めるかは、地方自治体の新しい課題であろう。今後は、中央のメニューの選択だけでなく、地方自治体が主体的に創造的地域政策を展開していくべきであろう。

六、最後になったが、私は、今後各県、市町村が協力して、それぞれの地域の特性を活かした地域産業政策を樹立すべきであると考えている。その場合、第一に、それぞれの地域に必要な産業の量と質をもった地域産業を樹立することである。その基本視点は地域住民の福祉を目指した地域経済の開発でなければならない。第二に、今後高齢化社会、高学歴化社会が進み、婦人の社会、産業への参加の増大に伴って、地域の雇用構造を重視すべきである。この点は、第一の地域産業の生産力の発展の中で、さまざまな格差構造を克服しつつ、雇用吸収力を図るべきであろう。第三に、従来の土地利用制度を根本的に見直し、地域の計画的土地利用と新産業の適正配置をすべきではないか。第四に、各地域における第一次、第二次、第三次の各産業間の連関を把握し、産業間の交流をつくる。この点で、各県の産業連関政策を樹立すべきではなからうか。この点は新しい雇用吸収力をはかるためにも重要であろう。第五に、地域の活力をはかるため、中・高度の技術水準をもつ研究機関の集積を、市民の立場からコントロールしつつ、産業間の協力を進めていくこと。第六に、地域産業政策は、住民のニーズに基づく「くらしやすさ、豊

かき、生きがい」の実現を目指し、地域の物的資源、人間的資源を最大限に活用し、さらに地域の伝統的技術と職能をも再活性化し、地域特性を発揮させることにある。第七に、地域経済政策の主体は、地域住民であり、地域産業であり、地方自治体である以上、地域に根ざした地域の教育・文化などを含んだ総合的政策を樹立すべきであらう。したがって政府は、こうした地域総合政策に基づいた条件づくりを、各地域のニーズに応じて、協力的に展開すべきであらう。メカトロニクス、高齢化、婦人の時代、市民の時代に答える多角的な就業機会を確保し、地域福祉の充実を、二一世紀を目指して、氣長に図るべきであらう。

以上安部氏の報告に対するコメントである。今後、地域経済政策の充実のために、この学会が知的財産を提供するために、民主的な討論を活発に展開すべきことを期待してコメントを終る。

総括

星野氏が指摘するように、過密、過疎、所得格差を解消するといふ三つの課題が、工業化Ⅱ都市化の流れから生じたが、とりわけ高度成長期にはこの地域開発問題が増幅された。この現実直面して政府の経済政策は、工業の分散を強調したり、成長政策の慎重論を唱えたり、必ずしも統一された経済政策として実施されてこなかった。

その原因は、総合的国土計画が意識されながらも、米花氏の指摘するように、日本の急速な成長に地域開発計画がついていくことができなかったことにある。欧米では都市レベルでの開発があり、その経験の上になつて全国的総合開発がおこなわれたのに対し、わが国は、いきなり全国的総合開発計画がおこなわれたので、その調整にとまどつたといふべきであらう。

そこで河野氏が提起したように、地域開発は属地主義か属人主義かという問題が第一に登場することになる。政府の地域開発政策は属地主義にたち、全国レベルの均等化をめざしているといえよう。

しかし地域にはそれぞれの地域に広い環境があり、それを均等化するといふことはかえって不平等を生ずることになる。むしろ各人がそれぞれの希望に沿って均等化できるよう移動することに開発の目標がおかれるべきであらう。いわば属人主義の考え方によつ

て地域開発を再検討することが望ましい。

第二。そうでなければ、地域開発はいつまでも中央集的な形でおこなわれまいであらう。安部氏が報告したように、先端産業の工場を一つでも多く誘致するという開発政策が今や全国の流行となり、テクノポリスとかニューメディア都市とか、指定を受けることに各都市の争いがおこっているが、はたして、それが地域開発につながるのだろうか。

たとえば、大企業の工場を誘致することにたとえ成功したとしても、企業は本社を東京におき、その投資は地元投下されるものも、わずかの労働力を雇用するにすぎず、収益は本社に吸収されていくのが実態である。ここに開発政策は方向転換を迫られていることになる。アメリカのシリコンバレーをはじめ、最近の産業集積が、研究所・大学を中心におこっている実情が一つの教訓を与えてくれる。地域の特性を活かした産業を中心に研究機関を育成することによって人的集中をおこない、それに伴って流通システムを発展させていくことが必要なのである。飛行場を中心とした先端産業の進出、北大や東北大にみられる特殊産業の発展は明かにそれをもの語っているし、あるいは、長野県坂城町のごとく、交通便も悪く、立地条件に何の特色もない町が、今や輸出先端産業の一角をになう

加藤 寛

〈慶應義塾大学〉

ように成長したのも、人材の集中からであった。

技術のソフト開発こそが地域開発の柱になっているということは、工場誘致的開発政策の終りということが出来る。

第三。こうして今日実施されつつある地域開発は、中央依存から地方自立へと動きだしているといえよう。従来、地域開発といえ、有力な地方の政治家が、中央から地方へいかに資金を略奪してくるかということに最大のポイントがあったが、このことが、中央財政の資金難から難かしくなったこと、そして同時に、苦勞して略奪した資金が必ずしも地域に貢献しているとはいえないということから変化がおこってきた。

たとえば、長洲神奈川県知事が述懐している言葉の中に、百万円のお金を獲得するためには、五〇万円の人件費、二〇万円の事務費、一〇万円の交通費で、実額は二〇万円にしかならぬという発言がある。これは中央依存の地域開発がいかに浪費を招いているかを端的に示している。

これは沖繩の開発についても同様である。今日に至るまで政府は戦後、沖繩に対する開発政策を決して軽視していなかった。にもかかわらず、沖繩県民にとって必ずしも満足すべきものとなっていないのは何故なのか。これについて、自由論題の宮城氏へのコメントをした伊東光晴氏の指摘は正鵠を射ている。それは沖繩へまわされる資金は本土の業者が介入し、地元へ還元される資金はわずかであり、しかも補助金というヒモの中でそれがおこなわれているという行政がある限り、沖繩の自立はあり得ないというものである。

これは北海道開発にしても同じである。六〇〇万人の人口をかか

えた北海道は資源からみても自立できないはずがない。それが北海道の中央依在政策の展開によって、自立のきっかけを失なっているというべきであろう。

その意味で、学会初の沖繩大会で開発政策のあり方をめぐって、以上重要な三つの点が浮き彫りにされたことは一つの成果といえよう。今後は、この三点についてどういう政策を展開すべきか、そこにおける政府のなすべきこと、なすべからざることを学会は追及していくべきであろう。

〈専門部会〉

経済政策の主体をめぐって

——公共選択論の成果と課題——

一 はじめに

本稿の目的は、経済政策の主体をめぐる論議の中から、政策主体論の課題を整理するとともに、政治の経済学と呼ばれる公共選択論の諸研究が、これらの課題に対して、どのような解答を用意できるかに関する検討を行なうことにある。以下ではまず、政策主体論の課題三つを導出し、次いで、公共選択論の諸分野を三つに分類して、これらが三課題にどう対応しているかを検討する。

二 政策主体論の諸論点と公共選択論

従来の経済学、とりわけ経済政策論を経済理論の単なる応用とみる立場の経済学は、PARETO 最適を価値前提として市場経済のもたらす解を評価し、そこでは達成できない最適解の実現を政策にゆだねようとする。経済政策論の議論がこの範囲に止まっているかぎり、ここで前提とされている政府は「啓蒙的専制君主」または「全知かつ不偏的な」政策主体として、課税・補助金・規制あるいは、より

自由裁量的な諸政策を実施するものと認識されている。しかし多くの経験によれば、このような経済理論の示す処方箋を少なくとも効果的に実施するうえでの政府の「全知性」、「不偏性」は、きわめて疑わしい。

経済政策論においては以前から、この政策主体としての政府が注目されてきた。たとえば熊谷尚夫〔1964〕は「公共福祉」の観念に代表される政策目的の political feasibility の観点から「政策主体としての国家」を検討している〔1〕。熊谷は、「民主政治による政策決定」が利益集団等の影響をうけやすいことを指摘しつつも、その workability については比較的楽観的である。

一方、加藤寛〔1968〕は、経済政策論においては、経済理論を適用するにあたって、政策目的・手段・状況とやらんで、政策主体の分析が不可欠であることを強調している〔2〕。加藤は、さらに、経済政策論において政策目的を設定する際に価値判断が不可欠であるとし、仮設された政策目的が民主主義という政策プロセスを通過することによって、価値判断の客観性を高めることになると主張した。

川野 辺 裕 幸

〈東海大学〉

特定の価値判断の客観性を高める一要件として、それが個々人の価値判断と互いに整合し合うことを指摘したのは、気賀健三〔1966〕〔1983〕⁽³⁾、L. T. Hohhouse の概念を拡張し、気賀が、社会的調和の理念とよんだこの要件を、加藤は、民主主義にもとづく政策決定プロセスに、いいかえれば、少なくとも多数の個人による価値判断が政策目的を支持するという決定プロセスに、求めたのである。

さらに野尻武敏〔1978〕は、現代における経済政策論の課題として、政策決定プロセスや政策の決定機構の検討をあげている〔4〕。野尻は従来の政策論は「政策主体なき政策論」であったとし、ここでは「自律的に展開する経済に対して、国家はいわば外から必要に応じてそれに干渉するものと捉えられた」と指摘する。現代では経済が自律性を減少し、むしろ国家によって形成される点もあること、また、国家の政策決定は、ますます利益集団によって動かされるようになった、との認識から、政策主体の在り方と政策決定プロセスの分析が重要であるとしている。さらに、野尻は経済政策の現代的課題に直面して、有効かつ適正な政策決定を可能とするような政策決定機構の比較制度論的研究の必要性を強調している。

丸尾直美〔1985〕も同様に二つの論点から政策主体論の必要性を主張しているが、特に価値基準明示主義の立場から、①政策目的の仮設性かつ多元性を前提とし、②個人の自由と民主主義という価値を政策目的として重視するかぎりにおいて、民主的社会的選択のもとで、政策目的についての社会的合意や政策決定を可能とするシステムの検討が必要であるとしている〔5〕。

の価値判断に照らして好ましくなく、その原因が現行の、政策の決定または実施主体としての政府にあるとするならば、好ましい成果をもたらすような政府機構を選択する問題が政策主体論の課題となる。

ところで、以上にあげた三つの課題は、評価といい、選択といふなかに、いずれも価値判断を避けることができない。しかし、第三の課題においては、価値判断に関するより込み入った議論が必要である。以下では、丸尾による、価値判断の合理性のために必要とされる要件の分類にそって〔6〕、第三の課題における検討要件をあげよう。

好ましい成果をもたらすような政府機構の選択の問題において、分析の俎上にのぼせられる代替的な政府機構は、予想される潜在的成果が、前述の何らかの価値判断にもとづく評価基準を満たすものでなければならぬことはいままでもないが、これに加えて、少なくとも次の三つの、政府機構に関する検討が加えられるべきである。

第一は、代替的政府機構を構成する決定主体、ないし実施主体の行動仮説の実証命題としての妥当性である。これはさらに、①論理的な整合性と、②経験的整合性の双方からの検討に分けられる。前者は、現行の政治・経済行動の主体の行動仮説に、一貫性が存在するか否かの検討である。たとえば、市場において自利心をもって行動する主体が、政治的決定の場においては公共性の立場に立って行動する、というような行動仮説は、行動の不連続性を説明する仮説のないかぎり、説得性を欠いたものといわざるをえない。後者は、言うまでもなく、政策の決定・実施主体の行動仮説が現実の経験と

以上の点を考慮すれば、政策主体論の課題を次のように整理することが可能であろう。

第一は、政策決定主体としての政府の特性を明らかにすることで、これは政策決定主体としての特定の政府機構を所与とすれば、いかなる政策が決定されやすく、いかなる政策が決定されにくいのかの問題である。

第二の課題は、政策実施主体としての政府の特性を明らかにすることである。選択された政策が、いかなる形で実施されやすいかという問題にかかわるのが、この課題である。

これら二つの課題は、政策目的と政策手段の両方にかかわっている。政策目的と政策手段との複合的階層構造を前提にすれば、ある政策目的のための政策手段が、中間的政策目的となることは当然である。このことを持ち出すまでもなく、政策決定主体としての政府は政策目的だけでなく、政策手段についての決定をも行なう。一方、政策実施主体としての政府は、いわば個々の公共財の費用関数を集めたものといえようが、その特性が政策決定段階における制約条件として、採用される政策目的や政策手段に影響をあたえたと考えられる。特定の政策目的や政策手段の political feasibility を検討するには、第一、第二の課題の双方に注目する必要があるのである。また、現行の経済プロセスが政府機構のいかなる影響をうけ、いかなる成果をあげているかを評価するにも、この両方に注目する必要がある。

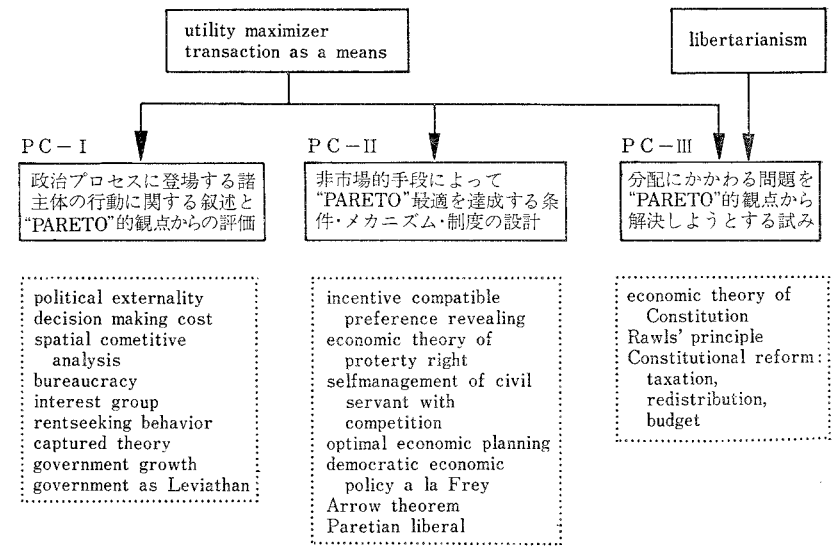
第三の課題は、代替的な政策決定・実施主体としての政府の比較制度論的研究である。現行の政治・経済プロセスの成果がならんか

整合するか否かの点検である。

政府機構に関する検討の第二は、その価値的整合性である。価値的整合性とは、前述のように、特定の価値判断が個々人の価値判断と整合することを意味する。個々の政府機構（ないし政治体制）は、それぞれに固有の価値判断（あるいは高次の政策目的）を体現している。したがって、ここで問われるべき価値的整合性とは、代替的な政府機構が体現している価値判断と、その政府機構を受容する個人の持つ価値判断との整合性である。さて、代替的な政府機構が体現している価値判断と、個々人の持つ価値判断の整合性を問うことは、いわば、政府機構の無い「白紙」の社会のうえに政府機構を導入する際の選択を前提としている。その意味では、価値的整合性は抽象化された理論レベルでの基準である。これに対して、現実における政府機構の選択の問題は、現状を出発点とする。つまり、現行の政府機構のもとで、特定の権利と義務を負い、特定の outcome を得ている個々人にとって、現状と代替的な諸政府機構のもとで潜在的 outcome との比較が問題となる。このような地位に立つ個人が、代替的な政府機構の選択が議題（または争点）となつて、政策決定プロセスにおいて示す価値判断は、前記の価値的整合性における個々人の価値判断とは異なる。したがって、代替的な政府機構の提案が、現行の政策決定プロセスにおいて実現するか否かの問題を、実行可能性の問題としよう。

経済政策の主体に関する分析のなかで、近年特に成果をあげているのは、公共選択論である。発展しつつある学問分野の常として、

図1 公共選択論の諸分野



公共選択論も、いまだ方法論のうえでの統一性や研究分野の体系が出来上がっているわけではないが、ここでの議論の関心に限って、公共選択論の特徴をあげ、研究分野を便宜的に三つに分類する。政治の経済学とも呼ばれる公共選択論は、政策決定・実施主体としての政府機構を主たる分析対象とする。また、その主要な分析上の前提は次の二点である。

- ① 政策の決定・実施にかかわる主体は self-interest を持ち、政策の決定・実施の場で、それを追及する utility maximizer である。
- ② 政治プロセスも市場と同じくこれら主体による交換の場である。この二つの前提はまた、公共選択論が、経済学的分析と接合する理由でもある。

三 公共選択論の諸分野…その成果と課題

公共選択論の研究分野を図1のように三つに分けよう。ここで PC I に分類された諸研究は、いずれも、特定の政策決定・実施主体としての政府機構が、いかなる特性を持っているかに関する分析を行ったり、あるいは、どのような成果をあげているかに関する評価をしようとするものである。そして評価に際して適用される基準は PARETO 効率の基準である。この分野は、政策主体論の第一、第二の課題に対応する。

PC II に分類された諸研究は、表題の示すとおり、非市場的手段によって、「PARETO」最適を達成する条件・メカニズム・制度の設計を試みたものである。ただし、通常、PARETO 基準は、特定の制度を暗黙の前提としており、その制度の上でのみ議論され

るものであるが、ここではその基準を制度の比較に適用している点で違いがある。

PC III が前二者と異なる点は、先に提示した公共選択論の二前提に加えて、自由主義という価値判断を明示的に導入する点にある。その上で、PC III では、概念上、公共的意思決定の場を constitutional stage 4 post constitutional stage の二に分ける。そして constitutional stage では政府機構が無い社会状態において政府機構創設に関する契約がされるものとする。そしてここでは original position を想定して、各主体は「ニュートラルな立場で政府活動の領域・公共的意思決定のルール等を全員一致で決定するものとする。このような想定を行なうこと理由は、PC I、II では行なわれていない分配にかかわる評価、ないし分配にかかわる政策決定を、「PARETO」的観点から解決しようとする点にある。PC III は PC II とともに政策主体論の第三の課題に対応するが、以上のようにその特徴は異なる。以下では三つの分野について主要な成果を展望するとともに、政策主体論の課題に照らして、その評価を行なう。

PC I に属する諸研究は、政策決定・実施プロセスに属する市民・利益集団・政治家・政党・官僚等の行動とその帰結を分析し評価する。

* political externality, decision making cost

多数決による決定が少数派にもたらす外部的費用の存在と、意思決定の際に必要な情報収集や反対者説得のための費用を指摘したのは Buchanan-Tullock [1962] であった。この議論自体は constitutional stage で選択されるべき意思決定ルールの問題にかかわる

ものであったが、「市場の失敗」に対応する「政治の失敗」を指摘したこと、また民主主義の根幹をなす多数決原理が、方法論的個人主義の一帰結であることを示した点に PC I における成果が見られる。

* spatial competitive analysis

Downs [1957] によって体系的に創始され、Riker-Olshook [1973], Davis, Hinich, McKelvey 等によって発展された空間競争モデルは、一次元の争点に関して二大政党が選挙戦を争う場合には、政策が中位値に収斂することを示した (median voter rule) ほか、投票者が政党の政策に関する十分な情報を受けない合理的無知といわれる行動にでるなどの分析を提供した。しかし、また、複数の争点がある一般的な場合には、政策の収斂が成立しないこと、合理的な投票者ならば棄権するはずの選挙の投票率が高い理由等、未解決の部分もある。

* bureaucracy

Niskanen [1971] によって体系的にけられ、Migue-Belanger [1974], Bendoric [1977] 等によって展開された官僚制をめぐる論議は、政策実施主体としての政府が、官僚の予算最大化・余剰最大化行動により、バイアスを生じやすいだけでなく、官僚の投票行動によって、政策決定にも影響が生じることを示した。

* interest group

Frohlich-Young-Oppenheimer & Fiorina-Noll [1978] の研究は、利益集団行動の特性とその帰結を示している。

* rent seeking behavior

Buchanan-Tollison-Tullock[1980]に代表される rent seeking behaviorの研究は、政府機構によって人為的に作られた移転を獲得するために用いられる、本質的に非効率な稀少資源の支出について論じている。

* captured theory

Stiglerを中心とする Chicago Schoolの人々は、企業が独占利潤を維持し、拡大するような規制を政府機構から獲得するメカニズムを議論している。

これまでに示した、政策決定・実施主体としての政府機構を構成する各主体の相互関係を前提とし、全体としての政府機構のもたらす帰結を分析した研究の典型が、Buchanan-Wagner[1977]の政府の肥大化と、Buchanan[1975]の Leviathanとしての政府機構の分析である。

以上にあげた P C I における主要研究は、政府機構の理論的・現実的ありようを指摘することによって、①経済機構と政府機構の分析の一貫性を獲得し、②中立的・全知の政府という経済学にありがちな政府機構に関する前提を否定し、③政府機構の特性分析がなかったために陥りがちであった、政策の誤用・乱用への歯止めをかけた④政策目的・政策手段の political feasibility を考慮する際の、一資料を提供するという成果をもたらしつつある。

しかしなお、個々の政策主体の相互作用を網羅したうえで政府機構全体の特性に関する分析は部分的にしこ進展していない。この分野での研究の展開が P C I の第一の課題である。

P C II の分野における研究は極めて多様で、その方法論的立場に

整合性)が不明である、②そのような制度を含む政府機構を運営する動機を持たねばならない政策主体と、現実の政策主体との整合性(経験的整合性)が疑問である。③また、ここに設計されたメカニズムを誰がどのように実現するかという実行可能性も不明である。以上の三点の少なくともいずれかにおいて、政策主体論としての検討課題が、P C II においては未消化といわねばならない。

また、いくつかの価値基準を明示して、これを満足させる社会制度の存否を検討する Arrow[1963], Sen[1970]をはじめとする social choice 分野も、P C II に入れて考えることができよう。政策主体論としてこれらの研究を評価するとすれば、前記の三点に加えて、主要な問題点はその前提にある。social choice のモデルでは、政府機構は、それが具体的になんの役割を持つかは確定していないにせよ、すでに存在しており、集合的意思決定の主体である個人は、その成員となっているところから議論が出發する。その意味では、いわば個人による「白紙委任」の形で、政府機構の存在と政府機構の対象領域についてのなんらかの決定が、予めなされていると考えられる。この点で、政府機構へのかかわり方に関する選択の自由が、social choice においては、すでに拘束されているとみなさざるを得ない。このような設定の上で、social choice は、いくつかの価値基準から導出されたルール間の整合性へと進む。このプロセスから明らかのように、social choice の方法は、自由主義を価値基準とするものによって relevancy に欠けるといえる。Sen の liberalism をめぐる論点の問題はここにある。

P C III の分野では、P C II と比較して、研究の蓄積が少ない。し

も違いがある。

公共財の供給が通常の政策決定においては非効率になる点に注目し、PARETO 効率的な公共財供給メカニズムを検討する incentive compatible preference revealing mechanism は、Groves [1973], Groves-Ledyard[1977], Tideman-Tullock[1976] 等が主張する Green-Laffont[1979], Public Choice[1977] 等が展開された分野である。また economic theory of property right の議論は、Demsetz[1967], Posner[1972], Furuborn-Pejovich[1972], Alchian-Demsetz[1972] 等によって開拓された分野であり、財産権の配分による PARETO 効率の改善策を考える。

* selfmanagement of civil servant with competition の議論は van den Doel[1979] によって、政策実施主体の効率を上げるために主張された。

* Malinvaud, Hurvitz 等 の optimal economic planning の議論もこの分野に入れて考えることができよう。また、政府機構が好ましい成果をあげるように、政策決定・実施にかかわる各主体の行動動機を考慮するとともに、有意義で実効性を持つ政策勧告が行なえるようなメカニズムを設計しようとする Fey[1983] のアプローチもこの分野にはいる。

以上にあげた諸研究に共通した成果は、非市場的决定における各主体の行動が、市場における行動と同様の utility maximization 行動であるとする点で、論理の一貫性を持つことにある。しかし一方で、①ここで提示され、設計されるような制度を政策主体がどのようなインセンティブをもって選択するかというメカニズム(論理的

かし、前述のように、constitutional stage と post constitutional stage を概念上区別することによって、P C II における問題点を免れようとしている。constitutional stage では自由な個人が政府機構の創設のために参集するという想定が与えられるが、ここで、個人が強制力を持つ政府機構の成員となることを認めるには、財産権の承認、政府活動領域の決定(したがって私的活動領域の決定)、再分配・税制・公共的意思決定に関するルールの決定が同時に、全員同意の上で行なわれねばならないとする論理は、方法論的個人主義の立場から見れば一貫しており、P C II においてあげたインセンティブにかかわる論理的整合性の問題をクリアーしている。また憲法によってこれらのルールを固定化しようとする発想は、現実の post constitutional stage における政党・利益集団・官僚等が、いかに self-interest をもって行動しようとも、その裁量的行動の範囲が予め規定されてしまうという点で、政策主体の動機に関する経験的整合性を満たしているといえる。

constitutional stage における問題点は、そこで決定される政策目的が具体的に明らかでない点にある。たとえば、分配の公正に関する基準として格差原理を導出した Rawls[1971] は、original position における個人を risk averter と想定しなければならなかった。そしてこの想定により、Rawls の議論が一般論としての経験的整合性を欠いてしまっている。ただし、Brennan-Buchanan[1980] のように、政府機構を自動的に肥大化する Leviathan と想定して、constitutional stage における税制の選択を導出する研究が、同じく constitutional stage における個人々の risk averter としての仮定を置く

ているが、Leviathanとしての前提が経験的整合性を持つ限りにおいて、説得力を持つものといえよう(8)。PC IIIは、自由主義の価値基準を前提として、なんらかの政策目的を体した制度を導出しようとし、そのプロセスにおける厳密性を強調する。この procedural justice の立場は、経済学における方法論的個人主義の立場と整合しており、ここから具体的な政策目的が導出されるとするならば、外的な価値基準より政策目的を定めようとする立場(たとえば価値基準明示主義)よりも、いっそう説得的であるといえよう。あるいは、従来、価値基準明示主義のもとに提示されてきた政策目的がPC IIIの手続きから導出されるならば、これを補完するものともなりうる。このような可能性は存在するものの、いまだ外的価値基準に代わる政策目的をPC IIIでは導出していない。これがPC IIIの第一の課題であろう。

もう一つの課題は、PC IIIにおける実行可能性の問題である。constitutional revolution の議論がこれにあたる。Buchanan[1975]は、constitutional revolution の生じるプロセスを叙述しているが、政策論としては、①現実が、政府機構の修正を必要とするような状態にあるのかどうかを判断し、②どのような修正が必要であるのかを提示し、③それが実現するための方策を提示しなければならぬ。Buchanan-Wagner[1977]は、このような立場から、アメリカにおける憲法修正による均衡予算の厳守を主張したものである。この提案が妥当であるか否かについては、議論の分かれるところであり、PC IIIの分野については、より一層の研究の蓄積が必要であろう。しかし、この点にいたって、政策論は、個々人が一定の手続きによっ

て政府機構を規制することをも、その一分野とすることになったといえよう。

四 結 論

前章では、政策主体論における三つの課題に照らして公共選択論の諸分野を簡単に展望した。ここで確認できたことは次のとおりである。

① 政策主体の構成者を utility maximizer とし、政治プロセスを transaction の過程とみる公共選択論は、政府機構を分析する上で有効な方法である。このことは、PCI の成果でもある。

② しかし、代替的な政策決定・実施主体の選択という観点からすると、公共選択論に属する研究の中には、論理的整合性、経験的整合性、relevant、実行可能性に欠けるものが多い。これはPC IIにおける問題である。

③ PC IIIの発想は、この点に関して有効な成果を提供する可能性を有しているし、また一定の成果もおさめている。しかし、その成果の十分な実現は今後の研究を待たなくてはならない。特に、政策目的の具体化と実行可能性の問題については、今後の課題である。

また、以上の検討の中から明らかになったことは、代替的な政策決定・実施主体の選択という政策主体論の第三の課題においては、政策主体論が、政策目的論や政策手段論と密接に結びついていることである。今後は、PC IIIにおいて展開されたような政策主体・目的・手段の関係に関する公共選択論的分析が政策論全体にとって必

要となろう。

(付記)

報告当日は阪本靖郎先生、柏崎利之輔先生、高橋良宣先生はじめ多くの方々から、懇篤なコメントをいただきました。紙幅の制限上ここには掲載できませんが、本稿の参考にさせていただきました。改めて感謝申し上げます。

注

- (1) 熊谷 [1964] pp. 29-36.
- (2) 加藤 [1968] pp. 9-17.
- (3) 気賀 [1956] pp. 274-279, 気賀 [1958] pp. 55-58.
- (4) 野尻 [1978] pp. 32-33.
- (5) 丸尾 [1980a] pp. 11-12.
- (6) 丸尾 [1980b] pp. 39-42.
- (7) 田中清和 [1982] p. 28.
- (8) 横山彰 [1983-84] は Brennan-Buchanan [1980] をその基礎として、constitutional stage を決定する政府活動の領域(ならし政策目的)との関連で、税制の選択を論じている。

参考文献

- 加藤寛『経済政策学』慶應通信、一九六八年。
加藤寛編『入門公共選択』三嶺書房、一九八三年。
川野辺裕幸「公共選択論と社会的選択論」『三田学会雑誌』七四巻一号、一九八一年。

気賀健三『社会的進歩の原理』塙書房、一九五六年。

気賀健三『経済政策原理(上)』慶應通信、一九五八年。

熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、一九六四年。

田中清和「厚生経済学の基本定理と公共選択」『公共選択の研究』第二号、一九八二年。

野尻武敏「現代経済政策論の課題と方法」藤井他編『現代経済政策の解明』東洋経済新報社、一九七八年。

丸尾直美『全訂 経済政策新講』中央経済社、一九八〇年。

丸尾直美「経済政策の基準としての効率・公正・福祉」『経済学論集』第二一巻第三号、一九八〇年。

丸尾直美「公共選択学派の誕生」加藤寛編 [1983] 所収。

丸尾直美「公共選択論に政策論を」『公共選択の研究』第三号、一九八三年。

横山彰「税制の公共選択」『旬刊 国税解説速報』第三一―四巻、一九八三―八四年。

Alchian, A. A. and Demsetz, H., "Production, Information Costs and Economic Organization," *American Economic Review*, Vol. 62, 1972.

Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, 1963 rev. ed.

Borcharding, T. E., ed., *Budgets and Bureaucrats*, 1977.

Brennan, Geoffrey and Buchanan, J. M., *The Power to Tax: Analytic Foundations of a Fiscal Constitution*, 1980.

Buchanan, J. M., *The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, 1975.

Buchanan, J. M., *Freedom in Constitutional Contract*, 1977.

- Buchanan, J. M., *What Should Economists Do?*, 1979.
- Buchanan, J. M., et al., *The Economics of Politics*, 1978.
- Buchanan, J. M., Tollison, R. and Tullock, G., eds, *Toward a Theory of Rent-Seeking Society*, 1980.
- Buchanan, J. M., and Tullock, G., *The Calculus of Consent*, 1962.
- Buchanan, J. M., and Wagner, R., *The Democracy in Deficit: The Political Legacy of Lord Keynes*, 1977.
- Demsetz, H., "Toward a Theory of Property Rights," *American Economic Review*, Vol. 57, No. 2, 1967.
- Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, 1957.
- Fiorina, M. P., and Noh, R. G., "Voters, Bureaucrats and Legislator," *Journal of Public Economics*, Vol. 9, No. 2, 1978.
- Frey, B. S., *Modern Political Economy*, 1978.
- Frey, B. S., *Democratic Economic Policy*, 1983.
- Furuboh, E., and Pejovich, S., "Property Rights and Economic Theory: A Survey of Recent Literature," *Journal of Economic Literature*, Vol. 10, 1972.
- Green, J. R., and Laffont, J. J., *Incentives in Public Decision-Making*, 1979.
- Groves, T., "Incentives in Teams," *Econometrica*, Vol. 41, No. 4, 1973.
- Groves, T., and Ledyard, J. O., "Some Limitations of Demand Revealing Processes," *Public Choice*, Vol. 29, No. 2, 1977.
- Jones, R. J., ed., *Perspectives in Political Economy*, 1983.
- Migue, J. L., and Belanger, G., "Towards a General Theory of

- Managerial Discretion," *Public Choice*, Vol. 17, 1974.
- Niskanen, W. A. Jr., *Bureaucracy and Representative Government*, 1971.
- Nordhaus, W. D., "The Political Business Cycle," *Review of Economic Studies*, Vol. 42, 1975.
- Posner, R. A., *Economic Analysis of Law*, 1972.
- Public Choice*, Vol. 29 No. 2 Special Supplement, 1977.
- Rawls, J., *A Theory of Justice*, 1971.
- Riker, W. H., and Ordeshook, P. C., *Introduction to Positive Political Theory*, 1973.
- Sen, A. K., *Collective Choice and Social Welfare*, 1970.
- Sugden, R., *The Political Economy of Public Choice: An Introduction to Welfare Economics*, 1981.
- Tideman, J. N., and Tullock, G., "A New and Superior Process for Making Social Choices," *Journal of Political Economy*, Vol. 84, 1976.
- van den Doel, H., *Democracy and Welfare Economics*, 1979.

専門部会コメント

コメント I

阪本靖郎

川野辺氏のご報告は、公共選択論のこれまでの成果と今後の課題について、要領よくかつ適切にまとめられているので、大筋において異論は見いだせない。そこで、報告者が今後の展開に大きな期待を寄せられているように思われるPCIIIの課題について、コメントすることにしたい。

最初に「実行可能性」の問題を取り上げることでしょう。これは、公共選択論が分析によって生み出す代替的な政府機構の提案が、現行の政策決定プロセスにおいて実現するか否かの問題である。この問題に考える際に忘れてはならないのは、その提案が「自由」より明確に言えば、「消極的自由」を最高の価値前提として、導き出されているという点である。その論理演算が間違っていないとしたらば、現行プロセスにおいてこの提案が実現される必須条件は、その価値前提がすべての関係者によって、あるいは少なくとも関係者

阪本靖郎 〈神戸商科大学〉
 柏崎利之輔 〈早稲田大学〉
 高橋良宣 〈鹿児島経済大学〉

の多数によって、最高の価値として受け入れられていることである。ところが、現実にはこの要件は成立しない。というのは、戦後の福祉国家の展開が如実に示すように、この意味での自由を否定しないまでも、別の意味での自由をそれと同じ位に、あるいはそれ以上に重要だと考える人びとが、数多く存在するからである。これは必ずしも、「積極的自由」主義者が多数いることを意味するものではなく、「ひとが自分自身の主人である」ためには、ひとがそのための手段を確保していることが、消極的自由に劣らず（あるいはそのための前提条件として）必要である、と考える人びとも含めると、その数は多数になる、ということなのである。

「実行可能性」の問題は、要するに、このような異なる考え方をする人びとの存在に起因しており、彼らに対して、無知のヴェール下での消極的自由主義者の契約から出現する、ニーズ充足の範囲と程度を受け入れるよう提案しても、拒否されるだろうことは、想像するに難くない。

それでは、この問題を課題として設定するのは無意味かという点と、評者はそれは考えない。その成果と、議論の順序を逆にして、ニ―

ズ充足主義者はどのような範囲において、消極的自由の実現に合意するのにかついて、類似の手法を用いて分析した結果とをつきあわせてみたとき、われわれは、これらの異なる考えの人びとの間で、どのような内容については合意が達成されそうかについて、知る事ができる。これは、福祉国家の危機を脱しうる新しいコンセンサスを見いだす上で、大きな貢献をなしうるものである。ミニマム・ニーズの充足を至上価値とみなす考え方は、ニーズが充足されるにつれその重要度が減少していき、そのうち他の価値に当面の至上価値の座を譲るだろうという考え方を含んでおり、消極的自由がその位置を占めることは大いにありうる、と考えられるので、後者のアプローチは正当な根拠をもつと思われる。「実行可能性」の問題は、このような考慮事項の範囲の拡大なしには、解決不可能だと思われるというのが、コメントの第一点である。

PC IIIのいま一つの課題についても、同様の主張をすることができ。福祉のような外的価値基準に代わる政策目的をいまだ導出して得ていない理由の一つは、初期状態にいる人びとのリスクに対する態度を、経験を参照して一義的に想定できない、という点にある。報告者は、ブレナン・ブキャナン議論を引用して、政府機構を自動的に肥大化するリヴァリアサンとみなすことは、経験に合致するので、危険回避的態度を想定してよい、と主張し、この点を克服しようとしてきている。しかし、このリヴァリアサンの想定は、観察される政府機構を動かしている人びとはすべて、消極的自由主義者であることが示されない限り、十分に説得的ではないように思われる。評者には、むしろ、ウィールのアプローチの方が興味深く思われ

コメント II

柏崎利之輔

川野辺報告は、「全知かつ不偏な」政策主体という考えを否定し、公共選択論における経済政策主体のとりあつかいについて包括的な検討と評価をおこなった点で、極めてユニークな労作である。

その前半では、経済政策主体に関する主要な議論をサーヴェイした上で、政策主体論の課題を三つに整理している。それらは、(1)政策決定主体としての政府の特性の研究、(2)政策実施主体としての政府の特性の研究、そして(3)政策決定・実施主体としての政府の比較制度的研究である。

そして後半では、公共選択論の分野における政策主体論への貢献を、PCI、PC II、およびPC IIIの三つに整理し、それぞれの分野での主要な成果の展望と政策主体論の課題に照らしての評価を下している。

以下において、報告の全体としての枠組みとそれを構成する個々の要素について、若干のコメントを述べさせていたことにする。まず、報告の前半における課題(1)と課題(2)は、政策決定過程と政策実施過程という二段階区分に基づくものであるが、圧力団体からの陳情・提言ないし要求を加味した政策形成(立案・過程と、立案された政策の検討・審議を含む政策決定過程、および決定された政策を実行する政策実施過程の三段階に分ける方が、政策主体の行動特性を明らかにする上で、一層適切であるように思われる。政策形

る。それは三段階からなるプロセスからなっており、先にのべたニーズ充足から出発するアプローチの試みともみなしうる側面を含んでいる。彼は、消極的自由の考え方に立脚するが、それを、ライフ・スタイルを自由に選択できることを意味するオートノミーの概念と関連させて展開し、そこからまず、ミニマム充足が最優先されるべきものであることを、導出する。そして、これが満たされてなお余りが生じるばあいにはじめて、公共選択論者のいう契約に順番が回ってくる、としている。しかし、周知のとおり、それはルールの大枠を定めはするものの、それを特定化することはできない。そこで彼は、リスクに対する態度の決定を含むこのような特定化を、政治プロセスに求め、自由民主主義の政治こそこの役割を果たすものとするのである。これは答えを現実のプロセスの中に見いだそうとするものだが、PC IIIの課題は、このような拡大なしには解決不可能のように評者には思われるのである。

参考文献

Weale, A., *Political Theory and Social Policy*, Macmillan, 1983.

成過程における投票者としての市民・利益集団と、政治家・政党、および官僚の相互関係を明らかにすることが必要・不可欠だからである。

つぎに、報告の後半でPCIに分類された研究には、「政治プロセス」に登場する諸主体として、「利益集団」と「官僚」とがあげられているが、それらとならべて「政治家・政党」をのせる必要があると思われる。そうでないと、とくに政策形成過程や決定過程における主要な主体が揃わないことになるからである。

また、PCIには、政権政党が政権担当期間の始めにはインフレ対策としての緊縮政策をとり、終りには失業対策としての拡張政策をとるという「政治的景気循環」が項目として示されていない。これは、「政治的 externality」や「レント・シーキング行動」に比べて「政治的景気循環」が重要ではない、いいかえると、政権政党の政策が景気循環を作り出す力は極めて限られているという見解をとっているからであろうか。

さらに、報告では中央銀行が考慮外におかれているが、数量的な政策は財政当局によつてばかりでなく、中央銀行によつても遂行されている。公共選択論が「政策決定・実施主体としての政府機構を主たる分析対象とする」限り、金融政策の形成・決定・実施に直接にかかわる中央銀行の行動特性を明らかにすることは、経済政策主体論の課題(1)と課題(2)との関連で、当然にとりあげられるべきであると考えられる。

つぎに、PC IIに分類された研究には、「非市場的手段によつてパレート最適を達成する条件・メカニズム・制度の設計」が網羅さ

れているが、この分野における項目が必ずしも同じレベルのものでないように思われる。たとえば、「アローの定理」は、個人的順序付けから民主主義的規則にしたがって、整合的な社会的順序付けを導出することができないことを示したものであり、したがってそれは、パレート最適を条件とした議論であって、パレート最適を達成するための条件を議論したものではない。

また、報告では、自由主義という価値前提を追加的においた分野として、PC IIIがPC IIとは異なる別個の地位を与えられている。そこでの「立憲契約」は、自由な個人によって「無知のヴェール」の中で全員一致で結ばれるものであり、したがって、受けとる便益について何らかの既得権をもつ人は存在しないという想定に立つものである。ところが、肥大化する政府に歯止めをかけるための「憲法革命」、すなわち立憲契約のやり直しに当たっては、「無知のヴェール」を想定することができない。したがって、「憲法革命」では、人びとの間で合意の形成への努力が払われるとしても、各種の既得権をもつ人びとの同意をどのようにとりつけることができるかが、重要な問題となる。各種の既得権をもつ人びとが何らの代償なしにそれを放棄する可能性は、一般には小さいからである。

要するに、報告の前半の議論に関しては、政策形成過程での政策主体の行動特性の研究を政策主体論の課題の一つに加えてはどうかということ、後半の議論に関しては、公共選択論における政策主体論の分類が整合性に関してなお一層の検討を必要とするのではないかということ、このコメントの主要な論点である。

そして、いずれにしても、この経済政策主体論が、いまあらためて展開されているなかで、もちろん、それであるがためではあるが、規範的な立場での展開と、現実的な政策展開のなかでの議論の展開とはおなじではないであろう。しかし、これは、政策科学として当面する、きわめてありふれたことではあるのである。

このようなことを前提として、次の三つの問題をとりあげてみることにする。

(1) 意志の決定をすることは、本当に収斂することができるのであろうか。これまでの資源配分はパレート最適でおこなわれ、その決定は「政治的なプロセス」によっておこなわれるということであった。しかし、この「政治的なプロセス」の経済政策の選択と決定についての「最適性」を維持するために、いま、この主体論が展開されようとしているのであるが、その政治的なプロセスは「明示的に保証されている」というが、本当にその保証はあるのであろうか。いわば、いつてしまえば、これまでの論理プロセスをひとつ前展させただけであって、いぜんとして「与件」の吟味が必要なのである。

たとえば、民主主義は多数決原理であるとされているが、ときとして、それが少数者原理となって多数者の利益と権利をおかしているときもある。もし、そうであるとすれば、多数決原理を前提としている「民主主義」とは、何によってあてにできるのか、また、それにもかかわらず、あてにするとすれば、それはどのような論理によるのか。

あるいは、経済成長は、いずれにしても、個人の所得水準をひき

「経済政策の主体をめぐって」という川野辺報告は、この興味はあるがきわめて流動的でまだ評価のさだまりにくい、この分野について、きわめてバランスのよい、そして細心にゆきとどいたサーベイである。この報告によって、この分野の現状とこれから研究すべき問題の所在が、マクロ的によくしめされた。

この経済主体をめぐる問題は、これまでのいわゆる主流派経済学のなかにあつて、経済学の範囲が、経済政策についての客観的なメニエールの展開にとどまり、その選択については政治学の分野にゆだねるといった思考がつよいときもあつて、ともすれば「特殊な分野」とみられていたときもあつた。しかし、このいわばきわめてソフィステイクイテッドな「棲みわけ理論」が、現実の経済政策の展開のときに、現実にもそぐわないものをもたらしだすことにもなったのである。あるいは、ひとつのことを決定するために、ふたつのプロセスがあるという、方法的な困難さを、われわれは、深く気がつかないまま、おかしていたのかも知れない。

これは、また、「自由」という価値が最大のものであるという前提で、論理的な展開をしようとしているのである。われわれは、たしかに、「自由」ということが、最大の価値であると思っているけれども、これが「公準」であることが、どれほどの普遍性があるかについては、よくわからないところがないわけではない。

あげる。このとき、ある所得水準までは個人の利益と公共の利益は一致しているけれども、所得水準が上昇するにしたがって、価値の多様化がすすみ、このことは個人の利益と公共の利益が乖離することにもなる。このとき、政策意志の決定がどのように収斂されるのか。その保証はあるのか。

(2) 政策意志の決定のプロセスの客観性は経済発展の段階によって異なるということはないであろうか。これは、いいかえれば、「民主主義」の内面性の論理の前提条件が、所得水準の高さによってかわるのではないか、ということである。このことからすれば、公共選択論は、まさに民主主義の質が保証されている先進国の論理であつて、それ以外のところでは、どれだけ適用されるかということについては、あらためて吟味する必要があるのではなからうか。また、そのとき、他に選択できるプロセスはあるのであろうか。

(3) 政策決定主体の多様化。これまでの政策決定論は単一主体論である。しかし、いまや、一方では地域政策、また他方には国際政策があつて、これを形式的に分離して処理することは困難になるときも多くなりつつある。このように政策決定主体が複数であつて、しかも、その思考は内部にたいしては客観的であるにしても、外部にたいしては主観的であるということもすくなくない。このように、決定主体の複数化と、政策カバレッジのマクロ・スコープな客観性が、その内包と外延にたいしての同時適用性についても検討しなければならぬことであろう。

戦後沖繩における開発政策の推移

— 主な地域開発計画を中心として —

宮城 辰 男

〈沖縄国際大学〉

一 はじめに

戦後沖繩において策定された開発計画は、全部で一一を数える(因みに戦前のそれには、「産業十年計画」(大正四年六月)と「沖繩県振興計画」(昭和八〜二十二年までの二五カ年)がある)。そのうち半分以上は一九六〇年代に策定されたものである。そのほかに、開発計画ではないが、一九六七年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明以後、復帰までの間に各種機関によって発表された、経済調査報告書や開発講想はおびただしい数にのぼっている(1)。

本稿においては、戦後策定された開発計画のなかから、とくに六つのそれを選び、これらの計画を通して開発政策の推移を概観することにした。

ここでとりあげた開発計画は次の通りであるが、それらはほぼ一九五〇年代の前半と後半、一九六〇年代の前半と後半、および一九七〇年代、一九八〇年代にそれぞれ対応している。

(1) 「琉球列島経済計画」(Economic Plan for The Ryukyu Islands,

- 一九五二〜五五年、以下「琉計」という)
 (2) 「経済復興第一次五ヶ年計画」(一九五六〜六〇年、以下「振計」という)
 (3) 「第一次民生五ヶ年計画」(一九六二〜六八年、以下「一次民計」という)
 (4) 「長期経済開発計画」(一九七〇〜七九年、以下「長計」という)
 (5) 「沖繩振興開発計画」(一九七二〜八一年、以下「沖振計」という)
 (6) 「第二次沖繩振興開発計画」(一九八二〜九一年、以下「二次振計」という)

二 開発政策の推移

(1) 経済復興と経済の基地依存化

「琉計」は米国民政府によって策定された、沖繩における戦後初めての経済計画である。一九五〇年代の前半といえば、政治的には、一九五一年の対日講和条約の成立、それに伴う沖繩の法的地位の

確定。経済的には、経済の基地依存化(2)が急速に進行するなかで、行政機構の整備と一連の経済安定化政策が推進される。「琉計」の最大の政策課題は、短期的には、戦災によって疲弊した住民生活を、一九五三会計年度までに戦前水準にまで引き上げること(3)、長期的には、自立経済の達成であった。この経済自立化という目標は、戦前・戦後沖繩にとり、最大の政策課題であり、古くて新しい問題なのである。目標達成のための政策手段としては、①輸出振興による貿易収支の改善、②租税体系の確立による政府財政の健全化、③基地建設による収入増、④基地従業員の賃金増、⑤農業の振興などをあげている。ここで注目すべき点は、自立経済の確立(それは、やがて沖繩側にとっては、基地経済からの脱却を意味するようになるのだが)を主として基地関係収入に依存しているということである。そこにこの計画の限界と矛盾があるといえよう。

(2) 自立経済への摸索

「振計」は、一九五五年琉球政府によって策定された戦後最初の総合的な開発計画である。一九五〇年代の後半は、政治的にも、経済的にも戦後沖繩における一大転換期である。いわゆる島ぐるみの土地闘争、米ドルへの通貨交換に伴う貿易の自由化、積極的な外資導入政策などがこのことを示している。

この計画は、初期段階においては、農業主導型開発をめざしていたが、途中で工業主導型開発へと軌道修正された。その背景には、計画期間中に、①第三次産業のウェイトが一層肥大化したこと、②他方、第一次産業の構成比が年々低下したこと、③建設業が相変ら

ず高いウェイトを占めたこと、④新外資法の公布によって、日米民間投資が活発化したこと(4)などがあつた。なお、この「振計」で注目すべき点は、①「基地依存経済からの脱却」という計画目標が初めて登場したこと、②計画期間中に、砂糖・パイナップル産業者が沖繩の基幹産業にまで成長したことである。さらに「総合開発法」、「資源調査法」、「重要産業育成法」、「糖業振興法」、「糖業資金融通特別会計法」、「パイナップル産業振興法」、「パイナップル産業資金融通特別会計法」等が制定されたことも、特筆に値しよう。

(3) 対本土格差是正論の登場

一九六〇年代前半において、まず留意しておくべきことは、政治的には、①沖繩統治に対する「日米協調路線」の登場、②復帰運動自治権拡大要求のたかまり、経済的には、①いわゆる「プライス法」(5)に基づく、米国民政府の対沖繩援助支出、②日本政府の対沖繩援助の本格化、③砂糖・パイナップル輸出の激増などである。このような政治的・経済的環境変化を背景に策定された「一次民計」の特徴は、①日本全国平均または類似県との民生水準の格差是正を目標にかかげたこと、②日本復帰を想定して策定されたことに求めることができよう。つまり、この計画のねらいは、日米両国の政府援助、とくに日政援助の増大をてこに、対本土格差是正を図つていこう、ということとにあった。しかしながら、この段階においては、過疎・過密問題や県内における地域間格差問題は、政策課題としてはまだ登場していない、ということにも留意しておく必要がある。

(4) 重化学工業化への期待と挫折

「長計」は沖繩の日本復帰確定後に策定されたものである。一九六〇年代の後半というのは、政治的にも経済的にも復帰への準備期ということが出来る。経済開発の観点からすると、二つの大きな流れがあった。一つは、本土・沖繩一体化政策の積極的推進、もう一つは、琉球政府による石油外資等の積極的導入政策である。このような背景のもとで、「長計」においても、石油関連産業を主軸とした重化学工業化路線を打ち出しているのが注目される。つまり、石油資本等の大型外資の導入によって、製造業のウェイトをたかめ、産業構造や輸出入構造の改善を図っていくという、積極的意図が、この計画にはうかがえるのである。復帰と同時にこの計画は無効になったが、復帰直前にこのような大規模工業開発プロジェクト構想があったことは注目されてよいであろう。

(5) 復帰による社会資本の拡充整備

「沖振計」は「沖繩振興開発特別措置法」に基づいて策定されたものであるが、復帰後の振興開発事業はすべて前記の特別措置法に基づいての特例、すなわち「沖繩特例」と「事業主体特例」(6)によって実施されることになった。「沖振計」の計画目標は、①本土との格差是正、②自立的発展の基礎条件の整備となっており、その目標達成のための政策手段の主軸をなしているのが社会資本の整備である。なかでも、その中心になっているのが、土木事業などである。一九七二年度から一九八一年までの間に、沖繩開発庁を介し

て投下された公共事業費は総額で一兆三五百億円余に達しているが、その約四〇％は道路整備費である。」「沖振計」はいわば土木工事業主導型開発計画であるが、それは、他方において、公的依存度の全国一高い経済体質(8)を作り出している。

(6) 地域特性の積極的活用

「二次振計」の目標も開発方式も基本的には、「沖振計」と同じなのだが、「二次振計」においては特に「沖振計」の総括と反省、総点検を踏まえて、沖繩の有する地域特性の積極的活用を強調しているところが注目される。すなわち、「東南アジア諸国との接点に位置し、海外交流の歴史的経緯を有しているながら、人的、物的国際交流は進展しておらず、豊かな太陽エネルギー、広大な海域等の活用もまだ緒に就いた段階であり……」として、「亜熱帯・海洋性気候、地理的位置、伝統文化などを積極的に生かしつつ、産業と文化の振興を図る」としているのである。

以上の開発計画について、それぞれ、時代的背景、地域課題、計画目標、開発方式別に整理すると、次頁の表のようにまとめることができよう。

三 今後の課題

戦後の開発計画に共通してみられる政策課題は、まず第一に自立的発展の確立ということであり、第二に産業構造の是正ということである。以下これらの二つの課題について、若干コメントしておくことにする。

主な地域開発計画の概要

計画の時代的背景	地域課題	計画目標	開発方式	備考
<p>「境計」 1961 1965</p> <p>①東西間の緊張激化 ②沖繩の法的地位確定 ③アメリカ沖繩統治方針確定 ④基地建設本格化 ⑤経済復興の進展</p>	<p>①政府財政の健全化 ②輸出入能力の増進 ③基地経済への対応</p>	<p>①戦前の生活水準の確保 ②言語経済の達成 ③貿易収支の改善</p>	<p>①産業の復旧 ②輸出入の増大、基地 依存型開発</p>	<p>政策主体が軍事基地の効率的な確保を目的とする 軍民政府→国防省である ことに留意</p>
<p>「振計」 1956 1960</p> <p>①島ぐるみ土地開墾 ②米自由貿易体制への移行 ③自由貿易体制への移行 ④積極的外資導入政策への転換</p>	<p>①農業・製造業の復興 ②砂糖・パイプ産業の振興 ③外貨の積極的導入</p>	<p>①基地依存経済からの脱却 ②自立経済の確立 ③貿易収支の改善</p>	<p>①初期段階→農業主導型 開発 ②軌道修正後→工業主導 型開発</p>	<p>この時期は、政治的にも 経済的にも大きな転換期 であった</p>
<p>「一次民計」 1962 1968</p> <p>①日本協調整練！登場 ②復帰運動、自治権拡大要求 ③「プラインズ法」制定 ④日本政府の対琉援助活発化 ⑤日本と沖繩一体化政策の積極的推進 ⑥琉球政府、石油外資等を導入</p>	<p>①第一次産業の生産性向上 ②輸出の増大</p>	<p>①本土との格差是正 ②産業基盤・生活基盤の 拡充整備 ③自立経済の確立</p>	<p>①大規模開発プロジェクト 方式 (土木主導型)</p>	<p>同じ頃、本土において は、所得倍増計画(1960)、 全国総合開発計画(1962) が策定された</p>
<p>「長計」 1970 1979</p> <p>①1973年第一次石油ショック、1979年第二次石油ショック ②高度成長時代から低成長時代へ ③高度成長期から低成長期へ</p>	<p>①産業構造の改革 ②木電産・区画の整理縮小 ③基地依存経済からの脱却</p>	<p>①本土との格差是正 ②自立経済の促進 ③自立経済の促進</p>	<p>大規模開発プロジェクト 方式 (土木主導型)</p>	<p>新全国総合開発計画(1969) の中で「沖繩プロジェクト」と して位置づけられる。 中核都市圏構想(一眼レフ 開発論)登場</p>
<p>「沖振計」 1972 1981</p> <p>①復帰後、人口大幅増加 ②高度成長期から低成長期へ ③高度成長期から低成長期へ</p>	<p>①雇用・失業問題への対応 ②児童福祉、医療施設等の拡充整備 ③広大な海域の開発利用 ④人材の育成 ⑤基地の整理・縮小、跡地利用</p>	<p>①本土との格差是正 ②自立経済の促進 ③自立経済の促進</p>	<p>大規模開発プロジェクト 方式 (土木主導型)</p>	<p>1977年第三次全国総合 開発計画が策定される 中核都市圏構想(一眼レフ 開発論)登場</p>
<p>「二次振計」 1982 1991</p> <p>①復帰後、人口大幅増加 ②高度成長期から低成長期へ ③高度成長期から低成長期へ</p>	<p>①雇用・失業問題への対応 ②児童福祉、医療施設等の拡充整備 ③広大な海域の開発利用 ④人材の育成 ⑤基地の整理・縮小、跡地利用</p>	<p>①本土との格差是正 ②自立経済の促進 ③自立経済の促進</p>	<p>大規模開発プロジェクト 方式 (土木主導型)</p>	<p>1977年第三次全国総合 開発計画が策定される 中核都市圏構想(一眼レフ 開発論)登場</p>

(1) 「二次振計」の大きな柱の一つはすでにみてきたように「自立的発展の基礎条件の整備」ということである。その基礎条件には、ハードとソフトの両面があるが、復帰後の沖縄においては、社会資本の整備が急速に進み、大幅な改善をみている。このことについては、「沖振計」の総点検でも、すでに指摘されている通りである。しかし、それは自立的発展のための必要条件ではあっても、十分条件でないことはいうまでもない。

したがって、沖縄が直面している今後の開発課題は、ハードウェア以上にソフトウェア面の充実・強化が強調されなければならない。そして、これまで整備された物的基礎を十分活用しながら、「いかに沖縄の特性を生かした「地域づくり」を進めていくか、ということであろう。しかも、この課題は長期的視点に立って忍耐強く取り組まなければならない問題なのである。とくに、自立的発展へ向けての「人づくり」のための人的投資はいくら強調しても、しすぎることはないであろう。というのは、森巖夫氏も長年の経験をふまえて指摘しているように、「活発な活動を展開している山村に共通しているのは、その地域の立地条件や自然条件の有利性ではなく、地域の「人」の熱意と工夫が卓越している点」(9)にあるからである。

(2) 戦後沖縄の産業構造は一貫して第三次産業肥大型である。したがって、第一次産業と製造業を振興して、第三次産業のウェイトを引き下げる、というのが戦後このかた、政策主体の願望であった。しかし政策主体の期待にもかかわらず、事実の推移はその逆で、第三次産業のウェイトは、これまでほぼ一貫して拡大し、構造的には

ほとんど変わっていないのである。われわれは、まずこの事実に着目しなければならない。

日本においては、一般に第一次石油ショック頃から「物の豊かさ」より「心の豊かさ」が強調され、「近代化、産業化の時代」から「近代を超える時代」へ、「経済のソフト化・サービス化」の時代へと移行しつつあるといわれている(10)。このような「ソフト化社会」への構造変化がすでに現実のものになりつつあるとするならば、これまで過大だといわれてきた第三次産業に対しても、新たな視点から、その発展策を模索する必要がある。このことはまた、第一次、第二次産業についてもいえることなのである。

(1) 詳しくは、琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』七九二頁参照。

(2) 宮城辰男「アメリカ統治下の沖縄の貿易」、『沖大論叢』第一〇巻一号、によると、一九五〇年、一九五二年、一九五三年の海外からの受取総額に占める円セール(軍関係収入)の割合は、それぞれ九八%、八四%、八三・五%にも達し、県民総生産に占める米軍関係受取の割合は、一九五六年の四四・二%をピークに、一九六六年まで一貫して三〇%台を維持している。

(3) 「疏計」の短期的目標は、一九五三年度の産業別復興率からみる限り、全体としては達成されたとみるべきであろう。すなわち、復興率はそれぞれ第一次産業四八・四%、第二次産業一二五・三%、第三次産業二二六・九%、合計では一二六・七%となっている。

(4) 国籍別にみると、日本資本が糖業、バインに、米国資本が清涼飲料水製造、一般工業に集中している。

(5) 「プライス法」の正式名称は、「琉球列島における経済的・社会

的發展の促進に関する法律」(一九六〇・七・一二、成立)である。この法律に基づいて、毎年一、二〇〇万ドルを上限とする対沖縄援助支出が可能になる(一九六七年度の改正により、その上限は一、七〇〇万ドルに改められた)。

(6) 「沖繩特例」とは振興開発に対する国の高率補助のことであり、「事業主体の特例」とは、「沖振計」に基づいて、県または市町村が行う事業を、それに代わって、国が直轄で行える途を聞いたもの。

(7) 琉球銀行調査部編、前掲書。

(8) 昭和五十八年度『沖繩県の経済概況』企画開発部、一一頁。

(9) 森巖夫、山村報告シリーズ2『地域開発とは、どういうことか』清文社、七頁。

(10) 館龍一郎『経済の構造変化と政策の研究』会編『ソフトノミックス』日本経済新聞社、参照。

沖縄の地域開発——回顧と展望

伊藤 善市

〈東京女子大学〉

一 沖縄の人口

沖縄は本土復帰を待ってから十二年目をむかえた。復帰前における沖縄県民の願望は、第一に基地経済からの脱却をはかり、第二に本土との格差を縮小し、第三に沖縄の人口の県外流出を防ぐ、というものであった。だが、この三つの課題を同時に実現することは、一見した以上に困難である。というのは、格差縮小のためには基地収入に代わるべき所得源を培養して雇用機会を増大しなければならず、しかも人口減少を防ぐためには本土以上の経済成長が必要だからである。

沖縄振興開発計画では、昭和五十四年の人口を一〇一万と見込んでいた。しかし実績はそれを上回り、同年の人口は一〇九万となり、五十八年には一一四万に達した。復帰後の人口増加については、次のような理由をあげることができる。第一は、本土と隔絶されていたために、本土の後進県が軒並みに経験した激しい県外流出に見舞われず、遠隔の利益を享受したこと。第二に、基地経済が存続し、本土復帰に伴なう公共投資が急増したために、新規の雇用機会が創出されたこと。第三に、戦後の死亡率が低下したこと。第四に、日本経済が高度成長期を終えて、安定成長の成熟期に入ったため流出

の要因が減ったこと、これである。

しかしながら、沖縄の人口増加に関してはもう一つの理由がある。それは沖縄への観光客が、復帰前の二〇万台から年々増加し、いまや二〇〇万に達し、いわゆるサービス経済化の進行に伴なって那覇都市圏の人口収容力が大幅に高まったという事実である。いったい、復帰時点において、十年後の観光客が当時の十倍に増大し、基地収入の二倍に相当する観光収入が実現されることを予想し得た人はどれだけあったろうか。われわれは人口についても観光収入についても、予測を誤ったという嬉しい誤算を反省するとともに、那覇都市圏のもつポテンシャルについて新しい吟味を行なう必要がある。

二 那覇大都市圏の形成

沖縄においては、すでに復帰前から都市化が急激に進行していた。とくに那覇市の人口は、昭和二十五年には一一万にすぎなかったのが、十年後の三十五年には二二万に倍増し、五十六年には三〇万に急増した。東京が日本の高密度社会を象徴しているように、那覇は沖縄の高密度社会を集約的に示している。那覇の人口密度は一平方キロ当たりおよそ八、〇〇〇人で、軍用地面積を除いて計算すると、実に一〇、〇〇〇人をこえ、横浜や名古屋を上回り、東京都（八、

六〇〇〇）に匹敵している。沖縄は大量輸送手段としての鉄道がないため、県道の平均交通量は全国平均の一・五倍に達し、「自動車を満載している島」となった(1)。

ところで沖縄の人口移動の態様をみると、南部の糸満から那覇をへて、浦添、宜野湾、沖縄、石川を結ぶ都市化軸にむかって集中している。沖縄県の人口は昭和二十五年から五十六年までに四二万人増加したが、そのうち九五％は那覇、浦添、宜野湾、沖縄の四市でしめられている。一般的にいつて、現代の都市化は工業化と密接な関係がある。だが、沖縄の都市化は工業化の進展と手をたずさえて進行したのではない。それは基地経済の進行と観光産業の成長に伴なうサービス経済化の進展に随伴して進行したものであった。すでに一言したように、那覇の人口は三〇万である。しかし、その経済圏は中南部をふくむ、およそ七〇万の人口をカバーしており、那覇の実質的人口規模は七〇万といつてよい。今後モノレールや高速道路が整備されるならば、現在形成されつつある沖縄メカロポリスがいつそう強化されることにならう。

アルビン・トフラーは『第三の波』の中で、「ある社会で、第三の波がどの程度進行しているかを測る一つの目安は、そこでの交通の流れを見ることである」となし、朝夕の車の流れが一方的でしかもピーク時が目立つようであれば、まだ第二の波の段階にある、という。しかし「車が一日中走り回るような町が増え、車の流れる方向も多様なら、第三の波の産業が根付いている」と判定している。「そのような社会では、サービス産業が製造業を上回り、フレックスタイムが拡がり、パート・タイマー、夜間労働者が増え、オー

ルナイト営業のスーパーやガソリン・スタンド、レストランなどが登場し始めるとみていい」といつている(2)。

那覇はいまやトフラーのいう第三の波の条件のかなりのものを満たしつつあり、しかもそれが強化されつつある、というのが私の印象である。観光客にとってはもちろんのこと、その住民にとっても那覇の魅力の一つは、二四時間いつでもタクシーを利用できるということであろう。沖縄は経度が本土よりも西に位置しているため、日没時間がおそく、したがってバー、キャバレー、レストラン、民謡酒場などが夜おそくまで開店している。そのため観光客にとっては夜の天国である。風俗営業店数は一〇〇万都市のそれを上回っており、顧客の多様なニーズを満たしてくれるのだが、これは沖縄県民の南方的夜型生活に都市観光サービスが加わったためである。このことがタクシーを二四時間フル回転させている理由でもある。

三 沖縄経済の特質

復帰前における沖縄の所得水準は、全国平均を一〇〇として五〇ないし六〇であった。だが、復帰直後の海洋博関連投資をはじめとするプロジェクトが効を奏して七〇前後まで高まった。このように所得格差が縮小したのは国の財政支出の依存度が高まったためであり、地方交付税への依存率も全国平均の二倍に達している。

ところで沖縄の一戸当たり農家所得は、昭和五十七年度で全国平均の八〇％に達し、また平均賃金(三〇人以上の常用労働者)も全国平均の八七％であり、九州七県と比較すると福岡県について二番目の高さである。ただし、五一・二九人規模では五番目、四人未満で

は最低位である(3)。しかしながら、以上二つの指標は所得格差(七〇)を大幅に上回っている。このギャップをどのように説明すべきであろうか。

旅行者としての私の観察から得られた印象では、沖繩には学生アルバイトやパート・タイマー、さらにかんりのムーン・ライターが見受けられる。例えばホテルのフロントで深夜働いている人々、あるいはガソリン・スタンドやレストラン等で働いている人々の中にはアルバイト学生やムーン・ライターが多く、このようにして得られた所得のかんりの部分は、県民所得の推計から洩れているのではないかと印象を受ける。かりに推計洩れの所得が一〇%だとすれば、沖繩の一人当たり所得水準は全国平均の七五%前後に上昇することになる。

公式の統計では、沖繩の失業率は全国平均の二倍に達し、とくに若年層の失業率は一五―一九歳層が二五%、二〇―三四歳層で一〇%に達している。また有効求人倍率も〇・一九で全国平均の〇・五六を大幅に下回り、全国最低となっている。また沖繩ではUターナーが多く、とくにその五割は二〇歳以上二五歳未満でしめられ、在職期間二年未満が四〇%強となっている。沖繩はさいはての北国とはちがって、生活がしやすく、「いちゃればちやうでい」といわれるように、人間関係の温かさが定住の魅力を高めているように思われる。さらに注目すべきは、沖繩の基地収入のうち、およそ四割にあたる軍用地料四〇〇億円が、高い失業率を救っているのかもしれない。これを資本形成に動員することができるならば、かなりの安定した雇用機会を確保することができるようと思われる。

畜産三〇・八%、さとうきび三〇・六%、野菜二二・二%、花卉五四・四%、葉たばこ二・六%、パイン二・二%となっている。ここに注意すべきは、沖繩が冬季野菜の基地として、航空機を利用して、花卉類とともに亜熱帯性気候という条件を生かして、急激に伸びていることである。かぼちゃ、さやいんげん、すいか、オクラ、菊類等がそれである。この芽を大きく育てることが重要であろう。

沖繩の製造業は不振であるが、その理由の一つは海洋で遠く隔てられ、広大な市場圏に接近できず、したがって立地する産業も限定されざるを得ないということに求められる。さらに工業用水の絶対的不足と、工業開発に対する住民感情の複雑さがネックとなっている。しかしながら、農業食品や医療薬品などのバイオ・テクノロジーについては可能性があるし、芭蕉布が山形県の羽黒山神社斎館の襖に使用されているという現状をみると、高級品志向および本物志向という動向に乗りうるものを発掘し、これを育成する余地が開かれていますように思われる。

周知のように、沖繩は本土復帰記念の海洋博で大量の観光客を誘致し、いわゆる沖繩観光ブームが展開された。しかしそれをピークとして、一時衰退を余儀なくされたが、関係者の努力、また全日空や日航の沖繩キャンペーンが効を奏し、着実に上昇を続けている。沖繩とハワイを比較してみると、域外観光客はハワイが沖繩の二倍、観光収入はハワイが沖繩の三倍である。またハワイは外人観光客が一〇〇万人(うち五〇万は日本から)であるが、沖繩は五万人前後であるから、今後開拓する余地は十分にあるといわなければならぬ。

四 沖繩開発の戦略産業

戦後しばらくの間、地域開発と企業誘致とが同義語のごとく考えられた時期があった。しかし、二回におよぶオイル・ショックを経験してから、日本の経済構造は大きく変わりつつある。たとえば、製造業については、省エネルギー、省スペース化が進み、それに対応して産業構造も素材型から加工組立型へとシフトしてきている。このような構造化に直面して、地域産業の加工度を高め、その近代化をはかり、地域の主体性と創意工夫を軸とした「地域産業おこし」が重視されてきた。これは、これまでの工業誘致型の発想に加えて、新たに産業をおこす場合をも含め、地域産業の振興をはかるうとする内発型の発想を強調するものであり、産業の活性化をはかることを狙うものである。

では沖繩の実態はどうか。県内純生産の産業別構成をみると、復帰前の昭和四十年には第一次が一〇・四%、第二次が一五・九%、第三次が七三・七%となっている。復帰後の五十六年についてみると、それぞれ五・七%、二二・三%、七五・八%と、一次が激減し、二次が高まっている。第二次産業の構成比の変化を説明する要因は建設業の動向であり、とくに本土復帰をした四十七年および海洋博にむけて公共事業が著増した四十九年にその比重を高めている。第三次産業は沖繩経済の主翼をなすもので、四十年以後一貫して七〇%以上をしめ、五十年以後は七五%となっている。とくに商業とサービス業の比重が高く、この両者は観光産業の動向を反映している。昭和五十七年における沖繩の農業生産額一、〇五四億円の内訳は、

沖繩は日本列島の最南端に位置しているが、沖繩に基点をおいてみると、沖繩が東南アジア諸国との交流の拠点であることを確認することができる。那覇から東南アジアの主な都市までの距離は、東京と香港までがそれぞれ一、五〇〇キロ、大阪とソウルまでが一、二〇〇キロ、福岡と上海までが一、〇〇〇キロ、そして鹿児島と台湾までは六〇〇キロである。沖繩は日本にとっての南の玄関口なのである。沖繩が軍事的にも経済的にも、そして文化交流の点でも戦略的なキイ・ストーンとされる理由もそこにありといわなければならない。

沖繩が新しい観光の拠点として着実に成長しつつあることはすでに一言したとおりであるが、沖繩の魅力の一つは、その自然の美しさにある。しかし、それよりもはるかに心の打たれるのは、沖繩県民のやさしい人間の心である。この心を大切にしたいものである。

(1) 沖繩社会経済調査委員会『本土復帰による沖繩社会経済変動報告書』上巻、昭和五十五年、五四五―五五二ページ。

(2) A・トフラー(徳間孝夫監訳)『第三の波』昭和五十七年、中央公論社、三三三―三四二ページ。

(3) 沖繩県企画開発部『沖繩の経済概況』昭和五十八年度版、八ページ。

発展過程と所得分配の変動

—— いわゆるクズネッツのU字型仮説 ——

大西 高明
〈名古屋学院大学〉

一 異例のお詫び

五月二十四日～二十六日にかけて、琉球大学・沖縄国際大学の共催で、第四十一回日本経済政策学会全国大会が実施された。大会三日目、自由論題の第二分科会で、冒頭のタイトルで報告させていた。主内容はS・クズネッツにより提唱された超長期の発展期間における人的所得分配変動のU字型仮説の理論的解釈であった。報告した当時、報告者自身が提起したいと考えた四仮説に対して一抹の不安があったし、フロアからの諸先生の御質問も報告者の意図していた理論的解釈とは相当距離のあるものであった。それ以後も多くの関連文献が発表され、自己の提起したものに影塚を加え、後刻発表された研究成果をも通覧して、自己の理論的体系の再構築を行ない、理論的内容にも詳細な再検討を加えて、内容ある別稿を近き将来に執筆する所存である。さらに、報告者の好ましくない習性で、余りにも欲ばりすぎた報告をする傾向がある。執筆する一文は、報告当日配布した資料にも含まれていたし、完成された原稿にも含まれていたものである。報告前日まで、報告したいと考えていた重要な論点のひとつである。

以上の諸点を御勘案いただき、大会報告書に収録していただくことを切望するものである。タイトルも『グローバル・レベルの絶対的ギャップと相対的ギャップ』と変更させていただくことを御寛恕願えば幸いである。

二 過去（一九六〇～七八）の実績

周知の通り、六〇年代の終わり或いは七〇年代始めまで、国際レベルでも個別途上国レベルでも、国民所得、工業、輸出等の面で高度成長が達成されれば、開発の利益及至成長の利益は、財・経済的サービス、労働、資本及び企業の国際的移動を經由して、先進諸国グループと途上諸国グループの双方に浸透していき、また個別途上に内部でも、開発の利益及至成長の利益は、生産物市場と生産要素市場を經由して、国民各層に浸透していき、先進諸国グループと途上国グループの間と、個別途上国内に存続している労働生産性と一人当たりGNPの格差は絶対的にも相対的に縮小していくと考えられていた。勿論、生産活動の総括的指標の格差と消費活動の総括的指標の格差が絶対的にも相対的にも縮小していくには、開発の諸利益及至成長の諸利益が先進国グループよりも途上国グループに、高

所得層よりも中低所得層に著しく有利に、配分されなくてはならぬ。期待されたような成長の諸利益の配分は、市場機構の自由かつ円滑な作動によってか或いは市場機構と計画機構が適切なミックスを保持して十分な働きをすれば、達成されるものと考えられた。さらに、期待されたような成長の諸利益の配分は四〇～六〇年間で成就されると考えられていた。こうした基本的考えを基礎として、

「まず最初に成長を、しかる後に分配を」(grow first-distribute later)という発展段階別重点目標が唱導された。成長第一主義の理論モデルや政策モデルが構築されたし、採用された経済目標のうちで高いGNP成長率をできるだけ長期間持続することが最重要視され、最優先されていた。分配目標や雇用目標を為政者の視線が向けられることがあっても、長期間にわたって高いGNP成長率を維持していくのを難しくするような重大局面を迎えそうであり、かつ険悪な様相を呈しそうな事態に直面しそうである時に限られていた。分配目標(政策)と雇用目標(政策)は庶子扱いの冷遇がなされたのである。先進国グループでも途上国グループでも、個々の途上国についてもGNP、工業化、輸出等の成長面では予想以上の成果が得られたのに、雇用面と分配の成果ははかばかしいものでなかった。この冷厳な事実を前にして、一九七〇年前後から成長面と同等或いはそれ以上に分配面と雇用面が重要視されるようになった。打ち寄せてきた潮流も、時期が到来すると、自然に引いていくものである。潮流や時流と同じく、発展段階別重要目標についても、七〇年前後まで「まず最初に成長を、しかる後に成長を」(“grow first-distribute later”)という発展段階別目標が一般的に提唱され、實際

の開発の場で実践に移されていたが、七〇年前後を境いとして、「まず最初に分配・雇用を、しかる後に成長を」(“grow first-distribute later”)或いは「生産と同時的かつ同程度に分配・雇用を」という発展発展段階別目標が着実なテンポで提唱されるようになり、同じく着実なテンポで実際の開発の場で実行に移されるようになってきた。

第1表は世界銀行から毎年発行されている World Development Report を使用して、世界経済の構成グループを、低所得国、中所得国、資本余剰・石油輸出国、中央計画経済と先進資本主義国の五个のグループに大別して、各グループの絶対的ギャップと相対的ギャップを計算したものである。

相対的ギャップとは先進国の一人当たりGNPを基準(一〇〇・〇%)として、各グループの一人当たりGNPの比率を計算したものである。他方、絶対的ギャップは先進国の一人当たりGNPから各グループの一人当たりGNPを差引いた残差である。七〇年前後までは四〇～六〇年の歳月が経過すると、途上国グループの一人当たりGNP成長率が先進国グループのそれを大きく上回り、まず最初に相対的ギャップが急テンポで縮小していき、次いで絶対的ギャップは、先進国グループと途上国グループとの間での一人当たりGNP成長率の高低の如何では、相当期間拡大し続けることもありえようが、適切な歳月が経過したる後には必ず縮小する局面を迎える。この転換点の到来するまでに経過する歳月は、初期時点における先進国グループと途上国グループの一人当たりGNP比率と、それ以降における両グループの一人当たりGNPの成長率差によって決定されてくる。

第1表 絶対的ギャップと相対的ギャップ

	国数	人口	1人当りGNP	絶対的ギャップ	相対的ギャップ	1人当りGNP成長率
低所得国	38	1293.9	200	7870	2.5	1.6
中所得国	52	872.8	1250	6820	15.5	3.7
資本余剰・石油輸出国	5	667.8	3340	4730	41.4	7.1
中央計画経済	12	60.1	1190	6880	14.7	4.0
先進国	18	1352.4	8070		100.0	3.7
計	125	4247.0				

(注) 各グループの1人当りGNPは人口数でウェイト付けされている。掲載した諸変数の単位と対象年度は次の通りである。国数(1978)、人口(1978年)100万人、1人当りGNP(1978)1978年の米ドル表示、1人当りGNP成長率(1960~78) %。

(資料) World Development Report, 1980.

表2第1 1人当りGNPの目標水準を達成するのに必要な年数

	500ドル	4000ドル	6000ドル	8000ドル	1%	2%	3%	4%
低所得国	3.1	188.8	214.4	232.7	624.8	?	?	?
中所得国		32.0	43.1	51.3	70.4	112.8	275.5	?
資本余剰・石油輸出国		2.6	8.6	12.9	15.0	18.1	22.5	30.0
中央計画経済		31.0	41.3	48.9	65.5	98.6	198.0	?

(注) 上表は、8個の1人当りGNPの目標水準の各々を達成するのに要する年数を示したものである。%表示のものは、先進国の1人当りGNPが表示%で成長した場合に、各経済グループが同一水準になるのに要する年数を示したものである。必要年数の計算においては、78年以降における各経済グループの1人当りGNPの成長率は1960~78年と同一であると想定した。?は、当該経済グループの1人当りGNP成長率が先進国を下回り、先進国と同一水準に到達不可能なることを示している。

(資料) World Development Report, 1980.

第3表 今後30年間に1人当りGNPの目標水準を達成するのに必要な成長率(%)

	500ドル	4000ドル	6000ドル	8000ドル	1%	2%	3%	4%	1960~78年の実成長率
低所得国	3.1	10.5	12.0	13.0	24.4	35.7	47.1	58.4	1.6
中所得国		4.0	5.4	6.4	17.1	27.7	38.3	49.0	3.7
資本余剰・石油輸出国		0.6	2.0	3.0	13.3	23.6	33.9	44.2	7.1
中央計画経済		4.1	5.5	6.6	17.2	27.9	38.6	49.2	4.0

(注) 第1行は1978年から30年後に到達したい1人当りGNPを示している。%表示のものは、先進国の1人当りGNPは今後30年間表示%で増大していくことを示している。

(資料) World Development Report, 1980.

初期時点における先進国グループと途上国グループの1人当りGNPは $y_a(0)$ と $y_b(0)$ で表示する。初期時点から転換時点(T)までの1人当りGNPの平均成長率を r_a と r_b で表示する。転換時点での1人当りGNPを $y_a(T)$ と $y_b(T)$ で表示する。そうすると、転換時点では、次式が成立する。

$$\frac{y_a(T)}{y_a(0)} = \frac{y_a(0)(1+r_a)^T}{y_a(0)(1+r_a)^T} = 1 \text{ 或 } > 1$$

$$\frac{y_b(T)}{y_b(0)} = \frac{y_b(0)(1+r_b)^T}{y_b(0)(1+r_b)^T} = 1 \text{ 或 } > 1 \quad (1)$$

(1)式が満足されないと、転換点の到来は永久に期待し難い。執筆者の計算では、低所得国中所得国、中央計画経済の三経済グループでは、転換点の到来は永久に期待し難い。資本余剰・石油輸出国でも拡大局面は終了しておらず、縮小局面の到来は相当将来のことに属する。相対的ギャップについては、低所得国で拡大し、中所得国は不変、中央計画経済で若干縮小したにすぎない。他グループの極めて不振のなかによって、資本・余剰・石油輸出国では、急テンポで相対的ギャップを縮小している。近年における関連諸事情の急変を加味すると、資本余剰・石油輸出国の相対的ギャップの急テンポな縮小の継続可能性は赤信号が点滅していると言えよう。

中国を含めると途上国全体の相対的ギャップは一九五〇年の六七%から一九七五年の七・二%に若干改善傾向にあるが、中国を除くと、一九五〇年と一九七五年の兩年各々七・九%、七・六%で若干悪化傾向にある。絶対的ギャップは一九五〇年三、一九一ドル一九七五年四、八三七ドル(同年とも一九七四年の米ドル表示)で拡大している(当所の叙述は David Morawetz, "Twenty-five years of Eco-

nomie Development, 1980 to 1970," Johns Hopkins University, 1977, p.27 によっている)。尚尙ギャップの代数学的定式化と幾何学的表示については、拙稿「グローバルおよび個別途上国レベルでの人的所得分配の変動」(『名学院論集』pp.1981, p.95~102)を参照されたい。

三 目標として妥当なグループ別一人当りGNP

一九五〇~七八年間に於ける相対的・絶対的ギャップを踏まえて判断すると、四〇~六〇年という期間では先進国の一人当りGNPに迫る、追越すことは至難な技であると言ってもよからう。余りにも高い目標値(総括的指標としての一人当りGNP)で目標値を示すこと(総括的指標としての一人当りGNP)を掲げて、度重なる莊大な失敗の連続の悲哀感と挫折感を国民大衆に氾めさせるよりも、妥当な目標値を設定して成功の実績を着実に積み上げることより、国民に感激満足感を与え精神力を鼓舞していくやり方のほうがベターであろう。妥当な目標値を探し当てる方法には二つある。その一つは過去の r 成長率が将来も継続する、との想定をおき、 r の選択肢的目標値を達成するのに必要な年数を計算し、選択肢的目標値より必要年数の妥当なものを r の目標値として選択するものである。もう一つは、 r の選択肢的目標を妥当な期間(三〇年間)で達成するのに必要な成長率を計算して、十分実現可能性があると推断しえるものを r の目標値として選択するものである。

第2表を基礎として、妥当な成長率を目標値に選定する作業を実行する場合には、目標値を達成するのに妥当な年数として、三〇~五〇年を選択した。第3表を基礎として同じ作業を実行する場合に

も、過去の γ 成長率に $1\sim 2\%$ 上乗せしたもの(十分な実現可能性が存在し、多くの国民に適切な夢と希望を与えて、開発過程への自主的参加と多大な協力を期待しえる)を妥当なものとして選択した。前述の二基準で設定される目標値は γ 成長率の上限値と看做したい。下限値を決定する基準として、過去の γ 成長率を三〇年後或いは五〇年後まで引延して、推計した γ 値を目標の下限値と看做した。各経済グループの目標値の下限値と上限値を決定する方法としては、大まかすぎるとの批判もある。が「目の子算」的手法としては許されよう。

前述の上限値決定の判定基準を第2表と第3表に適用してみると、低所得国で五〇〇ドル前後、中所得国と中央計画経済で六、〇〇〇 \sim 八、〇〇〇前後が適切な上限目標値と推断しえる、との結論に達する。低所得国の三〇年後の下限目標値は三五〇ドル前後五〇年後の下限目標値としては五〇〇ドル前後が適切な水準である。中所得国と中央計画経済では、各々四、〇〇〇ドル前後、八、〇〇〇ドル前後である。

四 結 び

第1表の明示している如く、低所得国と中所得国(中央計画経済)の間には、低所得 \rightarrow 低成長の悪循環が厳存する。途上国内部の開発成果の分極化傾向は前掲拙稿を参照されたい。人口一千万人以上の個別途上国の下限目標値上限目標値についても、前掲拙稿を御覧いただければ幸いである。また他日、別稿で異例のお詫びを表現する所存です。

リチャードソン・プロセス・モデルの再検討

今 井 良 夫

〔上智大卒〕

一 はじめに

安全保障政策は内部構造として経済システム・防衛システム・技術ストックを持つ国家機構の意思決定メカニズムが作り出す政策であり、その内部構造の構成要素及び意思決定機構の国内・国外の相互作用の中で形成され、また政策の効果はその相互作用に影響を及ぼしている。このように安全保障政策を捉えれば国内に於ける技術・経済・防衛の各システム間の相互作用と国際間の相互作用の研究が必要になってくるし、また多くの研究が積み重ねられてきている。一昨年には国内における経済と防衛の相互作用、昨年は国際間の技術の相互作用に関する報告を本学会において行った〔11〕、〔12〕。ここでは防衛システムが相互に及ぼす国際的影響の検討を試みることにする。

軍備拡張競争のモデル分析は、伝統的に経済学及びオペレーションズ・リサーチの応用研究として行われてきた。以下にはこの研究領域の体系化を、防衛というサービスの持つ外部経済効果を出発点として試みることにし、今後研究されねばならない視点について考察してみたい。

紙面の制約もあり、本稿の執筆にあたって参照させていただいた著書・論文の執筆者の御芳名を列挙することで御寛恕いただければ幸いです。

Gustav Ranis, A. P. Thirlwall, C. P. Kindleberger および拓殖大学鳥居教授。

二 防衛の外部経済効果

今井〔8〕に示したように防衛というサービスは非排除性・非競合性・非選択性・双方向性、限界生産力逓増・需要の不確実性という公共財特有の性質を持っている。このため国内的にはフリーライド、過大な危険負担、規模の経済が生じることとなり、私的な供給や分権的な調整メカニズムにその需給を委ねることは適切ではない。このため国家、連邦、同盟、国際機関により供給されるべき財と考えられてきたし、また実際に供給されてきた。しかし、敵対関係にある諸国に対し不安や脅威の増大という外部不経済を、また同盟国に対する安全性の増大や抑止効果の波及という外部経済を及ぼす。つまり分権的な供給に適さない財である防衛は集権的供給に於いても問題点を持っているのである。国際機関の存在にもかかわらず過去には大規模な戦争が生じたし、今日も数箇所で戦争や紛争が継続している。さらに同盟の内部でも防衛摩擦とよばれる負担の分担問題が生じているし、生物・化学・核兵器による人類絶滅の脅威があるにもかかわらず軍備の拡張競争は停まる気配すらない。したがって防衛の供給メカニズムの持つ国際的な相互依存構造の研究は極めて重要な課題といえよう。

三 相互依存システム

国際的な相互依存システムの一般形態に関する研究はリチャードソンによって行われ、その後ポールディング〔1〕によって要約されている。このリチャードソンのモデルは、二国間の防衛力が時間経過の中で描く軌跡を連立微分方程式で記述するだけのものであるが、各国の主目的意思決定行動が安定なナッシュ均衡を生んだり、不安定に発散したりする条件を検討する上で有力な手段である。しかし、経済学的な最適化行動とこの分析を結びつけて分析の意義がより明確なものとなったのはオルソン・ゼックハウザー〔3〕以後の事である。そこでは、国際間のスピル・オーバーが検討され同盟内部での負担の分担問題がとりあげられた。つまり防衛の外部経済効果をもとに効用理論をふまえて最適化行動の意味が検討され、この最適状態を追及する各国の行動方程式としてリチャードソン・プロセスを構成する微分方程式が定式化できるようになったのである。スピル・オーバーの計量分析による確認はダドレー・モンマルケット〔4〕によって行われた。また、多国間での最適化行動の一般均衡を扱ったものに吉田〔5〕があり各国の長期的調整行動のより詳細で動的的な分析は今井〔9〕、〔10〕において行われている。

四 拡張競争モデル

リチャードソン・プロセス・モデルのもうひとつの側面は、敵対関係にある国の防衛力拡張競争の形態に関するものである。これに対する計量分析は、マクガイヤー〔2〕によって行われ、安定なナッ

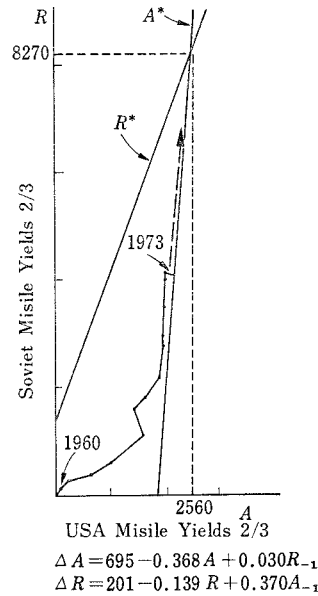
シュ均衡が戦略核戦力の拡張競争に存在することが示された。ところが安全保障はかなり上級の財であるため、所得の増加に弾力的であり、防衛力と経済力の関係は不可分であることがよく知られている。したがって吉田〔6〕が示すとおり均衡点が存在するにしてもそれはレフシェッツ型の安定点であって経済成長に伴い移動していなければならぬし、ことによるとシステムは不安定な発散系を形成しているのかも知れない。するとマクガイヤーの計量分析と理論とのあいだには明らかに矛盾が存在することになる。

この問題に対する理論的研究はブリト・イントリリゲータ〔7〕によって行われており、ひとつの戦略兵器システムの制限交渉が成立するとそこには技術的、質的革新の生じる可能性が示されている。その主旨は、SALTのような制限条約はこれまで考えられてきたように事態の安定化に寄与するものではなく、むしろ新兵器開発への資源投入を増大し不安定化と危険の増大をもたらすことが示すこととにあったが、既存のシステムの規模の増大が限界効率を低下させる結果均衡が成立するのであれば、制限交渉の成功は国際関係を規定する経済・防衛・技術システムを持つ必然の結果に過ぎないわけである。つまり個別の技術体系もとの拡張競争がナッシュの解に到達すると別の兵器システムを巡る次の競争が始まり、これが繰り返されることになる。こうした見方をとれば理論体系と現実の矛盾は解消することになる。

五 歴史的展開と計量分析

現実の戦略打撃力の歴史を振り返って見ると、戦艦の建艦競争に

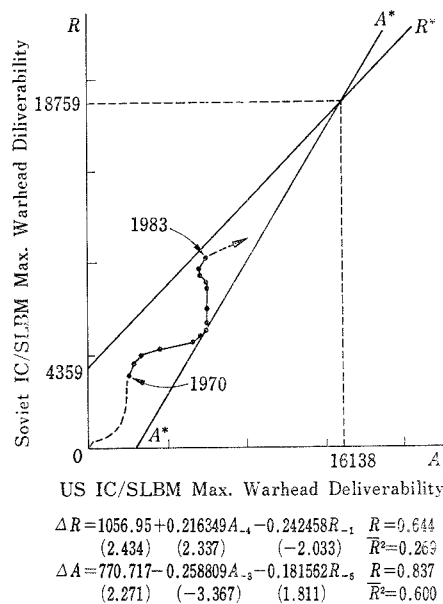
図1 マクガイヤーの核爆発力の均衡過程



$$\Delta A = 695 - 0.368A + 0.030R_{-1} \quad R = 0.644$$

$$\Delta R = 201 - 0.139R + 0.370A_{-1} \quad R^2 = 0.269$$

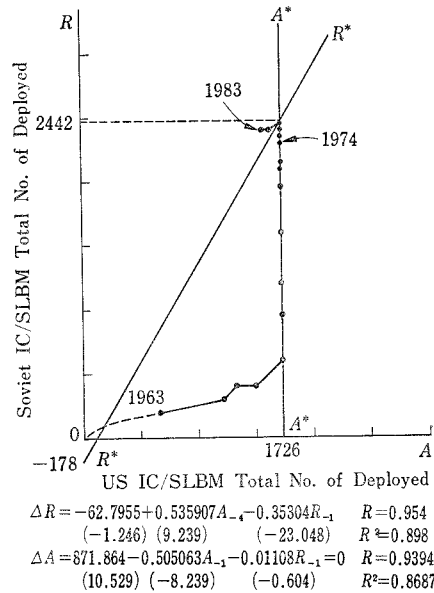
図3 SLBM/ICBM に搭載可能な弾頭の最大数の均衡過程



$$\Delta R = 1056.95 + 0.216349A_{-1} - 0.242458R_{-1} \quad R = 0.644$$

$$\Delta A = 770.717 - 0.258809A_{-1} - 0.181562R_{-1} \quad R^2 = 0.269$$

図2 IC/SLBM 数の均衡過程

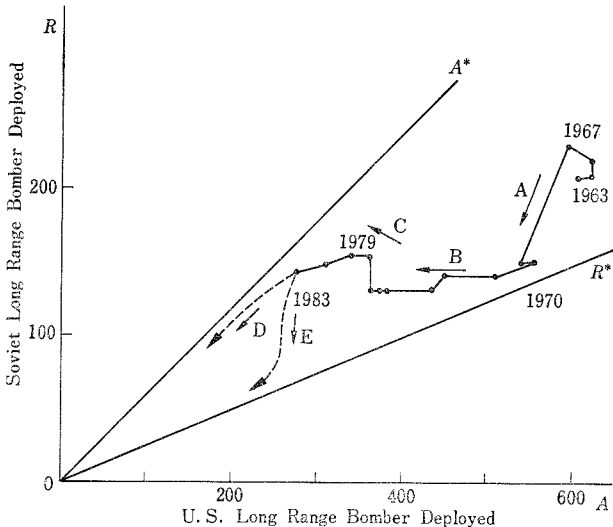


$$\Delta R = -62.7955 + 0.535907A_{-1} - 0.35304R_{-1} \quad R = 0.954$$

$$\Delta A = 871.864 - 0.505063A_{-1} - 0.01108R_{-1} \quad R^2 = 0.898$$

たいする制限が一九二二年と一九三〇年にワシントンとロンドンで成立した後に航空母艦と戦略爆撃機の急速な発達が生じ第二次大戦の主力兵器となりこの競争は一九四五年日独の降伏という形で決着した。しかしこの決着は同時に弾道ミサイルと核爆弾による競争の時代の開幕であった。アメリカは核の開発で先行しソ連はベネチアを占領しV2をはじめとするミサイルを入手した。フォン・ブラウンをはじめとするドイツの技術者は月旅行計画の遂行を保証したアメリカを支援することとなった。一九五〇年代は過渡期でありLRB（長距離爆撃機）による広島型の戦略爆撃が主力であった。その後一九六〇年代にはアメリカでICBM（大陸間弾道弾）が実戦配備につき、続いて潜水艦にSLBMが配備されはじめた。一九

図4 長距離爆撃機の均衡過程



B1の配備計画(→D又は→E)が決定しないと主体均衡A*, R*は正確には決定できない。

六二年ソ連はキューバ危機でアメリカの戦略核の脅威の前に屈しI C/SLBMの急速な開発と配備を一九六〇年代の後半からはじめた。この競争は一九七二年SALT Iで減速され一九七四年頃から安定な均衡状態が出現し今日にいたっており一九七九年のSALT IIはこの安定を承認した形になっている(図2)。マクガイヤーの計量分析はこの均衡過程の予測に成功したわけである(図1)。しかし、

術はすべて実用段階のものになっている。

六 今後の課題

戦略打撃力の歴史的な展開を計量分析に基づいてみてきたが、この限りにおいては経済学的な基礎を持つ理論体系には現実との整合性が存在しているように思える。しかしながらこのシステムの設定は不完全であり有効な軍備管理と紛争の調停機能を検討するまでには至っていない。今後の方面での研究を進展させるためには、安全保障に関連する多量のデータを蓄積し、計算機で利用できむようなデータ・ベースを作るとともに、上述の理論体系の現実に対する妥当性を検討して行くことが必要である。

参考文献

- [1] Boulding, Kenneth E., *Conflict and Defence: A General Theory*, Harper & Row, New York, 1962. (邦訳) K・E・ボウディング著、『紛争の一般理論』ダイヤモンド社、一九七一年。
- [2] McGuire, Martin, "A Quantitative Study of the Strategic Arms Race in the Missile Age," *The Review of Economics and Statistics*, Vol. LIX, No. 3, August, 1977, pp. 328-339.
- [3] Olson, Mancur Jr. and Richard Zeckhauser, "An Economic Theory of Alliances," *The Review of Economics and Statistics*, Vol. XLVIII, No. 3, August, 1966, pp. 266-279.
- [4] Dudley, Leonard and Claude Montmarquet, "The Demand for Military Expenditures: An International Comparison," *Public Choice*, 1981, No. 1, pp. 5-31.
- [5] 吉田和男, 「軍事力の一般均衡理論」、『新防衛論集』, 第四巻, 第

この間にMARV(弾頭の制御)やMIRV(多弾頭)技術が実用化され、一発のミサイルで多数の目標が攻撃できるようになった。したがって競争の中心は弾頭の威力やミサイル数から攻撃可能な目標数つまり弾頭数へとかわることになった(図3)。そして現在SALTの交渉が徐々にではあるがつつづけられているわけである。しかし戦略打撃力の拡張競争はこれで終わる訳ではなく次のステージが既に準備されている。図4に示したのは戦略爆撃機の均衡過程であるがこれは縮小均衡過程にあるものと考えることができ、A…ソ連のICBM化、B…B52の退役などの大きな動きにたいし、C…バック・ファイヤーの配備、E…B1の出現などは単にその趨勢を遅延しているかあるいは遅延させようとしているものに過ぎないようにおもわれる。本質的には米ソは図4の上では費用効果比の悪い有人機の削減競争を演じていて、その背景には有人爆撃機の機能の代用となるPGM(精密誘導弾)であるCM(巡航ミサイル)やスベース・シャトルあるいはI/MRBM(中距離ミサイル)などの実戦配備や実験が始まっている。多弾頭化競争の予想均衡点ですら、米一六、〇〇〇、〇〇〇発であってこのように大量の核が一度に使用されれば地球の生態系は破壊されてしまう、さらにPGM化を想定した目標は米側だけで五万ともいわれている(岩島[15])。しかしミサイルの弾着が正確になった結果極めて小型の核爆弾が使用でき、さらに残留放射能の少ない中性子弾と地下もしくは水中にもぐり込んでから発火する触発型の信管を組合わせて使用し、ABMは核を使用しないで直接衝突させることで大気への影響を限定し対処できると考えられるようになってきており、しかもこれらの技

- 一号、一九七八年、一三二～一三四頁。
- [6] 吉田和男, 「経済と軍事力の一般均衡論」、『新防衛論集』, 第六巻, 第一号、一九七八年、八三～一〇七頁。
- [7] Brizio, Dagobert L. and Michael D. Intriligator, "Strategic Arms Limitation: Treaties and Innovations in Weapons Technology," *Public Choice*, 1981, No. 1, pp. 41-57.
- [8] 今井良夫, 「防衛支出と国民経済の相互作用」(公共財(公共サービス)としての防衛の特性)、『防衛システム研究』, No. 17, 一九八三年十月、四一～五〇頁。
- [9] 今井良夫, 「防衛格差の発生メカニズムに対する理論的考察」, 理論計量経済学会、一九八二年度大会デイスカッション・メンバー、一九八二年十月、一～一六頁。
- [10] 今井良夫, 「防衛支出の最適拡大経路問題への Dynamic Programming 法の応用」(日本オムニ・シヨンス・リサーチ学会、一九八二年秋季研究発表会メンバー・フューチャ、一九八二年九月、デイスカッション・メンバー、一～三三頁)。
- [11] 今井良夫, 「ポスト財政再建の財政問題——財政のサブライ・サイム・インパクトのシミュレーション分析——」、『日本経済政策学会年報』, XXXI, 一九八三年五月、勁草書房、三九～四四頁。
- [12] 今井良夫, 「南北技術格差問題への確率過程的接近」、『日本経済政策学会年報』, XXXI, 一九八四年五月、勁草書房、八三～八六頁。
- [13] 前田寿, 「軍縮交渉知 上下」, 東京大学出版会、一九八八年。
- [14] 「SALTのすゝめ」、『防衛年鑑』, 防衛年鑑刊行会、一九七八年、一一～二二頁。
- [15] 岩島久夫, 「今日の米国防政策」、『アメリカ国防・軍事政策史』, 日本国際問題研究所、一九八三年、一七二～二〇四頁、特に一八四頁。

ケインズ政策と賃金決定制度

塩野谷祐一
〈一橋大学〉

一 経済政策論の現状

今日のケインジアン対マネタリストの論争はスタグフレーションの問題を中心とするものであって、現代の経済政策論の要の位置を占めている。しかし、それが経済過程における予想要因の分析という契機を導入した点で新しい展開をもたらしたことは否定できないが、論争の実態はむしろ混沌状態にある。その理由は次のようである。(1)マネタリズムの挑戦はケインズ政策の挫折による反動の台頭であって、それ自身有効な理論として復活したわけではない。(2)マネタリズムにおける新貨幣数量説や自然失業率仮説や合理的期待形成仮説などに見られる表面的な新展開にもかかわらず、その根底にあるものは古典派的信念である。(3)ケインジアンの中には古典派的主張を受け入れ、ケインズ政策の基本的立場を放棄しているものさえある。

今日必要とされることは、マネタリズムの旧態依然たる古典派的基礎を重ねて批判することよりも、ケインズ政策の理論的拡充を図ることである。

要するに、ケインズ政策は自明の既製品ではなく、その適用に当たっては、状況と問題に応じて柔軟に構想されなければならない。この要請がみたされなるとき、ケインズ政策に対する批判が生まれる。そのような批判として、次のものが有力である。(1)ケインズの完全雇用政策は失業や不況を除去することによって、クリーピング・インフレーションを引き起こした。(2)ケインズの財政政策は政府の肥大化を招いた。この二つの問題をより詳しく取り上げ、ケインズ政策の性格を明らかにしてみよう。

三 進化と説得

(1)の批判はケインズ政策の歴史的意義を理解していない。社会秩序に関する見方として、「進化的合理主義」と「計画的合理主義」とがある。ケインズは「進化的見方」に立つといえよう。この見方によれば、経済秩序は一方で伝統や慣習を受け継ぎながら、他方で人間行動の意図せざる帰結を学習しながら形成されていく。古典派やマネタリズムの考えは「計画的見方」であって、あらかじめ理想的に構想された体制を前提とし、それが超歴史的に実現されねばならないとみる。

いま、(A)を自動調節能力を欠く経済構造、(B)を失業、(C)を総需要管理政策、(D)をコスト・インフレ、(E)新しい補強装置としよう。一九三〇年代において、(A)は(B)を生んだ。ケインズは(C)によって(B)を除去した。しかし、依然として存続する(A)が(C)と結びつくことによって、第二次大戦後になると(D)という新しい弊害が発生した。こういう場合に、非歴史的、抽象的な観念によって(C)の停止と(A)の廃絶

二 ケインズ政策の問題点

ケインズ政策について不当に狭く解釈する向きがあるが、その定義としては、次のような金森久雄氏の定義が妥当である。

- (1)有効需要の拡張政策と抑制政策の双方を含む。
- (2)財政政策と金融政策の双方を含む。
- (3)金融政策は、利子率と通貨量の双方の操作を含む。
- (4)政策目標は国内均衡と国際均衡の双方を含む。
- (5)潜在成長力を実現するための需要調整策を含む。
- (6)政府の介入がすべてケインズ政策ではない。

このようなケインズ政策について注意を要する錯綜化の問題点は次のようなものである。第一に、ケインズ政策の目標である国内均衡(完全雇用、物価安定)と国際均衡(国際収支の均衡)の同時達成が単純な総需要管理のみによつては不可能である。具体的な状況に応じて別個の補強装置を必要とする。さもないと、ケインズ政策自体の実行が困難となる。第二に、別個の政策目標をもつた政策も有効需要効果をもつし、また経済安定を目標としたケインズ政策が他の目標に影響を及ぼす。したがってケインズ政策と他の政策との関連について、総合的な評価が必要とされる。

を説くのが古典派やマネタリズムの「計画的見方」である。今日の状況におけるケインズ的な見方は、(D)を除去するように(E)という対策を構想することであろう。

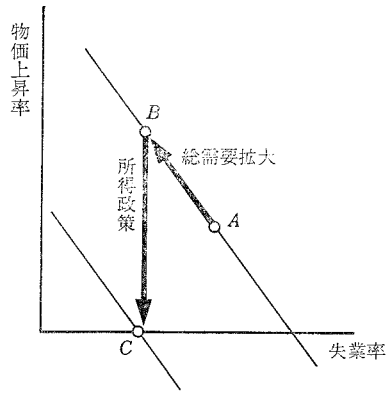
また(2)の批判は、ケインズ政策の後にくる不都合な事態はすべてケインズ政策の責任であるとみなす短絡的な批判である。またこの批判は、政策決定が知的エリートによつて指導されるというケインズの考え方(「ハーヴェイ・ロッドの前提」)は議会民主主義のもとでは失敗するとみなしている。これはケインズの政治に関する考え方を著しく歪めている。その理由は次の通りである。(1)知的エリートの政治的リーダーシップは、血のにじむような「説得」の努力によつてのみえられる。ケインズはむしろ終生挫折感から離れることがなかった。(2)ケインズは早くから民主主義下の政治家の行動様式に関心をもち、政治家を動かす世論への働きかけを重視した。(3)ケインズの実践的活動は「知的エリート・政治家・大衆」というフレームワークの中で理解されねばならない。

四 過去のケインズ政策の型

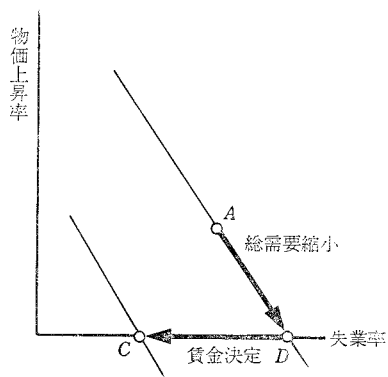
以下では、スタグフレーションの問題にそくしてケインズ政策の再構成を考える。沢段階のケインズ政策を特徴づけるために、三つのケインズ政策の型を区別しよう。そのうち二つのものはこれまでに知られているものである。

(1)一九三〇年代型ケインズ政策。これは『一般理論』において定式化された総需要管理政策である。当時の不況の中で物価や賃金は低下気味であり、総需要の拡大は収獲逓減による物価の軽微な上昇

第1図 (II)の型



第2図 (III)の型



以外にはインフレを引き起こさず、主として産出量および雇用量の増大をもたらすことが期待された。完全雇用の近傍において初めてインフレが本格化する。需要が過大な時期には、総需要管理政策はインフレ抑制のために用いられる。

この型のケインズ政策においては、インフレと失業の両者を同時に回避することができると考えられた。

(II)所得政策型ケインズ政策。第二次大戦後、①完全雇用を意図するケインズの需要管理政策と、②労働組合、寡占企業、その他の市場支配力要因による所得要求との組合せからクリーピング・インフレが発生した。ここでは、物価安定と完全雇用とはトレード・オフの関係に立つ。この時期におけるケインズ政策は、総需要管理政策を完全雇用の目的に割り当て、所得政策を物価安定の目的に割り当てるという型を生み出した。

所得政策は成功しなかったが、これはケインズの政策論の思考方法には合致しないものであった。『一般理論』において賃金切り下げ政策の批判の根拠として、政策の実行不可能性、社会的公正、非現実性が挙げられている。同様の根拠から所得政策に対して反対論が提起できる。

所得政策型ケインズ政策の理論的問題点として次の点がある。(1) 所得政策の成功・不成功にかかわらず完全雇用が維持されるという政策の構造は、インフレ率の激化をもたらす。(2) 需要が堅調で、インフレ率の高い時期に賃金抑制を要請することは非現実的である。(3) 賃金と利潤は所得形成の仕方として非対称性を持ち、賃金抑制は相対的に不公正な取扱いを受けるため、労働組合の協力が得られない

政策	状況	インフレ		デフレーション	
		失	業	失	業
(II)の型	総需要政策 賃金決定	拡大 抑制	大制 小制	縮緩 大和	小和 縮緩
(III)の型	総需要政策 賃金決定	縮小 抑制	小制 縮緩	大制 縮緩	大和 縮緩

のに対し、(III)の型は総需要管理政策を物価安定の目的に割り当て、賃金決定を完全雇用の目的に割り当てる。ポリンシー・ミックスの比較は右表の通りである。

フィリップス曲線を用い、インフレ・失業の場合を例にとって説明しよう。第1図のように、A点から出発した場合、(II)の政策は総需要の拡大によって曲線上をB点まで移動し、所得政策によって曲線を下方にシフトさせ、C点に至ることを期待する。しかし、上述

5 新しいケインズ政策の型

戦後の日本経済の構造とパフォーマンズから、総需要管理政策を補現すべき政策装置のタイプが示唆される。われわれはこれを次のように定式化する。

(III)日本型ケインズ政策。総需要管理政策と伸縮的賃金決定制度との組合せが、インフレと失業への対策として有効である。この型の政策は、着実な総需要の伸びを総需要管理政策によって保証した上で、その枠組みの中で企業別労働組合に基づく伸縮的(景気感応的)な賃金決定を行わせるというものである。先の(II)型が、総需要政策を完全雇用の目的に割り当て、賃金決定(所得政策)を物価安定の目的に割り当ててい

のように、総需要の拡張期に賃金抑制を図ることは困難である。他方、(III)の政策は、第2図のようにA点から出発して、総需要の縮小によって曲線上を下方に移動してD点に移り、賃金決定によって曲線の下方シフトを図り、C点に至ることを期待する。総需要の引締めが行われる環境は、賃金決定を抑制するのに適格的である。

(III)の型の政策は次のような制度的・思想的要素を含んでいる。

(1) 総需要の伸びに関する指示的経済計画。名目所得成長のマクロ的枠組みが予測的計画を通じて恒常的な増加率によって与えられており、企業や労働組合の意思決定はこの枠の中で決められる。日本の場合、低成長への移行が強力な縮小的需要条件として働いた。総需要管理のもとで賃金抑制が雇用増大をもたらすという考え方は、ケインズの古典派批判を逆用したものである。ケインズは、賃金切り下げが雇用増加をもたらすという古典派の主張は、総需要が一定にとどまるといふ仮定のもとでしか正しくないと論じた。

(2) 企業別労働組合。(III)の政策は所得政策のように一元的な賃金決定を行うのではなく、賃金決定を個別企業における伸縮的な市場機構の作用にゆだねる。このような賃金決定制度を促進することによって、総需要の枠組みの拡大・縮小が賃金決定に反映される。

(3) 賃金基金説。(III)の型の政策の説明として賃金基金説は啓発的である。これは、賃金は所与の賃金基金を全労働者で割ったものであると説くが、総需要管理政策によって先決された総需要(またはそのうちの労働の分け前)が賃金基金に相当する。完全雇用を達成するように賃金を決めることが、労使の責任となる。

もちろん限界生産力説による賃金決定を採用してもよいが、その

場合、物価・賃金・産出量・雇用量の決定関係は三つの政策の型において対照的である。

(I)および(II)の型の場合には、所与の賃金のもとで、総需要が雇用量・産出量を決定する。物価は結果的にこの賃金および雇用量に対応して決まる。完全雇用を実現するための総需要は、所与の賃金および完全雇用に対応する物価を許容しなければならない。

それに対して、(III)の型の場合には、所与の総需要は物価安定を目的として物価を先決している。この物価と完全雇用とに対応して、賃金が結果的に決まる。

(III)の日本型ケインズ政策と呼んだものは、ミードの提案している新ケインズ主義とはほぼ同じものである (J. E. Meade, *Stagflation*, 2 vols., 1982-1983)。われわれはそれが日本において有効に作用する政策の型であったと主張するのである。

ハロッドの投資規制策の展開

ハロッドは『経済動学』において、不安定性原理による景気変動、現実成長率・保証成長率・自然成長率の相関による中期的動学化という理論展開をふまえて政策論を提示している。

本報告は、このハロッドの政策論を整理しつつ新たな投資規制策を提示して、その経済全体的な効果を検討したものである。ここではその骨子を簡単に紹介し、大会で出されたコメントについての考えを述べることにする。

一 報告骨子

ハロッドは動学理論を展開した結果、ケインズ的な市場誘導政策では解決できない問題とその打開策として、①景気安定化のための投資態度の規制、②財政収支均衡化のための所得再分配、③労働時間短縮などの労働条件の改善と環境改善による社会的厚生増大と、そのための自然成長率 G_N の水準の適正化、の三点を挙げた。

市場における民間企業の投資態度に基づく経済の不安定化を放置したままでは、政府部門の活動規模および資金供給の調整によって安定化を図ろうとする誘導策は、周知の諸矛盾を生みだして、それらの政策手段が本来もっていた役割すらも機能麻痺に陥し入れる結果を招く。そこで公共政策としては、政府の規模縮小や介入排除の方

北野 正一
〈神戸商科大学〉

向でなく、民間企業の投資態度を景気を安定化させようように規制し行動ルール付けして、財政政策はその固有の役割に専念できるようにすべきである。投資規制の具体策としては、フランスなどで実施経験のある *Indicative Planning* が挙げられる。政府が G_Y を提示してその下で予想できる各産業・企業の需要増加率に対処するに必要な投資増加額を総計すれば G_N と適合するかを政府が *check* して再調整する、というものである。

第二の所得再分配は、投資安定化政策が奏効しても $G_N < G_Y$ である限り設備の正常稼働を持続させるには財政赤字の発生が不可避となるから、この是正のために、課税強化、賃金所得増という再分配政策が要請される、というものである。

ハロッドの投資規制策 I P の難点は、①マクロでの *Supply-Side* に関する G_N はとも角として、各産業・企業の需要増加率の予想値に関する社会的な合意形成の難しさ、②意志決定・調整に関する *lead-back* メカニズムの欠如、である。この対案としては、各企業が個別の稼働率の水準に応じて現在の自己の蓄積率を修正するという競争的態度に代えて、自己の稼働率に応じて社会的水準 G_N を修正する、という投資行動ルールが考えられる。すなわち蓄積率を g 、稼働率を δ とすれば

比較動学結果

内生変数 パラメーター	R^*	r	k	A	θ	s	$\text{Max}\beta$
G_N	0	0	0	-	-	+	0
t_1	0	0	0	+	-	0	+
t_2	0	-	0	0	-	0	0
s_1	0	0	0	+	+	0	+
$\delta(R)+\gamma$	+	-	+	-	-	+	-

$g_{i,t} = g_i + \beta(g_{i,t-1} - g_i)$
 $\Rightarrow g_{i,t+1} = G_N + \beta(g_{i,t} - 1)$
 $\beta < \text{Max}\beta = s$
 である。この時、経済安定化のためには
 という条件が付けられる。この時、中央
 計画当局の役割は、 G_N の決定、 $\text{Max}\beta$
 の決定、各企業の実施状態の監督。その
 ための必要情報は g_i と δ_i 。
 この投資態度の下で安定化した経済の
 比較動学的検討結果は上の図となるが、
 その経済的意味については、拙稿「Harrod
 『経済動学』における政策論の展開」
 (『商大論集』八四年七月)を参照されたい。

II コメントについて (実現可能性と優先順位)

コメンタリーの和歌山大学大橋通勇氏からは、投資規制、再分配、
 環境保護に関する政策の実現条件と政策間の優先順位という重要な
 論点について意見を交えて質問された。ここでこの意見を参考にし
 て筆者の現在の考えを整理しておく。

(1) 実現条件について

民間企業の投資行動に対して公的なルール付けを図るうえで、市
 場の中核部門に寡占体制が定着し、寡占企業の投資行動が競争の場

そこで寡占企業の投資行動への公的なルール設定とは、この寡占
 企業の投資行動の仕方に対する量的な変更を意味することになる。
 すなわち、①長期期待成長率 G を社会的に望ましい水準、たとえば
 「自然成長率」 G_N に設定して固定させること (G が変動すれば不
 安定となる)。②蓄積率の修正度 α 、 β を上の安定条件の枠内で自
 主的に決定すること。③については企業の投資に関する主体均衡の
 結果がこの枠内におさまるような税制、金融政策などの制度化の工
 夫も重要である (この点は神商大上河泰男教授の指摘に負ってい
 る)。すなわち、市場に対する政府の誘導策と規制策とを組みあわ
 せて、誘導策によって企業を社会的最適点へ導くことが可能となる
 ような制度化・ルール枠を設定するのである。なお、寡占部門と競
 争部門が併存する場合については拙稿「独占部門の投資規制による
 景気安定化について」(『立命館経済学』一九八四年度六号)を参照のこ
 と。

(2) 政策間の優先順位について

ハロッドの提案を展開させた一においては、①景気安定化のため
 の投資行動規制 (G_N 基準と $\text{Max}\beta$)、②財政赤字縮小のための所得
 再分配、③労働条件の改善、環境改善のための措置 (G_N の水準に
 反映される)、という三種の政策課題が提示されたが、問題はこ
 の三者間の相互関係及び優先順位をどう考えるか、である。まず三
 者間の相互関係を簡単にみておこう。その際、 $G_N > G_N$ となって
 いる日本の現状を念頭におくことにする。

景気安定化のための投資規制を欠けば、不況底支えのため財政赤

合から変化し、更に寡占産業においてたとえば輪番投資に象徴され
 るようなある程度の協調化が生まれているという条件変化が重要で
 ある。市場における投資決定の相当部分が少数の主体によって任わ
 れるということは、情報集取・処理、意志決定、実施の監督そして
 再調整などが大きな行政組織・コストなしに実施可能となっている
 ことを意味する。又、寡占企業の投資態度が、競争企業の場合の時
 空に関して局所的な判断 (現在の自己の稼働率によって次期の蓄積
 率を調整する点に象徴されている) を超えて、景気変動の各局面に
 留まらずその数サイクルに及ぶ長期の視野から、更に経済全体の供
 給条件に規定される潜在成長率という視野からも判断を下すに至っ
 ている (足立『経済変動の理論』東洋経済新報社、参照)。又、同業者間
 の協調に基づく個別の投資決定やその際の通産省による行政指導な
 どは社会的な協調に基づく個別の投資決定への基礎を与える。
 以上のような寡占企業の投資態度を端的に示せば

$$g_{i,t+1} = g_i + \alpha(G - g_i) + \beta(g_{i,t} - 1) \quad \alpha, \beta > 0$$

となる。この式は競争企業の投資態度を基礎にしつつ、中長期的な
 予想需要増加率や潜在成長率を考慮した「長期期待成長率」 (G) を
 α という調整率によって修正することを意味している。仮に経済
 が寡占で占められているとして、財市場の需給一致条件を $g_i = s_0 \delta_i$
 と簡単に扱えば、この時の経済の安定条件は

$$\alpha > \frac{\beta}{s_0}$$

となる。なお一で提案した投資関数はここで $\alpha=1$ の場合に相当
 する。

字は拡大し、不況圧力の下で労働時間の短縮、環境改善のための政
 治的条件は後退する。投資規制を実施しても完全雇用を持続させる
 ためには相当程度の財政赤字が不可避となり、これを回避するには、
 税率引上げか消費性向を高めるための賃金所得への再分配が必要と
 なる。再分配が容易でない場合には、財政赤字を縮小させるため
 は投資支出を増やすための基準蓄積率 G を高目に設定せざるを得な
 いが、そうすると時短や環境改善は後退せざるを得ない。時短や環
 境改善のためには G を低目に設定すればよいが、この時は財政赤字
 は拡大し、これを拒否すれば不況が強まり、投資規制、時短と環境
 改善、再分配のための政治的条件が弱まる。

そこで三者間の以上のような相互関係の下で政策課題の優先順位
 はどう立てられるべきであろうか。優先順位を検討する場合に考慮
 すべき点は、課題の緊急性と共に、課題の実現条件の成熟度が問題
 となる。いかに緊急な課題であってもその実現条件が成熟していな
 ければ実現できないから、その実現はより長期の展望に俟ち、その
 実現条件を成熟させることが当面の課題となる。実現条件のうちで
 とりわけ重要なのは、社会的な合意形成を進め公的意志となすため
 の政治的条件と、現状と異なる行動ルールの下で再生産機能を果せ
 るだけの経済の運営能力である。運営能力は具体的な実践活動の中
 で成熟してゆく側面が強いから、たとえ部分的であろうとも国民各
 層が経済運営の各過程を実際に担う経験をふむことが必要である。
 この一般論を先の三課題に適用すればどうなるだろうか。三課題
 実現のための政治的条件の形成を阻害しているのが不況圧力である
 とすれば、これを打開することが最優先課題となり、その際、財政

赤字の大幅拡大は合意形成の障害になるとすれば、かなり高目のGを伴う投資規制が優先されることになる。この措置による不況打開を中心課題として合意形成を進め、次いで、この措置の実践による経済運営力量の養成と政治的力量の一層の強化を背景に所得再分配を実施可能とすることによって、財政赤字の打開、時短・環境改善のためのGの引下げが可能となる。低成長を安定化させるためには一旦高成長へと迂回せねばならない、従って環境の改善はかえって後退する局面が生じるかも知れないといえよう。

わが国生命保険産業における規模の経済性

松岡憲司
〈尾道短期大学〉

一 はじめに

本報告の目的はわが国生命保険産業の営業活動における費用構造の分析により、生保産業の寡占的市場構造に根拠が存在するか否かを、長期平均費用曲線を推定することで実証的に検証することである。そして、それに基づき最小最適規模を推定する。

また規模の経済性の存在が企業の利潤率、成長率といった企業の成果にどのように影響しているかを検討する。

二 生命保険産業における規模と費用の関係

生命保険会社の組織は大きく分けて、管理を行う内勤部門と営業に携わる外務部門に区分される。内勤部門については経営管理能率の向上による規模の経済性が存在すると言われる。それに対して外務部門では大規模販売による規模の経済が働くかどうかにか若干の検討を要する。生命保険はその内容が消費者にとって非常にわかりにくい商品である。というのは、サービスという無形の商品であること、保険料を支払う時点と保険金を受け取る時点の間に長い時間が経過すること、また企業と消費者の持っている知識、情報の大きな差などのためである。このことより生命保険は典型的な差別化商品

となっている。消費者は広告や宣伝を見たことがある、人に勧められたなどの理由によって生命保険を購入し契約する。このような特性より生命保険の販売を拡張するためには多額の販売促進費を投入するとか、外務員の数を増やすとかの政策が必要であった。したがって外務部門については規模の経済性がはたらく余地は小さいと考えられる。

三 実証分析

(1) モデル

生命保険産業における規模の経済性の実証研究の標準的方法を示したのはヒューストン・サイモンである。彼らは、平均費用を規模商品構成、成長率等々で回帰し、規模変数の回帰係数の符号によって規模の経済性の有無を判定した。ここでは、このヒューストン・サイモンのモデルをわが国の生命保険産業にあてはめる。ヒューストン・サイモン・モデルの基本的形式は次のようである。

$$AC = a_0 + a_1 f(PD) + \sum_{i=2}^n a_i X_i$$

この式によって長期平均費用曲線の形状を推定し規模変数の回帰

単回帰—1981年度

説明変数	1/PI	logPI	1/logPI	Const.	R ²	n
被説明変数 AC	172.575*** (4.0967)			21.1763*** (13.6018)	0.4690	21
AC		-2.5263** (-2.1245)		37.4389*** (5.6963)	0.1919	21
AC			58.047** (3.4719)	11.7809*** (3.0856)	0.3882	21
AC	98.3410 (0.9340)			21.7730*** (12.4125)	0.0462	20
AC		-0.6224 (-0.5328)		26.1215*** (3.9594)	0.0155	20
AC			20.7581 (0.7882)	18.6704 (3.5156)	0.0336	20

(注) () 内 t 値
 R²: 決定係数
 *: 10%水準有意
 **: 5%水準有意
 ***: 1%水準有意
 n=21 の場合は西武オールステートを含む。

重回帰

n=20

説明変数	1/PI	EIR	RGI	SLR	Const.	R ²
被説明変数 AC 1981年度	246.390** (2.7579)	-0.9488*** (-3.7483)	-0.1232 (-1.0707)	0.7584 (1.1951)	22.1119** (2.6120)	0.5411
1980	237.782** (2.9390)	-0.8411*** (-3.6415)	-0.0437 (-0.3866)	1.7921** (2.5359)	11.9409 (1.3241)	0.5923
1979	190.670** (2.7391)	-0.8612*** (-4.0425)	-0.0829 (-0.8085)	1.6968** (2.5814)	15.9509* (1.9860)	0.6526
1978	186.964*** (3.2481)	-1.0475*** (-4.9117)	-0.1252 (-1.3549)	1.5995** (2.9155)	17.3277** (2.2397)	0.7219
1977	57.0600 (1.4010)	-0.4367*** (-5.0637)	-0.2898*** (-3.4530)	0.2769 (0.6173)	37.3300*** (5.2451)	0.7686
1976	65.9781* (2.0764)	-0.4330*** (-5.8067)	-0.1922** (-2.6521)	0.5336** (2.2856)	31.4456*** (6.8668)	0.8100
1975	66.8907 (1.6751)	-0.8136*** (-3.2772)	-0.1848* (-2.0054)	0.9083* (1.9586)	25.6723*** (3.2781)	0.7014
1974	77.2843** (2.2796)	-0.8095*** (-3.3092)	-0.1899** (-2.3107)	0.6978* (1.7935)	26.1622*** (3.8215)	0.6507
1973	55.0860* (1.8225)	-0.7923*** (-3.5446)	-0.1425 (-1.5580)	0.7212 (1.5372)	23.4451*** (3.0804)	0.5841
1972	40.7452 (1.5412)	-0.7059*** (-3.5542)	-0.1427 (-1.7328)	0.5260 (1.6427)	24.9956*** (4.3327)	0.5859
1971	43.0275** (2.5138)	-0.9497*** (-6.3266)	-0.1217 (-1.5250)	0.6700 (1.6434)	23.3806*** (3.2746)	0.7566

(注) () 内は t 値
 R²: 自由度調整済決定係数
 *: 10%水準で有意
 **: 5%水準で有意
 ***: 1%水準で有意

係数 α_1 の符号によって規模の経済性の有無を確かめた。推定方法は通常の最小二乗法を用いた。

AC=平均費用(対収入保険料事業費率)

PI=収入保険料

X₂=収入保険料以外の説明変数

α_1 =定数

PIに適用する関数形もヒューズトン・サイモンにしたがい次の三つの形を用いた。

$$f(PI) = 1/PI$$

$$= \log PI$$

$$= 1/\log PI$$

その他の説明変数としては、生存保険比率(EIR)および団体保険比率(RGI)の商品構成を示す二変数、そして新契約率(NBR)および失効解約率(SLR)の事業の変化率を示す二変数というあわせて四つの変数を考える。

(2) サンプル、データ・ソース

対象企業は、国内生命保険会社である。ただし参入後の日時が浅いという理由によって、西武オールステート(一部の年度を含む)、ソニー・ブルーデンシヤル、INAの三社は除いた。したがって、二〇社をサンプルとした。対象期間は一九七一年度から一九八一年度である。データ・ソースは、『インシュアランス』生命保険統計号を用いた。

(3) 推定結果

① 規模の経済性の有無

西武オールステートを含め二二社とした場合、規模変数のみの単回帰でも、推定係数の符号は三つの関数形すべて期待された通りで有意であった。しかしこれは、参入後の日時の浅い西武オールステートの事業費率が他社に比べ極端に高いため、右下がりの曲線のフットが良くなるためと思われる。そこで西武オールステートを除いた二〇社で推定した場合推定係数値は有意でなくなり、単回帰では規模の経済性は認められない。

規模以外の説明変数も加えた重回帰分析では規模変数の推定係数の符号は期待された通りであり、有意でもあった。したがって、規模の経済性は存在すると考えられる。

② 規模以外の説明変数

規模以外の説明変数の中で、最も影響力が大きいのは、生存保険比率である。すべての式で推定係数の符号は負であり、また非常に高い有意性を示している。また団体保険比率の推定係数の符号も負であり、また殆どの推定式で有意であった。ただしRGIとSLRの間の相関が高く多重共線性の可能性がある。新契約率の推定係数は殆どすべての場合で非有意であった。失効解約率は既述のようにRGIとの間に多重共線性の可能性が考えられるが、多くの推定式で有意な正の推定係数が得られている。

③ 最小最適規模

ここでは最小最適規模をヒューズトン・サイモンにしたがい、推定式に基づいて描かれた長期平均費用曲線より求めた。基礎とした

推定式は、有意な係数の少なかった新契約率を除き、規模変数の関数形には逆数形式をあてはめた式を用いた。

これより、①一九七二〜七三年度、②一九七五〜七七年度、③一九七九〜八一年度の三時点に大別できる。①では約五〇〇億円より水平になる。②では曲線自体が上方にシフトし、約一、〇〇〇億円より水平になる。③では曲線の傾きが急になり、最小最適規模も約二、〇〇〇億円に上昇する。すなわち最小最適規模は次第に上昇してきていると思われる。

また、曲線の傾きが③において急になっていることより最小最適規模を達成しているか否かで費用水準に大きな違いが生じていると考えられる。それに応じて利潤率にも格差が生じているのではないかと思われる。

四 規模の経済性と企業成果

前節で示された規模の経済性の存在が、企業の利潤率、成長率等の成果にどのように影響しているかを検討する。

(1) 利潤率

規模の経済性と同一価格の共存は大規模企業にとって超過利潤をもたらすと考えられる。生命保険会社は保険サービス(危険負担)の供給と金融機関のふたつの側面を持っている。しかし生命保険会社の利潤をこの二つに厳密に区分することは困難である。ここでは、経常利潤より利息配当収入を差し引いた額を営業利潤とし、保険サービス生産に伴う利潤と考えた。収入保険料に対する営業利潤の比急になってきている。

- ③ 規模の経済性の存在は企業間の経常利潤率に格差をもたらしている。
- ④ 規模の経済性の存在が企業の成長率に影響しているという証拠は得られなかった。
- ⑤ 規模以外の平均費用に影響する要因としては、生存保険比率、団体保険比率が引き下げる効果を持つ。特に生存保険比率の及ぼす影響は大である。また失効解約率は引き上げる効果を持つ。新契約率の影響については多くの年度では何も言えないが一九七八〜八〇年度については引き下げる効果を持っている。

(付記)

東京大学植草益教授より、①規模の経済性の測定方法としてこのでの方程式および変数の選択に検討の必要があること、②単回帰では非有意な規模係数が重回帰では有意になるのは多重共線性の存在の結果であること、との貴重なコメントをいただいた。ここに感謝の意を表し、今後の研究課題とさせていただきます。

主要参考文献

Houston, David B. and Richard M. Simon, "Economies of Scale in Financial Institutions: A Study in Life Insurance", *Econometrica*, Vol. 38, No. 6, Nov. 1970.

率を営業利潤率とし、この営業利潤率が規模につれてどのように変化するかを回帰した。これより、規模に対する営業利潤率の回帰係数の符号は正であるが、全く有意でなく、大規模会社が生保サービスの販売によって超過利潤を得ているとは言えない。

利息配当収入も含んだ対収入保険料経常利潤率について同じように規模で回帰した。これより、経常利潤率は規模に対して有意な正の関係を持っている。これより保険業務と金融業務を統合して考えた場合、大規模保険会社は超過利潤を得ていると思われる。

(2) 成長率

規模の経済性が存在し費用条件に恵まれている大規模企業は、より多くの販売促進費を投入することが出来、より速やかな成長を遂げることが出来るのではないかと考えられる。そこで規模と成長率の関係を調べてみた。

ここでは一九八一年度の収入保険料のそれ以前の年度の収入保険料に対する比率をその年度の収入保険料で回帰したがその結果は有意でなかった。したがって、規模の経済性の存在は成長率にどのように影響しているかはここでは明らかにされなかった。

五 結びにかえて

得られた結論は次のようになる。

- ① わが国生命保険産業には規模の経済性が存在する。すなわち、内勤の費用通減が外務の費用通増を上回る効果を持つと思われる。
- ② 規模の経済性の程度は次第に強くなってきている。最小最適規

土地開発過程と土地税制

青野 勝広
〈松山商科大学〉

本報告は、土地課税がおこなわれた場合の二期間モデルを構築し、土地課税が今期の地価および来期の予想地価にどのような影響を与えるか、また、それは、土地開発速度にどのような影響を与えるか、あるいは、土地課税は、究極的に誰によって負担されるかという問題について考察することを目的としている(1)。本報告の主要な結論を要約すれば、次のとおりである。

(1) 土地供給者に対しても土地購入者に対してもその時点における時価を基準として土地保有税が課せられる場合には、土地保有税を課すことにより予想地価上昇率が上昇することがないかぎり、土地保有税は、今期の土地売却が生じないケースを今期の土地売却が生じるケースに変えることができる。土地保有税の土地売却促進効果は、来期の土地保有税率が高いほど、今期に比しての来期の予想地価が高いほど大きい。

(2) 土地が今期および来期に売却され、かつ、売却され尽くすと想定し、さらに、今期から来期にかけて土地保有税率が、一定の率で上昇すると想定した場合における土地保有税率の変化の効果は、次のようになる。

(i) 今期の地価および来期の予想地価への効果についていえば、今期および来期の土地保有税率の引き上げは、必ず、今期の地価を

引き下げるが、来期の予想地価への効果については、土地供給者の割引率と土地購入者の割引率との大小関係によって異なってくる。すなわち、土地供給者と土地購入者の割引率が等しいならば、土地保有税の引き上げは、来期の予想地価に影響を与えない。土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を下回るならば、来期の予想地価を引き上げ、逆に、土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を上回るならば、来期の予想地価を引き下げる。

(ii) 土地開発速度に対する効果についても土地供給者と土地購入者の割引率との大小関係によって異なってくる。すなわち、土地供給者の割引率と土地購入者の割引率が等しいならば、土地保有税率の引き上げは、土地開発速度に影響を及ぼさない。しかし、土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を上回るならば、土地保有税率の引き上げは、土地開発速度を遅らせ、土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を下回るならば、土地開発速度を早める。

(iii) 土地保有税の帰着の問題についていえば、土地供給者と土地購入者の割引率が等しいならば、土地保有税率の引き上げによって増大した土地保有税額は、すべて土地供給者によって負担される。すなわち、土地保有税率の引き上げによって土地購入者が支払わなければならない土地保有税額の現在価値は増大するが、土地保有税

率の引き上げは、今期の地価を引き下げる効果をもつから、今期の土地購入費用は減少し、両者は相殺し合う結果、土地購入者が今期および来期に支払わねばならない額の現在価値は不変にとどまる。土地供給者と土地購入者の割引率が等しくない場合には、土地保有税率の引き上げは今期の地価と来期の予想地価を変化させるだけでなく、今期の土地需要量と来期の土地需要量をも変化させる効果をもち、その結果、土地購入者が支払わねばならない額の現在価値が不変にとどまるとはいえなくなる。以上より、土地保有税の帰着の問題としてよく主張される「土地保有税は、すべて土地供給者によって負担される」という主張は、多期間モデルを考慮した場合には、特定の条件が満たされる場合にのみ成立するものであり、一般的妥当性をもたないことがわかった。

(3) 土地供給者にも土地購入者にも今期から来期にかけての土地の値上がり部分に対して未実現キャピタル・ゲイン課税がなされる場合には、未実現キャピタル・ゲイン課税によって予想地価上昇率が上昇することがないかぎり、今期の土地売却が生じないケースを今期の土地売却が生じるケースに変えることができる。未実現キャピタル・ゲイン課税の土地売却促進効果は、未実現キャピタル・ゲイン税の税率が高いほど、予想地価上昇率が高いほど大きい。

(4) 土地が今期および来期に売却され、かつ、売却され尽くすと想定した場合における未実現キャピタル・ゲイン税率の変化の経済的效果は、次のようになる。

(i) 今期の地価および来期の予想地価への効果についていえば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、地価上昇が予想され

るかぎり、必ず、今期の地価を引き下げるが、来期の予想地価に対する効果については、土地供給者の割引率と土地購入者の割引率との大小関係によって異なってくる。すなわち、土地供給者の割引率と土地購入者の割引率が等しいならば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、土地開発速度に影響を及ぼさない。しかし、土地供給者の割引率が、土地購入者の割引率を上回るならば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、土地の開発速度を遅らせ、土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を下回るならば、土地の開発速度を早める。

(ii) 土地開発速度に対する効果についても土地供給者と土地購入者との割引率との大小関係によって異なってくる。すなわち、土地供給者の割引率と土地購入者の割引率が等しいならば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、土地開発速度に影響を及ぼさない。しかし、土地供給者の割引率が、土地購入者の割引率を上回るならば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、土地の開発速度を遅らせ、土地供給者の割引率が土地購入者の割引率を下回るならば、土地の開発速度を早める。

(iii) 未実現キャピタル・ゲイン課税の帰着の問題についていえば、土地供給者と土地購入者の割引率が等しいならば、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げによって増大した土地税額はすべて土地供給者によって負担される。すなわち、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げによって土地購入者が支払わなければならない税額の現在価値は増大するが、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、今期の地価を引き下げる効果をもつから、今期の土地購入費用は減少し、両者が相殺し合う結果、土地購入者が今期および

来期に支払わなければならない額の現在価値は、不変にとどまる。土地供給者と土地購入者の割引率が等しくない場合には、未実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、当期の地価と来期の予想地価を変化させるだけでなく、当期の土地需要量と来期の土地需要量をも変化させる効果をもち、その結果、土地購入者が支払わなければならない額の現在価値が不変にとどまるとはいえなくなる。

(5) 長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン課税——土地供給者が長期にわたって保有する土地が売却されたときに、その売却された土地の値上がり部分に対してなされる土地課税——がなされる場合には、長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン課税が導入されることによって予想地価上昇率が上昇することがないと仮定すれば、当期の土地売却が生じないケースを当期の土地売却が生じるケースに変える可能性がある。すなわち、土地供給者にとって当期の土地売却から支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン課税が、当期の土地売却を延期し、来期に土地売却をおこなった場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額の現在価値を下回るならば、土地供給者にとっては土地を当期に売却した方が有利となり、長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン課税が、当期の土地売却を促進する可能性がある。しかし、逆に、当期の土地売却から支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン課税が、当期の土地売却を延期し、来期に土地売却をおこなった場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額の現在価値を上回るならば、当期の土地売却を遅らせる可能性も生じる。長期土地保有

る実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、土地開発速度を遅らせ、当期の地価を引き上げる可能性が強い。このような場合に、政策的に土地の開発速度を早め、当期の地価を引き下げするためには、実現キャピタル・ゲイン税率の段階的引き上げが必要である。ここで注目されるのは、当期および来期の土地供給量や当期の地価および来期の予想地価に影響を与えるのは、当期の実現キャピタル・ゲイン税率の高さではなく、当期から来期にかけての実現キャピタル・ゲイン税率の変化率だということである。

(ii) 長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン課税の帰着についていえば、当期に土地を売却した場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額が、当期の土地売却を延期し、来期に土地売却をおこなった場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額の現在価値に等しいならば、長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げによって増大した土地税額は、すべて土地供給者によって負担される。

(7) 短期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン課税——来期に土地が売却されたとき、当期から来期にかけての土地の値上がり部分に対してのみなされる土地課税——がなされる場合には、短期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン課税によって予想地価上昇率が上昇することがないと仮定すれば、当期の土地売却が生じないケースを当期の土地売却が生じるケースに変えることができる。短期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン課税の土地売却促進効果は、実現キャピタル・ゲイン税率が高いほど、予想地価上昇率

に対する実現キャピタル・ゲイン課税の土地売却促進効果は、当期から来期にかけての実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げ率が高いほど、当期の地価に比して来期の予想地価が高いほど、土地供給者の割引率が小さいほど大きい。

(6) 土地が当期および来期に売却され、かつ、売却され尽くすと想定し、さらに、当期から来期にかけて実現キャピタル・ゲイン税率が一定の率で上昇すると想定した場合における長期土地保有者実現キャピタル・ゲイン税率の変化の効果は、次のようになる。

(i) 長期土地保有に対する実現キャピタル・ゲイン税率の変化が、当期の地価および来期の予想地価、さらに、土地開発速度にどのような影響を及ぼすかは、土地供給者にとって当期に土地を売却した場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額が当期の土地売却を延期し、来期に土地売却をおこなった場合に支払わなければならないと予想される実現キャピタル・ゲイン税額の現在価値を下回るか、あるいは、上回るかに依存する。前者が後者を下回るならば、長期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、当期の地価を引き下げ、来期の予想地価を引き上げると共に土地の開発速度を早める効果をもつ。前者が後者を上回るならば、当期の地価を引き上げ、来期の予想地価を引き下げると共に土地開発の速度を遅らせる。前者と後者とが等しいならば、長期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン税率の引き上げは、当期の地価、来期の予想地価および土地の開発速度に影響を及ぼさない。予想地価上昇率が低い場合には、当期と来期の実現キャピタル・ゲイン税率が同一であるかぎり、長期土地保有者に対す

が高いほど大きい。

(8) 土地が当期および来期に売却され、かつ、売却され尽くすと想定したもとは、短期土地保有者に対する実現キャピタル・ゲイン課税の引き上げは、地価上昇が予想されるかぎり、当期の地価を引き下げ、土地の開発速度を早めるが、来期の予想地価を引き上げる効果をもつ。

(一) 本報告の内部の詳細については、青野勝広『土地の経済分析——経済成長過程と土地』（日本経済評論社、一九八四年十月刊）の第七章—第九章を参照されたい。

財政依存型地域経済の構造とあるべき開発の方向

阿部 亮一
〈沖縄大学〉

一 外部依存型地域経済の増加

今日、経済面で外部に深く依存する地域が増加している。実物レベルでの依存には、特定産品の輸出に特化されたモノカルチャア経済が古くからあり、昨今は製造過程の一部分のみを担当する下請的な産業立地も目立つ。今日では、金融的レベルで中心地域に依存する地域も急増している。

国内的には、財政依存の地域が広がりつつある。戦後、周辺地域は大量生産方式の展開、生活様式の変化等でその自給機構を崩され、人口流出にまみられた。対策として企業を誘致しても、地元への経済効果の乏しいものが多く、公害等の負効用を与える例も少なくなかった。七〇年代以降は、その誘致でさえ特定分野以外に困難になつていく。農業保護策も頭打ちとなつた。そこで、ナショナル・ミニマムの実現を意図したシャープ税制の下で、周辺地域により厚く投入される財政資金に大きく依存する地域が増加したのである。

国際的には、六〇年代以降、経済発展をめざし近代化の努力を重ねてきた開発途上諸国が、七〇年代の先進諸国の成長鈍化に伴う輸出の伸び悩みやエネルギー等の価格上昇、人口急増等で成長力の減退に直面したが、近代化意欲の特に高い諸国では借金を増加させて

成長を維持しようとした。しかし景気回復はおくれ、八〇年代に入ると債務の過大な累積による金融不安・危機が統発している。

国内でも、財政赤字の累積から、財政支出が抑制されはじめ、長期化すればこれに依存する地域は深刻な影響が出ると予想される。

このように、外部依存は根深く、拡大傾向にあるが、他方ではその危機が既に訪れつつあり、重大な課題として解決をせまられている。本報告は、対外受取資金の所得発生とのかかりに注目してこの問題に接近を試みたものである。

二 外部依存型地域経済の一分析視角

どの地域でも、不足資源はしばしば制約要因となり生産や生活に影響するが、その入手は、移輸出や借入金、贈与等で域外から獲得した購買力(対外受取)の範囲内に限定される。外部依存型経済では、モノカルチャア経済にみるように、域内経済の循環がかなり切断され単純化されており、基礎物資まで外部に依存することも多いから、対外受取は、必需品入手の難易すら決めるなど重大な意味をもっている。したがって、対外受取と産業構造や所得形成との関係を検討することが重要になる。

対外受取が贈与のみで物的生産をしない極端な依存経済でも、流

通やサービスが行われれば、受取資金はその機構に沿って外部に支払代金として流出するまで、付加価値を生産し続けるが、むろんあまり多くは望めない。域内消費をまかなう地域産業や移輸出関連の産業配置が発達していれば、受取資金の回転は高まり、大きな所得が発生する。つまり、地域経済は、対外受取額Rに、その産業構造に対応したある係数 β を乗じた所得 βR を生産するものとみなせる。産業構造が安定していれば係数 β も安定的と期待できる。またその値は、域内循環を狭められ単純化された依存型経済では小さく、自給のないし自立的な経済では大きくなる。たとえば、対外受取Rを経常受取と資本収支戻の和で表示し、これに対するGNPの比率を係数 β とすれば、一九八一年の各国の β 値(1)は、アメリカ七・九七、日本六・四七、フィリピン三・四五、インドネシア三・三〇となる。しかし、イギリス、西ドイツ、韓国はそれぞれ三・六八、三・一三、二・〇四と低い値を示し、この係数 β が地域経済での対外関係の比重を一般的に表現するが、従属的な意味での外部依存の度を必ずしも表現するものでないことを示している。経済構造の質的な分析との連係が不可欠なのである。係数値の内実が把握されれば、係数は外部依存度の変化の判定や産業組織の検討、資金投入分野の選択等に利用できる。

三 外部依存型経済の典型としての沖縄

戦後の沖縄経済は、「基地経済」あるいは復帰後に「財政依存経済」と称されるように、外部からの資金供給に深く依存して運営されている(2)。実際、沖縄は資源に乏しく、市場も狭く、農業はモ

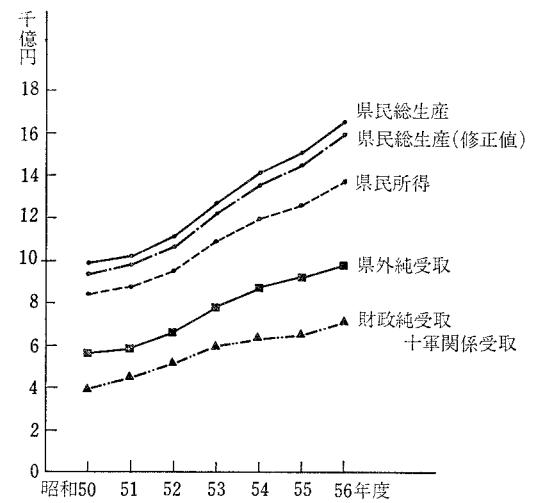
ノカルチャア化し、製造業はあまり発達していない(3)等のため、基礎素材から完成品までのほとんどを域外から移輸入している。その九千億円近い代価(原油輸入を除き石油県内需要を加えた)を移輸出等でまかなえない。近年、二〇〇〇億円市場と脚光をあびる観光収入でさえ、県産業連関表五五年版によれば、一四七八億円にとどまり、波及効果も生産額で二・〇五倍、付加価値額で一・〇五倍しかない。商品移輸出も、その三分の二を占めながら地元への生産・所得効果の乏しい石油製品を除くと、一次産品主体で九二五億円(県民所得統計「五六年度版、以下同」と少ない。両者で移輸入の四分の一強を埋めるにすぎない。対外支払財源の主力になっているのは、九九〇八億円の県外純受取(4)の七二%を占める財政純受取(五八一七億円)と軍関係受取(二三四七億円)の政治的資金である。前節で論じた対外受取の所得係数 β は県民総生産修正値(5)一兆五九四九億円に対し、一・六一と非常に低い値を示す。

これらの相対関係は、図1の各曲線の見事な比例的变化でも確認できるように、経済的に保たれ(6)ながら、絶対的には六年で各々七〇%前後拡大している。これは、沖縄では財政・軍関係受取がベ이스となり、その三分の一度程度の観光や商品移輸出による受取が加わって、対外支払財源を形成し、その範囲内で移輸入が行われ、流通・サービス等で若干の付加価値が形成されているにすぎないこと、すなわち極端な財政依存型経済であることを示している。

四 外部依存からの脱却へむけて

詳しく述べる余裕がないので基本的なことを述べると、まず、外

図1 沖縄県における県民所得と県外受取の推移



(注) 修正値や純受取については本文の注4と5を参照のこと。
(出所) 沖縄県「県民所得統計報告書」56年版, 同「県経済の構造」55年版, 53年版はかより作成。

部依存経済は、社会存立の基盤である経済を他律の状態におくことであり、その政治・社会面まで依存するに至らぬまでも歪曲される危険性を本質的に内包している。南北問題で指摘されたように、経済的政治的不安定、経済構造の奇形化、不平等の拡大、勤労意欲の減退等々がひきおこされやすい。それは様々な形で依存させた側にも歪んだ影響を与えずにはおかないであろう。

これを避けるには、部分的な企業誘致は避け地域の内部循環を促すことである。昭和五〇～五六年度の県民総生産および県民所得(各修正値)と県外受取との相関係数は、〇・九九四および〇・九八五と極めて高い。係数 β は、対総生産で一・五六～一・七二、対純生産で一・三六～一・五三と低位で安定している。

コメント (千葉大学 伊東光晴)

- (1) 外部依存を計量的にとらえようとした点は評価できる。それが政策的に形成されたことも重視されねばならない。日本の補助金行政は中央の拘束が強すぎ地元に自主性を与えず依存を強めているが、復帰特別措置をえた沖縄ではどうか。また対策は。
- (2) 企業誘致は、指摘のとおり地元の利益が一般に少なく再考を要する。観光でも航空会社等の系列ホテルを使うバック旅行が盛んだが、この種の外部企業による抱き合わせ市場の拡大は地元業者を圧迫し地元の収入を少なくする。資金を地元で留め循環させる法的・行政的措置が要請されるが、その分析や理論は形成されているか。

答 (1) 特別措置の柱に道路等を中心とする高率補助があり、巨額の財政支出とともに「格差是正」を促進したが、公共事業はか財政支出に依存する体質を強めてしまった。対策は、示唆されたように地元の自主的運用に委ねた補助金の総枠支給が好ましい。また補助の力点を自立的分野に移動することや補助率の平等化、場合によれば引下げも、自力で成長した園芸的農業の例もあり、考えられる。

(2) この面の分析や理論は、まだ不十分と思われ、本報告はそこに新たな視角を加えようとした。法規や行政面では、内外の様々な自治体等で政治的経済的な自主性を拡大する努力が続けられており、

きただけ迂回的に拡大させ、自立的要素を増大させなければならぬ。これを対外受取資金からみれば、支払資金として外部に戻るまでできるだけ効率よく運用することであり、係数 β はその量的指標として利用できる。

もちろんEC諸国のように、相互の依存関係をむしろ深める、従って係数 β を下げる発展方向もあるが、それはほぼ対等な経済的立場にあることが前提となる。従属的な依存経済にあつては、対等になるためにもこの係数 β を高める施策・工夫が必要なのである。

- (1) 統計数値の出所は「日銀「国際比較統計」五十九年版、IMF, International Financial Statistics, 1983.
- (2) 一九六〇年代には、外部資金に注目した研究もいくつか出ている。琉球銀行の大城啓三郎氏は外銀債務、琉球大学の仲宗根勇氏は経済援助、同じく富永斉氏は基地収入にそれぞれ注目し沖縄経済を分析しておられる。その後は復帰の政策論等に関心が集中し、この面での展開はあまりみられない。
- (3) 琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』(一九八四年)は、第Ⅲ編で、この依存型経済が、基地維持を第一目的とする米国の政策によって形成されたことを米国外交文書を用い説明している。
- (4) 県統計では県外受取に、石油関係の移輸出や航空運賃等の現実には県外で受取られ処理される項目が含まれ、実態を不明確にするので、実質的に修正する必要がある。ここではこの二項について修正し、さらに同趣旨から財政受取を、中央政府への支払分を差引いた財政純受取に変更して、県外純受取を算出した。
- (5) 前注の二項目につき産連表等から修正した。公表値より五九一億

その実証分析を重ねて改革に役立つ理論形成をはかる必要がある。

質問 (京都産業大学 丹羽春喜)

観光収入の波及効果は、通常、生産で三～四倍、付加価値で二倍以上あるが、沖縄は半分以下で低すぎる。消費を内生化すればもっと高くなるはずで、県統計ではそれをしていないのではないか。

答 県では観光関連部門を特掲した産連表を作成し、一次効果の所得の消費による生産・所得の循環的誘発も計算しており、分析途中のため断言できないが、内生化しているように思われる。

係数の低さは、観光収入の航空運賃等での過大算定や、本土系ホテルや県外産みやげ品のシェアが高いための流出率の高さ等が、浅い内部循環と結合したためと考えられ、本報告での係数 β の低さともほぼ照応しているように思われるが、所得等の統計値が実感より低い問題もあり、御指摘の分析方法とともに再検討を要する。他地域との比較を含め今後の課題とさせて頂く。

地域開発と商業調整

杉岡 碩夫
（千葉大学）

はじめに

大型店の出店はこのところ沈静化したといわれている。第一種店舗（売場面積が一〇大都市で三〇〇〇〇平方メートル以上、その他は一五〇〇〇平方メートル以上の）届出状況を見ると、一九七九年をピークに八三年にはその四分の一以下になっている（表1）。

しかし、げんざい全国に大型店出店をめぐる紛争案件が約四〇〇〇件もあり、そのほとんどが解決の方向をみせていない。政策当局が紛争解決の方法を打出し得ない理由は複雑であるが、現行の大店法が時代的状況に適應していない点が指摘できる。そのひとつが都市問題の側面が欠けていることであるが、ここでは大型店問題を流通

表1 年別届出状況
(第一種)

	届け数	月平均
1974	398	33.2
75	280	23.3
76	265	22.1
77	318	26.5
78	243	20.3
79	576	48.0
80	371	30.9
81	194	16.2
82	132	11.0
83	129	10.8

(資料) 通産省

革新に背をむける中小商店の反抗、消費者主権の無視といった視点ではなく、都市問題の側面から検討することにした。

一 商業立地の変遷

もともと小売商業は、集積の利益を求めて立地する。戦前および戦後の五〇年代まで、わが国の小売業を主導してきた百貨店は、大都市の都心および副都心に、地方県庁都市ではセンターに立地して、小売業の立地の法則どおりの動きを示した。

ところで今日、わが国の小売業の主勢力はチェーンストアであるが（表2および表3）、その立地は既存の商業集積志向ではなかった。すなわち高度成長期における人口移動（巨大都市圏への集中）に適應した立地、具体的には六〇年代は巨大都市の郊外駅前あるいは地方県庁の都心に、モータリゼーションが定着した七〇年代には巨大都心圏、地方を問わず郊外の自動車道路沿いが立地の主体となった。とくに六〇年代後半から定着したショッピングセンター方式（大型店を中核とした多店舗の人工的集積）では、チェーンストアが主導する新しい集積をつくりあげるまでになった。

その結果、大型店が新しくつくり出す商業集積と既存の集積間の競合、ある場合には伝統的商業集積の地盤低下（山形市の七間町な

表2 1983年中決算時ビッグストア統計のまとめ

	百貨店	チェーンストア				計または平均	前年比増加率
		セルフ	専門店	ホームセンター	小計		
企業数	1960年	20社	0社	1社	1社	21社	
	70	53	59	24	83	136	
	75	76	128	71	199	275	
	80	81	229	110	339	420	
	82	82	253	160	426	508	
83年	80社	254社	158社	16社	427社	508社	0%

(注) ビッグストアとは年商50億円以上
(資料) リテイリングセンター

表3 ビッグストアの社数、店数、売上高（1983年）

業態	百貨店	チェーンストア			総合計
		セルフ	専門店	ホームセンター	
売上高 (億円)	65,986	122,454	28,138 (24,887)	1,865	218,443 (215,192)
店数 (店)	359	7,557	13,184 [1.7%] (9,037) [2.5%]	192	21,292 (17,145)
社数 (社)	80	254	158 [-1.3%] (157) [-1.3%]	16	508 (507)

(資料) 表2に同じ

ど）、あるいは既存商業集積のスクラップ化（岩手県北上市、隣村への大型店の進出による）などの状況があらわれた。

二 商業調整政策の変遷

わが国における商業調整の歴史をみると、一九三七年に成立した百貨店法がまずあげられる。この法律を生んだ背景は、第一次大戦と関東大震災のあと日本を襲った恐慌と不況のもと、当時の社会的弱者であった中小商業者の救済の必要であった。

このとき登場した百貨店法は、第一に百貨店そのものの定義と規制対象（現行大店法の第一種と同じ）を定め、第二に営業開始に当っては商工大臣の許可を必要とするものであった。しかし百貨店法が姿をあらわしたときにはすでに日本経済は戦時体制下に入り、百貨店法が規制しようとする実体そのものがなくなっていた。そして第二次大戦後、占領軍の命令でいったん廃止されていたこの法律が、朝鮮不況後の過程で戦前と同じような性格の百貨店問題への対応として再び登場することになった。第二次百貨店法である。

ところで六〇年代に入ると、新興の大型店であるスーパーマーケットが次第に台頭してきた。こ

種の大型店は、百貨店にくらべて地域社会に与える影響が異なる。まず第一にスーパーは必ずしも既存の商業集積に依存せず、その商品構成もモロリ品が大きなウエイトを占めて中小商店との競合範囲が百貨店の場合よりも大きい。第二にスーパーはその多店舗展開によって、その衝撃を全国にひろげた。さらにスーパーは百貨店法の規制が企業単位であることの裏をかき、建物の各階ごとに別会社方式を採用してその規制を免れた。

しかしこのような状況に対しては、ひとつは中小商店の側から、百貨店以上に大きな打撃を与えるスーパーを放置することの問題、いまひとつは同じ大型店でありながら一方が規制され他方が自由であることの不公平を訴える百貨店側からする矛盾の指摘の音が強くなってきた。現行大店法はこのような事情を背景として一九七三年に成立、翌年から施行されたものであるが、百貨店法とくらべて次のような特徴をもっている。

その第一は、流通近代化、それを促進する役割としての消費者利益の強調(中小企業問題の後退)、第二は許可制を届出制にする(自由競争の重視)、第三はスーパーを規制対象にふくめるの諸点である。しかし戦前型大型店とくらべて著しく土地利用の混乱をもたらす側面(外部性への考慮)への対応がなく、大店法によってきわめて合法的に各種の都市問題が発生するということとなった。

三 現行大店法と欠落した都市問題の側面

現行大店法による運用の実際は、図1のとおりであるが、都市問題のアプローチを欠いた要因のひとつは、法律の専管が百貨店法に

らの伝統にしたがって通産省にあることである。すなわち実際の調整は大型店の出店届出のあと、事前商調整(建物の建設者を対象とする)として開始されるが、この段階の調整については法律の規定がない。建築届出に関する事項は建設者の専管に属するからである(法律マケガラ論)。

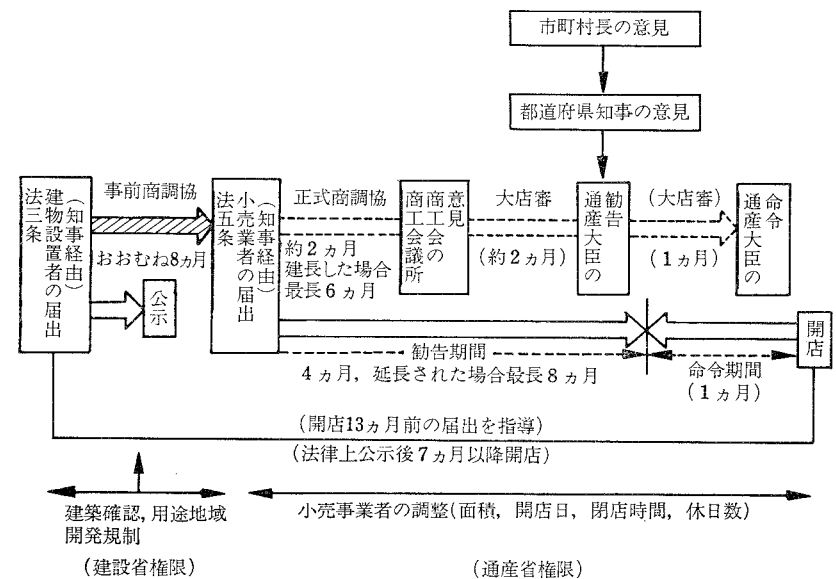
つぎに法律にもとづく調整(建物内で小売店を営む企業に対する調整)がはじまるが、そこで定められたのは売場面積、開店日、営業時間および休日数の、いわゆる調整四項目にすぎない。立地に対する調整がおこなわれていない。

一方、建設省側のアプローチをみると、建築確認は主として安全上のチェックと容積率など用途地域にからまるものが主体である。その用途規制も、商業については第一種住宅地と工業地域を除いてすべて解放されている。これは商業立地が既存の商業集積を求める傾向に則って、商業立地が土地利用の混乱をもたらすことはない、という経験則にもとづく。

四 新しい商業調整の方向

都市は、交通、商業、住宅、公園などの諸施設をもち、都市はまた有機体として生きた存在でもある。しかも都市の建設の主体は、資本主義諸国では多様に分割されているから、これもコントロールし、都市を生きたまま空間的、時間的に整序する計画なくして、望ましい都市はあり得ない。都市計画の生まれるゆえんであるが、同じ資本主義諸国のなかでもわが国の場合はそのコントロールがよくわきまきわめて原始的な段階にとどまっていることはよく知られたこ

図1 大店法のしくみ(第1種の場合)



とであろう。このようなわが国の都市計画の貧困という背景があり、一方で商業政策の伝統と中央集権的管理体制が、今日の大型店問題から生まれる都市問題の解決を困難にしているのである。

したがって都市問題の整理を展望し得る商業調整の方向は、第一には商業調整のもつ多面的性格、そこから生ずる総合調整の必要に対応し得る政策主体の発見である。タテワリ型の中央集権制度をもつ行政機構のなかで、地域における総合調整をなし得る主体があるとするれば、それは基礎的自治体以外にない。

第二に、自治体は都市計画の主体であるから、都市計画と商業の調整との関係づけが問題である。この場合、土地という人間がその供給を左右できない対象をいかに扱うかがポイントであろうが、都市計画の先進国ではまず土地利用計画があり(西ドイツの都市計画フランスのロワイエ法)、それを前提として商業調整がおこなわれるのが望ましいのではないか。それなくして、都市が主体性をもった商業調整はあり得ないからである。

第三に、都市計画と商業調整に直接かわりをもつのは都市住民である。したがって都市住民がこのプロセスに参加するシステムが望ましいこともいうまでもないことであろう。

つくばの地域開発と産業政策

——政策主体関係の問題を中心として——

大庭 治 夫

〈図書館情報大学〉

一 つくばの概要

わが筑波研究学園都市（以下つくばと略す）は、広く知られているように、昭和四十五年五月の「筑波研究学園都市建設法」にもとづいて策定・施行された都市である。その主目的は、国立の大学および研究所を一地域に集め、その集積効果を挙げることにあつたが、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することも考慮に入れられている。

やや詳論すると、つくばは、茨城県新治郡筑波町、同県同郡大穂町、同県同郡豊里町、同県同郡谷田部町、同県新治郡桜村及び同県稲敷郡茨崎町にまたがり、当該地域内に「首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、または新設し且つ研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備すると共に、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市」（同法第一章、第二条）ということになる。

二 政策主体関係の諸問題

つくばの開発政策及び産業政策を考えるさい、ここで特に留意したいと思うものは、政策主体関係の問題である（1）。そもそも経済政策に関しては、通常、一般国民経済政策として国民経済全体の在り方を考える政府が主要な政策主体とみなされるわけであるが、特に地域開発に関しては県及び市町村など地方自治体もまた政策主体の一員として参加するのが普通である。即ち、一般には政府が政策の大綱を決め、地方自治体との連携のもとに計画を推進するのであるが、そのさい種々の交換条件、約束、協定などが取りかわされ、相互調整が図られ実施される。しかも、地域住民の参加・協力が前提とされることは言うまでもない（2）。

実は、国家事業の一環として実施された国立研究機関の一大集積地つくばの地域開発政策および産業政策は、かかる事情から察せられる如く、政策主体間の調整という厄介な問題を抱え込んでしまっているのである。つまり、国および地方自治体が各々の役割分担を演じるさい、つくば建設当初の利害関心や思惑が各々において異なっていたところに問題のルーツがあつたように思われる。当該問題

は決してつくばに限った問題ではないが、これほど大規模な国立研究機関の集合体としての研究学園都市にかかわる問題かつ地域開発政策及び産業政策の主体にかかわる問題は、日本全国でも珍しい事例であろう。しかも現在、同じような事例が他地域で企画立案されつつあることを思えば、その意義は決して過少評価されてはなるまい。さて、かくの如く問題は多種多様な様相を呈しているが、つくばに関する限り、国の意図するところと自治体の意図するところの間に大きなズレのあることが最大の問題の一つであることは否定できない。国は、たとえば技術立国の一環として頭脳都市を必要としているであろうのに対し、市町村は地域住民のため、地元の発展のため、を主眼としているのであつて、その意味においては両者の間に、いわば次元の差が見られる。たとえば地域開発のための企業誘致は、現在のところ、万博会場跡地を別にすれば、市町村が立地条件など具体的な要件を企画立案し、県の許可を得て進めるといふ形が一般的であるように見受けられる。いわゆる線引きは県の権限であるが、地域開発につながる企業誘致を具体的に進めるのは市町村以外の何物でもない。地方財政を豊かにするため、あるいは雇用の場を確保して地元住民に職場を提供するため、市町村は東京の企業を誘致すべく説得して回るのが実情である。ちなみに、自治体にとって国立研究機関の集合体に期待できるのは、税金として職員の住民税、雇用の場として清掃および警備関係の仕事ぐらゐであろう。

ところで、いわゆる六町村合併問題は、こうした上述の問題を一層複雑かつ厄介なものにしてしまったように思われる。つくばをめぐって国と市町村との間に見解の相違があつたという事情に加えて、

その後具体化した合併問題を通して、県と市町村との間に合意の取りまとめという難問が発生したのである。かくて県は一貫して合併の推進に尽力する反面、地元市町村の一部に合併反対の機運がみなぎり、両者の間に一種の対立関係が生じるに至つた。ここにおいても、地域開発をめぐる双方の基本認識の相違が顕在化し、当該問題は地方選挙の争点にも発展した。県は、他県との比較対照において県全体を發展させるための事業の一環として六町村の合併を考え、市町村の一部は地元住民の利益オンリーを最優先して合併に反対するといった次第である。こうした事情から察知されるように、つくばには地域開発をめぐる多種多様な思惑が混在し、それが政策主体相互間の意見調整を極めて困難なものにしている。ちなみに研究開発という一例をとってみても、各省庁で似たような研究を独自に行い、大きなプロジェクトの協力体制は必ずしも確立されていない。国、県、市町村の協力体制も理想と現実との間に横たわる越えがたい溝をどうすることもできずにいるのが現状である。

本節の冒頭に述べた如く、産業政策といえども、本来の一般国民経済政策と異なり、地域開発政策の一環としての産業政策となると、日本の場合、県及び市町村の整合的協力体制が望まれることは言うまでもないが、線引き等の問題を別とすれば、県知事個人の積極的指導がない限り、市町村自体が産業振興を企画立案して実施できるかどうかが問われることとならう。その意味において、つくばの場合、研究学園都市建設は国のイニシアティブのもと、県及び市町村が協力体制を整えたが、それが地元の利益に直結しないことが判明したとなると、地方財政及び雇用にプラスとなる地域開発政策及び

産業振興策の直接的な担い手は町村とならざるをえまい。そのさい各省市の研究所と同様、六町村相互の交流もまた、充全を欠いているのが実情である。その結果、企業、工場、大学などの新設ないし誘致の企画は、相互調整を経ず、情報交換もないまま独自に行われている有様である。直接の主体が町村となっても、それぞれの事業が広域的効果を有するプロジェクトの場合、新規の事業は極めて困難な事情に直面せざるをえなくなることであろう。

三 概成から熟成への道

つくばは今や、概成から熟成への道を歩み始めているといわれる。そこで最後に、以上の経緯を踏まえた上で、その基本前提となる可能性を考えてみることにしたい。

まず第一に挙げられるべき要件は、国、県、市町村の関係改善であらう。市町村は、独自の地域開発を行うにしても、国や県の協力をもとの程度得られるかに依存するところが大きい。さりとて地元住民の利益に反する政策を行うことはできない。市町村は、こうしたディレンマに頭を痛めつつも、地元住民の利益になると思われるような極めて限られた選択肢の中から特に有効と思われるものを選択せざるをえない。ちなみに、つくばにある若干の工業団地は、このようにして企画立案されたのである。ところが合併問題の出現により、町村の一部は県のやり方に極めて懐疑的な反応を示すようになり、県と町村の代表が一堂に会することが少なくなった。それ以来、相互理解と相互信頼が欠如するようになったといわれる。こうなる」と立派なプロジェクトが作られても実施が困難となる。事実、人口

最後に、資料提供を兼ね、県の委託調査を手がかりに、つくばの経済動向を概観してみることしよう。(但し、以下の数字は、つくばと周辺を含む場合がある)

まず就業構造の変化であるが、昭和四十年当時、第一次産業が六五・八%、第二次産業が一・四%、第三次産業が二二・八%であった就業構成比は、昭和五十五年には第一次産業が二六・二%、第二次産業が二一・七%、第三次産業が五二・七%となり、いわゆる産業構造の高度化が進展している。特に五十年から五十五年には第三次産業の構成比の伸びが著しく、ほぼ全国水準と等しく、県平均を上回る第三次産業化の進展が見られる。しかし第二次産業は、四十年と五十五年では二倍弱を記録しているものの、全国及び県の水準を大幅に下回っている。以上から察せられる如く、つくばの就業構造は、大まかには昭和四十年の第一次産業特化型から次第に第二次・第三次産業へと移行しつつあると言えるわけであるが、特に第三次産業への傾斜が著しいことが特徴的である。これは、人口構成比が公務員など新住民に比重が移りつつある現象の結果であろうと思われる。ちなみに、完成間近いメディカルセンター、ショッピングセンターを始め、外食産業、情報産業など第三次産業には大きな期待が寄せられている。

部門別に工業と農業を見てみると、大要以下のとおりである。まず工業の動向であるが、昭和五十五年の製造品出荷額は一、〇四二億九、八〇〇万円で、五十年と比較して二・八倍、六七二億七、〇〇〇万円の増加を記録し、県内におけるシェアも一・一%から一・六%に拡大している。事業所数は、昭和五十年の三、五九七から五十

増大政策の一環として企画された住宅団地建設計画は、今までの苦い経験にこりた地元住民の反対に遭遇して用地買収が中止されたと伝えられている。それは、つくば建設のさいに土地を手放した地元住民が期待に反して見返りが殆どなかったことにより、国や県さらには自分の任んでいる町村に対する不信感を深めた結果といわれる。いづれにせよ、つくばが一層の発展を遂げるには、県と町村の相互理解と相互信頼が可及的速かに改善される必要がある。いわゆる概成から熟成へという言葉の意味が「ハードからソフトへ」という意味をも有する以上、政策主体間の精神的絆は必要不可欠である。かかる事情にかんがみ、その基本前提づくりの一策として筆者は、一九八二年秋、つくばを中心とした国立の大学、研究所及び自治体の長の方々に発起人になっていただき、各機関・団体相互間の交流を促進するため、コミュニケーションを考えるサークルとして「つくば交流会」なるものを構想し、発足させるに至った。時節柄、当初は町村合併の具ではないかと思われたり、地方選挙のための政治団体ではないかと疑われたりしたこともあったが、今や公認の団体として自治体からの参加も定着するに至った。また経済部会もでき、地域開発政策の一環としての産業政策および財政政策も研究の対象とされるようになった。当会が行政上の権限を有しないことは言うまでもないが、政策主体間の相互理解を促進するという所期の目的を達成しつつあることは広く認められつつある(3)。来年三月半から半年間もたれる科学万博のメリットもさることながら、つくばの熟成は本来的には万博後、地元町村と県との相互理解の上に初めて軌道に乗ることとなるであらう。

六年には四、八五三へと三四・九%、一、二五六増加し、従業員数は五、〇七四人が六、一七七人へ二一・七%、一、二〇三人増加した。

次に農業の動向であるが、従来つくばは農業地帯として発展してきた地域である。その農業は、一三、五二八ヘクタールの耕地、一〇、四九〇の農家、一七、八〇九人の農業就業業者によって営まれている。うち、専業農家は昭和五十五年九六五戸(九・二%)、一種兼業三、〇七八(二九・三%)、二種兼業六、四四七(六四・五%)となっている。

なお、当該地区への立地タイプとしては、①民間研究所、②研究開発主導型、③先端技術量産型、④先端技術複合型、⑤支援工場、⑥ソフト工場、⑦流通基地に分類され、地元雇用機会創出及び財政への影響という点で有効なのは③④⑤のタイプとされている。以上は委託調査の結果であるが、そこにおける研究所や工場などのほか、第三次産業の開発、民間活力の導入は、長期的に見た場合、つくばの地域開発と産業政策にとって不可欠な要件となることであろう。そして、そのためには法律・条例などの制定・改正ないし何らかの優遇措置が必要とされるようになることであろう。

最後に、有益なコメントを賜った予定討論者の高柳曉筑波大教授に心から感謝申し上げます。

- (1) 拙著『文化価値と政治経済』文眞堂、一九八四年(第三版)、四二頁以下。
- (2) 拙著『社会科学と価値理念』文眞堂、一九八三年(第二版)、五六頁以下。
- (3) 『つくば交流会会報』創刊号、一九八四年、一四頁以下参照。
- (4) 茨城県『筑波研究学園都市における工業等導入に関する調査報告書』日本地域開発センター、一九八三年、二七頁以下及び七七頁以下。

地域産業政策の二元性

— 日仏比較をつうじて —

はじめに

我が国の地域開発を考えるにあたって、まず、検討しなければならぬことは「地域開発」の理念である。開発に対する理念のないところに真の地域開発はありえない。例えば、最近のテクノポリスに関する議論は、地域政策について論ずるものなのか、あるいは、科学技術政策について論じているものなのかはなほだ区別がつきかねる状況である。

よって、本報告では、フランスにおける地域問題を検証しつつ、地域開発における産業政策の意義について考えてみる。なお、フランスを比較検討の対象とした理由には、①フランスの近代国家は、ある意味で（単一国家）我が国の国家形成ときわめて似ている。②日・フランスとも、都市集中化がすみ経済的地域間格差が重要な政策課題となっている。③フランスでは、ミッテラン社会党政権の発足により、地方分権化という手段をつうじて地域政策が遂行されるようとしている。我が国は、これまで、ロワイエ法、ANVARのほか、ふるくは、地方自治制など政治・経済的にフランスから導入した先駆的ケースがある、などによる。

フランスの地域政策

周知のとおり、フランスは、北のル・アールと南のマルセイユを結ぶ線をはさんで、その西側（ブルターニュ、ボルドーなど）は農業地帯として発達し、近代工業の発達が遅れている。反対に、東側はパリ地方をはじめとし、リヨン、ローヌなど、いわばフランスの工業地帯といわれるほとんどの地域をかかえている。このように、フランスにおける地域問題はパリ地方に人口、産業が極端に集中するとともに、反面、あらたな都市問題を生起させることとなっている。こうした歴史的發展経緯から、フランスでは一九五〇年代の始めより本格的に地域開発の政策手段が講じられてきている。例えば、一九五〇年に、「国土開発計画」が発表されるとともに、「国土開発基金」が創設されている。以来、地域開発のために、「ダール（国土開発・地方振興庁）」が発足するとともに、地方分権化への努力がこころみられてきた。すなわち、ミッテラン政権の発足によってようやく「市町村・県および地域圏の権利と自由に関する法律」をもって地方分権化がはかられることとなった。

元来、フランスでは九五地域に分割された県（département）を

中尾久
〈財〉機械振興協会経済研究所

図1 LA FRANCE ADMINISTRATIVE



中間に、中央行政府、市町村といった階層的行政区域システムが構成されていた（図1参照）。しかし、こうした古代都市の形成過程に起因する九五の行政区域（デパルトマン）は、近代工業の発達ならびに、経済の国際化の進展といった新しい産業社会のもとでは、もはや地域開発のため有効な行政単位として機能しないことが指摘されつつあった。フランスの近代化のもとでは中央集権がすすむ一方、地域開発のためには地方分権化の必要性が肝要とされてきた。例えば、一九八一年の社会主義政権の発足とともにミッテラン大統領の経済的ブレインのひとりといわれているJ・アタリ氏によれば、「中央集権化すべきものは、コミュニケーション（電話、テレコミュニケーション、道路、鉄道）のような集合組織網と、ある種の大規模エネルギー配給システム、および、健康と教育の設備に関する規格」に限られ（1）、あとはすべて地方分権化すべきであるという。

いずれにしても、フランスの地域開発—地方分権化には、県（デパルトマン）レベルよりも一段と系統化された開発計画のための行政区域が必要とされた。そこで、政府は、一九六〇年代に入ると、行政区域と計画区域の一体化をめざして地域圏（régions）を設けることとした。これによって、

表1 DONNÉES DES SECTEURS D'ÉTABLISSEMENTS (1980年)
ÉTABLISSEMENTS INDUSTRIELS DES ENTREPRISES DE 20
PERSONNES, OU PLUS, DU CHAMP DE L'INDUSTRIE

Région de programme	Nombre d'établissements	Effectif employé	Investissements	
			totaux	par personne
11 Ile-de-France	12 984	980 532	16 633,0	17,0
21 Champagne-Ardenne	1 295	133 168	1 810,2	13,6
22 Picardie	1 592	175 369	2 614,0	14,9
23 Haute-Normandie	1 467	180 869	6 533,4	36,1
24 Centre	2 131	204 564	7 007,0	34,3
25 Basse-Normandie	859	90 321	2 850,8	31,6
26 Bourgogne	1 284	139 365	1 955,2	14,0
31 Nord-Pas de Calais	3 207	408 005	8 411,1	20,6
41 Lorraine	1 940	244 780	6 191,4	25,3
42 Alsace	1 397	167 226	2 786,5	16,7
43 Franche-Comté	1 026	143 262	1 909,7	13,3
52 Pays de la Loire	2 353	228 482	4 564,9	20,0
53 Bretagne	1 291	98 729	1 736,4	17,6
54 Poitou-Charentes	998	92 777	1 598,6	17,2
72 Aquitaine	1 791	139 952	5 563,3	39,8
73 Midi-Pyrénées	1 687	120 168	2 912,3	24,2
74 Limousin	637	48 660	688,5	14,1
82 Rhône-Alpes	6 466	509 497	14 862,4	29,2
83 Auvergne	1 011	110 727	1 729,5	15,6
91 Languedoc-Roussillon	993	60 757	1 685,3	27,7
93 Provence-Aïpes-Côte d'Azur	2 221	148 124	6 584,3	44,5
94 Corse	52	1 473	301,1	204,4
Ensemble	48 682	4 426 807	100 928,9	22,8

戦略にむけて一元的な地域政策にとどまらず、分権化による政策をも目指しているといえよう。

日本—フランスの対比

ひるがえって、我が国におけるこれまでの地域開発をレビューしてみると、新産業都市計画、工場再配置計画などはいずれも、計画そのものが国家主導のもとになされており、地域政策はその背後におかれてしまっている。具体的なケースとしては、鹿島臨海工業地帯の開発例を念頭に思い浮かべればよい。鹿島開発は「農工商全」のうたい文句のもとで高度成長期の「太平洋ベルト地帯」型の延長線ですすめられ、我が国産業構造の重化学工業化の一翼を担ってきた。すなわち、日本経済の国家産業戦略が鹿島の開発を必要としたのである。ということは、地域開発の実行にあたって本来的には、地域による、地域のための地域開発が考えられるべきであるのにもかかわらず、これまでのいくつかのケースは「オーダーメイド」型の地域開発であったといえよう。それはとりもなおさず国家政策と目標を変更するたびに地域政策と産業戦略はスクラップ・アンド・ビルドされることになってしまいうことにひとしい。

今あらたに政策として打ちだされているテクノポリス構想は、すでにふれたように、地域政策のためのものなのか、あるいはまた技術政策のためのものなのか議論が重ねられるたびに不透明になりつつある。こうしたことは常に政策が対外的（あるいは、産業政策上国際競争力の強化をうたうもの）であるかぎり、内発的開発とは相容れない性格をもつこととなる。

九五地域に分割されていた県をいくつか統合し、結局二つのレジオン（圏）を単位として、地域開発をすすめることにした。

ちなみに、各圏ごとの経済活動状況を示す指標（表1）により、主な圏ごとの特徴についてふれてみると、なんとといっても、産業の中心は、パリを中心とするイル・ド・フランスであるが、都市集中への歯止めをかけた政策により自動車工業など一部の分野において地方分散がみられた。なお、最近では、アキテーヌ地方、あるいは、ローヌ・アルプ地方さらに、プロバンス・アルプ・コートダジュール地方などにおいて新規工場進出などが目立ち、フランス経済のあらたな胎動を感じさせつつある。こうした変化の主な背景にはなんとといっても一九七〇年代末から八〇年代にかけておこりつつある技術的要因があることを無視することはできない。

かつてヨーロッパ経済共同体という市場面における変革にとりくんだフランスは今あらたに技術的変革にとりくまざるをえない。その技術的変革に対応した地域的対応はとりもなおさず新産業の形成にむけての開発であるのだが、フランスでは、必ずしも国家的経済

すなわち、「地域」が先進的であろうと後進的であろうとにかかわらず、国民経済単位のもとで国際的経済の役割を担うとするならば、もはや地域には二元性が所与のものとしてあると言ひ換えることができる。一方で「生産」的機能をもつ地域に、他方で「生活」的機能をもたせねばならない。これら「生産」と「生活」というふたつの機能を同一地域が兼ねそなえるためには、国家—地方という階層的行政単位が同等の、あるいは、相互補完的に機能を分担し合うことが必要となってくる。

日本とフランスの地域開発を比較・検討してみると以上のようなことになるにもかかわらず、フランスでは、地域開発をあくまでもドメスティクなものとして捉えるがゆえに、産業面において国際的開放性に欠けると同時に、保護主義的傾向になりがちである。それにくらべ、我が国は、あくまでも地域開発を産業の国際化と競争力強化のもとで促進するがゆえに、それはそのまま産業構造の変化とともにあらたな地域格差をもたらすことにひとしく、地域開発をねらいにしたものとはいいいく内容と性格をもっているといえる。

(1) J. Attali, "La nouvelle économie française," p.183.

(2) 詳しくは、拙稿「フランス社会主義政権の地域産業政策」(『機械工業海外情報』一九八三年三月)。

なお、本報告では、長谷川秀男(高崎経済大学)教授から予定討論者として貴重なご教示をいただいた。紙幅の都合上質問に対し充分回答できない旨をお詫びする。

地域開発と産業の国際化

——静岡県における産業政策と企業——

田中則仁
〈貿易研修センター〉

一 はじめに

近年地域経済の活性化や地域開発が盛んに議論されている。本報告では太平洋ベルト地帯に位置し、一九六〇年代に著しく成長した静岡県を例にとり、その概要と県下の産業の現状、意識調査をもとに、産業の国際化の要因をさぐっていききたい。研究分野を産業の国際化とした理由は次の通りである。政策論の一つの柱として地域開発を考えた場合、その中心的な推進者は地方自治体にならう。しかしその開発の主体となるのは各企業である。そこで自治体と各企業の接点として、産業レベルの考察を行う。産業レベルでみた取引の国際化、直接投資先の国際化が地域経済の活性化にどのように還元され、また作用していくかを分析する。

二 静岡県の社会資本と企業環境

静岡県は対全国比で、人口及び県民分配所得とも、二・九%と三・五%で四七都道府県中の十位である。
産業別純生産額の対全国比でも、第二次産業のウエイトは三・五%で七位であり、工業出荷額についても同じく四・六%で六位と、

1次	156 (8.5%)
2次	734 (40.0%)
3次	915 (51.5%)
合計	1,806千人

(昭和57年10月1日現在)

1次	2,734 (3.9%)
2次	30,395 (44.1%)
3次	38,745 (52.0%)
合計	68,874億円

(昭和55年度)

製造業の比重が比較的高い産業構造になっている。これらの数字にみられるように、静岡県が一、二次産業で優位をもつに至った背景には、その地理的条件と社会資本の豊かさがある。すなわち、東京、名古屋、大阪を結ぶ太平洋ベルト地帯の中間に位置しており、東名高速道路に代表される物流の大動脈をもっている。さらに県内の長い海岸線は、清水港、田子の浦港、御前崎港などの海運の良港の建設を可能にした。
このように陸上・海上運輸の施設に恵まれていたことは、経済距離、時間距離が東京、名古屋に近かったことを意味しており、これらの諸条件が県下の産業発展にとって大変有利に作用した。しかし

ながらも今後の主流製造品がいわゆる「軽薄短小」に代表される特徴を有してくると、必ずしも地理的な優位や劣位は従来ほどには重視されなくなるかもしれない。この点についてはより深い考察が必要となるらう。

三 静岡県の貿易動向

昭和五十七年度の静岡県貿易額は、
輸出 一兆二、三三二億円(対前年比二・二%減)
輸入 三、九六九億円(対前年比三・八%増)
であり、八、三八二億円の大幅な輸出超過であった。主要輸出品は、
機械類・輸送用機器 六八・七%
うち二輪自動車 三四・一%
となっており、ヤマハに代表される大企業の製品輸出が大きなウエイトをもっている。
輸入では、
石油・粗油・天然ガス 一七・三%
大豆・ナタネ 一〇・三%
などが大きなシェアを占めているものの、比較的多岐にわたっている。
また輸出入を地域別にみると、

北アメリカ	三二・三%
ヨーロッパ	二一・九%
中近東	六・七%

輸 入

北アメリカ	三七・五%
東南アジア	三三・三%
ヨーロッパ	七・九%

これらの輸出入対象地域のパターンは、原材料・資源輸入、製品輸出というすぐれて日本的な加工貿易の典型をなしている。

四 国際化への企業の姿勢

産業がその活動を活発にし、発展させていくとき、まずはマーケットシェアの拡大、そして利潤の極大をねらう。さらに国内市場が成熟し、または大企業、大規模小売店により市場が分割されてしまっている時、その対象は海外へと拡大するであろう。そこで次に海外進出の目的をみてみたい。静岡県を本社所在地とする企業では、
一、販路拡大、二、現地生産、三、原材料現地確保、四、情報収集の順であった。これらは企業経営の立場にたつていうならば、マーケティングの拡大、労働力の確保、低賃金による労働力、原材料の安定確保、技術情報の収集、マネジメント・ノウハウの吸収などに言い換えられよう。

また海外進出の方法として、静岡県を本社所在地とする企業では、
一、合同資本、二、単独資本、三、駐在員事務所等、そして四、技術供与となっている。

また静岡県中小企業振興公社編纂の報告書では、上記の進出動機以外に貿易摩擦の回避をあげている企業が六%あった。この点は必ずしも経済学的な分析の範囲ではないが、今日各企業が置かれてい

る海外進出の複雑さと難かしさが表われていて興味深い。
さらに企業の国際化への対応として、見本市への参加、評価をみると、

国外会場での参加企業 二八・九％
うち効果が高い 五五・五％
国内会場での参加企業 四六・九％
うち効果が高い 四八・三％

であった。企業の国際化への対応は積極的で、将来輸出比率を高めたい、とする企業は全体（五九一社）のうち五六・一％であった。これらの企業は次に述べるように、自治体や関連機関との協力、援助を受けて、さまざまな努力を行っており、その結果が地域経済全体の活性化となっている。

五 静岡県の産業施策

ここでは静岡県商工部関連の施策をあげながら、産業との関連を考察していきたい。施策は大別すると三点になる。

一、産業構造の高度化

二、地域経済の活性化

三、企業の経営基盤の強化

である。これらは包括的かつ全般的な産業施策であるが、中でも貿易関連のものは次のようになる。

(1) 貿易振興

ア、貿易情報の収集提供

イ、貿易業態調査

歓迎されている。

これら以外に、県の産業構造を自らを国際化する意味から、外国企業の県への誘致も活発に行われており、一九八二年以降の日本への有力企業の日本進出一六件中、三件が静岡県にきている。それらはスリーエム、ヘヤスト、ジンマージャパンである。

六 今後の方向と望まれる施策

以上述べてきた諸施策と同時に、地域開発と産業の国際化にとって必要な点を次の三点にしぼって述べていきたい。

(1) 地域・地場産業の活性化と国際化

静岡県では、はきもの、玩具、遊具、運動具などで総金額こそ二輪自動車に比べると少ないものの、隠れた輸出入気商品の地場産業がある。はきものはその八五％が中近東向けで、気候、風土にふさわしいよう底を厚くしたりして改良がなされている。また玩具も元来、家具、指物の分野で優れていた土地柄か、戦後、木工模型から始まり、のちにプラスチック模型を作りだし、広く海外の市場へ輸出されている。このような地場の優良産業を育成、助成して国際化を促進することが第一に考えられる。

(2) 先端技術産業の育成、促進

今後第二次産業で製品の高付加価値化が必要になるにつけ、より進んだ技術を導入し、さらにそれを核にした産業の育成がますます重要になるだろう。それにはまた積極的な技術研究開発が必要で、

ウ、貿易関係団体の指導助成
エ、貿易関係セミナーの開催・支援
オ、展示会・見本市等への参加
カ、貿易関係手形の損失補償

(2) 中小企業海外活動促進助成

ア、共同事務所の利用促進
イ、北米での県内企業活動支援
ウ、共同通信の充実強化

(3) 北米貿易駐在員派遣

ア、一般市場調査

イ、発展途上国との競合調査

ウ、輸出好適品の引合あつ旋活動

エ、国際交流関連事業の促進活動

(4) 輸出商品試作助成

輸出雑貨、サンダル、家具等の輸向商品の開発試作助成

これらのうち、中小企業海外活動促進助成の一環として利用が多く成功しているのは、共同通信すなわちテレックスのサービスである。県内の会員中小企業一五一社（昭和五十九年四月一日現在）は、静岡市、浜松市、富士市にある県の事務所から清水市にある県貿易振興会へ電文をファクシミリで送ると、オペレータがそれを海外の取引先へテレックスで打電するサービスである。昨年度は一年間で六、七三〇件の利用があり、中小企業にとっては有益なサービスである。しかしこのサービスは電気通信事業法に抵触するのだが、コスト、利用頻度などの点でテレックスを保有できない中小企業には

それを促進し助成するような対応がなければならぬ。はじめに指摘したように、先端技術産業は「軽薄短小」に代表される特徴をもっていると同時に、エレクトロニクス、ファインケミカル、バイオテクノロジーなどの産業では、「きれいな空気と、きれいで豊富な水」が必要である。その意味からも地方には十分な比較優位があり、これらの産業の中心地になりうる要素がある。いづれにせよ地方自治体、大学、研究機関、産業界の緊密な協力と同時に、基本的には旺盛な企業活力が望まれる。

(3) 人材育成

どのような政策、施策も、必ず人材の確保、育成に尽きよう。しかしこれは大変時間がかかることであり、またそれだけに早く着手しなければならぬ施策でもある。そしてすでに述べたように、地域開発と産業の国際化は単に日本企業の海外進出ばかりを考えるのではなく、日本の資本、労働市場を外国企業にも開放し、積極的な外国企業の誘致によっても一層促進される。地方自治体や地場経済は、そのような開放的かつ自由な発想をもつことが今後さらに要求されてくるであろう。

予定討論（専修大学 鶴田俊正）

地域開発は要素賦存の異なる各地域で、地域の人々の知恵比べという側面がある。産業振興といっても単に貿易を通してのものばかりでなく、情報収集のようなソフトな産業政策もあれば、研究開発、貿易手形の損失補償、企業提携などさまざまなものが考えられる。そこでそもそも産

業政策とは何なのか。クラインは成長と産業のための経済政策であると
し、ノン・スペシフィック、スペシフィック、地域政策、特定企業と四
つに類型化している。そして地域が産業政策を行うことはどういうこと
なのか、また静岡県がどのような意味をもつのかを明確にしなけ
ればならない。

答 産業政策の基本的な考え方を整理し、ご教示頂いたことをまず
感謝したい。地方が、たとえば静岡県が産業振興を行う時は、二つ
の側面で考えたい。気候、風土、地理などの与件的企業環境と、道
路、港湾のような社会資本を中心とする事後的な企業環境である。
各地方はそれらの環境の中で最もふさわしい産業、それは必ずしも
第二次産業に限らず、比較優位のあるもの、さらに国内、海外のマ
ーケットで十分競争に耐えうるものを促進することが地域開発の基
本となる。この点は静岡県が一九六〇年代後半で特に著しく成長し
た背景である。ただし、産業構造の変化の中で最適な分野を探索し
ていくことは容易ではなく、静岡県が八〇年代への対応を完了した
とはいい難いのが現状である。

地域環境管理政策に関する一考察

——所有権からの接近——

一 はじめに

環境汚染の問題は、通常、外部不経済の問題として捉えられる。
そしてその対策としては、周知の如く、一般的には当事者間交渉、
課税・補助金政策、直接規制政策などが挙げられている。この中で
最も正統的な方法とされ、経済学者の多くが熱心に主張するのが
A. C. Pigou 以来の課税・補助金政策である。しかし、現実に課税
・補助金政策が忠実に実行されている例はない。外部費用曲線を正
確に求めることは、実際には殆ど不可能に近いから、ここから適正
な課税額を求めることはできない。一方、直接規制する方法には、
とくに効率的な面から大きな問題がある。そこで問題は、次善の現
実的方法として、予め設定されたある環境基準値（それ自体をどう
決めるかが重大な問題ではあるが）を、如何にして達成するかとい
う問題となってくる。

二 環境汚染防止のための課税政策

——W. J. Baumol の所説を中心として——

それに対する一つの有力な考え方が、W. J. Baumol による環境

熊谷彰矩
〈青山学院大学〉

基準指向型の課税方式である。これは予め定められた一定の環境基
準を達成すべく、*trial-and-error* を重ねて目標値に接近していこう
とするもので、外部費用に関する情報を必要とすることなく、最小
の費用で環境基準値を達成しようする効果的な方法と考えられている。
この方法によれば、確かに最終的には期待される基準値を実現する
ことは可能であるが、①税率の変更は、実際にはそう頻繁には実
行できないであろうし、手続的にも相当の時間を必要とするであ
らう。従って、当初の目標達成までには、かなりの時間を要するこ
とを覚悟しなければならない。②税率の変更が、具体的に汚染者に
どう影響を与え、どのように反応するかは極めて不確実であろう。
環境汚染という、時には重大な事態の発生も予想されるような場合
には、かなりの確実性をもって、且つ、できるだけ速やかにそれを
防止できることが必要と考えられる。（勿論、緊急の事態に対して
は、別的手段、例えば直接規制、道徳的説得などがとられねばなら
ない。）こうしたことから、この方法にも実行可能性の点で疑問が
残る。

三 外部性と所有権——「共有地の悲劇」——

ところで、外部性に関わる問題は、所有権が明確に、そして完全に規定されているならば生じない。所有関係が明確に規定されていれば、意思決定者は他人におよぼす自分の行動のコストを考慮に入れない。それが無い時、しばしば「共有地の悲劇」が生ずる。外部経済に対する一つの対策として当事者間交渉が挙げられるが、これは当事者いずれかに適切に権利を割当てるならば、両者の交渉により、社会的に効率的な資源配分が可能となるという考え方によるものである (Coase の定理)。E. J. Mishan が外部不経済に対して、いわゆる分離施設を設けることによって、この問題を回避しようことを主張したことはよく知られている。その *amenity right* の主張は、これまで所有権のなかったところに、新たに *right* を設定しようとするものに外ならない。これらは外部性の問題に対して、所有権の面から検討することの有効性を示唆するものと考えられる。

四 J. H. Dales の Pollution Rights

——その特徴と問題点等——

かつて J. H. Dales は、一九六八年水質汚濁の問題に対して、*Pollution Rights* という “*economic-legal*” な提案を行った。これは予め定められた環境基準値に対応する一定量の *Pollution Rights* を創設して、これを市場で売買することによって環境基準を確保しようとするものであった。

この *Pollution Rights* の第一の利点は、コスト最小の方法であ

ることである。price incentive を利用する方法は、コストの面から

は有利であることは明らかであるが、この場合、行政コストが他の場合に比べて、極めて小さくて済むことが大きな特徴である。汚染物処理費用を如何にすればミニマムに出来るか、どこまで減らすのが有利か、あるいは料金を払ってでも排出を続けるのが有利か、これらは汚染者自身が最もよく知るところであるが、課税の場合、当局はそれらの情報をすべて事前に正確に掌握していなければならぬ。ところが、この場合は、当局側はこうした情報を一切必要としない。料金、すなわち *right* の価格は、いわば汚染者達自身が決めることになるからである。行政コストが小さいということは、官僚の介入がそれだけ小さいことに外ならない。

次に、種々の変化に対して自動的に、且つ継続的に調整がなされるということがあげられる。インフレーションの進行は、汚染税の実質価値を減ずることになる。また、人口の増加、産業活動の進展は、税率の引上げを要求することになる。環境の維持を図ろうとすれば、こうした事態に対して、当然新しい税率の検討が必要となる。しかし、この方法では *right* の価格が自然に上昇して調整するので、何ら新たな措置を講ずる必要はない。

さらに、利点として *right* の発行量が環境基準値に直接リンクされているため、如何なる状況の変化が生じても基準値を越える汚染度の進行は阻止することができ、その効果は直接的、且つ確実であることが挙げられる。課税システムの場合、その効果は不確実であるのに加えて、それが現れるまでにはかなりの時間を要する。効果が確実であるということは、既述の *trial-and-error* を繰り返して模

索していく方法には見られない利点で、環境政策を実施する上で、その意味は極めて大きい。

ところで、そもそもこのような市場を現実に行うことができるのか。市場参加者が僅かであれば、価格のシグナルも意味を持たない。買手独占の出現も市場の正常な機能を妨げる。地区別に汚染量を定めるとしたが、その範囲を狭めれば狭めるほど、地域に即した基準が期待できるが、他方、買手独占の出現が懸念される。

そこで、地域区分に関連して *right* をどのように配分するかが問題となる。Dales は最初現在の汚染者に配分し、その後の調整は競売によるとしている。最初から競売にかけるとは、技術的にもかなり無理があるが、社会的にも過大な負担を強いることにならう。先の Mishan は、競売の方法そのものに強い疑念を表明している。ただここで、*right* の賦与は、その売買を通して所得移動が生じるから、資源の効率的配分が仮りに実現したとしても、所得分配上の効果は無視できないものがある。

right の発行は、一年毎あるいは五年毎としているが、多種類の発行は柔軟性をもたせる意味で有効である。人口の増加、環境の変化などに的確に対応するためには是非必要であろう。

では、この *Pollution Rights* の実際はどうか、現在、最も一般的なものとして、二企業間での排出枠の取引を意味する *offset policy* がある。ある地域の環境の質が定められている場合、新規参入者は、その参入によって発生が予想される汚染物の増大を *offset* (相殺) できるように、既存企業から排出枠を買取らねばならない。例えば、カリフォルニアのオハイオ基準は、ロングビーチの新しい

ドック建設に対して、既存工場の汚染を買取るように提案している。交換は殆んど一つの商品のようになつてしまつた」という。このような *offset policy* は、EPA が一九七八年にこれを認めて僅か一年後には一〇〇件余に達したといわれる。その他、これと類似した政策に、*bubble bank* などがある。これらはいずれも未だ二者間の取引であり、頻繁に売買されるものではなく、「市場」にはほど遠いものではあるが、近年、現実的な環境政策として評価されつつあることを示すものといえよう。

五 Pollution Rights 政策の意義

最後に、この *Pollution Rights* フロントの意味するものを考えてみると、その主張は、大よそ次の三つの内容からなっていると考えられる。

- (1) 「汚染する権利」を確立し、これを市場において売買可能なものとして置くこと。
- (2) *Pollution Rights* を予め定められた環境基準値と直接結びつけていること。
- (3) その価格の決定を、市場における需要と供給に委ねていること。

それでは、これらは何を意味するのか。

まず(1)は、いわば所有権を明確化することの重要性を意味するものである。Mishan は「何よりも大事なことは *amenity rights* という形で包括される倫理的、経済的原則が、ともかくも第一義的に法律によって受け容れられるということである」とし、*amenity* を

享受する point が法的に確立されるべきことを主張した。他方、Dales は、「汚染する権利」の確立を主張している。両者は一見、相反するように見えるが、環境汚染という現実に対して、所有権（利用権）の確立を主張している点では同じである。Dales 自身も、両者は much the same thing であるとし、汚染権を考える方が、amenity rights よりは実際的であるからとしている。「現行の法律のもとで、何が費用であるのか」ということ、そもそも何を費用として計上すべきかということがまさに問題の核心である」(Mishan) それは所有権の明確化によって初めて可能となると考えられる。

外部不経済の問題が論ぜられるとき、しばしば所有権の問題には直接ふれることなく、直ちに内部化のための方策が論ぜられることが少なくない。しかし、まず所有権そのものを最初に問わねばならない。所有権が曖昧のままであれば、外部効果が発生するのも極めて当然である。環境資源の多くは、これまでわれわれの共有資産であったから、所有権が不明確なままとなっている。勿論、ただ所有権を明確化しさえすれば、場合によっては私有化すれば、問題が解決するわけでは決していないが、所有権を明確に規定することがまず第一歩である。（ただ、他方において、分配に関わる重大な問題が生ずることも銘記すべきである。）市場のシステムが、私的所有権の上に立っていることは今さらいうまでもない。とすれば、所有権のもつ意味を常に配慮すべきであろう。

次に、(2)および(3)は、市場性許可証政策が有効な政策手段となりうることを示唆するものである。環境汚染防止のためのオーソドックスな政策手段としては、通常、課税・補助金、直接規制、あるいは

は当事者間交渉などが挙げられることが多いが、これらに加えてこの市場性許可証政策も考慮されるべきではないか。環境への確実な効果が期待され（その意味では規制政策に近い）且つ、市場のメカニズムを上手く活用する方法は、従来殆んど軽視されてきたが、環境政策の一つとして再検討する価値がある。

環境問題の場合、基準値が順守されることは極めて重要な要件である。いまなお、直接規制政策が環境問題で主流となっているのも、まさにそのためである。しかし他方、その直接規制で、最も問題となるのは効率性に劣ることであった。そこでこの両者の利点を上手く生かすべき方策が求められねばならないが、そうした観点からこれを見るならば、検討すべき余地があると考えられる。

この政策によれば、ある活動に従事するには許可証を必要とするから、その発行される許可証の量がその活動の総量を決めることになる。これには、通常の課税政策には見られないいくつかの利点がある。

①当該活動は発行される許可証の量によって決められるから、直接的であり、その効果についても確実である。

②経済活動の種々の変化（人口、所得、貨幣価値等）に対しても、そのための調整は何ら必要としない。自動的に価格が調整する。

③市場の中で価格づけがなされるから、行政からの不当な介入は回避しうる。

（ここでは、後者の問題については、その有効性を指摘するに与えたい。）

このように Dales の提唱した Pollution Rights には問題がある

にせよ、地域的な固定発生源による環境問題を考える際、いくつかの有効な示唆を与えるものではないかと考える。

本報告に対しては、郡嶋考先生（同志社大学）から、所有権の内容、分配の問題等につき、貴重なコメントをいただいた。更に、重要な文献の所在についても御教示いただいたことに深甚なる謝意を表したい。

また、座長の尾上久雄先生（京都大学）からは、報告後、有益なアドバイスを賜わった。ここに衷心より御礼申し上げる次第である。

産業政策に関する一考察

——各国の経験をふまえて——

原 豊
〈青山学院大学〉

産業政策が脚光を浴びてきたが、産業政策の概念や政策効果に関する研究者のアプローチと認識は多岐・多様である。にも拘らず、現実経済の場においては、日米貿易摩擦の主要論点の一つとなったように、産業政策はその有効性が認知されたかのごとくに取扱われ、さらにその新しい導入が試みられようとしている。

だが、たしかに産業政策の有効性は認知されたものなのか、また、よしんば有効性が認知されるとしても、どのような条件下において、そうなのか、をもっと検討して見る必要がある。かつて報告者は、産業政策の概念その他の研究について不十分ながらも政策学会年報でサーヴェイしたことがあるが（一九七八年版）、ここでは上記の問題について、主として日、米、仏など主要先進工業国の産業政策の経験を手がかりに私見を述べる。

二

産業政策に関する認識が多岐に分れるのは、産業政策の発想と目標が国（政府）によって左右すること、国と産業との係り方が各

国固有の問題と状況に応じて相違してきたことに由来している。

産業政策を産業成果に影響を与えるために政府がとる保護・援助・介入・規制行為と広義に解すれば、それは近代国家の成立以来様ざまな形で実施されてきたし、その理論的根拠は、重商主義以来、系統立ってはいないものの、今日まで引続き提示されてきた。こうして、各国の現実の産業政策は、その時代的課題の制約の下に様々なパターンとなって現われている。

たとえば、わが国においては、明治政府の中心人物、大久保利通の手になる『勸業建白書』（明治七年）には、「大凡国ノ強弱ハ、人民ノ貧富ニ由リ、人民ノ貧富ハ物量ノ多寡ニ係ル。而シテ物産ノ多寡ハ、人民ノ工業ヲ奨励スルト否ザルトニ胚胎スト雖モ、其源頭ヲ尋ルニ、未ダ嘗テ政府政官ノ誘導奨励ノ力ニ依ラザルナシ」と述べられており、明治政府はその初期にはそうした発想から産業育成のための政策を積極的に導入している。

このように、産業政策は古くから実施されているが、現代（第二次大戦後）の経験に立てば、その主要な類型は、大きくみて、(1)資源配分の是正・効率化を目標とするもの（資源配分的産業政策）、(2)産業の保護・維持を目標とするもの（調整的産業政策）、(3)産業

成長・産業構造の高度化を目標とするもの（成長促進的産業政策）に分けることができる。これらはすべて市場メカニズムを基礎的な機能としていることでは共通している。そうした前提の下で、次の三つの課題に基づく産業政策の論理が対応する。すなわち、(1)市場メカニズムの不完全性と限界の存在、(2)産業調整問題の発生、(3)動的比較優位の獲得。これらの課題を解決することがとりも直さず、産業政策の目標である。

以上の三つの類型ないし目標と、産業政策の手段としての規則（ルール）、規制（レギュレーション）、調達（プロキュアメント）、補助金（サブベンディ）、国有化（ナショナルライゼイション）などを組み合わせることによって、多彩な個別的政策パターンが編成される。

いかなるパターンが編成・実施されるかは、各国政府の政策発想と経済的要請によって規定されるが、その有効性についてははっきりと確認されているわけではない。各国とも、産業政策はもつとグローバルな政策、たとえば財政・金融政策や経済計画の枠内で実施されており、産業政策自体の目標達成効果をとり出して測る適当な基準は見出し難い。

だが、現実には、その有効性が確認されたかのごとくに、各国政府は数々の産業政策を実施し、時には国際摩擦の火種にもなっている。しかし、産業政策が有効と判断されるのは、いかなる根拠もない文脈によるのかはいまだに明確に答えられてはいない。

三

産業政策を積極的に実施し、一応の成果を収めた国として、しば

しばわが国とフランスがあげられる。このうち、わが国の産業政策についてはサーヴェイで触れているから詳説は避けるが、産業発展の成果は、主として民間企業のもつ活力と厳しい競争秩序からもたらされたものであり、その政策効果については、産業基盤部門ならびに鉄鋼、自動車のごとき特定の素材・加工部門に部分的に現われたことでは、わが国の多くの研究者の間に広い合意があるが、産業政策全体としての積極的な評価は与えられていないといつてよい。

たとえば、鶴田俊正は、政府直接介入は主として中間部門、素材産業を中心に行なわれ、最終需要に直結する加工産業には間接的誘導以外ほとんど行なわれなかったことと、経済実体の中に競争秩序を求めようとする動きがあり、政府介入の枠を突き破って市場の論理が貫徹したことに、日本経済の良好なパフォーマンスをもたらした理由を見出そうとしている。

また、中村秀一郎は、市場原理が生かされ、積極的な経営マインドをもつ企業家の下で国際水準に向っての競争が展開されたため日本産業の発展の可能性が実現したことと、国際環境もそれに有利な状況が続いたことを指摘し、日本産業の繁栄に偶然性が大きいに寄与したことを強調している。

ただ、最近の海外の産業政策への関心は、目標設定（ターゲット）方式に集中している。通産省の支援した超LSI（超大規模集積回路）研究プロジェクトは、政府が開発目標を設定し、それを資金的に援助し人員計画に参画して日本のIC産業の国際競争力の強化を急速に実現させた有効な産業政策の好例として引合いに出され、自由な競争原理にそぐわないとしてとくにアメリカにおいて批判の

的となつてゐる。これとても、政府の直接介入ではなく、また日本のみならず他の先進諸国でも類似の形で実施されている方式である。たしかに超LSI研究プロジェクトは成功の部類に入るとしても、一事が万事、日本の産業政策がこのようなねらいの下で実施され成功を収めているわけではないし、またそれがアメリカ産業の劣勢をもたらした主因でもない。

次に、中央集権的な官僚制国家であるフランスは、コルベールテイゾムの伝統の下に保護主義的傾向を強くもつとともに、エタティスム(国家統制主義)とディリジスム(計画経済主義)の國として、政府の民間経済への介入・規制に対して国民はさほど異和感をもたない。そのような背景の下で、フランスの政府は、戦後、第一次経済計画から今日の第九次経済計画までの各計画とリンクさせつつ産業政策を実施してきた。しかし、今日のフランス産業の苦悩が証明するようにその効果は期待されたほど大きくはない。まず、ドゴール体制下の産業政策は、アメリカや西ドイツの大企業に対抗しうるフランス企業を再編成を通じてつくり上げ、「偉大なフランス」実現の手段とするというきわめてナショナリストイックな性格をもつと同時に、フランス産業の停滞を防ぐという調整的な産業政策の色彩を濃厚に帯びていた。つづくジスカール体制下では、いわゆる組織された自由主義の発想、シラクの「産業の再展開」計画、さらにバール・プラン第二期の自由化措置によって、「偉大なるフランス」志向に代えて、もともと競争マインドの乏しいフランス企業の活性化のために市場原理の尊重と競争政策の推進、中小企業政策の重視、電信、航空機、原子力エネルギー部門の優先的育成を主要な

柱とする産業政策が展開される。だが、その調整的な色彩は払拭されず、国際競争力の改善にも目立った効果は現われていない。これは、L・ストルリュエー、J・カレはじめフランスの多数の研究者たちも認めるところである。

現在のミッテラン体制は、この反省にたつ政策スタンスをとるところか、経済への政府介入の度を高め、「大きな政府」を指すとともに、銀行、保険、鉄鋼、軍事、原子力などの広範な業種のほかに優良な大企業までを国有化する計画を打出したがもとより成功せず、目下は鉄鋼業の合理化を促進しようとして労働者の強い抵抗に遭遇している状況である。

日本、フランスとは対照的に産業政策に否定的な立場をとる國としてアメリカが引合に出される。アメリカでは、伝統的に、政府は自由企業体制を原則とし、市場メカニズムの機能に期待してきた。したがって、独占対策としての反トラスト政策は前世紀末から実施しているものの、アメリカの産業政策の特徴としては、(1)財政・金融政策を中心とした総合的政策運営(グロバー・ステアリング)が基本、(2)国内市場を対象としない、(3)(軍事関係を除き)特定産業を目標としない、という三点が指摘されている(O・E・C・D編『アメリカの産業政策』)。

だが、アメリカでは、輸入規制策、特定産業の政府規制、政府調達および研究開発補助、環境規制などがアドホックで部分的ながらかなりの領域と規模で実施されているのが現実である。因みに、各國の政府による輸出補助についてみても、アメリカのそれは規模では最大、輸出に占める割合では、自由競争秩序を厳守する西ドイツ

に比べて格段に大きく、わが國と肩を並べてゐる。

それ故、アメリカ政府は、日本の通産省のような産業政策を中心に実施する所轄官庁をもたないが、「多くのアメリカ人が信じているほど産業政策に無知ではないし、また不慣れでもない」(C・ジョンソン)。もつとも、産業政策の効果について近年は批判が強く、カーター政権、レーガン政権とひきつづきとくに政府規制は縮小の方向にある(デレギュレーション)。逆に、有効な産業政策の一つとして、政府援助による民間企業の協同的技術開発が促進されようとしている。これは、日本のVLSI研究プロジェクトの成功が範となつてゐるとみられる。

ともあれ、以上の日本、フランス、アメリカの産業政策を前述の三つの類型に当てはめれば、日本の産業政策は主として(3)、フランスは主として(2)、アメリカは主として(1)に分類できるであろう。

四

この三類型は、それぞれの政府の基本的な政策発想と対応する形となつてゐるが、産業政策とは何よりも政府が自国産業に対する評価と求めているあり方を示すものと解すれば、容易に理解ができる。

J・アベグレンは、明確なことは、それが首尾一貫したものであれ、互いに矛盾しているものであれ、政府の自国産業に対する姿勢の集合体が一つの産業政策を形づくつてゐるという事実であるといふ。たしかに、一定時期の産業政策(たとえば、重化学工業化政策)とはそのような性格のものであり、何らかの政府の姿勢を公示して民間企業に一定の方向性を与えようとするところにその主なね

らいを求めることができる。その意味からは、全体としての産業政策の有効性は、それを構成する個別的な政策(たとえば、鉄鋼業の合理化計画)の有効性とはレベルを異にしており、そのかぎりではある程度の政策効果は期待できるものといえる。

そうした観点と各國の経験から産業政策を改めて見直すとすれば、大体次のごとき暫定的結論がえられるのではないかと思われる。

(1) 民間企業が競争意欲と成長活力をもち現実に競争が展開されていないければ、産業政策は有効な成果を生まない。そのためにも、政府の介入は可能なかぎりひかえるのが好ましく、また産業政策と併行して競争秩序の維持政策を機能せしめる必要がある。

(2) 政策目標としては、方向性をはっきり示しうるもの、明確かつ具体的なイメージと結びつき易いものが望ましい。その点、たとえば、重化学工業化は目標として好ましいが、知識集約化はそうではない。

(3) 調整的政策は、(1)の条件が満たされぬ場合には有効でないが、調整が必要とされるのはそうした場合が多いというジレンマがある。

(4) 個別的な政策の中で今後その効果が期待されるのは、研究開発政策であろう。とくにリスク・インベスメントの大きいこの研究開発分野では、政府の間接指導による民間企業の協同的研究開発が促進され、それが国際的な展開をとげる可能性が大きいものと思われる。

以上は報告を簡単にまとめたものに過ぎない。有益なコメントを戴いた小西唯雄教授に厚く御礼を申し上げます。

公企業の料金設定について

——二部料金制を中心として——

一 はじめに

周知のように、公企業の料金設定に関する理論的分析は、資源配分上の効率性と独立採算制の維持という観点から進められてきたが、近年、とくに七〇年代以降、公企業の料金政策の目的の一つとして所得分配の側面をも組み込む試みが見られる (Feldstein [6])、[7]、[8])。Feldstein [6] は、これら三つの観点から、二部料金制の下で望ましい料金の方を探っている。

ところで、二部料金制とは基本料金と従量料金の二つの部分からなる料金体系であるが、このうちの基本料金部分は、彼の分析において、当該の財・サービスを利用するために一方的に支払わざるを得ないもの——即ち、消費者の財・サービス利用から得られる消費者余剰を減じるもの——として捉えられている。しかしながら、この部分を財・サービスをいつでも利用することのできる権利のための支払いとして解釈することも可能であろう (Spemann [9])。消費者は、財・サービスを実際に利用することから生じる満足感とともに、利用しようと思えばいつでもそれを利用できる権利を(たとえば、権利証書という形で)有すること自体からも満足感を得るべ

あろうと考えられよう。

われわれは、二部料金制の基本料金に関するこのような解釈のもとに、上記三つの観点からみた望ましい料金の性質を探ってみたい (詳細は、拙稿 [4] を参照)。

二 モデルの構成

≒人の消費者(≒個の所得階層)から構成される社会を想定しよう。公企業の権利証書と財・サービスの供給は、インターテンポラルな形で行われるとしよう。公企業は、まず第一期に単位料金 w で権利証書を供給し(ただし、これは財・サービスとは異なる連続量単位で測られていると仮定する)、次の第二期に単位料金 m で当該財・サービスを供給する。したがって、本稿の目的は、二部料金 (w, m) の性質を探ることに帰着する。以下必要な用具を準備する。

「需要関数」消費者 i の各期における主体的行動を次のように表わそう。

$$\begin{aligned} \text{第一期} \quad & \max u_i^1(m_i, x_i^1), \text{ subj. to } m_i + x_i^1 \geq I_i^1 \\ \text{第二期} \quad & \max u_i^2(m, q_i, x_i^2), \text{ subj. to } pq_i + x_i^2 \geq I_i^2 \end{aligned}$$

ここで、 u_i^j ($j=1, 2$) は第 j 期の効用関数、 m_i, q_i はそれぞれ第一期 $\max u_i^1(m_i, x_i^1), \text{ subj. to } m_i + x_i^1 \geq I_i^1$ 第二期 $\max u_i^2(m, q_i, x_i^2), \text{ subj. to } pq_i + x_i^2 \geq I_i^2$ の符号条件をみたす費用関数を仮定しよう。

$$c = c^1(m) + c^2(q), \quad MC^1 \geq 0, \quad MC^2 \geq 0 \quad (3)$$

ただし、 $MC^1 = dc^1/dm, \quad MC^2 = dc^2/dq$ である。

「利潤関数」 m の供給による第一期の利潤 π 、 q の供給による第二期の利潤を、それぞれ π_1, π_2 とする。総利潤 π は、 I と p について微分可能な関数として次式で表わされる。

$$\pi = \pi^1(I) + \pi^2(I, p) \quad (4)$$

$$\begin{aligned} \pi_1 &= \pi^1(I) = \int_0^I m - c^1(m) = \int_0^I p^1(I) - c^1(p^1(I)), \quad \pi^2(I, p) = p q \\ & - c^2(q) = p p^2(p^1(I), p) - c^2(p^2(p^1(I), p)). \end{aligned}$$

「ワケト」けられた消費者余剰」 m_i を I で購入することによって得られる第一期のマーシャル流の消費者余剰を S_i^1, q_i を p で購入することによって得られる第二期のそれを S_i^2 とする。

$$\begin{aligned} S_i^1 &= S_i^1(I) = \int_0^{m_i} f_i^1(z) dz \\ S_i^2 &= S_i^2(m, p) = \int_0^{q_i} f_i^2(m, z) dz \end{aligned} \quad (5)$$

ここで、 f_i^j は積分のための逆変数、 a_i, \hat{a}_i は需要量が0となる料金である。また、 $dS_i^1/dI = -m_i, \quad dS_i^2/dp = -q_i$ である。公企業当局が消費者 i に対する評価基準として用いるウェイト(離散的な所得の限界社会的効用)を β_i で表わそう。ただし、 $\beta_i > 0, i=1, 2, \dots, n, \sum_{i=1}^n \beta_i = n$ である。この β_i はウェイト γ_i けられた消費者余剰の総和 S は、

$$S = S(I, p) = \sum_{i=1}^n \beta_i \{ S_i^1(I) + S_i^2(p^1(I), p) \} \quad (6)$$

ぞれ権利証書と財・サービスの量 n はすべての消費者によって購入される権利証書の総数で、 $m = \sum_{j=1}^n m_j, x_j^j$ ($j=1, 2$) は第 j 期のニームール財の量、 I_j^j ($j=1, 2$) は第 j 期の所得である。

ここで、 I_j^j を所与とする m_i, q_i について、それぞれ次の需要関数が得られる。

$$m_i = f_i^1(I) \quad q_i = f_i^2(m_i, p) \quad i=1, 2, \dots, n \quad (1)$$

このそれぞれについて次の仮定を置く。まず f_i^1 の i ($i=1, 2, \dots, n$) について、 f_i^1, f_i^2 は微分可能で、 $dm_i/dI < 0, dq_i/dp < 0$ 、すなわち f_i^1, f_i^2 ($i, j, k=1, 2, \dots, n, i \neq j+k$) について、 $dq_i/dm > 0, dq_i/dm < 0, dq_i/dm = 0$ 、 $dq_i/dm > 0$ のときは、集計的需要量 m が各消費者の需要量に正の影響を及ぼし、一定の p のもとで、彼の消費者余剰を増加させる。一方、 $dq_i/dm < 0$ のときは、過密等が生じるときで、彼の需要量 q_i に負の影響を及ぼし、消費者余剰を減少させる。

と符号条件は、それぞれ

$$\begin{aligned} m &= f^1(I), \quad dm/dI < 0 \\ q &= f^2(m, p), \quad dq/dp < 0 \end{aligned} \quad (2)$$

「費用関数」公企業が直面する総費用は、第一期に m を供給するのに要する費用 w 、第二期に q を供給するのに要する費用 p から構成されるものとし、 m と q について分離可能でかつ微分可能な

で表わされる。

〔目的関数〕 このときの目的関数は、ウエイトづけられた消費者余剰の総和と利潤との和から構成され、

$$W = W(L, p) = S(L, p) + \pi(L, p) \quad (7)$$

となる。

〔動態的限界費用〕 Spremann [6] にしたがって、動態的限界費用 DMC^1 を次のように定義しよう。

$$DMC^1 = MC^1 - \frac{\partial}{\partial m} \left\{ \pi^2(m, p) + \sum_{i=1}^n \beta_i S_i^2(m, p) \right\} \quad (8)$$

これは次のように解釈することができよう。 m の一単位の増加は、それを供給するのに必要な費用の増分とともに、各消費者の主目的行動を通じて彼等の需要量 q_i を変化させ、したがって次の期の利潤や消費者余剰に影響を及ぼす。これらの効果を組み込んだものが、 DMC^1 である。

〔収支制約〕 公企業はある一定額以上の利潤をあげなければならない ($\lambda \geq 0$)、あるいはある一定額以内に損失を抑えなければならない ($\lambda < 0$) という制約下におかれるものとしよう。このとき対応する収支制約集合は、

$$B = \{(L, p) \mid \pi(L, p) \geq b, (L, p) \in R_1^2\} \quad (9)$$

で表わされる。

三 最適二部料金

以上で与えたそれぞれの関数についての仮定をもとにして、最適

一定のとき、公企業当局が高所得者に比し、低所得者に対し高い評価を与えるならば、即ち $\beta_1 < \dots < \beta_n$ ならば、このとき得られる最適二部料金は、(1)の仮定のもとで得られる最適二部料金よりも高くないければならない。つまり、分配上の側面を考慮に入れた時得られる二部料金は、そうでないケースよりも高い所に設定されねばならない。

(3) 分配上の側面を考慮に入れた場合、高所得者に比べ、低所得者の需要量 (たとえば m_i) が少なければ少ない程、分配上の特性 $\sum_{i=1}^n \beta_i m_i / m$ はゼロに近い値をとり得る。一方、低所得者の需要量 (たとえば p_i) と高所得者のそれとの差が小さければ小さい程、 $\sum_{i=1}^n \beta_i q_i / q_i$ は(1)に近い値をとり得る。したがって、一般に、需要の所得弾力性の高いものについては高い料金を、それが低いものについては相対的に低い料金を課すこと(順(需要の所得)弾力性ルール)が要求されるであろう。

主要参考文献

- [1] Baumol, W. J. and D. F. Bradford, "Optimal Departures from Marginal Cost Pricing," *American Economic Review*, 60, 1970, pp. 265-283.
- [2] Feldstein, M. S., "Distributional Equity and Optimal Structure of Public Sector Prices," *American Economic Review*, 62, 1972, pp. 32-36.
- [3] Feldstein, M. S., "Equity and Efficiency in Public Sector

な二部料金の性質を検討する。このときの最大化問題は、

$$\max_{(L, p) \in B} W(L, p), \quad B = \{(L, p) \mid \pi(L, p) \geq b, (L, p) \in R_1^2\} \quad (10)$$

となる。

定理 $\lambda^*, p^* (\lambda^* > 0, p^* > 0)$ を(10)の解とすると、 $\lambda^* > 0, \lambda^* \geq 0$ に対して次の条件が成立する。

$$\left. \begin{aligned} \frac{p^* - DMC^1}{p^*} &= \frac{1}{\varepsilon_1} \left(1 - \frac{1}{1 + \lambda} \frac{\sum \beta_i m_i}{m} \right) \\ &+ \frac{\lambda}{1 + \lambda} \frac{1}{p^*} \frac{\partial}{\partial m} \left(\sum \beta_i S_i^2 \right) \\ \frac{p^* - MC^2}{p^*} &= \frac{1}{\varepsilon_p} \left(1 - \frac{1}{1 + \lambda} \frac{\sum \beta_i q_i}{q} \right) \\ \pi(p^*, p^*) &\geq b \\ \lambda(\pi(p^*, p^*) - b) &= 0 \end{aligned} \right\} \quad (11)$$

$$\varepsilon_1 = - \frac{p^*}{m} \frac{dm}{dp}, \quad \varepsilon_p = - \frac{p^*}{q} \frac{dq}{dp} > 0$$

(11)において、 p^* と DMC^1 のかけ離れは、正(負)の値もとり得る集計的外部効果 $\partial/\partial m (\sum \beta_i S_i^2)$ に依存する。以下では簡素化のため、この効果はゼロであると仮定し、いくつかの性質を導き出そう。

(1) すべての消費者の消費者余剰を彼等の所得(便宜上、 I_j 、 \dots $\langle I_j, j = 1, 2, \dots \rangle$ とする)と無関係に公企業当局が評価するならば、即ち $\beta_1 = \dots = \beta_n$ ならば、(11)の第一及び第二式は周知の逆(需要)の価格弾力性ルールを主張することとなる。

$$(2) \quad m_1 < \dots < m_n, \quad q_1 < \dots < q_n \quad \text{かつ} \quad DMC^1, MC^2, \varepsilon_1, \varepsilon_p \text{ が}$$

Pricing: The Optimal Two Part Tariff," *Quarterly Journal of Economics*, 86, 1972, pp. 175-187.

[4] 今泉博國「公企業における料金形成」田中廣滋編著『現代公共経済論』中央経済社、昭和五十九年十一月。

[5] Manne, A., "Multiple-Purpose Public Enterprises-Criteria for Pricing," *Economica*, 19, 1952, pp. 322-326.

[6] Spremann, K., "On Welfare Implications and Efficiency of Entrance Fee Pricing," *Nationalökonomie*, 38, 1978, pp. 231-252.

(付記)

学会報告の際、奥野信宏先生(名古屋大学)から予定討論者として示唆に富んだコメントを賜った。記して感謝の意を表わしたい。今後、個別的な公企業の料金設定問題を研究課題とした。

マイクロコンピュータ市場の産業組織的分析

——技術革新競争を中心に——

山崎 和郎
 (東北学院大学)

一 はじめに

本報告の目的は、現在成長を続けているマイクロコンピュータ市場を産業組織論の枠組みに準拠し技術革新競争を軸にしながら記述的分析を試みることにある。マイクロコンピュータを現時点で取り上げ分析することは、この市場の歴史からみてやや時期尚早の感もあるが、技術革新競争のダイナミズムをみるためには注目すべき市場の一つであると思われるのであえて取り上げることとした。

以下で扱うマイクロコンピュータ(以下マイコンと略記)とはコンピュータ本体、入力装置、出力装置、および外部記憶装置などの周辺装置を標準的な構成とするものをいう。価格としては本体のみで一〇〇万円以下、標準周辺装置を含めて三〇〇万円以下の機種(一九八三年時点)を考へることとする。このように範囲を限定されたマイコン市場を構成する企業数は多く、中・小企業および外資系も含めれば日本市場でも五〇社を超えらるといわれている。

二 市場の成長率

マイコンの日本市場での動向は、日本電子工業振興協会の調査に

よると表1の通りである。出荷台数・金額の倍率欄をみると、この市場は一九七八年度以降いずれの年度も実績値で二倍以上の成長を達成していることが分かる。このような急成長が、マイコン市場の第一の特徴といえることができる。

三 集中度——市場構造——

マイコン市場の集中度に関する時系列の詳細なデータは現在のところ見当たらないが、日本経済新聞社の調べによると一九七九年から一九八三年の主要メーカーの台数シェアの推移は表2の通りである。この表から読み取れる事実は次のようなことである。①初期の段階でアメリカ勢に遅れをとっていた日本電気はPC-8001の人気を契機にして売り上げを伸ばし一九八三年には五〇%台のシェアに達し、二位以下のメーカーを大きく引き離している。②また導入期に売り上げを伸ばしていたシャープと日立は次第にシェアを落とし、③逆にFM-8以後本格的にこの市場に参入を開始した富士通が着実に追い上げてきている。④早い時期に参入したソードの健闘、⑤上位五位以下のその他の企業のシェアが僅かずつではあるが着実に伸びてきており、日本電気および富士通のシェアは拡大して

表1 日本のマイコン市場の年度別出荷実績および予測

年度	総出荷台数 A	台数 倍率	うち輸出台数 B	国内出荷台数 (A-B)	台数 倍率	総出荷金額	金額 倍率	うち 輸出金額
1976	9,976	—	833	9,143	—	5,979	—	
1979	46,402	4.65	10,035	36,367	3.97	15,949	2.67	
1980	110,610	2.38	16,836	93,774	2.57	33,679	2.11	
1981	282,759	2.55	53,425	229,334	2.44	107,019	3.18	
1982	762,166	2.69	79,115	683,051	3.02	231,352	2.16	
1983*	1,014,800	1.33	186,400	828,400	1.21	283,925	1.23	47,800
1984*	1,491,800	1.47	326,200	1,165,600	1.40	376,520	1.33	72,168
1985*	2,002,500	1.34	462,200	1,540,300	1.32	470,890	1.25	100,266
1990*	5,047,400	2.52	1,818,100	3,229,300	2.09	986,060	2.09	314,551

(出所) 日本電子工業振興協会調べ。

『コンピュータビオ』1983年12月号, 1984年4月号, および『電子工業月報』1983年5月号に基づき作成。

(注) *印 : 1983年10月時点での予測値。

金額単位: 100万円。

表2 日本のマイコンの台数シェア推移(歴年)

メーカー	1979*	1980	1981	1982	1983
1 日本電気	27.5%	41%	44%	45%	50.0%
2 富士通	6	12	12.0
3 シャープ	34.5	29	22	17	10.0
4 ソード	8.0	6	...	6	4.5
5 日立製作所	16.1	12	9	5	4.0
6 沖電気工業	...	2	5
7 アップル	7.5
その他	6.3	10	14	15	19.5

(出所) 日本経済新聞社調べ。

北原・青木[1], 日経産業新聞1984.6.1,
 東洋経済新報社『統計月報』1983年9月号, 1984年
 9月号より作成。

(注) 1979年については年度データである。

いる反面上位五社全体のシェアは低下しているなどの様子が読み取れる。またこの市場の集中度の類型を暫定的に表2に基づいて考えると、一九七九年から一九八三年のどの年をとっても、公正取引委員会による静態類型では高台型に分類される。

これらの資料から、この市場の集中度が流動的なのかあるいは安定的なのかは、現在の段階では速断できない。現在この市場は成長期と考えられるから、一般的には市場が流動的でありしたがって集中度の変化もありうると思われる。しかし逆にトップ企業である日本電気の早い時期での四〇%から五〇%台のシェアの確保および二位以下の企業との格差は暫く変化しそうにも見えない。この市場

はソフトウェアの蓄積と質がその普及に大きなウェイトを持つために一度確立されたシェアはなかなか崩れないという側面もあり、成長期において既に安定的な高品位型の寡占市場が確立されたとも考えられる。この点については今後の動向に注意して判断を下す必要がある。

四 技術革新競争——市場行動——

(1) 新機種開発競争

マイコン市場における競争の特質はまず新機種開発競争であろう。日本のマイコン市場の本格的展開は、日本電気のPC-8001に始まると言えるが、その後各社による新機種開発競争が多様な様相で展開されはじめた。この時期の新機種開発競争の特徴としては次のような点が挙げられる。

① 各価格帯で多様な機種が相次いで発売されたこと。多様な機種の発売の中でも8ビット・マシンに加え16ビット・マシンの登場（ビジネスユースにも十分耐え得る処理速度と記憶容量を実現）、ハンド・ヘルド・コンピュータの発売、低価格のMSXマシン（ハンドの仕様統一による互換性の実現）など注目に値しよう。

② 各機種の性能向上が各価格帯について行なわれたこと。例えば、PC-8001（一六八、〇〇〇円）は三年四か月で性能の向上が計られPC-8001mkII（二三三、〇〇〇円）として発売された。この新機種発売は富士通のFM-7等との競争に対抗するために行なわれたものと思われ、価格が低下しかつ性能は向上するといえるものであった。日本電気のその他の機種ならびに各社の各機種に

ついても同様に活発な新機種開発競争が展開された。また、これらの性能向上に伴い次第に商品寿命が短縮される傾向が見られる点も注意を要する。

このようにマイコン市場の新機種開発競争は様々な次元で行なわれているが、これらを総合的に見れば性能が向上しかつ価格低下という技術革新競争の良循環が原則として支配していることが見てとれる。また商品の多様化が進み様々なニーズに答えられるようになったと見られる。

しかし全ての面で良いことばかりではない。例えば激しい新機種開発競争により商品寿命が極度に短くなることは、良質のソフトウェアの開発・蓄積が十分に行なえない等の問題が起こる。この点はマイコンの利用効率ソフトウェアに大きく依存していることを考えると無視できない点である。また各機種間の互換性の不足、各機種間の接続の困難さなど利用効率上のマイナス面もみうけられる。

(2) 参入・退出状況

相次ぐ新機種開発競争の過程で、この市場への参入および退出状況はどのようなものであつたらうか。日本および若干のアメリカの主要メーカーについてこの状況をまとめたものが表3である。

日本ではソード電算機が一九七七年と早い時期に参入し、その後、日立、シャープ、日本電気、沖電気工業、富士通などを始めとして相次いで参入を果たしている。この市場への参入はコンピュータ・メーカー、総合電気メーカー、事務機器メーカーなど隣接する分野からの、しかも大企業の参入が多く、それと同時にベンチャー・ピ

表3 マイコン・メーカーの参入状況

メーカー名	参入年	参入機種名
ソード電算機	1977	M-200
日立製作所	1978	ベータ・マスター-L1
キャノン	1978	AX-1
シャープ	1978	AX-80K
日本電気	1979	PC-8001
横河ヒューレット・パッカー	1979	HP-41C
三洋電機	1979	PHC-3100
沖電気工業	1980	if-800モデル10,20
カシオ計算機	1981	FX-9000P
富士通	1981	FM-8
シテムズ・フォーミュレート*	1981	BUBCM80
パナファコム	1981	パナファコムCファミリー
松下電器産業（松下通信工業）	1981	JR-100
ティアック	1981	PS-9816
三菱電機	1982	Multi-16
東芝	1982	PASOPIA
日本楽器製造	1982	YIS-PU-1-10
エプソン	1982	QC-20
日本オリベッティ	1982	L1-M20
工人社	1982	Micro Decision
トミー	1982	びゅう太
内田洋行	1983	USACカマラード
日本IBM	1983	IBMマルチステーション5550
アメリカ		
アップル	1976	APPLE I
コモドル	1977	PET-2001
タンディ	1977	TRS-80 Model I
オズボーン*	1981	OSBORNE 1
IBM	1982	IBM-PC

* 印のメーカーに、1983年に退出した所謂ベンチャー企業である。
 (注) メーカーは参入年が確認できたものを掲げてあり必ずしも網羅的ではない。
 ASCII, コンピュートピア, 日経パソコンなどの各号の資料より作成。

入の可能性を支配していたと思われるが、成長期には資金力あるいは販売力をもとに持ち合わせた企業が競争力を持つようになったと見られ、ベンチャー・ビジネスなどの技術力、アイデアのみによる参入が相対的に困難になり、また仮に参入できたとしても大きなシェアを獲得することが難しくなってきた。マイコンの生産面での参入とは別に販売面での異業種参入が盛んになりつつある点もこの市場の特徴の一つといえる。

(3) OEM供給

OA機器、家庭電気製品、乗用車など行なわれているOEM供給がマイコン市場でも盛んに

ジネスの参入も、数は少ないが並行して行なわれている。日本における参入企業は大多数が大手の資金力ならびに販売力に富んだ企業であり、早い時期にシェア確保をねらう戦略を展開している。

このような展開をみると、導入期には機種の性能の良し悪しが参

行なわれており、この市場の生産・供給形態の一つの特徴となっており、注目すべき企業間関係である。事実関係については光田(2)などを参照されたい。

五 おわりに——若干の結論——

以上マイコン市場の分析を現在利用可能な資料の範囲内で試論的に行なつて来た。ここで今までの分析で明らかになったことを要約することで結論に代えたい。

①マイコン市場の生産はここ数年毎年倍増するという急成長を遂げており、一九八三年以降も五〇%近くの成長が予想されている。
②マイコン市場における技術革新競争は、主に新機種開発競争および各事業分野からの参入競争という形をとって行なわれている。またOEM供給という特殊な供給形態も一つの特徴といえる。
③新機種開発競争は複雑な様相を呈しているが、例えば8ビット・マシンから16ビット・マシンへと性能の向上が計られたり、各価格帯の多様な機種の発売あるいは同系列の機種での性能向上が計られるなど激しい競争が続けられている。
④マイコン市場への参入は、原則としては大手企業およびベンチャー企業の参入が並行して行なわれている。しかし成長期に入ると特に機種の性能だけではなく資金力、販売力、ブランド・イメージなどの競争力が強く作用するようになり、ベンチャー企業が参入して大きなシェアを獲得できる機会は導入期に比べて小さくなったものと見られる。
⑤現在までのマイコン市場は、総合的にみれば産業組織上、性能が向上しかつ価格が低下するという競争の良循環が支配的であり、市場成果は概ね良好であると思われる。
⑥しかし集中度の推移を見ると、成長期であるにも拘らず既に高位型の寡占市場が確立されたとも見られ今後の市場の動向が注目される。
⑦また激しい新機種開発競争により過度に商品

寿命が短くなると、良質のソフトウェアの開発・蓄積などが十分に行なえないという弊害も現われる。また異なる機種間のソフトの互換性が実現しにくくなり、また異機種間の接続も促進されないなどの使い勝手の悪さも目立つなど部分的とはいえマイナス面も現われている。

* 紙数の制約により影山傳一先生(千葉商科大学)よりいただいたコメントとそれに対する答を割愛せざるをえなかった点御了承下さい。また詳細な事例・資料については山崎「3」を参照して頂ければ幸いです。

参考文献

- 〔1〕北原正夫、青木良三『コンピュータ業界』(産業界シリーズ30)、教育社、一九八二年。
- 〔2〕光田一徳「市場拡大に拍車をかけるOEM機」、『日経パソコン』一九八三年十二月二十六日号(第五号)。
- 〔3〕山崎和郎「マイクロ・コンピュータ市場の産業組織的分析——技術革新競争を中心として——」(1)(2)、『東北学院大学論集——経済学』一九八四年三月、十二月。

IS-LMモデルとマネーサプライコントロールについて

名取 昭弘

〈亜細亜大学〉

一 はじめに

マクロ経済理論の領域において、有効需要が如何にして決定されるかについては、これまで一般にケインジアン・アプローチとマネタリスト・アプローチの二つが考えられてきた。前者は言うまでもなく、ケインズ理論を受け継いだポスト・ケインジアン達によって展開されたもので、有効需要の変化を主にフロー量としての貯蓄・投資によって説明しようとする、いわゆる「貯蓄・投資の有効需要(所得)決定理論」である。これに対して、後者はM・フリードマンを中心とするマネタリスト達によって展開されたもので、主としてストック量としての貨幣残高に注目して有効需要の変化を説明しようとする、いわゆる「貨幣需給の有効需要(所得)決定理論」である。

最近では「貨幣の再発見」や「金融政策の復活」の流れを反映して、両アプローチともマネーサプライコントロールの重要性つまり貨幣量変化の総需要への作用の重要性を十分に認めるようになってきており、分析上はかなり接近した主張となつてきているといえるが、金融政策(マネーサプライコントロール)の効果については、ケインジアンが利子率への直接的な効果を重視するのに対して、マネタ

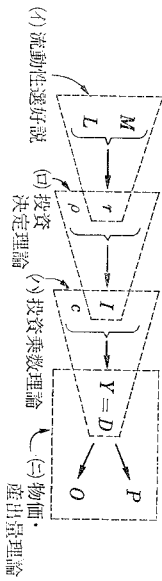
リストはこれを認めず、専ら総需要への直接的な効果を重視する(利子率はその結果として変化する)というように、両アプローチの間には依然として大きな隔りが存在している。
本稿では、利子率をめぐる両アプローチの差異に注目して、その理論的根拠を明確にするとともに、両アプローチの総合とされるヒックス流のIS-LMモデルを用いて、両アプローチの利子率観の差異が貨幣量変化の総需要(所得)への作用過程でどのように現れてくるか、その調整過程を疑似動的に考察する。

二 二つのアプローチの基礎理論

ケインジアン・アプローチとマネタリスト・アプローチの利子率観の差異は、本質的には、前者がケインズ理論に基づき、また後者が貨幣数量説に基づいていることにあることは言うまでもない。

ケインズ理論は実物経済と貨幣経済の総合を図る完全なる貨幣経済理論の建設と貨幣数量説の一般化を企てたもので、その体系はおよそ次のように要約できる。すなわち、(i)貨幣量の変化は流動性選好関数と相俟つて利子率を変化させ、(ii)この利子率の変化は資本の限界効率表と相俟つて投資量を変化させ、(iii)この投資量の変化は消費関数と相俟つて総需要(所得)を変化させる。そして最後に(ii)そ

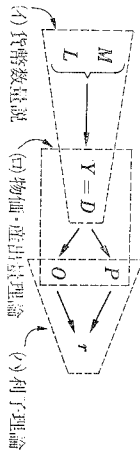
の総需要の変化が産出量との関係で物価水準を変化させる、というものである。これは次のように示すことができる。



(ただし、Mは貨幣(供給)量、Iは貨幣需要量、rは名目利子率、 ρ は資本の限界効率(実質利子率)、Yは投資量、 c は限界消費性向、Yは名目所得、Pは物価水準、Oは産出量(実質所得)である。)

すでに周知のように、この理論はその後ポスト・ケインジアンに受け継がれ、一時貨幣量変化の総需要への作用が全く無視されてしまい、投資乗数理論だけが強調されたことがあったが、最近の貨幣重視の傾向に伴い、再びこの理論への帰属が起ったのである。

他方、最近のマネタリズムの主張は、古典的な貨幣数量説をベースにしており、(i)所得速度の相対的安定性のもとに、貨幣量変化の総需要(所得)への直接的な作用を重視し、これに(ii)調整速度や予想値を導入して、総需要の物価・産出量への配分問題を分析し、さらに(iii)物価変化による実質貨幣残高変化の経済活動に及ぼす作用(ビッグ効果)や、(iv)物価予想変化による名目利子率変化の経済活動に及ぼす作用(フィッシャー効果)などを分析している。これは次のように示すことができる。



以上のように、ケインジアン・アプローチもマネタリスト・アプローチも、貨幣量変化(マネーサプライコントロール)の総需要(所得)への作用を共に重視しているという点では、かなり類似した主張となっているが、前者では貨幣量変化によって利子率が直接に変化し、しかも貨幣量と利子率とは負の関係にあるとみなされているのに対して、後者では貨幣量変化による総需要(所得)変化の結果として利子率が変化し、貨幣量と利子率是不変ないし正の関係にあるとみなされており、両アプローチは鋭く対立しているのである。

三 利子率のスナック・バック効果

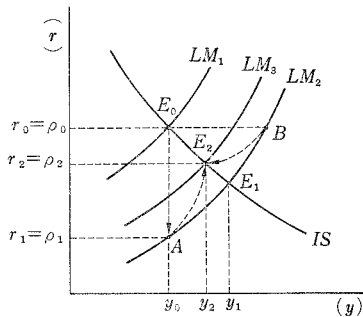
このような対立を生む原因は一体何であろうか。この点について一つの示唆的な答を提示したのはW・E・ギブソンである。彼はケインズ流の流動性選好説に基づいて、貨幣需要分析を中心に両アプローチの差異を指摘した。彼によれば、一般的な貨幣供給均等式は $M = P \cdot L(r, y, P_0)$ (ただしPは物価、rは利子率、yは実質所得、 P_0 は物価予想変化率)で示され、貨幣需要と利子率の間には、(i)流動性効果 $\partial L / \partial r < 0$ 、(ii)所得効果 $\partial L / \partial y > 0$ 、(iii)物価予想効果 $\partial L / \partial P_0 < 0$ の三つの効果が考えられるという。そしてケインジアンの場合は、このうち流動性効果だけを捉えたのに対して、マネタ

リストの場合はこれら三つの効果を総合的に捉えたことが両アプローチの利子率観の差異を生じさせたと論じたのである。いま何らかの理由で貨幣量が増加すると、まず流動性効果によって利子率は低下する。しかし利子率の低下は投資量の増加を通じて総需要(所得)を増加させることになるので、次に所得効果と物価効果(実質貨幣量 M/P の減少)によって、利子率は当初の水準に引きもどされることになる。ここでさらに物価予想効果が働くと、実質利子率は当初水準にとどまるが、名目利子率は物価予想分だけ当初水準より高くなる。ケインジアン・アプローチでは、短期分析として流動性効果のみを強調するから、貨幣量増加が利子率を低下させる(負の関係)と主張するのに対して、マネタリスト・アプローチでは、より長期的に、これらすべての効果を重視するから、所得効果および物価効果による利子率の当初水準への復帰すなわちスナック・バック効果(利子率変化不変)を主張し、さらに物価予想効果による名目利子率の上昇(正の関係)を主張するのである。しかしケインズ理論から明らかなように、ケインジアン・アプローチにおいても、流動性効果に加えて所得効果までは当然認めなければならぬ。ただうから、マネタリスト・アプローチとの差異はほとんどなくなり、物価予想効果の認否だけになってしまいうらう。

さて、このような関係をヒックス流のIS-LMモデルを使って明示したのはR・L・タイゲンである。彼はまず貨幣供給均等式と貯蓄投資均等式をそれぞれ、

$$\begin{cases} M_0/P = L(r, y, P_0) \\ I(r) = S(r, y) \end{cases}$$

第1図



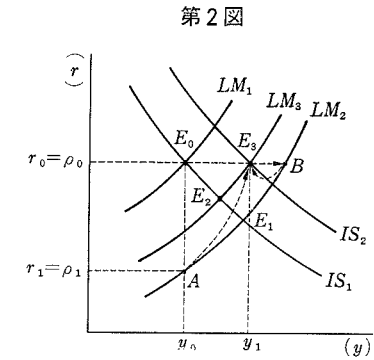
(ただし $\partial L / \partial r < 0$, $\partial L / \partial y > 0$, $\partial L / \partial P_0 < 0$, $\partial I / \partial r < 0$, $\partial I / \partial y > 0$, $\partial S / \partial r > 0$, $\partial S / \partial y > 0$ である)と規定し、これを第1図のように示した。縦軸は名目・実質利子率 (r, ρ) 、横軸は実質所得 (y) である。当初IS曲線と LM_1 曲線の交点 E_0 で均衡が達成されていたとする。いま貨幣量が増加し、LM曲線が

LM_1 から LM_2 へシフトすると、はじめのうちは利子率だけが r_0 から r_1 に低下する。これが流動性効果である。そのうち総需要(所得)が反応するようになるので、yとrが LM_2 に沿ってAから E_1 へ上昇し始める。これが所得効果である。もしこの時物価上昇が伴うならば、実質貨幣量が減ることになるので LM_2 は LM_3 へシフトする。これが物価効果である。物価効果は所得効果と同時に進行すると考えられるので、yとrはAから E_2 へ点線のように移動し、利子率は r_2 となるであろう。最後に物価上昇が物価予想を形成する場合には、 LM_3 がいくぶん左上方へシフトし、IS曲線との交点で実質利子率が決まり、それより物価予想分だけ高い水準に名目利子率が決まるであろう。このため新しい名目利子率の水準は当初の水準より高くなる可能性もある。これが物価予想効果で

ある。したがって均衡点は $E_0 \rightarrow A \rightarrow E_2$ と移動するといっているのである。タイゲンは、(イ)ケインジアン・アプローチでもギブソンの三効果を総合的に扱いうること、(ロ)貨幣量変化の利子率への効果は IS 曲線の傾きに依存すること、(ハ)ケインジアン疑似動学的な運動方向が右回りであること、などの点を詳細に考察したのである。

四 IS-LMモデルと疑似動学分析

ケインジアン・アプローチとマネタリスト・アプローチの利子率観の差異を生む要因として、タイゲンは物価予想効果の認否、 IS 曲線の傾きの大小、動学的運動方向の違い、等を指摘したわけであるが、これに加えて、古くから活潑に議論されてきたピグー効果の問題が考えられる。これを方程式体系で示すと



$$\left\{ \begin{aligned} M_0/P &= L(r, y) \\ L(r) &= S(r, y, W/P) \end{aligned} \right.$$
となる。ここには W/P の影響がピグー効果である。 W は資産量で、これを貨幣量と解すれば実質貨幣残高効果(ピグー効果)となり、もう少し広く解すれば流動資産効果ないし富効果となる。 IS に W/P が導入されたことにより、金融政策の効果は LM 曲線にとど

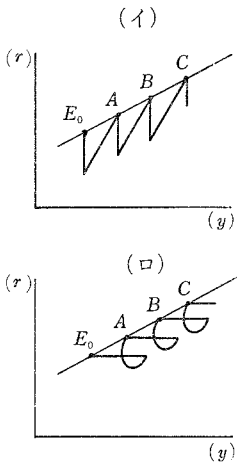
まらず、 IS 曲線にも及ぶようになる。ピグー効果を前のタイゲン図式(第1図)に関連づけて示したのが第2図である。貨幣量の増加は LM 曲線のシフトをもたらすし、流動性効果、所得効果、物価効果を通じて、均衡点を $E_0 \rightarrow A \rightarrow E_2$ と移動させたのであるが、今度は物価効果が働く時に、ピグー効果が同時に働くことになるので、 IS 曲線が IS_1 から IS_2 にシフトし、最終均衡点は E_3 となる。それ故、均衡点は点線のように $E_0 \rightarrow A \rightarrow E_2$ と移動することになる。したがって y_0 から y_1 に増加し、 r は当初水準 r_0 に戻ることになるのである。しかしこの効果は、(イ)ピグー効果の大きさ、(ロ) LM 曲線のシフトの大きさ、(ハ) IS 曲線と LM 曲線の傾き、などによって影響されるので、常に完全なスナック・バック効果を起こすとは限らない。

ちび、これまではケインジアンの線に沿って、貨幣量変化の利子率への影響を考察してきたのであるが、マネタリストの場合はどうなるであろうか。前述のように、マネタリスト・アプローチは基本的には貨幣数量説に基づいて、貨幣量変化の総需要(所得)への直接的な効果を重視し、しかも物価よりも産出量の方が早く調整されると考えているから、第1図で言えば、均衡点は $E_0 \rightarrow B \rightarrow E_2$ と移動することになるであろうし、第2図では $E_0 \rightarrow B \rightarrow E_2$ のように移動することになるであろう。つまり疑似動学的な運動方向は左回りとなるであろう。このように疑似動学分析では、その運動方向がケインジアンとマネタリストでは全く逆になっているのである。しかも強弱の差はあるにしても、両者とも利子率のスナック・バック効果を一応認めているわけだ。また物価予想効果やピグー効果を認め

れば正の利子率変化となりうるわけで、 $IS-LM$ モデルにおける均衡点の変動パターンはケインジアンがレ字型変化(カタカナの「レ」字)、マネタリストが逆e字型変化(e、英語の「e」の逆字)を示すことになる。

いま、貨幣量増加が一回限りでなく、ある間隔をもって繰り返されるとすれば、ケインジアン・アプローチでは、第3図(イ)のように、レ字型変化の連続、マネタリスト・アプローチでは第3図(ロ)のように、逆e字型変化の連続で示されることになるであらう ($E_0 \rightarrow A \rightarrow B \rightarrow C$)。

第3図



五 おまげ

前述のように、ケインジアン・アプローチとマネタリスト・アプローチの利子率観の差異を生む要因としては、物価予想効果やピグー効果の認否、 $IS-LM$ モデルにおける IS 曲線の傾きの大小や疑似動学的運動方向の相違、などがあげられるが、基本的には、ケインズ理論対貨幣数量説の問題、さらに言えば利子率と所得の調整

速度の問題があるのであって、これは最近の純粹経済理論上の価格・数量の調整速度問題と深く関連しており、大変興味深い問題である。

参考文献

- [1] W. E. Gibson, "Interest Rates and Monetary Policy," *J. P. E.*, May/June 1970, pp. 431-455.
- [2] R. L. Teigen, "A Critical Look at Monetarist Economics," in *Readings in Money, National Income and Stabilization Policy*, ed. by W. L. Smith and R. L. Teigen, Homewood, 1975, pp. 122-140.
- [3] V. Chick, *The Theory of Monetary Policy*, London, 1973, etc.

中国の環境政策

— 経済開発とのディレンマ —

植田 和弘
〈京都大学〉

一 社会主義と公害

日本において公害が激発し重大な社会問題になっていた一九七〇年頃、公害と経済体制の関係が公害に関する議論のテーマに取り上げられた¹⁾。社会主義は、経済開発を進めるなかで同時に公害を解決できるのかが問われたのである。

社会主義国の公害発生の原因にかんしてはすでに数多くの議論が提出されてきた²⁾、³⁾、⁴⁾。その議論を概括すれば、①生産力の発展段階の問題、②生産関係に由来する問題、③民主主義、市民社会の成熟度にかかわる問題、④官僚制の弊害の問題、⑤生産第一主義に基づく経済計画目標の問題、等に分類、集約することが可能である⁵⁾。

これに対して、中国の周富祥氏は、中国における公害発生の原因として次の六点を指摘している⁶⁾。すなわち、①経済工作（担当者）の思想認識の問題、②環境保護と生産建設のバランスをとりながら進める経済管理の問題、③鉱工業技術水準の立ち遅れ、④都市計画の軽視、⑤下水道等社会資本の未整備、⑥自然資源の不合理な開発・利用、である。

周富祥氏が指摘した点は、経済開発、技術改造、都市開発等の経済発展政策とかかわる部分が多く、一言でいえば、「開発と環境のディレンマ」を克服する環境政策はいかにあるべきかが問われているのである。

二 中国の環境政策

中国の環境汚染⁵⁾の現状はかなり深刻であり、今後の経済発展政策が環境保全を主要な課題として位置づけるのであれば、致命的な事態をまねきかねない状況にある⁶⁾。

公害現象が発生した場合あるいは発生する可能性がある場合にいかなる対応策がとられるかによって、公害を克服していく方向性と速度は大きく異なると考えられる。その意味で、公害への対応策すなわち環境政策が、他の発展途上国あるいは資本主義国との間に差異はあるかという点は興味深い。

一九七〇年代初期から開始された中国の環境政策の現在までの系譜を法律および決定を中心にとると表1に示すとおりである。中国の環境政策は、公害先進国である日本や西欧先進国の経験を学び取りつつ中国独自の方式を模索しつつある。そのなかでも、次

表1 中国の環境政策の系譜

1972年	ストックホルムで国連人間環境会議（中国参加） 全国ばいじん、ばい煙除去会議
1973年	国務院、環境保護指導小組、弁公室設置 第1回全国環境保護会議（8月、国務院主催） 「環境の保護と改善に関する若干の規定」（試行）を承認
1974年	「中華人民共和国沿海水域汚染防止の暫行規定」 「食品汚染問題を防止することに関する報告」 「中華人民共和国工業企業衛生設計標準」 「中華人民共和国工業“三廢”排出試行標準」制定 実行不十分
1978年	冬現代化建設へ重点移行 共産党中央「環境保護工作の総括報告に関する要点」を承認 （環境保護は経済建設を行ない、四つの現代化を実行する一つの重要な構成部分であり、不可欠のことがらであり、建設と同時に環境汚染問題を解決すべき、と明確に指摘） 「中華人民共和国憲法」採択、11条3項いわゆる環境条項 「国家は、環境及び天然資源を保護し、汚染及びその他の公害を防除する」建國以來、はじめて憲法に環境保全の義務を明記
1979年	国務院環境保護指導小組、全国環境保護工作会議を開催（3月、成都） （党中央の指示をまじめに学習、環境保護工作の経験を総括） 第5期全人代常務委員会第11回会議 「中華人民共和国環境保護法の任務は、社会主義の現代化建設において、自然環境を合理的に利用し、環境汚染と生態破壊を防除し、人民のために清潔で適切な生活、労働環境をつくり、人民の健康を保護し、経済の発展を促すように保証することである」 「中華人民共和国森林法」（2月） 「水産資源繁殖保護条例」（2月） 「農用地灌漑用水質基準」（12月） 「漁業水質基準」（12月）
1980年	「工業企業の騒音衛生基準」（1月） 「国家計画委員会・国家基本建設委員会・国家経済委員会・国務院環境保護指導小組の基本建設項目および技術措置項目における厳格な三同時執行に関する通知」（11月）
1981年	「北京市地下水資源管理暫行弁法」（1月） 国務院「国民経済調整期の環境保護強化に関する決定」（2月） 「基本建設項目環境保護管理弁法」
1982年	「大気環境質量標準」（4月） 「海水水質標準」（4月） 「城市区域環境 声標準」（4月） 「水土保持工作条例」（6月） 「征收排污費暫行弁法」（7月）
1983年	「中華人民共和国海洋環境保護法」（3月）
1984年	「中華人民共和国水汚染防治法」（5月）

表2 汚染物質排出費徴収基準（廃水）

（単位：元/排水1トン）

有害物質等	基準超過濃度の倍数				
	5以内	5~10	10~20	20~50	50以上
水銀、カドミウム、ヒ素、鉛とその無機化合物、六価クロム化合物	0.15~0.20	0.20~0.30	0.30~0.45	0.45~0.90	0.90~1.00
硫化物、石油類、有機類、銅、フッ素、その化合物、アニリン類、亜鉛、ニトロベンゼン	0.10~0.15	0.15~0.20	0.20~0.35	0.35~0.60	0.60~1.00
浮遊物質、COD、BOD、pH値	0.04~0.06	0.06~0.10	0.10~0.15	0.15~0.20	0.20~0.30
病原体	0.08				

* pH 値は、6~9をこえた場合、値1の超過ごとに各0.04~0.06元の倍額とする。

排出に対する経済的ディスイセンティブ（チャージ制度）を制度化した「徴収排汚費暫行弁法」（一九八二年七月一日施行）を検討してみよう。数多くの汚染物質の排出に対して全国的にチャージを課しているという点で、世界に類をみないものである。廃水に対する排汚費徴収基準は表2に示すとおりである。

この制度は、排汚費の徴収基準が濃度假制基準であることや排汚費設定の困難さ等技術的にも制度を有効に機能させることが難しい面がある。それにもまして重要なことは、この制度に対する企業の対応である。

徴収した排汚費のうち、有害物質を排出していた

- ① 環境アセスメントの制度化と「基本建設項目環境保護管理弁法」の制定
 - ② 三同時の原則
 - ③ チャージ制度、「徴収排汚費暫行弁法」の制定
 - ④ 三廢「7」の総合利用の原則
 - ⑤ 合理的配置の原則（「合理的配置」とは立地政策のことであるが、適正規模をこえた大都市をつくらないことも含まれる）
- ここで、公害先進国の経験から学び取った制度や原則すなわち環境政策は、現在の中国の経済状況と経済発展計画の下で有効に機能しているのか、また、機能していないとすればその障害はなにかということが解明されなければならない。

三 開発と環境のディレンマ

——環境政策の評価を中心に——

現在、中国の環境政策における最大の課題は、環境保護活動をいかにして経済計画の軌道の上に乗せるかであろう。経済開発と環境保全の相克は、中国においても現実には直面している問題である。それは、主に次の三つの局面においてである。

第一は、農村地域における小工業のめざましい発展である。このことは、農村部の経済開発をすすめることになるが、環境汚染を深刻化しつつある。しかも、重大なことにその対策には今のところ技術的にも経済的にも決め手がない状況にある。

第二は、企業の技術改造と公害防止の関係についてである。企業による汚染防止強化を促す政策の基本は、企業の技術改造と結合して公害を防止しうる技術を採用させることにある。ところが、仮に今汚染物質を排出しているすべての企業に対して直ちにこの方針で汚染を防止させるには、技術改造に伴う莫大な投資費用がかかり、現実的には不可能である。また、現状の経済発展計画のテンポにあわせて技術改造を進めていくのであれば、技術改造の時期が遅くなる企業に対しては汚染物質の排出を容認してしまいうことになりかねない。工業技術改造あるいは三廢综合利用ができないときはじめて公害防止装置を設置すべきであった、三廢浄化は根本的措置ではないと位置づけるとき、経済開発と環境保護の同時進行とはいえないが、事実上汚染防止対策のテンポは遅くならざるをえない。

第三は、経済開発に伴う都市化の進展とともに発生する都市問題である。上海市の三大都市問題は、住宅問題、交通問題および環境問題であり、そのなかでも環境問題は深刻であるという。経済開発は工業化だけでなく、何らかの意味で都市化を伴うものであるがゆえに、工業化された都市における環境汚染はいっそう深刻になる。都市改造が汚染問題解決のためには根本的な方法ではあるが、下水道整備等の生活基盤型投資には、工業技術改造と異なり企業の自発性が期待できないだけに、生産基盤投資とのトレードオフ関係を調整するための政策が求められよう。

では、中国の現在の環境政策が、このような状況の下で、十分に機能しているか否かについて検討してみよう。中国の環境政策の中で注目される五つの制度および原則のうち、ここでは、有害物質の企業の公害防止投資に対する補助金に使われるのは、上海市では五五%、広州市では八〇%にのぼる。広州市では、一九八二年七月一日から一年間この制度を実施した結果、広州市にある約一、三〇〇の汚染源になりうる工場のうち、五〇〇の工場から合計八〇〇万円の排汚費を徴収している。有害物質を基準を超えて排出している工場の多さに驚くが、それにもまして重大なことは、ある賢い(?)企業は喜んで、もつといえは意図的に排汚費を払うという事実である。

それは、国家から十分な環境保護費用をもらっていない場合に、少額の排汚費をすすんで支払い、支払ったよりもはるかに多額の補助金をもらって施設を建設するためである。しかも、補助金で建設する施設は、必ずしも公害防止施設とは限らず、基本建設のための施設の場合もあるという。ある設備が基本建設のための設備か環境保全のための設備かの区別と判断基準については、現在中国国内で討論中であり、冶金工業部において「環境保护措施費用確定暫行弁法」という法律の制度化が検討されている。しかしながら、現状においては、その区別があいまいであることから、公害防止設備が生産のための設備か判別が困難な施設（たとえば、煙突）を建設しているのである。いわば、「公害防止に名をかりた基本建設」が進行している。

このような企業による公費利用のメカニズムは、日本における公害対策でもよくみられる現象である。ところが、中国では企業も大部分国営であるため、本来、企業活動を十分抑制しうるはずであるにもかかわらず、むしろ、国家と企業が一体であるために、国家財

政の危機はそのまま企業による公害防止投資の節約志向を招来しているのである。排污費徴収制度は現状のままでは、公害防止投資を節約することで基本建設投資を増やし生産増をはかろうとする企業の行動を客観的には奨励する環境政策として機能している。

排污費(チャージ)という経済的デイスインセンティブをかければ、企業が公害防止をせずに排污費を支払うのでは製品コストが高くなり製品が売れなくなるため、企業はすすんで公害防止投資を行なうはずであるというのが従来の新古典派経済理論の教えるところである。しかしながら、この理論は市場経済における完全競争等いくつかの前提条件のもとで成立するメカニズムである。それゆえ、計画経済のもとで価格体系の整備が課題となっている中国では、排污費徴収制度は何らかの補完的手段を実行しなければ、企業の自発性を促しつつ環境保護活動を活性化させる施策としては有効に機能しないだろう。

四 おわりに

中国の環境政策は、制度としては世界中のすぐれた経験と中国独自の方式を取り入れ集大成したものである。しかしながら、この制度とその運用は、必ずしも中国経済の発展段階に適合しているとはいえない。それゆえ、経済開発が進むにつれて、生態系に適合した開発計画は理念としては生かされつつも具体的な環境政策はたえず見直されていくことになるだろう。

神里公東洋大学教授には有意義なコメントを数多くいただいた。記して謝意を表する次第である。

アジア諸国の地域開発と農村工業化

——政策論の視点から——

一 政策体系から見た地域開発と農村工業化

今日、多くのアジア諸国では国土の有効利用、とくに社会・経済的後進地域の開発を目的とする地域開発計画が進められている。

そのアプローチや具体的なプログラム内容は国により著しく異なるが、共通する考え方は、都市機能の整備、地域の産業振興、そして社会的サービスの拡充等三つの開発軸を特定の経済空間に装置化することを意味する。

開発の地理的範囲は、県、郡、市町村の人間居住のヒエラルキーに沿って行政区分ごと、あるいは当該地勢の特殊性から複数の行政単位を含む広域区分によって設定される。空間概念として region または area が用いられ、そのいずれも人間居住のスケールを前提とする経済空間の概念として用いられることに変りない。

他方、地域開発概念の系として農村工業化(rural industrialization)概念が中央計画のレベルや具体的実施レベルで導入されるようになった。

この考え方は、インドにあってはガンジー主義に基づく社会政策の発想から、東南アジア諸国では都市中心の工業化の外延的拡大の

参考文献

- [1] 都留重人『公害の政治経済学』岩波書店、一九七二年、一一二頁、参照。
- [2] 中岡哲郎『技術を考える13章』日本評論社、一九七九年、八五—一〇五頁。宮本憲一他『公害』東研出版、一九八二年、二九—三三頁。Mathew Edel, *Economics of the Environment*, 1973, 南部鶴彦訳『環境の経済学』東洋経済新報社、一九八一年、一九七—一九八頁、他参照。
- [3] より詳しくは、植田和弘『中国における開発と環境——環境政策の評価を中心に——』宮崎義一他『中国の経済発展政策——財政、対外開放、環境政策を中心に——』京都大学経済研究所ディスカッション・ペーパー No. 8403。
- [4] 周富祥『解決環境保護問題と経済政策』、『红旗』一九八二年、第十三期、二七—三〇頁。
- [5] ここで環境破壊の問題を、いわゆる環境汚染の問題に限定したのは、人間生活の基盤になる自然の破壊の問題を軽視したからではない。資料の制約およびこの二つの問題はそれぞれ固有の問題を含んでいるとおもわれるからである。
- [6] 植田和弘、前掲論文、参照。
- [7] 中国では、廃水、廃気(廃ガス)、廃渣(固形廃棄物)をあわせて「三廃」と呼ぶ。

田 部 昇
〈アジア経済研究所〉

目的から、そして韓国等アジア新興工業国は産業立地と市場拡大の必要から展開している(1)。

このように見ると、地域開発は特定地域の水平的拡大を、農村工業化はナショナルレベルでの非都市地域の垂直的拡大をそれぞれのストラテジーとする。

地域開発アプローチは、先に述べた三つの開発軸の装置化を重視するのに対し(インド、マレーシア、トレンガヌ総合地域開発、タイ南部地域開発、その他フィリピン各州の大規模地域開発計画など)、農村工業化は既存の地方都市や農村地域のマーケット中心地など、人間居住規模タイムでの中位レベルの地域に各種の政策手段を用いて産業振興をはかる点にアプローチの特長が見られる。政策による誘導手段は、韓国(前記類型のタイプ III N I C s 型)の場合、農村企業立地政策、財政・金融優遇策、農業構造改善策等、都市産業を対象とする一般的な産業政策より広範な政策システムを包含している。インドの場合は、これに加えて社会保障的色合いの強い助成策が突出されている。東南アジアは一般的に、立地インセンティブ制度、財政・金融面のインセンティブを採用する(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン等)。

このように、政策システムは次第に導入されているが、その政策効果は必ずしも満足のゆくパフォーマンスを見せていない。農村工業化は、それ自体、市場と計画という二律背反の要素を不可避とし、また、農村と農民を対象とする産業活動の導入という点で社会的・政治的困難を内包する(6)。

二 産業論の視点

前節の議論を開発戦略として整理すると、地域開発のアプローチは一国経済空間を視野に入れて都市と農村、工業と農業の「結節点」のある特定の都市・農村ヒエラルキーのなかに計画的に創り出そうとする方法である。

二つは、村落レベルでの経済・社会活動を振興すること、つまり農業および農業関連産業の育成を通じて当該後進地域の開発に迫る、いわゆる総合農村開発のアプローチがある。

いずれの場合でも農村工業はその手段たり得る。それ故にこそ、農村工業の振興が必要とされるが、地域経済の特性は一国内にあって多様で複雑な条件に制約される。

経済的基礎条件としては低所得水準下での、(1)未熟練労働市場の存在、(2)地域間労働移動の欠如、(3)低位の技能水準、(4)企業者活動の動機づけの弱さ、など産業振興のための基礎を著しく欠く(7)。

その結果、農村工業は産業としての経済基盤を欠くことになる。企業の特長は、多くの場合、(1)生産構造は小規模(固定資産と雇用労働者ターム)であるが、限界資本産出比率タームで見た効率性は高く、(2)労働市場と技能水準は地域労働市場の特性に左右されるが、

後進地域や既存都市との物理的ならびに空間的距離が遠い程市場の不存在現象が起る(インドの指定種族地域やタイ、ビルマ等山岳地帯)、(3)企業者活動は当該地域での教育機会の有無により、また伝統的在来技術の程度に従って動機づけが異なる。しかしながら、この面では政府や公的機関による企業者養成プログラムの効果は決して無視できない。

このように企業として極めて不利な経済・社会環境のもとにある農村工業は、原料と製品の各市場の特性によって、そして工業としての集積の欠如に起因し、その存立の条件を絶えず危機にさらされる。

小規模性、その多くは雇用労働者一〇人前後の零細家内企業は中ないし大企業と比較し相対的生産効率が高く労働吸収効果も地域特性との関連で可能性を秘め、その立地条件は企業活動に最少限必要な生産基盤を有する地方都市やマーケット中心地に位置し、長期的には都市工業とのリンケージを持つに至る可能性を指摘する必要がある。

さらには、一国経済の成長過程では韓国の事例の示す通り多様なプロダクト・ミックスの選択肢とその可能性は大きい。市場の拡大は原料と製品の市場の変化によって見ることが出来る。地域の市場から都市へ、そして海外市場への展開する事例は決して皆無でない。ここに、適切な政策の果す役割の大きいことを知ることが出来る。

このように見るとき、産業としての成熟に至る過程で政府の果す役割は、筆者が主張する、「市場への戦略的介入」(Strategic Intervention in Market Mechanism) (筆者のUNESCAP報告第一巻)

のテーゼに立つて、(1)時間的限定のもとに、(2)資源配分のウェイトを農村工業セクターにシフトし、(3)同時平行的に各種の非貨幣的刺戟・振興策をパッケージとして実施することにある。

三 立地論の視点

農村工業化の推進は従来の産業立地論と異なる視点からの政策プログラムに裏づけられる必要がある。それはアジアに特有の経済特性から規定されるアプローチの総合性、有機的連結性を意図する。

筆者はかつて特定地域レベルでの、(1)物理的立地、(2)制度基盤、(3)技術水準、(4)企業者活動、これら四つの基礎条件相互の連関効果を維持、向上させることが振興政策の基本であるとして、これをスベイスナル・リンケージ・アプローチ (spatial linkages approach) と定義した。

先きに地域開発のアプローチを複数開発軸の装置化と名付けたが、これら軸は都市建設、道路・鉄道等の輸送手段、近代産業の建設など工学的領域での連関を意味する(マレーシア・トレンガヌ州総合地域開発計画など)。

これに対し農村工業化計画に求められる「空間軸結節点」アプローチ(前記定義の英文名)は機能概念としてまた個別の振興政策手段のパッケージ運営を意味する。

このアプローチの政策効果を実証するため、筆者はインド農村工業化計画の二つの異なる地域特性とここに言う「空間軸結節点」の有無ないし対照的ケースを選び調査を実施した。(詳細は前掲筆者論文「農村工業プロジェクト経済評価」参照。)

一つは農村工業の原料と製品の市場が圧倒的に当該農村地帯に依存するケース。これを便宜上タイプI・地場農村工業と呼ぶ。二つ

はこれと対照的に原料市場を都市に、製品市場を当該農村を含む広域経済に依存するケース。これをタイプII・都市型農村工業と呼ぶ。政策効果の経済評価は通常の費用・便益比の比較という方法により、経済評価パラメーターの重要な指標であるシャドウ賃金率の値を変えて費用・便益比の変化を調べる。その結果の示すところを要約すると以下の通りである。

- (1) 農村工業化計画の経済効率性という観点からタイプII・都市型農村工業のパフォーマンスが高い。(B/C比はタイプI・地場農村工業一・三二、タイプII・都市型農村工業一・八六)
- (2) 技術選択の観点から限界資本産出比率および関連指標として一人当たり固定資産、一人当たり生産額を用いると、タイプII・都市型農村工業の資本集約度が高い(4)。
- (3) 以上の観察の結果、効率性基準では費用・便益比の高い都市型農村工業が社会的に選好されることを意味する。
- (4) シャドウ賃金率の値を変えた場合、費用・便益比は前記効率性基準で計測した場合と逆にタイプI・地場農村工業がより高い増加率を示す(5)。タイプIIと比較し未熟練労働が多く、したがってこれら労働コストをシャドウ賃金率で計測するとB/C比の変化率に大きく影響を及ぼしている。

以上の分析結果から二つの政策含意を指摘することが出来る。

一つは農村工業は実に多様な地域経済の産物であるから、「経済効率」の基準またはSBC分析における「総消費便益」という目的

第1表 アジア諸国農村工業の類型

類 型	原料市場	販 売 市 場 と 製 品
タイプⅠ：地場農村工業	農 村	農村 農業関連品目、農産物加工品、農村消費物資
タイプⅡ：都市型農村工業	都 市	農村、都市 組立産業など労働集約品目
タイプⅢ：国際下請農村工業	海 外	都市、海外 電気・電子部品組立など国際下請品目

(出所) 筆者作成。

第2表 投資効率の比較

類 型	限界資本産出比率	1人当り固定資産 (ルピー)	1人当り生産額 (ルピー)
1. タイプⅠ：地場農村工業	3.1	3,268	6,286
2. タイプⅡ：都市型農村工業	6.1	6,545	36,545

第3表 センシティブィティ分析による費用・便益比の変化率*

類 型	費用・便益比の変化率 (%)
1. タイプⅠ：地場農村工業	101.53
2. タイプⅡ：都市型農村工業	67.43

(出所) 筆者作成。

(注) *プロジェクトの耐用年数を10年、割引率を10%とし、シナドッ賃金を10%下げた場合のB/C比の変化率を示す。

関数を判断基準とする立場以外に「社会的効果」を重視する必要がある。ここで言う「社会的効果」とは、小規模事業主の育成、企業者活動の振興、未熟練労働の技能向上、投資機会の創出と貯蓄動員など地域固有の開発効果である。

タイプⅠ・地場農村工業は、費用・便益による経済効率率は相対的に低い地域経済レベルでの農村工業化計画として高い評価を与えることができる。

したがって、二つは「社会的効果」を高めるための個別・具体的な振興策が機能する条件を確認しつつ政策運営を進める必要がある。

四 おわりに

本報告の中心課題はアジアに見られる後進地域の開発のため農村工業化が戦略レベルで重視されるに及び、その振興のための政策論理を具体的事例研究を通じ「社会的効果」に求め、その実施にあたっては筆者の「空間軸結節点」アプローチの有効性を指摘することであった。

(1) 筆者は、農村工業 (rural industries) の産業特性、原料市場、製品市場の三基準で類型を求め、第1表のタイプⅠをインド型、タイプⅡを東南アジア型、タイプⅢをNICs型に図式化した。次の文献を参照のこと。「農村工業プロジェクトの経済評価」インド農村工業化計画の事例研究、『アジア経済』第二四巻第七号(一九八三年七月号)。

(2) 政策効果の限界は、政策運営能力の欠如、政策パッケージの欠如、中央省庁間の政策調整の困難、実施レベルにおけるプログラム支援システムの欠如、情報提供手段(例えば、試験研究、技術情報、マーケット情報等)が重要な制約となっている。

筆者論文「Basic Issues, Alternative Approach and Program Components for Industries, in *Approaches to Rural Industrialization*, APO, Tokyo, 1983, pp. 70~90.

(3) 筆者が一九七七~七九年国連「非都市地域工業化計画」調査プロジェクトのコーディネーターとしてESCAPに勤務中、アジア七カ国の実態調査を通じて得たものを九分冊の国別報告書としてとりまとめた。前掲(注1)筆者文献を参照のこと。

(4) 第2表を見よ。

(5) 第3表を見よ。

インドネシア経済の開発と経済構造の変化⁽¹⁾

金子 敬生
(広島経済大学)

業部門の高成長が目立っている。

この期間における総需要の変化に着目すると、総需要に占める国内総投資の占める割合が著しく増加しており、一九七〇年代を通じて、その年平均成長率は一四%の高水準にある。また、工業化の進行と共に輸出の振興がはかられ、それを反映して、一九七〇年代の輸出の年平均成長率は六・五%を記録し、総需要に占める割合も、一九六〇年当時の一三%から、一九八一年には二八%へと飛躍的にその伸びを記録している。

一九八四年から始まったインドネシア第四次開発五カ年計画では、一九八〇年代後半を、「離陸の準備の基礎を創造する期間」として位置づけ、輸入代替や輸出振興策の本格的検討を重要課題として設定し、工業化への前向きな姿勢を示している⁽²⁾。

本稿では、右に概説したインドネシア経済の工業化発展過程における産業構造の変化と雇用の諸問題を、産業連関モデルに立脚して機能分析的にとりあげて論ずる。

二

各産業の生産の最終需要の各項目別依存度の計測結果をもとにして、インドネシアの一九七〇年代における経済発展の過程で、各産

一九七四年から七九年を対象とした第二次開発五カ年計画、および一九七九年から八四年を対象とした第三次開発五カ年計画の一〇年間を通じ、インドネシア経済は、実質七%台の経済成長を実現した。この期間における相次ぐ原油価格の上昇、農業部門の着実な発展、政府の手によって一貫して取り続けられた拡大政策は、着実にインドネシア経済を低開発レベルから解放した。この間における製造工業の年平均成長率は、一二%を上廻る勢いであった。一九八一年、一人当りGNPは五三〇ドルの水準に達し、同年のフィリピン一人当りGNP七九〇ドルには及ばないものの、一九六〇〜八一年の同年平均成長率をみると、インドネシアは四・一%で、フィリピンの二・八%を遙かに上廻るものであった。ちなみに、同期間中、一人当りGNP四〇〇ドル〜一、六〇〇ドルの範囲にある「下位中所得国」の成長率は三・四%、また、「上位中所得国」（いわゆる新興工業国NICs）のそれは四・二%であった。

この期間における産業構造の推移と総需要の変化は、表1と表2に示す通りであった。この期間における農業部門のシェアの低下と、工業部門のシェアの増加が顕著で、また、一九七〇年代における工

業の生産活動が最終需要の各項目に究極的に依存する度合いを変化させながら、工業化をすすめていった足跡を明らかにすることができる。

(1) 一九七〇年代を通して、第一次産業（農業、狩猟、漁業）、軽工業（食料品製造業、繊維・皮革製品、電力・ガス・水道および第三次産業（運輸、商業、金融保険、通信）の各産業の生産活動の民間消費に対する依存度は著しく高い値をとっている。

(2) 一九七一年から八〇年までの期間についてみると、第一次産業と第三次産業とでは、生産活動の民間消費に対する依存度は低下傾向をもったが、製造工業の分野についてみると、それは増大傾向を示した。一九七〇年代の離陸準備期において、民間消費に究極的に依存する割合を高めながら、工業化が徐々に進行していったのである。

(3) 一九八〇年から八三年の間では、全部門において、それぞれの生産活動の民間消費に依存する度合いが高まったが、これは、政府支出と輸出に依存する割合の低下によってもたらされたものであった。つまり、インドネシア経済は、一九七〇年代の終りから八〇年代の初め頃にかけての、離陸準備の基礎を創造するに際して、民間消費需要がその主役を演じたのである。

(4) 一九七五年から八〇年にかけて、全部門での政府支出への依存度は高まった。しかしながら一九八〇年以降、「離陸の準備の基礎を創造する」時期にはいると、経済活動の民間消費依存度および国内総固定資本形成依存度が高まって、政府支出のそれは低下する傾向を示した。つまり、離陸の準備の基礎の創造へのスタートは、

表1 産業構造の推移

	産業別GDP構成比 (%)		産業別GDP年平均成長率 (%)	
	1960年	1981年	1960~70年	1970~81年
農業	50	24	2.7	3.8
工業	25	42	5.2	11.2
サービス業	25	34	4.8	9.5

(資料) 世界銀行『世界開発報告』, 1983年。

表2 総需要の変化

	各露要項目の年平均増加率(%)		総需要に占める各露要項目の構成比(%)	
	1960~70年	1970~81年	1960年	1981年
公民消費	0.9	12.3	12	11
民間消費	4.1	8.9	80	66
国内総投資	4.6	14.0	8	21
国輸	3.4	6.5	13	28

(資料) 世界銀行『世界開発報告』, 1983年。

表3 雇用誘発係数

	1971	1975	1980	1983
民間消費	1,698	1,786	1,555	1,650
政府消費	1,353	1,150	1,065	1,205
国内総固定資本形成	582	734	632	728
輸出	747	438	472	516

(Persons/ 1 billion Rps.)

民間活力を中心として進行したのである。

(5) 林業部門の生産活動の輸出に対する依存度に注目すると、一九七一年にはその値は三〇・八一％であったが、一九八〇年には急上昇して五二・〇〇％を記録した。しかしながら、一九八〇年代にはいって、この分野において輸出規制が行なわれたため、一九八三年には、その値は三九・二四％に低下している。インドネシアでは、合板などの木製品の輸出促進と国内生産保護の目的で、一九八〇年代初めから先進工業国に対するチーク材や丸太など、木材の輸出規制の実施に踏み切ったのである。

一九七〇年代後半にはいって、開発戦略として工業化政策が着々と実施に移されていったために、化学工業、石油・石炭製品などの分野で、生産の輸出依存度が高まる傾向を見せている。

(6) 鉄鋼部門では、一九八〇年代の初めからとられた鉄鋼の国産品使用政策と輸入代替政策とを反映して、一九八〇年、一九八三年の兩年次について言えば、輸出に対する依存度は低くなっている。これに反して、同時期の、民間消費や国内総固定資本形成に対する依存度は、著しく高くなっている。

三

最終需要の究極的雇用誘発係数を計測した結果は、表3に示す通りである。

一九七一年から一九八三年までを通して、民間消費によって究極的に誘発される雇用者数は、他の最終需要の諸項目によって誘発される雇用者数より、かなり大であり、且つ、時系的に安定した傾向をもっている。換言すれば、インドネシアでは、民間消費需要に依る生産過程は、固定的で、且つ労働集約的なのである。

他方、国内総固定資本形成に依る生産過程では、輸入へのリリーケージが大きく、また、かなり資本集約的であって、その結果、雇用誘発係数は著しく小さい。しかしながら、一九八〇年から八三年にかけて、輸入代替政策の実施に伴って、輸入へのリリーケージが小さくなり、雇用誘発係数は大きくなりつつある。一般的に言って、このような傾向は、発展過程への離陸への準備の基礎固めの時期に差しかかっている開発途上経済のもつ特徴といえよう。

輸出の雇用誘発係数が小さく、したがって輸出品の生産過程が資本集約的となっているのは、インドネシアの主要輸出品が、高度に資本集約的な生産方法を採用している石油であるためであったが、とりわけ、第二次石油危機以降、インドネシアでは輸出品目構成を石油から他の品目へ移しつつあるため、その雇用誘発係数は大きくなりつつある。

四

開発途上経済の工業化過程では、新産業分野への投資は、他部門の生産物を中間生産物として購入するために、産業連関の後向きリリーケージが発生して他部門の生産を刺激し、他方、他部門の新しい生産活動へ向けての投入物を供給することになるから、その前向きリリーケージが発生して他部門の生産を誘発するという、両面の効果をもつ。したがって、このような前向き、および後向きのリリーケージの大きな産業部門に投資を集中することによって、開発途上経済の工業化は加速されることになる。開発戦略上のキー・インダストリーとして、このような産業分野を選定することは、きわめて有益であろう。

このようなリリーケージを示す指標として、ハーシュマン(1958)は、前向きリリーケージ係数と後向きリリーケージ係数とを提起したが、以下では、それに代わる新しい概念—give and take ratio—を定義する。

各部門の総産出は、各商品に対する現実の最終需要を初発点として、一定の技術構造の下で、各部門で直接的・間接的に創出される中間需要の波及を通じて決定される。一方において、第*i*部門で生産される総産出は、この部門の商品に対する最終需要だけでなく、全部門の商品に対して発せられた最終需要を初発点として波及したものである。いま、すべての部門の商品に対する最終需要から、直接的・間接的に派生した所の第*i*部門の産出高 ($= \sum_{j=1}^n b_{ij} F_j$) を、

$X_{i,m}$ としよう。 $X_{i,m}$ は、各部門の生産物を生産するための投入として、第*i*商品に「使用する産業」に配合されるであろう。 $X_{i,m}$ は、第*i*部門によって受け取られる (taken by sector *i*)、直接的・間接的前向きリリーケージの度合いと見做すことができる。

他方、第*i*商品に対する最終需要は、この部門の生産物を創出するのみでなく、この最終需要を生産するための直接的・間接的波及を通じて、すべての部門の生産物の増加をもたらすであろう。いま、第*i*部門に対する最終需要によってもたらされるすべての部門の生産物への直接的・間接的波及の全体 ($= \sum_{j=1}^n b_{ji} F_j$) を、 $X_{i,g}$ としよう。 $X_{i,g}$ は、第*i*部門の生産物を生産するための投入として、第*i*部門が購入することの、それらを「供給する産業」で生産された各種の生産物から成り立つ合成産出物 (composite output) である。これは、第*i*部門の最終需要によって与えられる (given by its final demand)、直接的・間接的前向きリリーケージの度合いを示す尺度である。

上に示した二つの尺度を結合して、産業間リリーケージの度合いを示す新しい指標を定義することができる。すなわち、

$$k_i = X_{i,g} / X_{i,m} = \frac{\sum_{j=1}^n b_{ji} F_j}{\sum_{j=1}^n b_{ij} F_j} \quad (3.5)$$

がこれで、 k_i を「give and take ratio」と名付けることができるであろう。 k_i は、部門別に、現実の最終需要の取引額をウェイトとした加重平均的リリーケージを示す係数としていことができる。

表4 Give and take ratio

年	1971	1975	1980	1983
1. 農業	0.7731	0.6463	0.5748	0.5633
2. 畜産	0.7945	0.9233	0.9668	0.9718
3. 林業・狩猟業	0.5403	0.5943	0.6713	0.5373
4. 漁業	0.9504	1.0920	1.0972	1.1218
5. 原油採掘業	0.6555	0.9381	0.7825	0.7251
6. その他鉱業	0.5578	0.4757	0.3656	0.3670
7. 食料・タバコ	2.0335	1.8364	1.7005	1.6849
8. 繊維	1.5750	1.2226	1.1697	1.2256
9. 木材・木製品	1.3976	0.6589	0.6798	0.6052
10. 紙・紙製品・印刷・出版	0.6493	0.7873	0.7461	0.7016
11. 化学・石油・化学物	1.0072	0.8658	1.1681	1.0960
12. 非金属鉱物	0.1236	0.0906	0.1198	0.1347
13. 一次金属	0.5089	0.7853	0.5317	0.3478
14. 金属製	0.6557	0.3131	0.5000	0.6721
15. 機械	1.2753	1.0531	1.0273	1.0170
16. その他製造業	1.1541	1.3126	1.5045	1.5187
17. 建設業	1.6865	1.5024	1.6662	1.6875
18. 電気・ガス・水道	0.4009	0.4615	0.4317	0.4904
19. 商業	0.9905	0.9256	0.9328	0.9458
20. 金融・保険	0.2181	0.1468	0.1842	0.1791
21. 運輸・倉庫	0.9367	0.8922	0.9751	0.9539
22. 通信	0.9225	0.8519	1.1077	1.1415
23. サービス及び分類不明	1.1009	1.1036	1.0653	1.0584

インドネシアの場合について、一九七一年、一九七五年、一九八〇年および一九八三年について、“Give and take ratio” k_2 を計測した結果は、表4に示す通りである。

(1) 本稿は紙種の制限のため、実証分析の結果を大幅に割愛した。詳細については、末尾文献・金子敏生(1984, b)を参照された。

(2) 例えば、輸出振興策としては、輸出金融の改善、為替事務の合理化、輸出保険制度の創設、港湾の整備などがすでに行なわれた。一九八二年三月には、合板工業育成のため、丸太の輸出規制を行ない、一九八六年以降、全面禁輸を打ち出した。一九八三年一月以降、全海域でのトロール漁を禁止し、また、一九八三年三月三十一日、一ドル七〇ニルピアから一ドル九七〇ルピアへと、三八%の為替レートの切下げを実施した。

参考文献

- Bulmer-Thomas, V. (1982), *Input-Output Analysis in Developing Countries*, John Wiley & Sons, New York.
 Chenery, H. B. and T. Watanabe (1958), International Comparisons of the Structure of Production, *Economometrica*, 26, 487-521.
 Hirschman, A. (1958), *The Strategy of Economic Development*, Yale University Press, New Haven.
 金子敏生・吉田登蔵(1969)『日本の産業連関』春秋社。

金子敏生(1971)『産業連関の理論と応用』日本評論社。

Kaneko, Y. (1980), Changes in Japan's Industrial Structure since the Oil Crisis, *The Developing Economies*, 18, 484-501.

Kaneko, Y. (1982), On the Method of Updating and Forecasting Input-Output Coefficients Matrix, Occasional Paper 17, A Quantitative Study on the Medium/Long Term Prospect of the Indonesian Economy, BAPPENAS (National Development Planning Board), Jakarta.

Kaneko, Y. (1983a), Changes of Industrial Structure and Employment in the Course of Industrialization in Developing Economy-A Case Study of Indonesia-, Discussion Paper 1, The Institute for the Regional Economics, Hiroshima University of Economics. (Paper presented at the Meeting of the Japan Society of International Economics in 1983).

Kaneko, Y. (1983b), An Empirical Study on Projecting and Forecasting the Input Coefficient Matrix in Leontief Model, Discussion Paper 2, The Institute for the Regional Economics, Hiroshima University of Economics.

Kaneko, Y. (1984a) The Structure of Economic Development Process. STAT/MSIOT/13, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, United Nations. (Paper presented at the Asia-Pacific Meeting of Statisticians on Input-Output Tables, March 1984, Tokyo).

金子敏生(1984b)『開発途上経済の開発と産業構造の变化』『広域経済学大系研究論集』第七卷三三号。

Leontief, W. W. (1951), *The Structure of the American Econ-*

omy, 1919-1939, Oxford University Press, New York. (山田勇・家本泰之郎訳『トーマス経済の構造』東洋経済新報社)
 Panchamukhi, V. R. (1975), Linkages in Industrialization: A Study of Selected Developing Countries in Asia, *Journal of Development Planning*, 8, 121-165.

(注記)

本稿は、文部省科学研究費補助金(特定研究・課題番号五九一〇九〇〇四)交付に基づいて研究成果の一部である。

太田辰幸
 (名古屋商科大学)

一 はじめに

国際コーヒー市場は制度的並びに構造的な特性によって特徴づけられる。コーヒーは途上国全体の輸出構造において石油につぐ高いシェアを占めており、その輸出のほとんどが先進国に向けられ、生産と消費の南北間の相互依存がきわめて高い国際商品である。また、同商品はUNCTADが七五年に発表した一次産品統合プログラムにおける一〇種類のコア産品のなかでも重要な位置を占めている。

コーヒー市場を特徴づけるものとして数カ国の主要生産国により世界総生産の大半を占める寡占的な市場、二つの主な品種であるロバスタとアラビカの価格や生産量などの差違、地域による収穫期の違いやデータの制約から由来する需給ギャップ、国際コーヒー協定の存在、加えて一次産品のなかでも短期の価格変動の最も激しい商品のひとつであること、などがあげられる。

本稿の目的はこれらの諸特徴を併せ持つコーヒー商品の市場構造を計量分析することにある。対象期間は一九六〇―七九年である。

二 分析の対象と方法

ここでは、供給側の要素として生産、輸出、ストックの各側面、

需要側の要素として消費、輸入、ストックを取上げ、これに主に構造的な理由により必ずしも需給の一致として決定されない価格を加えて市場構造の分析を試みる。一般に多くの一次産品に関する市場の基本的な構成要因はこれら需給それぞれの各側面の要素間のフローとして説明されるからである。対象地域は世界全体としてとらえるほか、供給側では二大生産国のブラジルとコロンビア、需要側では最大の消費国アメリカと消費増の著しいウガを取上げた。需給双方でそれぞれ約四割を占める各二カ国の重点的分析を加えることによって市場構造を知る一助にならう(第1、第2表)。

アプローチの方法は前記の個別の市場構成要素に関し、通常のOLSによって単独に回帰式を推定し、決定要因を検討した。価格を同時決定モデルによって決定する方法を採用しなかったのは前記の市場構造の特徴、データの制約などによるものである。ここでは市場の各側面について選択する説明変数を検討し、いくつかの回帰式を推定し、統計的有意性に基づいて採用した。

推定した方程式の数は供給側で二十一本、需要側で十本、価格については五本の合計三十六本であり、この行動方程式のほかに二本の定義がある。

ここではスペースの制約からすべてのモデルの内容を紹介できな

いので、以下に推定結果について説明を加える。

三 分析結果

市場を構成する前述の各変数の説明式的分析結果は以下のとおりである。

(1) 供給側

世界の生産地を南米、北米、アジア、オセアニア、アフリカの五地域に分けて、生産を決定する要因を検討してみると、アフリカを除いて、価格によって少からず説明される。結果的には長期よりも短期(一期前)の価格の説明力が大きくなっており、四地域について短期の価格弾力性はほぼ〇・二から〇・三を示している。栽培面積やコーヒー樹木数は一部地域を除いて必ずしも重要ではない。世界全体の総生産についてはアフリカの攪乱要因が大きく有意な統計量を求めることは困難である。

(2) 輸出

世界のコーヒー輸出のほとんどは先進工業国に向けられていることから価格(主要四種の平均)と所得(先進市場圏)を説明変数とする回帰式を推定すると、輸出の(輸入国の)所得弾

第1表 コーヒー生産量

単位: 1000 (60kg-袋数)

	1960 (シェア)		1970 (シェア)		1979 (シェア)	
北米地域	8,801	13.5%	11,940	20.2%	15,761	20.0%
南米地域	39,227	60.0%	22,240	38.0%	37,724	47.9%
アフリカ地域	14,022	21.4%	19,310	33.0%	18,188	23.1%
アジア地域	3,252	5.0%	5,010	8.6%	6,936	8.8%
オセアニア地域	72	0.1%	90	0.2%	103	0.1%
世界	65,374		58,590		78,712	
ブラジル	29,800	45.6%	11,000	18.8%	22,500	28.6%
コロンビア	7,260	11.1	8,000	13.7	11,500	14.6

(出所) USDA, Foreign Agriculture Circular, Coffee, 1979.

第2表 コーヒー輸入量一國・地域別一

単位: 百万 (60kg-袋数)

	1961 シェア(%)		1970 シェア(%)		1979 シェア(%)		1961-1979 成長率 (%)	1961-1970 成長率 (%)	1970-1979 成長率 (%)
	1961	1961	1970	1970	1979	1979			
アメリカ	22.4	51.5	19.4	37.9	18.5	30.8	-1.9	-1.7	-2.4
EEC	12.4	28.5	16.9	33.0	22.2	36.9	2.8	3.6	1.9
中欧	0.7	1.6	1.2	2.3	1.6	2.7	4.9	5.8	1.8
北南	2.4	5.5	3.7	7.2	3.8	6.3	1.2	4.2	-0.7
日本	0.7	1.6	1.9	3.7	2.4	4.0	6.6	11.6	1.0
他の工業国	1.5	3.4	1.4	2.7	2.9	4.8	15.0	21.6	7.4
社会主義国	1.3	3.0	2.0	3.9	2.3	3.8	1.8	2.8	0.17
途上国	1.8	4.1	2.0	5.3	3.1	5.2	5.5	9.0	1.7
合計	43.5		51.2		60.1		2.6	2.4	5.4

(出所) World Bank, 1982.

力性は〇・六四と高いが、価格弾力性は〇・一四と低い。ブラジルの生産と輸出も減少傾向にあるのに対してコロンビアは増加基調にあり、前者の所得（先進国の）の説明力は小であるが、価格の説明力は強く、弾性値は〇・二五を示す。後者の輸出は所得によってよく説明され、その弾力性も〇・四二と高いが、価格の説明力はあまり強くない。また両国とも輸出は自国の生産量によってよく説明される。輸出金額を被説明変数にとれば価格弾力性の符号は数量の場合とは逆のプラスになり、価格弾力性は一を上廻る。最大のブラジルの生産量の変化がもつ市場の価格形成力は大きく、生産量の減少は直ちに価格を引上げるため、価格と輸出量の動きは負の相関をもつが、輸出額をとれば正の相関をもつ。

(3) 生産国のストック

世界全体並びにブラジル、コロンビアの生産国側のストックは全体的には価格よりもむしろ総供給量（前期末ストック＋今期生産量）によってよく説明される結果を示している。ブラジルについては価格の説明力もやや認められる。

需要側

(4) 消費

世界の総消費量の約三分の一を消費する最大の消費国アメリカと消費の伸びが目立つわが国を取上げ、一人当たり消費を決定する価格と所得を説明変数とする回帰式を推定すると、一人当たりの消費量が減少しているアメリカと増加しているわが国では、需要の価格弾力性は前者がマイナス〇・二四、後者はマイナス〇・三である。需要

の所得弾力性は前者がマイナス〇・五五となつて結果的に所得増に比較的強く反応して消費を減少させているが、後者では弾力性は符号はプラスの〇・八二であり、感応性はかなり高い。前者の消費の減少傾向はこの二つの変数以外の、たとえば健康上から代替飲料転換などの理由によるところが大きいものとみられる。なお、アメリカ以外の輸入国全体（日本を含む）の需要の価格弾力性はマイナス〇・一とやや低く、所得弾力性は〇・七五であり、日本のそれを下廻る。

(5) 消費国のストック

アメリカのストックは消費量の水準によってよく説明され、直接的な価格の説明力はきわめて弱いことがわかる。わが国では信頼できるストックのデータが公表されない（全日本コーヒー協会）ことから推定データ（農林省）によって回帰分析を行つてみると、価格と消費量の説明変数の決定係数は低く、なんら有意の統計量を与えない。これはひとえにデータの質に問題があることによる。

(6) 輸入

アメリカとわが国のコーヒー輸入は前者では価格、ブラジルの生産量の説明力がやや高く、国民所得の影響が弱いものに対して、後者では消費の決定の場合と同様に、価格と国民所得の説明力がきわめて高い。輸入の所得弾力性は消費の場合とはほぼ同じ〇・八、価格弾力性はマイナス〇・四八である。アメリカの場合とは逆にわが国では所得の変数の説明力のはるかに強く、所得増に消費増が強く反応している。

(7) 価格

コーヒー価格は世界の総ストックや総輸出量、ブラジルの生産量などの動きによつてもつともよく説明される結果となつていて、需要側の先進市場経済圏の所得水準の説明力はほとんどみられず、もつばら供給側の要因によつて価格の変化がもたらされている。

四 結 び

コーヒーは一次産品のうちでもつとも価格変動の激しいもののひとつである。コーヒーは多年性作物であるが気候条件によつて収量が大幅に増減し、これが国際市場の価格を少からず左右する。とくに最大の生産国ブラジルの収穫如何が国際市場の価格形成に大きな影響を及ぼしている。同商品の需要水準は比較的安定しているが、供給の不安定性が価格の変動をもたらしており、寡占的市場においてブラジルはプライス・リーダー的立場にある。

市場構造の構成要素を供給側と需要側に分けて、それぞれの変数の決定要因を検討してみた結果はつぎのとおりである。まず、供給側の生産と輸出については価格によつて比較的よく説明され、ストックについては価格よりもむしろ総供給量の説明力が高い。このように回帰分析では生産や輸出が価格によつて説明されることを示し、弾力性も全般的に小さくないのであるが、これは生産や輸出が価格に反応していると言ふよりは、現実には、むしろ価格は生産によつて決定されているとみるべきであらう。輸出量は生産水準によつて決まるから価格も輸出量によつて説明される。同様の理由でストックも説明される。実際に価格の説明変数としては輸出量やストック水準、ブラジルの生産量などの供給要因によつてもつともよく説明

されており、需要側の所得水準による説明力はほとんどみられない。このことからコーヒーはまさに供給シフト型の一次産品であると言える。需要側については輸入、消費ともにそれぞれ価格の説明力が比較的よくきている。世界的に全体としてコーヒー消費が増加傾向にあるなかでアメリカのみ消費と輸入が減少しているが、これは価格や所得の変化に反応した結果ではなく、健康など他の理由によるものであると思われる。同国の消費や輸入が価格や所得の高い弾力性を示すのは単純な回帰分析の結果にすぎない。このような問題を部分的に包含しており、価格や所得の安定化を目的として輸出制当を設定した国際商品協定をはじめとする制度的要因が存在するにも拘らず、コーヒーの国際市場における価格メカニズムは以上の結果から判断するにぎりぎり少からずその有効性を保持していると云えよう。

参考文献は省略する。

(付記)

本報告に対して有益なコメントを戴いた入江成雄先生（横浜商科大学）に厚く感謝します。

なお、モデルの詳細について入手を希望される方は報告者まで御連絡下さい。

多国籍企業の技術移転に関する一考察

——わが国合成繊維産業について——

前田 昇三
（京大教授）

はじめに

わが国における海外直接投資と技術移転に関する研究は、一九七〇年代に入り漸くその緒につき一九七二年に加藤忠一¹⁾一九七三年に斎藤優²⁾によって発表され、その後はこの課題について多くの理論的研究が試みられている。一方、近くには、わが国の海外進出企業の技術移転に関する現地調査による成果をみるに至っている。

本稿は、最近におけるタイに進出するわが国の進出企業とくにポリエステル生産企業——装置産業、資本集約的産業といわれている——の経営支配と技術移転の視点から実証分析を試みることにする。

一 わが国合成繊維産業のあゆみ

ポリエステルの生産は、一九四二年ICI社 (Imperial Chemical Industries Ltd.) によって工業化されたが、大規模な工業生産はアメリカのデュポン社が一九五三年にデークロンの商標で商品生産を展開した。わが国のポリエステル生産は、一九五七年帝人・東レの二社がイギリスICI社のポリエステル繊維およびフィルム等の製造技術導入の認可を取得し³⁾、翌年には操業を開始して、長繊維

(f)四八四トン、短繊維(s)は二、五二八トンの生産高であったがその後急激な生産の拡大をはかり、一九七二年には(f)は約一八万トン、(s)に至っては約二一萬トンと順調な生産活動を続け、その年の輸出高は(f)五、四〇〇万トン、(s)は九万トンと重要輸出品として輸出環境をつくり、とくにアジア諸国への輸出はそのうち(f)は四一%、(s)約六五%と輸出高の大半を示し、続く市場としてアメリカには(f)一五・三%、(s)三%と二市場に輸出市場として大きく依存していた。

しかし、繊維製品の対米貿易については、一九七一年十月にわが国繊維業界は日米繊維協定によって輸出調整を迫られることとなり一九七二年四月には化繊業界は不況対策として生産協定に入り、自主減産・生産設備の増設を認めず・輸出ダンピングを行わないの三原則を協定としたが、同年十二月合繊九社はこれら生産協定の破棄勧告の受入れを公正取引委員会に通知することとなる。つづく一九七三年にはOPEC加盟国による石油公示価格の引上げによってポリエステル生産業界は原料価格の上昇で再び市場が悪化し、一九七四年には再度業界は自主減産に入り、繊維産業の生産調整は全部門にわたることとなった。公正取引委員会は、これらの動きを受けて、一九七五年に綿・化繊・毛紡績系の不況カルテルを認可し化繊生産

表1 OECD主要国の開発途上国向け技術貿易収支の推移

(単位:100万米ドル)

		1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
フランス	1	-89.4	-122.3	-114.6	-131.8	-84.9	-91.0	-140.0	-58.7	
	2	14.9	16.3	37.3	62.8	68.8	117.5	116.2	149.2	
	3	13.4	14.3	18.7	22.8	18.7	26.5	22.9	24.3	
西ドイツ	1	-187.0	-228.2	-232.5	-322.7	-320.2	-420.9	-404.3	-481.1	-534.2
	2	31.3	47.9	49.8	52.0	74.0	80.2	50.0	56.9	79.2
	3	27.2	29.8	25.8	24.8	28.7	26.7	19.1	18.3	19.2
イタリー	1			-225.7	-243.3	-201.7	-313.0	-240.8		
	2		18.4	18.0	7.0	3.8	13.2	13.9	16.7	
	3			21.4	12.7	21.6	24.7	23.1 ²⁾		
日本 ¹⁾	1			-429.2	-455.3	-352.1	-342.8	-321.2	-377.1	
	2				59.2	84.7	93.3	114.1	145.1	174.0
	3			55.5	55.7	50.4	51.2	50.9	47.8	
オランダ	1	-15.8	-10.9	-48.2	-48.3	-75.1	-96.5	-146.7		
	2	13.5	13.2	11.2	10.0	8.9	-2.4		-13.0	
	3	16.7	15.4	14.5	11.6	14.6	10.3	11.8		
英国	1	-9.3	-28.8	-20.0	-3.9	-22.0	-34.4	38.6	29.6	
	2		37.8	37.7	39.7	50.8	62.7	64.9	106.1	116.0 ^{P)}
	3	21.5	20.1	17.8	18.4	20.1	19.1	28.0	28.8 ^{P)}	
米国	1	2.106	2.304	2.476	2.840	3.475	3.827	3.871	4.278	5.057
	2	486	508	519	583	725	804	773	810	930
	3	21.2	20.3	19.0	18.4	18.9	19.2	18.5	17.5	17.0

(備考) 1) 日本のデータは総理府統計局、会計年度。

2) 為替レートは“International Financial Statistics” I. M. F. による。

P) 暫定数値。

(資料) OECD: “International Investment and Multinational Enterprises,” 1981, p. 51.

(注) 表中の1は全地域バランス、2は途上国バランス、3は対途上国受取比率(%)である。

部門の封鎖率を二五%とすることとなり、一九七七年に入ると繊維不況に対処するため、公正取引委員会は短繊維紡績系の不況カルテルを認可し、一方、通産省はメーカー一〇社が申請していた合繊の輸出カルテルを認可し、また、同省はポリエステル(f)、ナイロン(f)、アクリル(s)の四品種について合繊企業一〇社に減産指導を行うなど一九七三年以降はポリエステル生産は固定化し構造不況業種化の一途をたどることとなった。

しかし、これらの合成繊維産業の企業活動にあらたな変革をみせはじめ生産部門をプラスチック、薬品、炭素繊維、化学等の部門を拡大して事業の多角化を図り、例えばポリプロピレン・フィルムの生産はその操業度を一〇〇%とのぼし、A社の一九八一年度売上高比率は全売上高の約一七%と急激な業績の上昇をみるに至ったが、しかし化学繊維の売上高比率の延びに大きな変化を求めることはできないのが現状といえるだろう。

永年わたるわが国合成繊維産業は生産調整を行う一方、あらたな経営戦略として、一

表2 東南アジアにおけるわが国総合化学繊維工業の技術輸出について

(単位: 100万円)

		1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
インドネシア	件数	10	11	24	21	17	20	19	17	11
	金額	(-)	551	2,998	2,432	1,075	1,083	1,011	732	3,351
韓国	件数	16	16	30	23	23	44	33	32	25
	金額	1,348	1,064	779	1,111	975	905	735	570	487
タイ	件数	12	15	14	14	10	19	18	8	8
	金額	501	834	496	350	182	346	122	49	54
中国	件数	10	9	10	17	7	6	18	20	8
	金額	3,655	2,629	916	1,709	727	203	6,091	4,314	686
台湾	件数	12	13	37	12	13	38	33	33	28
	金額	295	243	289	189	182	81	596	1,095	892
マレーシア	件数	*	*	*	*	*	8	2	6	3
	金額	*	*	*	*	*	49	(-)	396	(-)
東南アジア諸国	総件数	79	78	115	111	97	189	153	144	99
	総金額	7,263	6,536	7,158	6,269	4,326	3,901	10,252	9,136	6,250

(備考) *印の該当年は、東南アジア諸国を含む。東南アジア諸国には上記の他にインド、パキスタン、フィリピン、シンガポールを含む。(一)印は、秘匿のため非公表。件数は、新規、継続を含む。金額は、新規、継続を含む合計額を示す。

(資料) 総理府統計局「昭和57年、科学技術調査報告」昭58年5月より算出。

つは、輸出指向型、低賃金指向型として生産拠点を国外に求めいわゆる海外進出企業化の傾向をとり、いま一つは前述の非繊維部門へと展開していくのであった。日本企業の海外生産活動は自由化以前はすべての投資について個別審査による許可制であったが対外貿易自由化の第一次自由化措置(一九六九年十月)によって海外直接投資はアジア諸国に拡大と集中するなかで、合成繊維産業もポリエステル生産を現地企業との合弁の形態をとりながらも積極的に海外事業をはかることとなり、一九六六年に台湾、六七年タイへ二社、六九年から七〇年にかけて韓国へ三社、七三年にはインドネシアへ三社と国際的に技術優位を占めるポリエステル生産企業は、発展途上国へ進出を行い多国籍企業としての基盤をつくることとなった。しかもアメリカにおける自動車産業の海外進出の経緯と同様に、わが国ポリエステル企業は、ニッカボッカ(Knickbocker, F. F.)のいう「バンドワゴン効果(band wagon effect)」「(4)の働きをもつて同じ国にほぼ同じ年次に群れをなしてアジア各国に進出し多国籍企業行動をとりつつ寡占的反応をもつて現地市場に大きく位置していくのである。

二 わが国合繊企業の技術移転について

わが国の技術貿易収支は経常的な赤字基調をたどっているが、ここでOECDの調査にみる通りただ開発途上国向けについては(表1)収支バランスは一九七四年以降飛躍的な収入増をもたらし、対途上国受取比率はOECD主要国の中で常に技術優位を示していることがわかるのである。

ここでみるとおり、途上国バランスに大きな収益をもつわが国が開発途上国に対する技術貿易の対象とする技術は、その多くは生産技術の移転でありかならずしも商品技術の開発にともなう技術、すなわち基礎技術の移転は比較的僅かであるといわれている。わが国のポリエステル長繊維の製糸技術は、紡糸と延伸とを分離した生産工程から紡糸延伸直接法の導入を経て一九七一年フィンランドのSunne社による延伸と仮燃を同時に実施するDTY加工機の技術を開発し、わが国の多くの企業はこれらの技術を採用し、POY DTY技術による加工工程の連続化、オープンエンド精紡法、アルカリ減量処理法などの新しい技術は国際競争力の強化に大きな効果をもたらしたが、いずれもポリエステル製造のプロセス・イノベーションによるものであり、プロダクト・イノベーションによる技術革新といわれるものはごく僅かであろう。そのうえ、アメリカの長繊維生産に比べわが国は、(1)原料コスト、(2)エネルギーコストがともに高く一九八二年の世界生産高は、アメリカ二五%、日本一四・七%、西ドイツ七%と三大生産国による市場競争のなかでわが国の国際競争力の維持が求められているのである。

このような国際環境のなかでわが国ポリエステル産業は、輸出高五〇%を超えるアジア諸国に対して企業進出を行い輸出代替性も求め、そのうえに繊維工業の川下部門を加えて、いわゆる垂直統合を組織し、アジア諸国に生産の橋頭堡を築くこととなる。前述のOECDの調査から日本の技術貿易の特徴をみたが、更に総理府統計局のデータベース(表2)によるとわが国の化学繊維業によるアジア各国との技術輸出が拡大化の傾向を知ることができる。

三 タイにおける日系合繊企業と技術移転

タイは、国内産業保護と外資による奨励企業に対する保護政策として一九六二年二月の産業投資奨励法によって繊維製品に対する関税を、輸入税二〇%、輸入課徴金二〇%(いずれもCIF価格に対して)と高率関税を付課することにより、日本の繊維産業は現地市場の確保を目的として一九六二年末より活発な企業進出を行うが、合繊企業も一九六三年にはポリエステル(f)の生産を現地化し続いて七〇年に参入したA社はポリエステル製造の化学工程の一貫化を採用することとなる。これによって、タイの日本企業によるポリエステル生産は、一九八一年には月産(s)は五、四〇〇トン、(f)は二、三三〇トンとなり、日系企業三社によって市場を完全支配となり寡占による生産体制が持続している。しかも日系企業によるポリエステル生産は、素材供給部門をはじめとして紡績・織布・編立・染色加工・縫製に至る製維品製造の川上・川中・川下部門を関係会社、連結・非連結・合弁企業として系列化し、資本結合をとりつつ経営と生産組織の垂直的統合を行い利潤極大化の方向を示している。これは、タイにおけるポリエステル生産は外資系企業による完全支配という開発途上国にみられる産業構造上の一つの特徴ともいえる。

ここで、原料供給部門から製品に至るまでの一貫化工程をもつA社について分析をすすめる。タイは、外国法人に対する規定に、外資との比率は通常タイ側五一%以上の株式保有を必要としているが、A社の株式保有率は、親企業四五%、タイ側五五%を保有し、タイ側にmajorityのあることを示しているが、その実態は、親企業四

五%は変わらず、現地日系商社一七%、A社系列現地企業一四%と同系会社・日系企業をふくめると七六%の保有となり日系企業が majority を有することとなっているが、これはタイ政府による奨励企業として日系ポリエステル企業に対する優遇策とも考えられる。

ここに掲げたA社は全従業員約一、四〇〇人を要しているが、そのうち管理職には、一七人のうち現地人は五人を採用し、庶務・労務、製造(二人)、機械、技術の各部を担当しているが、製造部門担当の現地人には日本人をも配置して担当分野の技術の部分移転が行われ、続く製造部門の下級管理者のすべては現地人を配している。工場は三交替制二十四時間操業で資本の有機構成を高めているが、工場従業者約一、二〇〇名のうち約九三%は初等教育二年履修とその未満者で占めている。A社では企業の中核的機能を果す部署には親会社よりの派遣社員を充当し、製造部門の中間管理者層と工場従業員は現地人の採用となっているが、このような労働実態から一般的な生産に関する技術の移転は可能としても、特性技術即ち特定の財を生産するためのシステムとしての生産技術の移転には充分性を求める状態でない生産管理であろう。すなわち直接生産部門従業員の教育水準からみて検討されるべきことは、一般的知識水準に国際間(この場合は二国間)にその格差が大きい場合には、技術移転の可能性は低くなるであろう。付言すると、どの場合でも経験年数によって生産方法を効率的に操作する熟練度——あえてこれを技能ということとする——は向上するであろうが、技術上の生産方法に関する知識すなわち数値的判断を主とする技術を集積し体系化することが必要とされ、そのうえで生産管理技術・プロセス技術の有

効な移転が可能であり、その可能を達するためには、技術の基盤的要素の確立が急がれることとなる。

「日本企業の生産技術の海外への移転は、日本企業の経営参加の程度に強弱に応じて大きくちがうのである。これは生産技術の内部化指向という特性を例示するものである。企業はその内部的組織にたいして太いパイプで密度濃く生産技術を移転するのに対し外部的組織については技術移転のためのパイプは細くそこを流れる技術情報の方も多くない」(5)とは一般的な事例として云いうる場合もある。しかし、ここでとりあげた一国のしかも一企業の実証分析では特質的な事例とも考えられるが、しかし、タイにおける日系ポリエステル企業の株式は実質的に過半数を保有し、親企業との間は太いパイプで経営と技術を連結され、さらに、先進工業国では成熟化したポリエステル製造技術の移転は、親企業からみれば生産要素の移転であり、現地進出企業は定額のノウハウ料とランニング・ロイヤルティの支払いを求められるのである。このようなもとの技術移転の前進には、前述のような従属症候群から脱却し、「所有」の移転について検討をはやめることも必要であろう。しかし東南アジアにみられる商業資本家による短期の利潤動機による経営支配ではなく、広義、狭義に解する技術の移転にその十全性を求めるためには、所有に基づくシステムとしての技術移転が必要となるであろう。

(1) 加藤忠「活発化する海外投資・技術輸出」『化学経済』一九(九)一九七二年八月。

(2) 斎藤俊「多国籍企業による技術独占メカニズム」『東洋経済』

(三七四六)、一九七三年七月。

(3) 日本化学繊維協会『日本化学繊維産業史』一九七四年十二月。

(4) 宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』岩波書店一九八二年五月、一五三頁。Knickerbocker, F. T.: *Oligopolistic Reaction and Multinational Enterprise*, 1973, p. 25.

(5) 吉原英樹「日本企業の生産技術の国際移転」『ジネスレビュー』三〇(三四)一九八三年三月、一九五頁。

参考文献

- [1] 多国籍企業研究会『日本における多国籍企業研究—文献解題』、アジア経済研究所、一九八一年。
- [2] 総理府統計局『科学技術研究調査報告』一九八二年。
- [3] Thai Prime Minister's, Investment Promotion Act.
- [4] アジア経済研究所『発展途上国の繊維事情』「I部 地域篇タイ」一九八〇年。

(付記)

鹿児島経済大学鈴木実先生そのほかの先生方から有意義なコメントをいただいたが紙幅の都合上省略させていただいたこととおことわりしておく。

済ということの意味の変化があったと思います。一物一価のユニティとしての経済に対して、インテグレートドエコノミー、つまり多数の経済がある論理に従って、システムとして統合された経済、もっと言えば体制や制度やメカニズムが異なる多数の経済循環が存在しながら、なおかつ全体として、大きな経済循環の中で相互依存性を高めているのが現在の統合経済だということになります。ケインズの、フリードマン的と分析という上では、異なったものの対立として把握される諸理論がシステムとしては全体の中でそれぞれの役割を果たしていると考えることができそうです。

従って、同質化の中での競争、異質化の中での協力ということが、システムの総合の中心となる考え方と言うことになるでしょう。ユニークさの強調がシステム化をすすめる、一物一価の追及が市場メカニズムの強調となる中で、理論がこの学問循環の中心を占めていると考えれば、私には三つの分科会などの報告も、全体としてわが政策学会の経済政策学の体系化の活動の中の一こととしてそれぞれに前進的であったと判断することができます。

三 民主主義の経済政策学

三つめに、この二日間の議論を通じて、大きな収穫は上述の学問循環についていえば、規範領域と実行領域が大きく前進したということであったと思います。かつて学会設立の一〇年は経済政策学が独立の学問として、成立するための条件や方法論として確立が中心課題でありました。続いて二〇年代が歴史、理論、政策の流れの中心で、規範的なものを政策主体の哲学に大きく求めたのに対して、三

〇年代は観察が史的観察から計量的ファクトファインディングスとなり、理論も政策もオペレーションナルな色彩を著しく強めたと特色づけることができます。今回四〇年代にあつたの議論において、政治の経済学、あるいは官僚の経済学といわれましようとも、規範的意志決定領域、組織予算という実行領域を強化したことは大きな特色でしょう。このことを政策学の立場からいおうとすれば、個々の経済主体から、いかにして経済政策主体が形成されるかという問題、及び個人の主観的価値からいかにして政策意志が決定されるか、という問題が一つの領域として加わつたことになります。これは、政策とは中央のただ一つの政府が政治権力を基礎に経済体系に外から干渉するという経済政策でなくて、政府を含む自律的發展力をもつた経済システムの強い相互依存体系の発展の中で、個別の主体性の上に全体の政策が形成実行されるという民主主義にふさわしい哲学になつたということでもあります。すべての個人が、経済運営の主人となつたということもできます。また他方において、政策の実行にあつたての予算や組織が、その政策運営の中で研究される分野が加わつたことは、組織や実行の責任に加わつた人達すべての参加の上での政策の実行であり、企業や個人もまた実行への参加者として全体の政策運営が循環的に進められる、そしてその体系は観察から観察に戻る学問循環の体系として経験を重ねると共に、理論としても学問の手段としても発展していくまさに学的連続的再開発の政策体系だということです。基盤の変化についての研究は、まさに科学的技術や人間社会の環境の変化を内包しつつ、この連続的再開発を次はどのように進めていくかを予見させるものであります。そ

れこそこの四〇年代における五〇年代へむけての学問的エネルギーの蓄積というべきでありましょう。

四 あとがき

最後にあたり、新野会長、各セッションの座長、報告者、予定討論者、一般討論参加者の皆さんに感謝申し上げます。また皆さんとこのような研究集会を持たれたことは、今日は参加されていない多くの会員の厚い層に支えられてのことであつたことを想起して改めて感謝したいと思います。

本当に有り難うございました。

(昭和五十八年十二月二十七日、於愛知県労働者研修センター)

F・M・シェアラ著
『革新と成長——シュム
ペーター主義的観点』

箱田 昌平
(近畿大学)

F. M. Scherer, *Innovation and
Growth: Schumpeterian Perspective*,
The MIT Press, 1984, pp. x+297.

著者はみずからも「シュムペーター主義者」と自称するように、技術革新は、精緻なミクロ経済学の静態的資源配分の貢献以上に、物質的生活水準の上昇に寄与したという問題意識のもとに、技術革新についての一連のバイオニアの論文を発表して来た第一人者である。本書は著者のこの領域でのこれらの論文を集めて来た第一人者である。過去の論文を修正、加筆、抜粋したもの及び、本書のために新しく書かれたものを含めて十六の章からなっている。したがって、厳密なストリーとして本書をみると、その統一的な流れという面では若干の問題があるかも知れない。しかし、これは非常にマイナーなことである。本書の構成は、I 技術革新の性格、II 市場構造と技術革新に関する理論、III 市場構造と革新・実証研究、IV 生産性逓減に関する問題からなっている。この展開は記述的問題提起、つぎに理論と実証、

のである。アメリカのR&Dの四分の三が製品開発で、四分の一がコストを下げるプロセス革新になっている。生産性は直接コストを下げる革新によるのみでなく、間接的に製品開発によっても向上する。生産性はR&Dをおこなった部門だけでなく、それを使用して恩恵をうける部門にも生じる、特に製品開発ではそうであろう。このような技術の流れをとらえるのには、テクノロジ・フロー・マトリックスを投入・産出表にならって、I部で作製している。つぎにIII部ではそれを生産性と結びつけているが、必ずしも著者が予想したようなR&Dの減退と生産性の停滞の有意な関係はみいだせていない。このようなマトリックスを使用した分析にはユニクさをみいだせよう。

第三の議論は市場構造と研究開発活動の関係である。まずII部で開発による予想収益(Quasi rents)関数を設定して、つぎに時間と開発コストのトレード・オフを含んだ開発コスト関数のもとで最適なR&D支出が分析されている。前者には開発ラグを含んだゲームの理論が組み入れられて、市場構造要因——ライバル関係——がR&Dを決定するかが論証される。つぎにIII部では市場構造がR&D活動を決定するのか実証的検討がなされる。ここでは、独占すなわち集中度とR&D活動、企業規模とR&D、多角化とR&Dの各々の関連が検証される。集中度とR&D活動では、後者に特許を代理させたときは集中度との間に有意な正の関係はみいだせないが、研究開発人員をとった場合には予想ど通りの正の有意な関連がみられる。しかし、両変数の決定因果については不明とされる。つぎに、企業規模とR&D活動では、前者が大きくなるとともに、R&Dは促進

最後に結論という構成からなっている。

さて、本書は先進資本主義国——特にアメリカ経済——の停滞の原因を研究開発活動の減退にみいだそうとする著者の最近の意図から生れたものである。現在はシュムペーターが指摘したようにコンドラチエフ・カーブの下降局面に入っており、この波動を上昇させるような技術革新はみいだせないといわれている。また、分析方法も自称シュムペーター的と述べている点を含めて、本書には副題として「シュムペーター主義的観点」という言葉が付加されて、価格理論の静態的側面が暗黙のうちに批判されている。このシュムペーターの主張は、まず経済的進歩は技術革新によって生れているという第一の主張と、技術革新と市場構造の関連で、独占的要素が技術革新を促進するというシュムペーター仮説の第二の論点に要約されよう。

この著作のテーマは、先述したアメリカ経済の停滞——労働生産性の伸びの停滞——を研究開発活動(研究開発支出と特許)の減退に結びつけて、研究開発活動の減退が何故おこったのかを検証しようということにある。本書で検討される主要な議論は三つのものである。まず、特許制度と研究開発活動についての問題についての展開である。I部でワットのエンジン開発プロセスにおける特許制度の役割について述べ、II部で最適特許期間に関するノードハウスの理論の図解的検討と若干の問題点、III部では反トラスト法の強制的特許供与規制効果に関する実証研究が示されている。この規制が集中度を低下させる等を通して市場構造に大きな影響を与えていることは検証されていない。

さて、本書の第二の議論は労働生産性と研究開発活動に関するも

されるが、大きくなる割合に応じて逓増的なR&D活動はみられず、第二のシュムペーターの主張についての新しい解釈の妥当性は発見されていない。最後の議論の多角化とR&Dの間にも有意な関連は検証されていない。

R&Dと生産性、R&Dと市場構造についてそれぞれ検証されたが、これらを総合的に含めて、生産性の低下やR&Dの減退が市場構造とどのようにかわっているのか、この関連は政策的提言を含む本書の結論部分となるのである。R&Dと集中度には正の相関、しかしそれを生産性分析に入れると、資本ストックのみが正の相関で、集中度との間には明確な結果づけは検証されていない。結局、生産性やR&Dが何故停滞、減退したのかは、著者自身が採用した伝統的な産業組織分析あるいはミクロ的分析の中では、明確な結論をみいだすことができなかった。本書の論文の理論的、実証的な著者のバイオニア的貢献は、著者自身の生来からの問題提起である。これらを踏台として多くの研究が期待されよう。

リチャード・E・ジャスト
ダーレル・L・ヒュース
アンドリュー・シュミッツ 著
『応用経済学と
公共政策』

梅 下 隆 芳
(愛知教育大学)

Richard E. Just, Darel L. Hueth,
Andrew Smith, *Applied Welfare
Economics and Public Policy*, Pre-
ntice Hall, 1983.

一

厚生経済学は経済政策の基礎理論として位置づけられておりながら、その実、個々人の厚生を実証的にどのように測定するのか、また仮に個々人の厚生が測定可能であったとしても、測定された個々人の厚生を社会的な厚生へどのように変換するのか、という二つの大きな難問を抱き続けてきた。

実証と規範、就中、実証の面で、厚生経済学は経済政策の基礎理論たる資格を欠いていたのである。

しかし、消費者余剰論がマンシヤルの基数的な議論から、WTP (Willingness to Pay) とWTR (Willingness to Receive) を基礎概念とする補整的变化 (Compensating Variation) と等価的变化

(Equivalent Variation) で代表されるヒックスの序数的な余剰論へと展開されたとき、個々人の厚生変化は客観的な貨幣表示で測定可能となった。実証面での一大飛躍であり、政策論の基礎理論の足掛りがえられたのである。

しかしながら、ヒックスの分析は結局のところ所得補償需要曲線を市場需要曲線で近似させる測定方法であり、且つ部分均衡分析である、という実証面での二つの弱点を有していた。

この前者の近似性の問題に果敢にアタックしたのが、R. D. Willig ("Consumer's Surplus Without Apology", *A. E. R.*, Sept. 1976) である。双対理論 Duality Theory という新しい理論をメカニクスとして、市場需要曲線で測定される近似値と所得補償需要曲線に基づいた理論値との乖離は、殆んどの場合、無視して差しつかえない程度のものである、ということを彼は明らかにしたのである。

そして、ヒックスの伝統を踏まえ、Willig の理論を敷衍しながら、部分均衡分析から一般均衡分析へと余剰測定の枠組を拡大することによって、後者の課題に答えようとしたのが本書である。

本書によって、市場を通じる場合の経済厚生の実証的な測定問題は、その多くが理論的に解決可能になったと言っても過言ではあるまい。

「厚生経済学は多くの人を魅了してきたが、いまだかつてそのために一生を捧げた経済学者は一人もいないのである」(E. J. Mishan, *Survey of Welfare Economics, 1939-1959*, *E. J.*, 1960) というマンシヤンの言辭は返上されうるかもしれない。

二

本書の構成は以下の通りである。

- 第1章 序論
- 第2章 パレート最適とパレート基準
- 第3章 補償原理と厚生関数
- 第4章 生産者の厚生——単一の競争的企業の場合
- 第5章 消費者余剰と消費者の厚生
- 第6章 支払意志額と消費者の厚生
- 第7章 要素供給の決定と資源の所有者
- 第8章 集計化と市場志向型政策の経済厚生分析
- 第9章 多市場分析と一般均衡論的考察
- 第10章 不完全競争の厚生経済学的分析
- 第11章 確率論的厚生経済学——農業政策分析への適用
- 第12章 市場が存在しない場合の厚生測定——環境経済学への適用
- 第13章 費用便益分析の動学的考察——自然資源経済学への適用
- 第14章 結論
- 付録A 要素及び生産物市場での余剰の双対性——単一の競争的企業の場合
- 付録B 消費者及び資源所有者の厚生測定
- 付録C 一時点での集計化及び異時点間での経済厚生分析における生産要素の固定性と耐久消費財の役割
- 付録D 多市場均衡の厚生測定

以上の構成からわかるように、本書ではまず厚生経済学の基礎理論の説明から始まり、次に余剰論が詳述され、厚生経済学と余剰論の関連性が言及されている。そして以上の基礎理論を踏まえて、各公共政策及び個別分野への余剰論の応用編が展開され、厳密な数学的証明が付録であたえられている。

本書は厚生測定論が非常に体系的に展開されており、且つ扱われているトピックスも多岐にわたっている。厚生測定論に深い関心のある研究者にとっては、本書は必読の書といえるであろう。

デビット・S・エバンズ編著
『ベル電話会社の解体』

永井 進
〈法政大学〉

David S. Evans, *Breaking Up Bell*,
North-Holland, 1983, pp. 298.

経済政策が大きく変化する場合には、その変化を支える経済思想の転換があるだろうし、また、その転換を保障する理論の変化がなければならぬであろう。一九八四年一月一日、従業員一〇〇万人を越え、資産一五〇〇億ドルという世界最大のマンモス企業であるA T T (アメリカ電信電話会社) は、長距離通信と情報化社会の基軸となる高度通信サービスを扱う新生A T Tと、全米二二のベル電話運営会社を傘下に治める七つの持株会社とに分割されたのであるが、それは、アメリカ経済における市場活力の再評価、規制緩和の推進の一つの象徴的出来事であり、また、わが国における公企業の民営化とも軌を一にするところが多い経済政策であった。このA T Tの分割に先立って、八年有余にわたって司法省とA T Tとの間で熾烈な議論が展開されたが、この過程を、司法省の側に立って経済

理論を構築したのが本書の著者達である。
本書は、まず、アメリカ通信産業における初期の競争についての歴史的なサーベイから始まり、A T Tはこれまで規制機関(連邦通信委員会や各州の公益事業委員会)を効果的に利用したり、不当販売方式によって新規競争者を排除してきたとする司法省の見解を理論的に検討し、次に、通信産業に対する新しい企業参入は、クリーム・スキミングを目的にしたものであり、それは規模の経済が大きく作用する自然独占としてのA T Tのネットワークを損うものであるというA T T側の見解を、規制市場における新規参入の新しい経済理論を適用して検討する。さらに、垂直統合化の効率性についての検討、電気通信産業における規模の経済をめぐる実証分析の検討、A T T分割が資本コストにどのような影響を与えるかの考察、規制産業における価格設定(あるいは競争排除価格設定)と参入に関する一般的なモデルの展開、自由参入と自然独占の維持可能性(Contestability)に関するモデル分析、ベルシステムにおける複数サービスの費用関数の計測と自然独占性のテストなどが続く。
これらの議論の展開の多くは、ボーモル等の新しい市場競争概念(Contestability)とか、ラムゼー・プライシングなどの適用に依拠している。新しい概念は、規制の経済学、規模の経済と独占の維持可能性、複数生産物における共通費用の配賦等々で興味深い課題を提起しているが、これに対する伝統的な産業組織論からの反論も強い。このような議論の対立は、A T T分割に対する評価、そして、今日のアメリカ経済における規制緩和に対する評価に微妙な影響を与えているのだ。

学会記事

第四一回大会について

日本経済政策学会第四一回大会は、琉球大学・沖縄国際大学の共催により、「地域開発と経済政策」の共通論題のもとに、五月二十四日〜二十六日の三日間にわたって開催された。

第一日目は、丸谷治史(神戸大学)、梅下隆芳(愛知教育大学)両氏の司会の下に専門部会が開催された。

(1)専門部会の経過報告

——第一回研究発表会と研究修会の経過について——
加藤寿延(亜細亜大学)

- (2)研究報告「経済政策の主体をめぐって」
報告者 川野辺裕幸(東海大学)
討論者 坂本靖郎(神戸商科大学)
柏崎利之輔(早稲田大学)
高橋良宣(鹿児島経済大学)
- 専門部会の後、常務理事・本部幹事会が開催された。

第二日目は、共通論題の報告、理事会、会員総会が開催された。総会は、新野幸次郎会長による議長のもとで、本部部会報告、各部会報告、その他委員会報告が行なわれ、さらに新入会員の承認、五八年度決算、五九年度予算案の承認がなされた。

当日の共通論題のプログラムは次のとおりである。
共通論題報告
座長 加藤寛(慶應義塾大学)
村田喜代治(中央大学)

(1)高度成長期の地域開発と経済政策——国際化と地域——
星野進保(経済企画庁)

(2)地域開発と経済政策——回顧と展望——
河野博忠(筑波大学)

(3)産業構造変革期における地域の「構造政策」
安部一成(山口大学)
共通論題討論
討論者 米花稔(福山大学)
藤井隆(名古屋大学)
清水嘉治(神奈川大学)

最終日は、自由論題が三つの分科会にわか

れ報告され、活発な議論質疑応答が行なわれた。
I 自由論題報告(準共通論題報告)
午前の部 第一分科会(沖縄の地域開発)

座長 新野幸次郎(神戸大学)
久場政彦(沖縄振興開発金融公庫)

(1)失業問題と地域開発
報告者 富永斉(琉球大学)
討論者 名嘉啓行(沖縄県・企画調整室)

(2)戦後沖縄における開発政策
報告者 宮城辰男(沖縄国際大学)
討論者 高橋良宣(鹿児島経済大学)

(3)沖縄の地域開発——回顧と展望——
報告者 伊藤善市(東京女子大学)
討論者 馬場孝一(岩手大学)

第二分科会(理論)
座長 丸尾直美(中央大学)
小西唯雄(関西学院大学)

(1)発展過程と所得分配の変動——いわゆるクズネットのU字仮説——
報告者 大西高明(名古屋学院大学)
討論者

(2)リチャードソンプロセスモデルの再検討

報告者 今井良夫(上智大学)
討論者 宍戸俊太郎(筑波大学)

報告者 阿部亮一(沖繩大学)
討論者 伊東光晴(千葉大学)

報告者 原豊(青山学院大学)
討論者 小西唯雄(関西学院大学)

(3)ケインズ政策と賃金決定制度
報告者 塩野谷祐一(一橋大学)
討論者 飯田経夫(名古屋大学)

(2)地域開発と商業調整
報告者 杉岡碩夫(千葉大学)
討論者 三輪隆夫(沖繩国際大学)

(3)二部料金制を中心とした公企業の料金設定について
報告者 今泉博国(福岡大学)
討論者 奥野信宏(名古屋大学)

座長 五井一雄(中央大学)
田中啓一(日本大学)

(3)つくばの地域開発と産業政策
報告者 大庭治夫(図書情報大学)
討論者 高柳暁(筑波大学)

(4)マイクロコンピュータ市場の産業組織的分析——技術革新競争を中心に——
報告者 山崎和郎(東北学院大学)
討論者 影山優一(千葉商科大学)

(1)ハロッドの財政金融政策と投資規制
報告者 北野正一(神戸商科大学)

(4)地域産業政策の二元性
報告者 中尾久(機械振興協会)

(5)IS-LMモデルとマネーサプライコントロールについて
報告者 名取昭弘(亜細亜大学)

(2)わが国生命保険産業における規模の経済性について
報告者 松岡憲司(尾道短期大学)

(5)地域開発と産業の国際化——静岡県における産業政策と企業——
報告者 田中則仁(貿易研究センター)
討論者 鶴田俊正(専修大学)

(1)中国における環境政策——経済開発とのディレンマ——
報告者 植田和弘(京都大学)
討論者 神里公(東洋大学)

討論者 植草益(東京大学)

第二分科会(理論)
報告者 熊谷彰矩(青山学院大学)
討論者 郡嶋孝(同志社大学)

(2)アジア諸国の地域開発と農村工業化政策論の視点から——
報告者 田部昇(アジア経済研究所)

(3)土地開発過程と土地税制
報告者 青野勝広(松山商科大学)

座長 伊東正則(福岡大学)
尾上久雄(京都大学)

第三分科会(外国事情)
報告者 藤井隆(名古屋大学)
座長 齊藤優(中央大学)

討論者 田中啓一(日本大学)

座長 伊東正則(福岡大学)
尾上久雄(京都大学)

II 自由論題報告(準共通論題報告)
午後の部 第一分科会(地域開発)

(1)地域環境管理政策試論——所有権の経済分析——
報告者 熊谷彰矩(青山学院大学)
討論者 郡嶋孝(同志社大学)

座長 田村泰夫(広島経済大学)
小松雅雄(早稲田大学)

報告者 熊谷彰矩(青山学院大学)
討論者 郡嶋孝(同志社大学)

(1)財政依存型地域経済の構造とあるべき地域開発の方向

(2)産業政策に関する一考察——国際比較を中心に——

討論者 中内恒夫(国際基督教大学)

① 学会年報の件(邦文文献の書評およびフリー制の導入について)

(3)開発途上経済の開発と経済構造の変化
報告者 金子敬生(広島経済大学)

② 昭和五九年度全国大会の件(大会プログラム)の説明)

(4)一次産品のモデル分析・コーヒの例
報告者 太田辰幸(名古屋商科大学)

③ 学術会議会員選出方法について
昭和五九年七月四日(水)大阪凌霜クラブ

討論者 入江成雄(横浜商科大学)

④ 学術会議会員の選出方法について
昭和五九年七月四日(水)大阪凌霜クラブ

(5)技術移転と技術援助——化学繊維企業の海外進出について——
報告者 前田昇三(京都大学)

⑤ 学会年報の件 邦文文献の書評にかんし
年報編集委員会の原案を承認した。レフリ

討論者 鈴木実(鹿児島経済大学)

⑥ 専門部会の件(第二回研修会の日程他)

三日間にわたった今大会は、三七〇名余の参加者を迎え高水準の報告・討論が展開された。また、レセプションにおいては、会員相互並びに沖縄県当局・県財界首脳との懇親を深めることができた。

(山里将晃記)

本部部会について

常務理事・幹事会

昭和五九年二月一三日(月) 神戸大学
次の各件について協議した。なお年報の件については、さらに他部会の意見を参考にし
て調整をはかることとした。

一 大会校挨拶 琉球大学 山里将晃氏

(1) 本部会務報告 新野幸次郎会長より、
会員状況について報告された。

(2) 本部会計報告 丸谷冷史幹事より報告
があり、統一して高柳暁監事より監査報告
がなされた。

(3) 部会報告 関東部会佐藤芳雄幹事、中

三 協議事項

(1) 新入会員の承認 四七名の入会を承認
した。なお総会までに入会手続が完了す
る見込みの者若干名については、手続の
完了を条件として追認することを承認し
た。

(2) 昭和五九年度予算 丸谷幹事より予算
案の説明があり、審議の結果、これを承
認した。

(3) 年報編集の件 昭和五九年度年報の編
集方針および書評の件について近江谷委
員より提案があり、これを承認した。

(4) 昭和六〇年度大会について この件に
ついて来年度大会は、関東部会にお願

することとなった。

四 副会長の選任について 新野会長より小松雅雄、五井一雄、藤井隆の三常務理事に副会長の就任を依頼したい旨の提案があり、承認された。

(丸谷治史記)

専門部会について

研究発表会 専門部会第二回研究発表会は昭和五九年五月二四日(木)、全国大会初日に行われ、川野辺裕幸氏(東海大学)に報告をお願いした。詳細については、大会記事にゆずる。

研修会 第二回研修会(研究集会)は、昭和五九年一月二三日(日)、二四日(月)の両日、日本生産性本部研修会館で行われ、次の報告があった。

第一日 (政策理論)

① サービス化と政策の有効性

報告者 鶴野公郎(筑波大学)

討論者 鈴木多加史(近畿大学)

真継 隆(名古屋大学)

② レイガノミックスの評価

報告者 西野万里(明治大学)

討論者 竹内信仁(名古屋大学)

奥村茂次(大阪市立大学)

第二日 (基盤政策)

① 日本の熟練——その国際比較

報告者 小池和男(京都大学)

討論者 小野 旭(一橋大学)

清成忠男(法政大学)

② 情報通信の新秩序と市場の拡大

報告者 林紘一郎(電々公社)

討論者 植草 益(東京大学)

増田祐司(大阪市立大学)

幹事会 研修会第一日に専門部会全国幹事会を開き、専門部会の今後のスケジュール、基本テーマ、専門部会の運営について、加藤壽延幹事より報告、ならびに提案があり、協議の結果、これを承認した。

連合幹事会 専門部会の運営、研究発表会および研修会の準備のため、左記の日時に専門部会連合幹事会をもった。

昭和五九年五月二三、二四日(沖縄自治会館)、昭和五九年六月九日(慶應大学)、昭和五九年一月二四日(生産性研修会館)。
最後に本年度研修会の設営にあたっていた

だいた加藤寛、丸尾真美両常務理事をはじめとする関東部会各位に厚く御礼を申し上げる。

(丸谷治史記)

関東部会について

関東部会報告会 今年の関東部会報告会は、昭和六十年一月十九日(土)午後一時半より、慶應義塾大学において次のように開催された。

一、研究開発型中小企業に対する技術政策

報告者 斎藤 優(中央大学)

予定討論者 藤井 隆(名古屋大学)

座長 碓氷 尊(筑波大学)

二、郵便貯金の政治経済分析

報告者 小沢太郎(慶應義塾大学)

予定討論者 原 司郎(神奈川大学)

座長 赤沢昭三(東北学院大学)

各セッションごとに報告、予定討論のあと、フロアからの活発な討論があり、五時に閉会。参加者約五十名。
(川野辺裕幸記)

中部部会報告

本年度の日本経済政策学会中部地方大会(第十九回)は、大会委員長山田健治教授のもと、昭和五十九年十一月十日(土)岐阜経済大学で開催された。およそ四十名近い会員の出席を得て盛会であった。

中部地方大会の報告者及び論議は次の通りである。

(i) 中国経済の自由化をめぐる諸問題

名古屋学院大学 西村高夫

(ii) 定期船市場(コンテナ)の構造変動と港湾

名古屋港管理組合 木村武彦

(iii) 戦間期経済と高橋財政——不確実性仮説の適用の試み——

名古屋商科大学 佐藤幸夫

④ Theorems of the Alternative and Linear Programming

名城大学 尾崎雄一郎

(v) 産業組織研究の一視点

三重大学 渡辺悌爾

また恒例による工場見学会は、地方大会の前日の十一月九日(金)山崎鉄工所美濃加茂

工場を見学した。三十五名ほどの会員が、最先端の無人工場ともいえる工場を熱心に見学し、そのあと質疑応答がなされた。

明年度の第二十回中部地方大会は、名城大学の有田辰男氏を大会準備委員長として、名城大学で開催されることになっている。

本年度の中部地方大会報告の要旨は以下の通りである。

(一) 中国経済の自由化をめぐる諸問題

西村高夫(名古屋学院大学)

一九七八年一二月の農業改革の成功について、八四年一〇月からは工業を中心とする自由化政策と対外開放政策を実施している中国経済の実態と問題点を明らかにし、将来の予測を試みた。「改革と社会主義原理との整合性」、「価格体系の是正」、「企業自主権の確立」などにしぼって検討し、現在の経済主義路線の定着と今後の成長を予測した。

(二) 定期船市場(コンテナ)の構造変動と港湾

港湾

木村武彦(名古屋港管理組合)

定期コンテナ船市場の発展は第一次拡張期(一九六八—七三年)と第二次拡張期(七七—八〇年)を経て、主要航路のコンテナ化と

南北航路への波及が始まった。この期を経て、定期コンテナ船市場の船腹過剰が必至となり、これを誘因にして海運同盟の崩壊の要因が生じつつある。このような現代の定期船市場の構造変動要因を分析するとともに、わが国の港湾政策に与えた影響とこの変化に対応する港湾の課題と展望を試みた。

(三) 戦間期経済と高橋財政

佐藤幸夫(名古屋商科大学)

わが国戦間期に高橋財政がかくも成功したのは、この当時進行した、ガルブレイス・ケープス仮説という企業集中度増大による寡占企業の不確実性減少が一方にあり、さらに最近の理論の明らかにする、不確実性減少による企業の、競争的状态より積極的な生産活動の効果を基盤にしていたと思われる。不確実性減少は加えて戦間期停滞した農業に対し食糧管理制度のもとで戦後それを回復させることにも貢献した。

④ Theorems of the Alternative and Linear Programming

尾崎雄一郎(名城大学)

線型不等式に関する二者択一の定理は、解の存在証明に利用されるなど経済学にとって

非常に重要な定理である。ゴルドン、ファルカス等の二者択一の定理の証明は、ゲール、マングサリアン等いろいろな人々によってなされてきた。本論文の目的は、リニア・プログラムを用いた新しい方法によって、種の二者択一の定理を証明することにある。

(四) 産業組織研究の一視点

渡辺悌爾(三重大学)

報告の目的は、産業組織研究の有効性を高める方向において、「内部組織の経済学」の分析手法を適用することである。市場・中間組織・内部組織という取引様式の選択肢の中心で、shareable input を活用した economy of scope に基づく多様化行動が個別市場の集中度に現われる市場構造を動態的に変化させ、それが子会社・関連会社・下請企業の間組織全体での組織革新を伴う点に注目する。かかる革新は産業の参入障壁を低め市場をcontestable にさせるのである。

(梅下隆芳記)

関西部会

工場見学会 四月五日(木)、IBM野洲工場を見学した。参加者は五〇余名と盛会であ

った。御多忙の中を楽しく有意義な一日をセツトして下さい。大阪IBM事務所の石原氏はじめ、野洲工場の方々に、誌上を借りて、厚く御礼申し上げます。

部会研究会 春の研究会は、三月二四日(土)午後、神戸大学で行われた。今回は「産業のME化と情報化」をテーマとし、次の二報告をいただいた。

1 技術進歩と下請中小企業

河崎五洲夫氏(大阪府立商工経済研究所)

河崎氏は、大企業のME機器導入が、これまでの所、下請中小企業への発注量に顕著な影響を及ぼすには至っていないこと、その原因として、下請制が発達している機械工業の分野では、近年生産の拡大が続いていること、NC工作機械などは、今日すでに中小企業の技術分野となりつつあること、等が考えられるとされた。

2 現代の技術革新と情報通信

増田裕司氏(大阪市立大学)

秋の研究会は、十月二七日(土)、午後、同志社大学で行われ、次の報告があった。

1 現代ソ連経済におけるブリガダ

西日本部会

西日本部会は例年春秋二回の研究報告会を

吉井昌彦氏(神戸大学)

2 ソ連・東欧の技術政策

福田敏浩氏(滋賀大学)

3 『国富論』における補償概念について
大政憲一氏(広島経済大学)

吉井氏は、ソ連で今日、労働生産性の向上、経済のインテンシヴな発展を目指して、積極的に推進されている、ゴリガダ(作業班)制度について、詳細な分析と、問題点の指摘を行なわれた。福田氏は、やはりソ連を中心として、東側諸国での技術政策の特質を明らかにされた。大政氏は、『国富論』にあらわされるおびただしい「補償」に関する記述を文献学的な手法を用いて丹念に検討され、それがスミスの経済学体系に占める重要性を考察された。

秋の研究会は、出席者が二〇名と少なかつたが、熱心な議論が展開された。なお当番校の同志社大学には、今回も多くの御援助をいただいた。御礼を申し上げます。

(丸谷冷史記)

開催しているが、五十九年度は第四十一回全国大会を那覇市で開催したこともあって、部会としては、十一月に理事・幹事会と報告会(第五十七回)を開いたにとどまった。

理事・幹事会は昭和五十九年十一月十七日、福岡大学文系センター棟十六階で開催され、施理事・幹事より第四十二回全国大会と年報についての連絡と雑件の報告があり、次いで報告会に移った。論題ならびに報告者は次の通りである。

昭和五十九年十一月十七日午後一時三十分より、福岡大学文系センター棟第六会議室にて開催、出席者三十名。

- 1 都市規制の緩和・強化論争——日欧・今昔の対比の中で考える——

熊本大学 佐藤 誠氏

2 南太平洋の経済

鹿児島経済大学 高橋良宣氏

報告会終了後、伊東常務理事主催の懇親会が開催され、盛会であった。

最後に五十九年度の全国大会を引受けられ、尽力された琉球大学ならびに沖縄国際大学の関係者をはじめ、御協力いただいた方々に改めて謝意を表したい。

(峯田昌芳記)

本部宛寄贈刊行物(アイウエオ順)

雑誌名

発行所

- 行政管理研究一九八四・三六、九、十二
- 経済論集第三三巻五、六合併号、第三四巻一、五号
- 経済学論叢第三四巻第一、二号
- 経済学論叢第二八巻一、二、三、四号
- 経済学論叢第二九巻一、二、三、四号
- 国際商科大学論叢第二八、二九号(商学部編)、第二八、二九号(教養学部編)
- 産業経済研究第二四巻一、二、三、四号
- 証券投資信託月報昭和五九年二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二
- 社会科学研究年報第一四号、一九八四年三月
- 総合研究所報 Vol. 9, No. 2

桃山学院大学
電力中央研究所

電力経済研究 No. 18

東北開発研究 Vol. 19, No. 3-4, Vol. 20, No. 1

- 南山法学第七巻三、四合併号、第八巻一、二、三、四号
- 農村研究第五八、五九号
- 福岡大学研究所報第七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一年、一九八四年
- ANNALS, 1984, No. 28
- Economic Impact, 1984, 1~4
- Problems of Communism, 1984, Jan.-Feb. ~ Nov.-Dec.
- Socialist Thought and Practice, 1984, 1~2
- Survey, 1984, 1~4
- Trends, 1984, 4, 6, 8, 10, 12月号
- 電力中央研究所
- 東北経済開発センター
- 南山大学
- 東京農業大学
- 福岡大学研究所
- 慶應義塾大学
- 神戸大学ビジネススクール
- アメリカ大使館情報文化局
- アメリカ大使館情報文化局
- アメリカ大使館情報文化局
- アメリカ大使館情報文化局

本年度の年報は、昨年五月に琉球大学と沖縄国際大学の共催により、沖縄で開催された第四一回大会における報告に基づいて編集されている。

収録された論文は、共通論題三篇、自由論題二三篇、専門部会一篇、第一回専門部会研究会総括一篇及び書評三篇である。

共通論題は「地域開発と経済政策」であるが、それとの関連で、特に、準共通論題として、「沖縄の地域開発」が設けられている。また、自由論題の中にも地域開発に関連するものが数多くみられた。高度成長も終り低成長を経験しつつある現在、今迄の地域開発政策を整理し、新たな方途を模索する試みが沖縄において行われたことは、非常に意義のあることであった。

専門部会は、本学会四十周年記念事業として、五カ年にわたり行われる「研究現代における経済政策基盤の変化と経済政策学の新展開」の二年目の活動である。今年度は、経済政策主体をめぐる問題を公共選択論の立場か

らとり扱ったものである。

第一回専門部会研究会の合同セッション座長総括は、昭和五八年十二月二十五日から三日間、愛知県労働者研修センターで行われた第一回専門部会研究会における総括である。時日の関係から昨年度の年報には掲載できなかつたものである。

最後に、年報編集に御配慮を戴いた全国大会当番校琉球大学山里将晃教授をはじめとする琉球大学及び沖縄国際大学の先生方、本部署務局及び各部会幹事と勁草出版サービスマスターの方々に厚く御礼申し上げます。

(近江谷幸一記)

“Post-War Economic Policy in the World” (1956)
 “Objects and Methods of Economic Policy” (1957)
 “Types of Economic Planning” (1958)
 “Structural Analysis and Economy Policy” (1960)
 “Government’s Role in the Present Economic in Japan” (1961)
 “Economic Planning in Japan” (1962)
 “Big Business and Economic Policy” (1963)
 “Economic Policy of Regional Development” (1964)
 “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
 “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
 “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
 “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
 “Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)
 “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
 “A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
 “Pollution and Economic Policy” (1972)
 “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
 “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
 “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
 “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
 “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
 “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
 “Economic Policy During Thirty Years after the World War II in Japan
 —Prospect and Retrospect” (1979)
 “Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)
 “International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy” (1981)
 “Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)
 “Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)
 “Science and Technology in Economic Policy” (1984)

The Association is administrated by a board of 25 members elected every three years. Present members are: M. Ito (Prof., Fukuoka Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), T. Kimura (Prof., Osaka City Univ.), K. Kojima (Prof., Hitotsubashi Univ.), T. Konishi (Prof., Kansei Gakuin Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kanagawa Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Economic Univ.), H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.),

M. Noda (Prof., Meiji Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), Y. Hara (Prof., Aoyama Gakuin Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), K. Mosamura (Prof., Senshu Univ.), N. Maruo (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.),

Prof. K. Niino was elected the president of the Association in 1983. As the administrator of the head office Prof. K. Niino and as chief editor of annual reports Prof. K. Omiya are appointed.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

City Planning and Regulation of Distribution Policy..... *Sekio Sugioka*
 Regional Development and Industry-Policy of Tsukuba..... *Haruo Oba*
 On the Aspects of Industrial Policy in Local *Hisashi Nakao*
 International Aspect of Industrial Policy and
 Regional Development *Norihito Tanaka*
 A Study Note of Environmental Policy : Pollution
 Rights Approach *Akinori Kumagai*
 A Study of Industrial Policy and It's Experiences *Yutaka Hara*
 On Public Enterprise Pricing —The Optimal
 Two-Part Tariff.....*Hirokuni Imaizumi*
 An Industrial Organizational Analysis of the
 Microcomputer Market : Innovative Competition *Kazuo Yamasaki*
 The IS-LM Model and the Money Supply Control *Akihiro Natori*
 Environmental Policy in China
 —Dilemma to Economic Development— *Kazuhiro Ueta*
 Alternative Approach towards Regional Development
 and Rural Industrialization in Asian Countries *Noboru Tabe*
 Economic Development and Structural Changes of
 Indonesian Economy..... *Yukio Kaneko*
 Modeling Analysis of a Primary Commodity
 —a Case of Coffee—.....*Tatsuyuki Ota*
 Transfer of Technology on Transnational Cooperations.....*Shozo Maeda*

CHAIRMANS ADDRESS

Joint Session of Special Symposium for the 40 Years
 Anniversary of the Association *Takashi Fujii*

BOOK REVIEWS

F. M. Scherer, *Innovation and Growth; Schumpeterian
 Perspective*, 1984.....*Shohei Hakoda*
 Richard E. Just, Darell L. Hueth, Andrew Smith,
Applied Welfare Economics and Public Policy, 1983.....*Takayoshi Umeshita*
 David S. Evans, *Breaking Up Bell*, 1983 *Susumu Nagai*

地域開発と経済政策

1985年5月25日 第1刷発行 定価3,000円

編者 日本経済政策学会
 発行者 井村寿二

発行所 東京都文京区 株式会社 勁草書房
 後楽 2-23-15
 振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 科学図書印刷・谷島製本
 紙断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

3333-932907-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
 KOBE UNIVERSITY, NADA-KU KOBE, JAPAN

TOKYO BRANCH: KEIO UNIVERSITY, TOKYO
 CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA
 NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI—Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 32 volumes of annual reports have been published until 1984, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in the commemoration of the 15th anniversary of the existence of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

And the Association published the following book which is the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1950)
- “Patterns of Economic Control” (1951)
- “Planning in Economic Policy” (1952)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1953)
- “Policy for Selfsupporting Economy of Japan” (1954)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1955)

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1985

No. 33

CONTENTS

Introduction..... *The Program Committee*

ARTICLES

REGIONAL DEVELOPMENT AND ECONOMIC POLICY

The Interdependency between the Economic Policy and
Regional Development Policy in the Period of Rapid

Economic Growth in Japan..... *Shinyasu Hoshino*

How Should We Plan & Execute the Coming

New Regional Development Policy *Hirotsada Kohno*

The Regional "Structure Policy" in the Period of

Structural Change of Industry *Kazunari Abe*

Comment *Minoru Beika, Takashi Fujii, Yoshiharu Shimizu*

Summary..... *Hiroshi Kato*

SPECIALIZED STUDY GROUP

Government as a Decision-maker and a Executer of Economic

Policy: a Perspective from Public Choice Theory *Hiroyuki Kawanobe*

Comment... *Yasuo Sakamoto, Toshinosuke Kashiwazaki, Yoshinobu Takahashi*

REPORTS

The Transition of Development Policy in the Post

War Okinawa..... *Tatsuo Miyagi*

Economic Development of Okinawa in Retrospect

and Prospect *Zenichi Ito*

Economic Development Process and Movement of Personal Income

Distribution —So-called U Shaped Hypothesis of

S. Kuznetz— *Takaaki Ohnishi*

Richardson Process Model —Reexamination— *Yoshio Imai*

Keynesian Policy and Wage-Fixing..... *Yuichi Shionoya*

On Mr. Harrod's Investment Regulation Policy..... *Masakazu Kitano*

Economies of Scale in Japanese Life Insurance Industry..... *Kenji Matsuoka*

Land Taxes and Land Development..... *Katsuhiro Aono*

Towards Independent Development of Local Economy through

Overcoming of Dependence on Central Government Finance... *Ryoichi Abe*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KOBE UNIVERSITY, KOBE, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.